

## 7月企画運営委員会次第

日 時 平成30年7月19日(木)10:30～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会の開催について
  - (2) 平成30年度「苦情解決の取り組みⅠ」研修会について
  - (3) 平成30年度「組織マネジメント」研修会について
  - (4) 平成30年度「保育環境を考える～子どもの遊び～2」研修会について
  - (5) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 18-09～18-14
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

閉 会

※9月企画運営委員会(予定)8月は開催しません

平成30年9月13日(木)14:30～県社会福祉会館 2階 第一会議室

## 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会次第

日 時 平成30年7月19日(木) 14:00 ～  
場 所 ホテル・プラム  
3階 ジョルジュサンク イースト

### 1 開 会

2 主催者挨拶 一般社団法人神奈川県保育会理事長 萩原 敬三

### 3 出席者紹介

4 第1部 連絡協議会 (14:00 ～ 17:15) 3階 ジョルジュサンク イースト

#### 議 題

○ 基調講演「神奈川県の特機児童対策」について

- ・保育士のキャリアアップ研修について
- ・保育士の人材活用と確保について
- ・幼児教育の無償化について

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部

次世代育成課 深石薫グループリーダー

次世代育成課 加藤祐子グループリーダー

○ 質疑応答

○ 意見交換会

「保育士の人材確保等についての意見交換」

5 第2部 情報交換・懇親会 (17:30 ～ 19:30) 3階 ジョルジュサンク ウェスト

### 6 閉 会

市町村名：

保育士のキャリアアップ研修（県事業名エキスパート研修）についてお伺いします。

1. 昨年度、所管する民営保育所で本事業に取り組んでいない（未加算の）保育所はありますか。その場合の割合はどの位になりますか。また、運営主体によって違いがありますか。

2. 同じ県内でも、財政力が豊かな政令市などは、国の人数制限から外れる保育士に対して同額が支給できるよう補助をしています。貴市町村ではそのような取組を行うお考えがありますか。

保育士の人材確保についてお伺いします。

3. 所管する保育所で人材不足のため思ったよりも入所が進まない状況がありますか。その場合、予定していた人数の何割くらいですか。また、公立（直営）保育所での人材については充足していますか。充足していない場合、その割合はどの位ですか。

4. 保育士の人材確保のために貴市町村で取り組んでいる事業（例えば、宿舍借り上げ・貸付など）がありましたら全て教えて下さい。

今後についてお伺いします。

5. 幼児教育の無償化に対する準備などに取り組むのは、いつ頃からとお考えですか。

6. 貴市町村では、今現在の待機児童数の状況等から、あと、どの位の年月で待機児童が解消されると推測されていますか。（計画や現状からの推測で構いません）  
また、その後は需要が下回ることが考えられますが、その際の対応など、現段階でのお考えはありますか。

## アンケート集計結果

各市町が所管する保育所の状況や各市町の取組等を教えて頂き、県内の保育に関わる現状を知るとともに、県並びに県内市町とともに共通理解を図ることにより、県内のみらいある子ども達に幸せが公平に行きわたることを望み実施いたしました。

I, 概要 平成30年6月27日に県内各市町村に配布依頼し、7月18日までに回答のあったものを本会における地域別にまとめ集計を実施。(本会の地域割は下記記載のとおり)

II, 回収率 24 / 30 市町村中 (80%)

III, 地域 県東 会員保育所数…62ヶ所  
(横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・三浦郡)

県央 会員保育所数…92ヶ所  
(大和市・厚木市・海老名市・座間市・伊勢原市・綾瀬市・高座郡・愛甲郡)

県南 会員保育所数…92ヶ所  
(藤沢市・平塚市・茅ヶ崎市)

県西 会員保育所数…94ヶ所  
(小田原市・秦野市・南足柄市・中郡・足柄上郡・足柄下郡)

※ 本会の会員保育所数は、平成30年4月1日現在 340ヶ所

## IV, 内容

保育士のキャリアアップ研修(県事業名エキスパート研修)についてお伺いします。

1, 昨年度、所管する民営保育所で本事業に取り組んでいない(未加算の)保育所はありますか。その場合の割合はどの位になりますか。また、運営主体によって違いはありますか。

### 県東

・昨年度、所管する民営保育所は27施設で、そのうち未加算の保育所は3施設でした。割合としては約11%となります。運営主体は、すべて「株式会社」です。

(横須賀市)

・昨年度は17施設中、16施設が実施し、1施設が未実施でした。運営主体による差違はありません。(鎌倉市)

・取り組んでいない保育所はありません。(逗子市)

・あります。割合は50%です。運営主体による違いはありません。(三浦市)

・全ての保育所で取り組んでいます。また、運営主体によって違いはありません。(葉山町)

### 県央

・本市の保育所の2割において、処遇改善Ⅱの加算がありませんでした。運営主体による違いは特にありません。(大和市)

- ・処遇改善等加算Ⅱについて、未加算の施設は、保育所・小規模保育施設・家庭的保育施設を含め、全体の約3割となります。運営主体の違いはありませんが、同一法人の施設があります。（厚木市）
- ・県の補助金を申請していない園（市内保育所の85%）はありますが、運営主体での違いはありません。（海老名市）
- ・ありません。（座間市）
- ・処遇改善加算Ⅱについて、民営保育所7園中、未加算の保育所は1園でした。運営主体による違いはありません。（伊勢原市）
- ・昨年度は4/8園（50%）が申請無し。申請のなかった園の内訳は社会福祉法人が2/6園（33.3%）、学校法人が2/2（100%）。（綾瀬市）
- ・取り組んでいない民間保育所はありません。（寒川町）

#### 県南

- ・約19%（47施設中9施設）が未実施。（藤沢市）
- ・平成29年度の実績といたしましては、民間保育所31園中、処遇改善Ⅱの未加算園は3園（9.6%）となっております。（3園の運営主体の内訳；2園が株式会社（同法人）、1園が生活クラブ生活協同組合）（茅ヶ崎市）

#### 県西

- ・民間保育所25園のうち1園（社会福祉法人）である。（小田原市）
- ・3割強の保育所が未加算です。市内保育所は社会福祉法人が16園、その他が3園ありますが、未加算の施設はいずれも社会福祉法人です。（秦野市）
- ・保育士のキャリアアップ研修に取り組んでいない（未加算の）保育所は、1/4施設あります。運営主体による違いはありません。（南足柄市）
- ・なし。（大磯町）
- ・当町は、公立保育所のみとなります。（湯河原町）
- ・ございません。（開成町）
- ・当町は、公立園のみとなります。（箱根町）
- ・なし。（松田町）
- ・なし。（山北町）
- ・なし。（中井町）

2、同じ県内でも、財政力が豊かな政令市などは、国の人数制限から外れる保育士に対して同額が支給できるように補助をしています。貴市町村ではその様な取組を行うお考えがありますか。

#### 県東

- ・本取組みを行うことでの人材確保への影響、市全体の予算への影響などを、調査、研究したうえで、判断していきたいと考えています。（横須賀市）
- ・本市では、その様な取組を行う予定はありません。（鎌倉市）
- ・ありません。（逗子市）
- ・財政的に厳しい為、検討しておりません。（三浦市）
- ・他市町村の取組を参考にしながら検討していきます。（葉山町）

#### 県央

- ・処遇改善について、本市独自に行う予定はありません。（大和市）

- ・現在のところ、神奈川県や、県から指定を受けている機関で実施の研修の受講を考えており、上記のような取り組みについては未定です。（厚木市）
- ・特にありません。（海老名市）
- ・ありません。（座間市）
- ・処遇改善加算Ⅱについて、給付費以外の補助の取り組みは予定していません。（伊勢原市）
- ・市独自の補助は現在行っていない。（綾瀬市）
- ・今のところ、その様な取組の検討はしていません。（寒川町）

#### 県南

- ・施設整備による施設数増加と入所児童数の増加に伴い、公定価格による運営費と、それを補完する市の単独補助（人件費助成）が増大している本市にとっては、国の人数制限から外れる保育士に対する補助（処遇改善）を行うことは難しい。しかしながら、隣接する横浜市などでの取り組みは、本市にとって少なからず影響が出ているものと捉えており、設置運営法人からは、政令市と同様の補助を求める声が多く出されている。（藤沢市）
- ・保育士の処遇改善にかかる各市区町村の取組み状況や本市の財政状況等により検討した結果、現段階では同様の取組みを行うことはできないと判断しております。（茅ヶ崎市）

#### 県西

- ・現時点で想定していない。（小田原市）
- ・現在のところ取り組む予定はありません。（秦野市）
- ・ありません。（南足柄市）
- ・なし。（大磯町）
- ・公立保育所のみのため、特段の取組はありません。（湯河原町）
- ・ございません。（開成町）
- ・公立園のみであるため、補助制度はありませんが、国の人数制限よりは加配しています。（箱根町）
- ・近隣町との状況にもよるが検討する。（松田町）
- ・なし。（山北町）
- ・国の基準内での補助をします。（上乗せ徴収は検討していません。）（中井町）

保育士の人材確保についてお伺いします。

- 3, 所管する保育所で人材不足のため思ったよりも入所が進まない状況がありますか。その場合、予定していた人数の何割くらいですか。また、公立（直営）保育所での人材については充足していますか。充足していない場合、その割合はどの位ですか。

#### 県東

- ・公立は、欠員代替の非常勤職員が1名不足している。（横須賀市）
- ・人材不足により、入所が進まない状況があります。公立保育園では、最大受入数まで児童を入所させたいと考えていますが、実際には最大受入数に対して、8割程度の入所率となっています。また、現在公立保育園においては、最大受入可能数の受入に必要な職員数に対して8割程度充足していない状況です。（鎌倉市）
- ・保育士が確保されれば、民間保育所及び公立保育所で各若干名の入所が可能と考えられる。（逗子市）

- ・4月時点で在園児が減った事に伴い、保育士数を減らし、その後中途での採用が進まず、受け入れができなかった事例はありますが、割合は数%です。公立園ありません。（三浦市）
- ・人材不足による入所が進まない状況はありません。（葉山町）

## 県央

- ・民間保育所においては1園で保育士が5人不足し、定員90名のところ、18名の受け入れができませんでした。公立保育所においても人材は5%不足しておりますが、派遣等の活用により入所定員を維持している状況となっております。（大和市）
- ・今年度4月時点で、市内にある保育施設全体の2割ほどの施設で保育士不足がみられました。必要保育士数に対する不足人数の割合については0歳児クラスで約1割、1～5歳児クラスは若干名となりました。公立4施設については、1施設で2名の不足がみられました。（厚木市）
- ・充足しているとは言い難いものの、入所はおおむね定員まで措置しています。（海老名市）
- ・ありません。保育士定数は満たしていますが、障がい児対応保育士の確保が困難な状況です。（座間市）
- ・各施設で保育士が不足している状況は伺っていますが、実体として、保育士何人対して何人の児童の受入ができなかったかは把握していません。本年度4月、保育士不足から0歳児の受入ができない園が1園ありました。公立保育所においても慢性的な保育士不足から定員までの受入ができない状況が続いています。

参考：利用定員に対する入所児童数の割合

平成29年4月 公立81.2% 私立100.4% 合計96.3%

平成30年4月 公立70.2% 私立95.3% 合計90.2%

公立私立ともに児童の受入が難しい状況となっております。（伊勢原市）

- ・市全体では定員以上の受け入れが来ている。公立保育所については、充足していない。約9割ほど。（綾瀬市）
- ・定員を満たす程度の保育士の確保はできています。当町に公立保育所はありません。（寒川町）

## 県南

- ・平成30年4月の入所児童選考においては、全体の受入可能数2,058人に対して、81人の児童が保育士不足等の理由により受け入れできない状況となってしまった。（約4%）公立保育所においては、市基準の配置に対しては充足しているが、障がい児対応など、加配保育士に関して充足していない部分もある。（藤沢）
- ・定員を大幅に割る保育所はありませんが、定員を超えた緊急的な受入をする人材が確保しにくい状況です。また、公立保育所においては、特に臨時職員が充足していない状況が続いており、6月1日時点で臨時職員全体の7%が不足している（不足数7人/全体103人）状況です。（茅ヶ崎市）

## 県西

- ・民間保育所については、園によって入所状況にばらつきがあり、また、すべての園の保育士確保状況を把握していないため、人材不足が原因で受入を控えているかどうかは判断できないが、認可定員に対する入所者数の割合である定員充足率は直近で106.1%である。一方、公立保育所の定員充足率は93.5%であって、正規、臨時ともに職員が不足している状況である。（小田原市）
- ・人材不足による入所の影響はありません。（秦野市）
- ・充足しています。（南足柄市）

- ・管内私立保育所1カ所において、9名の入所が進まなかった。公立保育所においては充足している。（大磯町）
- ・毎年度4月時点で待機児童0を継続しており、人材については常勤非常勤でまかっています。（湯河原町）
- ・1割に満たない人数ではありますが、人材不足により入所が進んでいない場面があると感じています。公立（直営）保育所は当町にはございません。（開成町）
- ・当町においては、公立園のみになりますが、人材については、国の基準に沿って配置しているが、加配部分について充足しているとは言えない。（箱根町）
- ・公立（直営）保育所なし。（松田町）
- ・配置基準は満たしていますが、1人1人の負担が大きいことから新たな人材の確保に努めています。（山北町）
- ・町内施設は現在、保育士の不足により、公私立とも募集をかけていますが入所が進まない状況までは至っておりません。（中井町）

4、保育士の人材確保のために貴市町村で取り組んでいる事業（例えば、宿舎借り上げ・貸付など）がありましたら全て教えてください。

#### 県東

- ・保育士を対象とした就職セミナー・相談会を年2回開催している。（横須賀市）
- ・市独自の就職支援講座を継続的に実施しており、また平成30年度からは宿舎借り上げに係わる補助金を交付しています。（鎌倉市）
- ・広報の活用（逗子市）
- ・特にありません。（三浦市）
- ・特にありません。（葉山町）

#### 県央

- ・保育士宿舎借り上げ支援事業、保育士雇用に係る経費の一部補助と保育士等に対する経済的支援に要する費用の補助、滞在保育士に対する保育就業体験の実施。（大和市）
- ・奨学金返済、転入奨励、復職等奨励の3つの助成金を交付しています。（厚木市）
- ・宿舎借り上げ、貸付を国制度に基づいて実施しています。（海老名市）
- ・平成30年度から保育士宿舎借り上げ支援事業を実施しています。（座間市）
- ・平成30年度から宿舎借り上げ補助を実施。（伊勢原市）
- ・各施設で保育補助者を雇用するために子育て支援員研修を実施。保育士の業務負担の軽減を図り、離職防止を促進する。（綾瀬市）
- ・町広報やホームページにて各園で保育士を募集していることを掲載しています。（寒川町）

#### 県南

- ・保育士が自分の子どもを保育所に預けて復職、就職する際の加点制度。保育士のための宿舎借り上げ制度。法人が行う求人活動（旅費、広告掲載、人材派遣会社への手数料等）に対する補助等。（藤沢市）
- ・保育士宿舎借り上げ支援事業、独自の就職相談会、保育士の負担軽減のため保育補助員配置への補助などを実施しています。（茅ヶ崎市）

#### 県西

- ・民間保育所の保育士確保を目的として保育士宿舎等借上事業を実施しているほか、保育士・保育所支援センターと協力して就職相談会を実施予定である。（小田原市）



- ・平成30年度から、本市内の民間の保育所等に就労する方、及びその就労を機に本市に転入する方を対象とし、給付金の支給を行っています。（秦野市）
- ・特にありません。（南足柄市）
- ・なし。（大磯町）
- ・採用募集の年齢制限を引き上げ（25歳→35歳）。（湯河原町）
- ・ございません。（開成町）
- ・特にありません。（箱根町）
- ・なし。（松田町）
- ・なし。（山北町）
- ・特になし（中井町）

今後についてお伺いします。

5、幼児教育の無償化に対して準備などに取り組むのは、いつ頃からとお考えですか。

#### 県東

- ・既に平成31年度の無償化について、関係各課が集まり検討会議を開催し準備に取り組んでいる。（第1回 6/19日開催）（横須賀市）
- ・今後の対応スケジュールに関しては現在検討中ですが、平成31年度予算の構築に向けて、法改正を始め、システム改修など準備を現在から随時、進めて行く予定です。（鎌倉市）
- ・平成30年秋頃にニーズ調査を行う予定。平成31年当初予算編成にむけて着手している。（逗子市）
- ・取り組み始められるだけの情報が国から示された段階と考えています。（三浦市）
- ・国の動向を見ながら検討していきます。（葉山町）

#### 県央

- ・制度の概要が示されるまでは、想定（推測）のみの準備としています。（大和市）
- ・今年度、ニーズ調査を実施する予定となっています。（厚木市）
- ・国制度次第ですが、3月頃を想定しています。（海老名市）
- ・平成30年10月（平成31年度当初予算編成時期）だと考えています。（座間市）
- ・平成31年度予算編成に向けて、9月頃から検討を行う予定です。（伊勢原市）
- ・国の制度が整い次第対応する予定。（綾瀬市）
- ・まだ詳細が示されていないので、示されてから検討致します。（寒川町）

#### 県南

- ・対象範囲や影響額に関してはすでに検討に入っている。（当市でのH31予算概算要求がすでに始まっているため。）（藤沢市）
- ・現段階では、国から正式な通知が来ていないため、国や県から提供される参考資料や報道などから情報を収集するとともに、得られた情報の範囲の中で事務手続き上において今後考えられる影響について、課内やシステム保守業者等との間で情報共有及び話し合いを行っております。具体的な準備については、国からの正式な通知により、詳細が明らかになってからと考えております。（茅ヶ崎市）

## 県西

- ・平成31年度予算要求に向け事業費の積算を行うほか、対象者や対象サービスについては、国から正式な通知を待ってから順次、個別通知や広報等で対応していく予定である。（小田原市）
- ・詳細が分かり次第取り組む予定です。（秦野市）
- ・国から具体的な連絡がありましたら、取り組みます。（南足柄市）
- ・国及び神奈川県との動向に合わせた対応が必要と考えるが、平成31年度予算や平成31年入所受付等を検討する平成30年10月頃には何らかの準備が必要と考える。（大磯町）
- ・例規の整備など、平成30年度後半くらいと考えます。（湯河原町）
- ・予算編成を行う10～11月頃と考えております。（開成町）
- ・国から詳細が示されてからの取り組みになると思います。（箱根町）
- ・未定。（松田町）
- ・国からの指針が発表されてから。（山北町）
- ・国が現時点で示している幼児教育の無償化が平成31年10月であるため、平成30年度後半から取り組む必要があると考えています。（中井町）

6、貴市町村では、今現在の待機児童数の状況から、あと、どの位の年月で待機児童が解消されると推測されていますか。（計画や現状からの推測で構いません）また、その後は需要が下回ることが考えられますが、その際の対応など、現段階でのお考えはありますか。

## 県東

- ・平成30年4月1日で待機児童数は37名となっている。保護者も通園できる範囲内での入園申込みとなるため、地域間での隔たりや年齢のアンマッチにより待機児童が解消される年月の推測は難しいと考える。（横須賀市）
- ・平成32年4月1日時点で待機児童が解消されるよう、計画を進めています。その後については、現在進めている保育施設の整備とそれによる保育ニーズの高まりとのバランスを考慮しながら、対応を見極めたいと考えています。（鎌倉市）
- ・幼児教育の無償化による保育ニーズへの影響を考慮しなければ、来年4月の待機児童は解消する可能性がある。需要が低下した場合は、保護者のニーズを踏まえ、各園の定員を検討する必要があると考えている。（逗子市）
- ・平成30年4月1日現在（過去数年間）待機児童は0です。（三浦市）
- ・保育所の新設等が予定通りならば、平成31年末での解消を推測しています。その後の対応については、次期子ども・子育て支援事業計画策定の中で検討していきます。（葉山町）

## 県央

- ・本市は4月1日時点において、3年連続して待機児童ゼロを達成しております。今後も就学前児童数や入所申込児童数等の推移を慎重に見極めながら、適正な施設整備を進めて行く予定です。（大和市）
- ・数年以内には解消できるものと推測しています。保育需要は引き続き増加すると思われるため、解消後も継続的な施設整備が必要になると考えています。（厚木市）
- ・市の計画上、平成31年に待機児童解消を目指しています。市内人口が減少に転じた後は、公立保育園の定員を縮小していくことを想定しています。（海老名市）
- ・平成36年度には待機児童が解消されるものと推測しています。待機児童解消後は、一時保育、休日保育、病児保育等の特別保育に力を入れる事業者が増えるものと予測しています。（座間市）

- ・計画では、平成32年度にニーズを充足することになっていますが、保育所が新設されると、新たな保育ニーズが生じる状況があり、低年齢児を中心に待機児童が解消される見込みは、当面のところありません。しかしながら、就学前児童数は減少傾向にあり、将来的には待機児童が解消されてくると考えています。総体の需要バランスは公立保育所の定員で調整していきたいと考えています。（伊勢原市）
- ・計画では平成31年度に0としているが、予想より需要が増えている。需要が下がった後の対応については現段階では決まっていない。（綾瀬市）
- ・計画のうえでは、平成31年度には待機児童数が0になる計画を策定しております。需要が下回った時の対応は、定員の減等を各園に依頼し、園が安定的な運営ができるようにする必要があると考えます。（寒川町）

## 県南

- ・待機児童が多い当市にとっては、現状のままの施設整備を行っては何年かかっても待機児童は解消されないものと認識している。待機児童が低年齢児に多く、4歳、5歳児に関しては供給過多となっているため、低年齢児（3歳児を含む）に特化した認可保育所の整備が進まないで待機児解消は見込めない。また、現在は、将来の人口（就学前児童）の減少を見込んで、賃借改修型の保育所のみを公募の対象としている。（藤沢市）
- ・平成30年4月の待機児童数は13人となり、平成31年4月の待機児童解消に向けて取り組みを進めています。ただし、保育需要は年々増加しており、いつ需要が下回るかは推測が難しい状況です。そのため、需要が下回った際の対応については、今のところ具体的な考えは特にありません。（茅ヶ崎市）

## 県西

- ・保育ニーズのピークアウトの予測は、現時点では判断が難しいが、本市は就学前教育に対する保育の利用申し込み率が都市部に比べて高いことから、比較的早い時期にピークアウトすることが想定される。需要低下への対応については、明らかに供給過剰な場合には、公共施設がバッファーになることが想定される。（小田原市）
- ・来年4月の解消を目指して取り組んでいますが、幼児教育の無償化の影響次第では難しいと考えています。（秦野市）
- ・当市の子ども・子育て支援計画上では、2020年4月に待機児童が解消される予定です。（南足柄市）
- ・平成30年4月に認定こども園を1園開園した。現状は入所希望と空きのある施設がアンマッチであるため待機児童が発生していることもあり、平成32年あたりには解消される見込み。需要が下回るとは推測できない。（大磯町）
- ・待機児童はない状況です。こどもの数は減少傾向にありますが、低年齢児の需要は変わらないのではないかと考えています。（湯河原町）
- ・平成30年4月現在、待機児童はおりませんが、今後の需要の変化を注視し、対応していきたいと考えております。（開成町）
- ・当町においては、現在のところ待機児童はおりません。（箱根町）
- ・現在待機児童数がいません。（松田町）
- ・現在、待機児童はいません。（山北町）
- ・本町では、待機児童は発生しておりません。また、今後も発生する見込みはないと想定しています。（中井町）

平成 30 年度

# 県・市町村連絡協議会

保育士確保対策・幼児教育無償化について

神奈川県福祉子どもみらい局  
子どもみらい部次世代育成課

☆保育・待機児童対策グループ

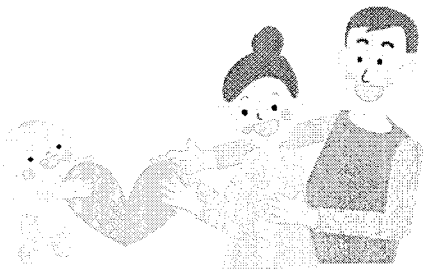
グループリーダー 深石 薫 氏

☆子育て支援人材グループ

グループリーダー 加藤 祐子 氏

平成 30 年 7 月 19 日 (木)  
ホテルプラム 3F  
ジョルジュサンクイースト  
主催 一般社団法人神奈川県保育会  
横浜市神奈川区沢渡 4-2

# 保育士確保対策・ 幼児教育無償化について



神奈川県福祉子どもみらい局  
子どもみらい部次世代育成課

Kanagawa Prefectural Government

## 1. 保育士の現状①

### ○ 全職種平均から約10万円低い給与水準【全国】

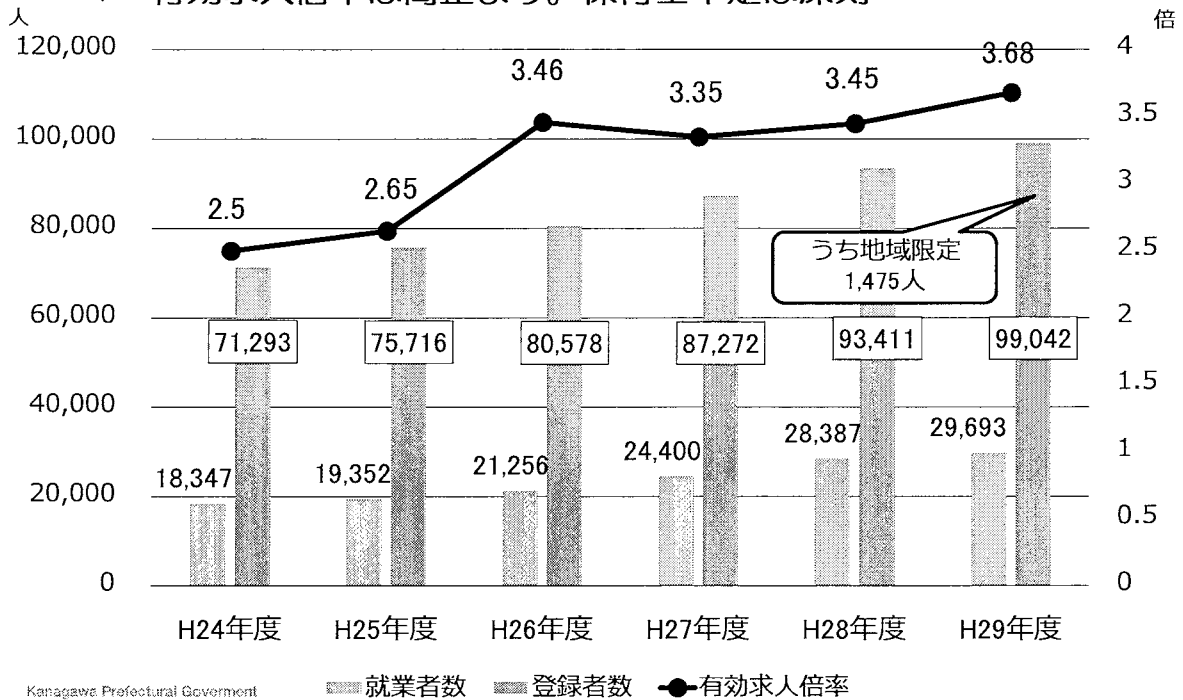
職種	平均年齢	勤続年数	月給
全職種	42.5歳	12.1年	333,800円
保育士	35.8歳	7.7年	229,900円
幼稚園教諭	33.3歳	7.3年	231,600円
看護師	39.3歳	7.9年	331,900円
福祉施設介護職員	40.8歳	6.4年	233,600円
ホームヘルパー	46.9歳	6.6年	236,500円

出典：平成29年賃金構造統計調査（男女計）

約10万円低い

## 1. 保育士の現状②

- 保育士試験の2回化（地域限定保育士試験の実施）、保育士・保育所支援センター（保・保C）の復職支援などにより保育士確保  
 ⇒ 有効求人倍率は高止まり。保育士不足は深刻



## 2. 保育士の確保の取組み①

### 1. かながわ保育士・保育所支援センター

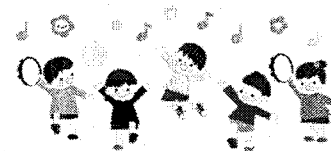
保育に関する無料職業紹介等を行う機関。横浜駅西口かながわ県民センター内に設置。平成26年度から県社会福祉協議会に事業委託。

- (1) 保育に関する無料職業紹介
- (2) 潜在保育士データベースの管理・運営
- (3) 就職支援セミナー・相談会
- (4) ハローワークや県内自治体との連携

### 2. 緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した保育士等確保対策事業

保育士確保対策の一環として、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、保育士資格等を有しているが保育の現場で就労していないいわゆる潜在保育士等の再就職を支援する。

- (1) 潜在保育士への再就職意向調査
- (2) 就職支援セミナー・就職相談会
- (3) 現場復帰支援研修



### 3 保育士試験受験促進事業

認可外保育施設の無資格従事者などを対象に保育士試験の受験制度や勉強の方法等について講座を開催し、受験の動機付けを図る。

### 4 保育士処遇改善

他業種と比較して低賃金であるとされる保育士の給与改善を図るため、施設型給付の中に処遇改善加算を創設。平成29年度から、一定の技能・経験を持つ保育士に対し、月額4万円の処遇改善を開始。

## 2. 保育士の確保の取組み②

### 5 保育体制強化

地域住民や子育て経験者など多様な人材を保育に係る周辺業務（清掃、給食準備、消毒など）に活用することで、保育士の負担軽減を図り、保育士の就業継続・離職防止や質の高い保育を提供することにつなげる。

### 6 宿舍借り上げ支援

保育士の人材確保や保育士の離職防止を図るために保育士用の宿舍の借り上げ支援を行うために必要な費用の補助を行う。

### 7 保育賞・保育の日

神奈川県内の児童福祉施設に多年勤務する保育士で特に顕著な業績があつて保育士の模範として推奨するにたる者をほう賞し、その功労に報いるとともに、広く保育士の勤労意欲の高揚に資することを目的とする。

#### (1) 実施方針

国家戦略特区を活用し、全国で初めて年3回目の保育士試験である、県独自地域限定保育士試験を実施

#### (2) 実施時期

筆記試験：平成29年8月12日（土）及び13日（日）

実技講習会：平成29年10～11月

### 8 県独自地域限定保育士試験

#### (3) 受験手数料

通常の保育士試験（通常試験）と同額（12,700円）

(4) 受験者数 1,378人

(5) 実施機関 神奈川県

(6) 合格者数 278人



Kanagawa Prefectural Government

## 2. 保育士の確保の取組み③

### (1) 保育士修学資金貸付

保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除。（月額5万円）

### 9 保育士修学資金貸付等事業

#### (2) 保育補助者雇上支援

保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げる保育所に対し、雇用費用の貸付メニューを創設し、保育士の負担を軽減。保育補助者が3年間で保育士資格を取得した場合、返還免除。（年額295.3万円、3年間で上限）

#### (3) 保育士の復帰支援

潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部を貸付。再就職後、2年間の実務従事により返還を免除。（月額保育料の半額2.7万円が上限。1年間）

#### (4) 就職準備金の貸付

潜在保育士が再就職する場合の就職準備金を貸付。2年間の実務従事により返還を免除。（20万円）



Kanagawa Prefectural Government

## 2. 保育士の確保の取組み④

国家戦略特区を活用した県独自保育士試験の実施（4,852万円）

現在、実施している年2回の保育士試験に加え、国家戦略特区を活用した年3回目となる保育士試験として、県独自に地域限定保育士試験を実施する。

【試験スケジュール】

筆記試験 平成30年8月  
 保育実技講習会 平成30年10月～12月

### 1 事業内容

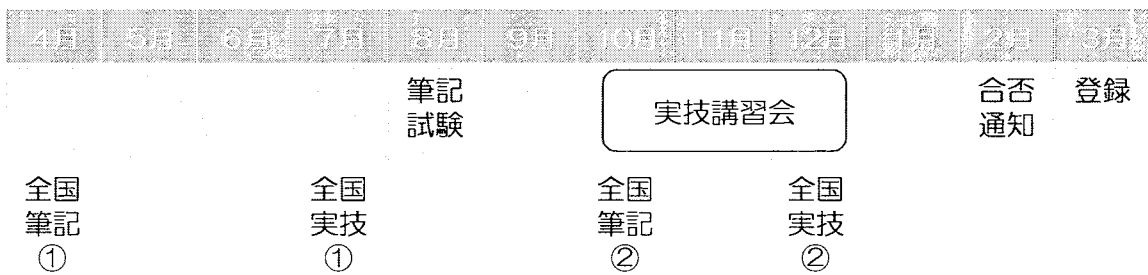
#### (1) 県独自の筆記試験の実施

- ・全国で年2回実施されている保育士試験とは別に、県独自の筆記試験問題を作成する。
- ・試験事務について、これまで指定していた全国保育士養成協議会に代わり、株式会社等へ指定して実施する。

#### (2) 保育実技講習会の実施

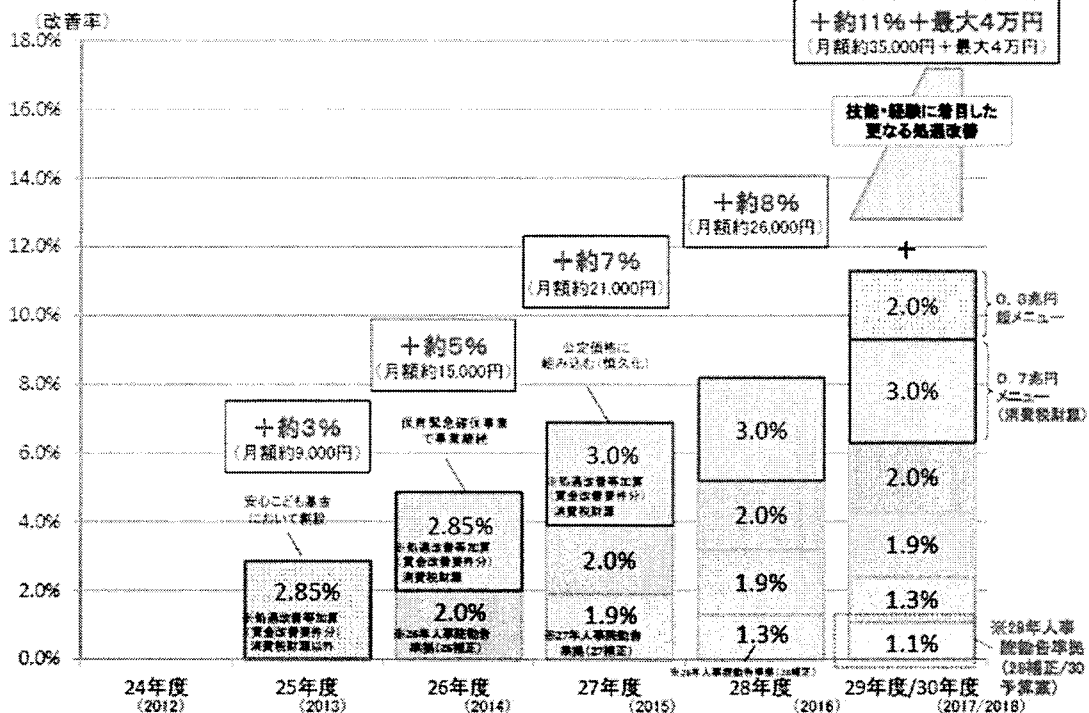
- ・平成28年11月に、講習会制度が整備され、筆記試験全科目合格者に対して実施する実技試験に代わり、保育実技講習会を全国に先駆けて実施する。

### 2 事業スケジュール



## 3. 保育士等の処遇改善①

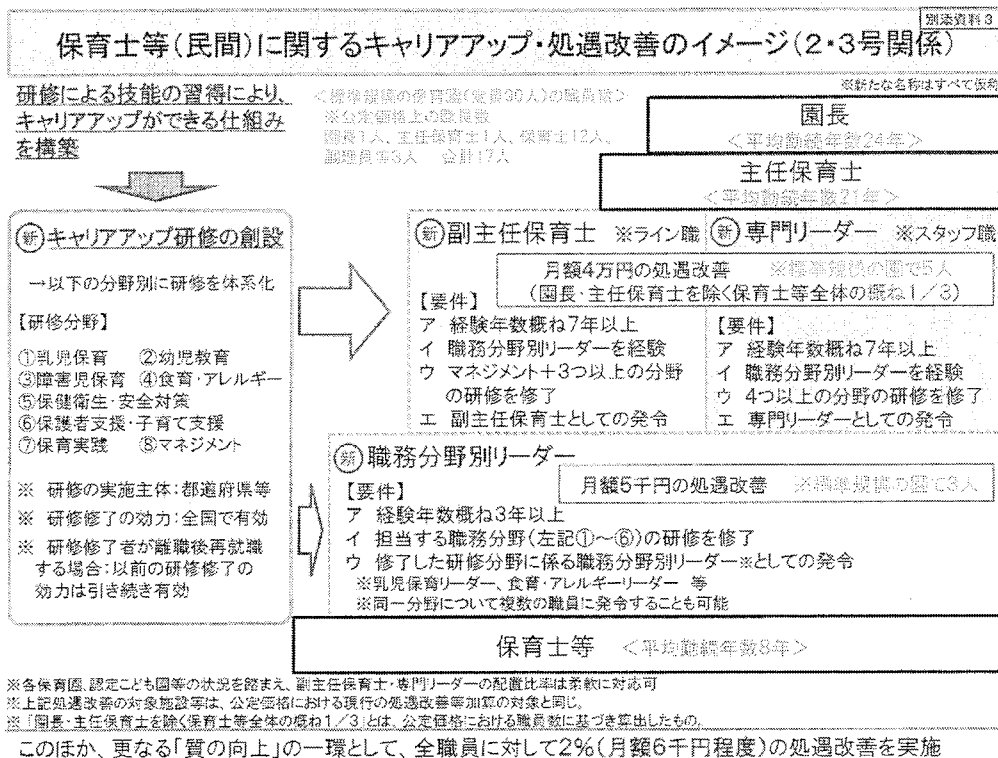
保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善加算(賃金改善率等)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施  
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額  
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。



### 3. 保育士等の処遇改善②



(新) キャリアアップ研修の創設

ー以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

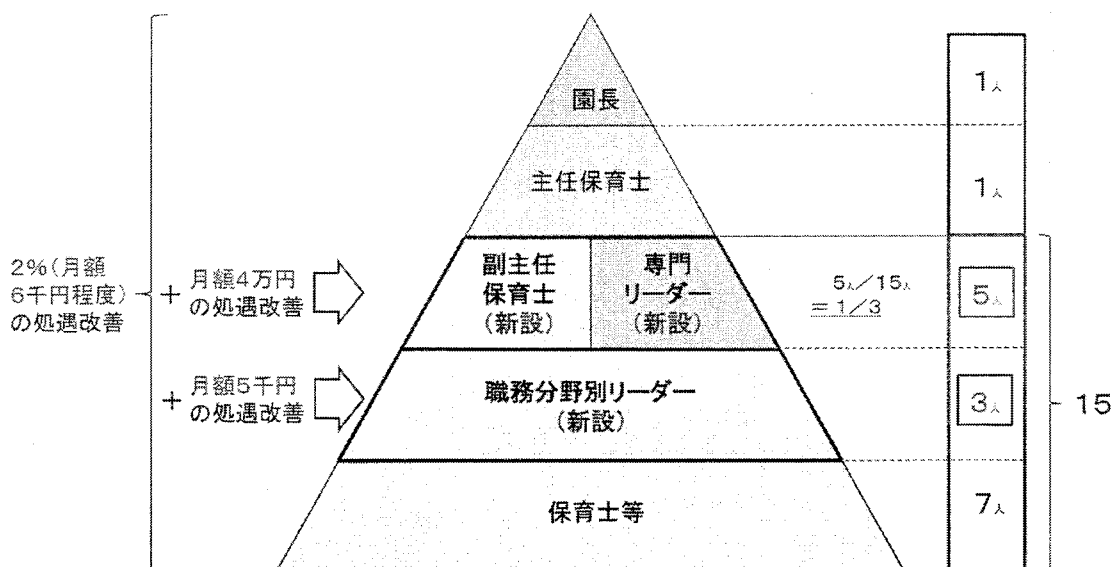
①乳児保育 ②幼児教育  
 ③障害児保育 ④食育・アレルギー  
 ⑤保健衛生・安全対策  
 ⑥保護者支援・子育て支援  
 ⑦保育実践 ⑧マネジメント

※ 研修の実施主体: 都道府県等  
 ※ 研修修了の効力: 全国で有効  
 ※ 研修修了者が離職後再就職する場合: 以前の研修修了の効力は引き続き有効

### 3. 保育士等の処遇改善③

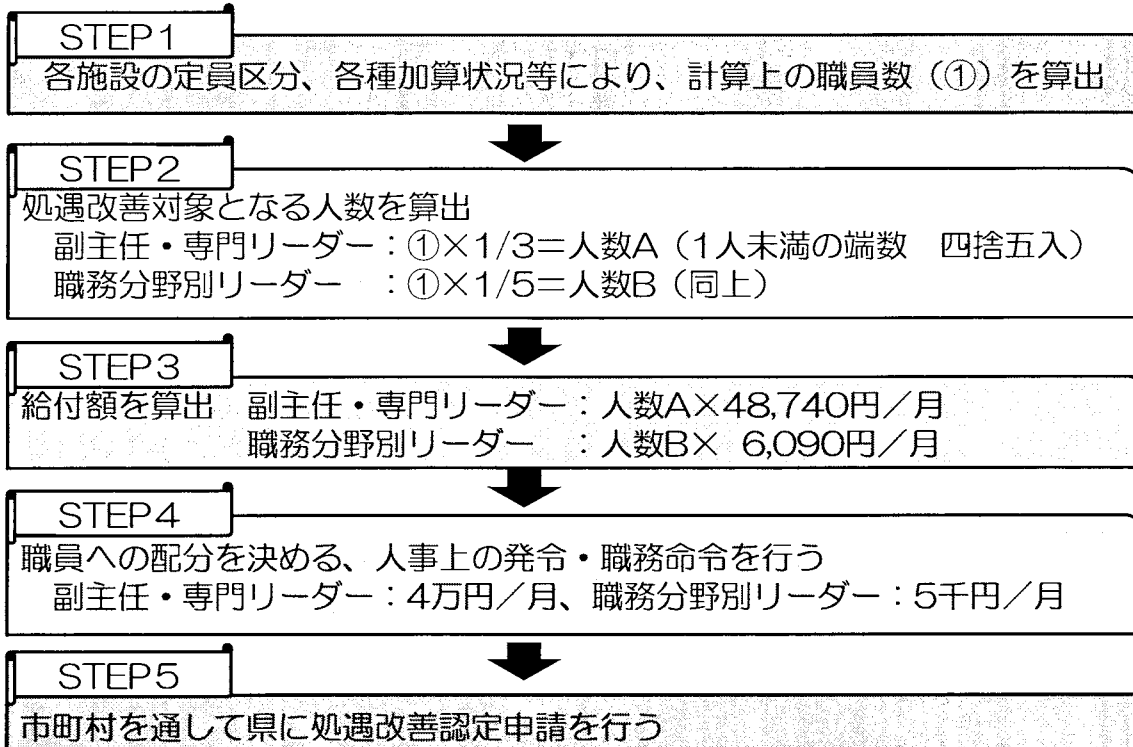
**保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)**

＜定員90人(職員17※人)のモデル(公定価格前提)の場合＞  
 ※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



### 3. 保育士等の処遇改善④

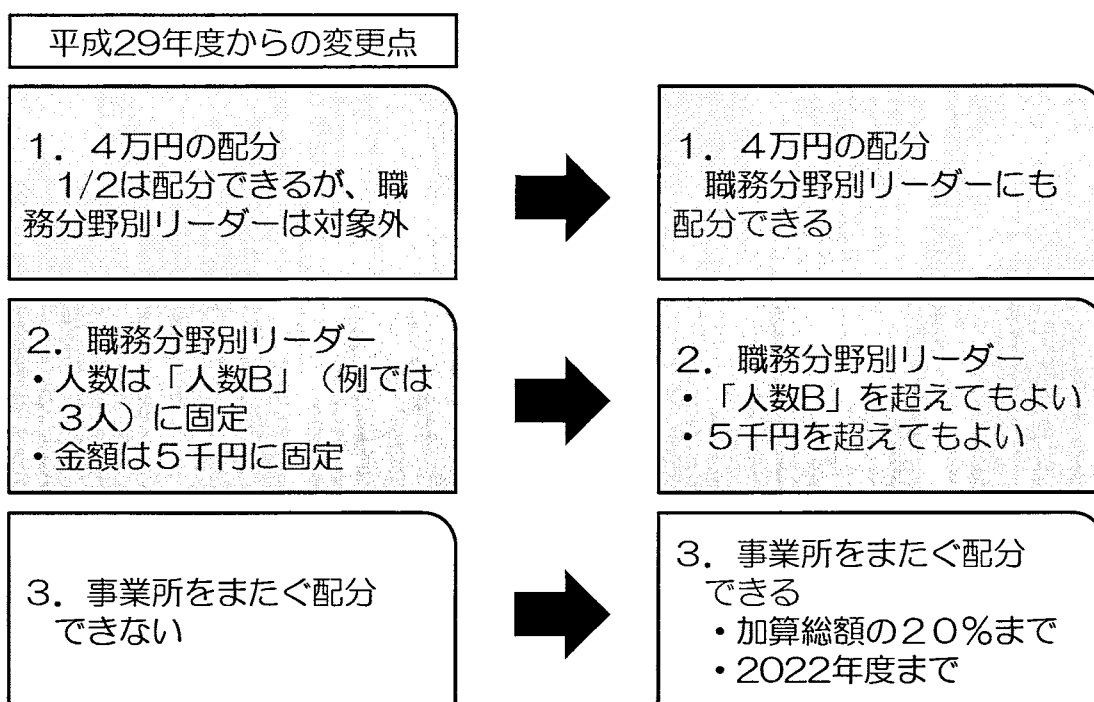
処遇改善等加算Ⅱの手続き



Kanagawa Prefectural Government

10

### 3. 保育士等の処遇改善⑤



Kanagawa Prefectural Government

11

## 4. 保育エキスパート等研修①

1. 保育エキスパート等研修とは  
 保育士が専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、一定の経験を積んだ保育士を対象に、乳児保育・障害児保育など各分野のスペシャリスト（保育エキスパート）等を養成する。  
 研修の修了により、処遇改善Ⅱの対象となる。

2. 対象者  
 (1) 対象施設（全て民間）  
 保育所・認定こども園・地域型保育事業  
 (2) 対象となる職種・必要な研修

経験	対象職種	必要な研修分野
概ね7年以上 (月額4万円)	副主任保育士 (主任を補佐するライン職)	マネジメント+3分野
	専門リーダー (専門に特化したスタッフ職)	4分野
概ね3年以上 (月額5千円)	職務分野別リーダー	1分野

Kanagawa Prefectural Government

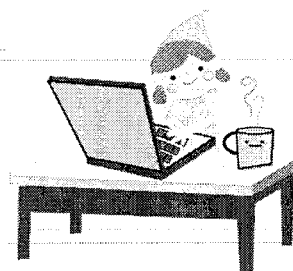
## 4. 保育エキスパート等研修②

3. 研修分野  
 国が定めた「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」記載の8分野

分野	内容
①乳児保育	乳児保育の意義、環境、適切な関わり、保育内容、指導計画・記録・評価 等
②幼児教育	幼児教育の意義、環境、保育内容、指導計画・記録・評価、小学校との接続 等
③障害児保育	障害の理解、環境、発達援助、家庭・関係機関との連携、指導計画・記録・評価 等
④食育・アレルギー対応	栄養の基礎知識、食育計画、アレルギーの理解、食事の提供ガイドライン、アレルギー対応ガイドライン等
⑤保健衛生・安全対策	保健計画、事故防止・健康安全管理、感染症対策ガイドライン、事故防止ガイドライン 等
⑥保護者支援・子育て支援	保護者支援・子育て支援の意義、相談援助、子育て支援、虐待予防、関係機関との連携 等
⑦マネジメント	マネジメントの理解、リーダーシップ、組織目標の設定、人材育成、働きやすい環境づくり 等
⑧保育実践	保育における環境構成、子どもとの関わり方、身体を使った遊び、言葉・音楽を使った遊び、物を使った遊び 等

## 4. 保育エキスパート等研修③

4. 研修時間  
15時間（3日間）を予定
5. スケジュール  
6月 受講案内送付・申込開始  
7～10月 第1期 研修  
11～3月 第2期 研修
6. 既存研修の指定（次ページのとおり）
7. 平成29年度からの変更点



研修を4分野修了していなくても、処遇改善Ⅱは受けられる。



研修を4分野修了していなくても、処遇改善Ⅱは受けられるが、  
2021年度末（平成33年度末）までに修了しなくてはならない。  
＝2022年度（平成34年度）以降は、研修を修了していないと  
処遇改善Ⅱは受けられない（研修必須化を目指す）

## 4. 保育エキスパート等研修④

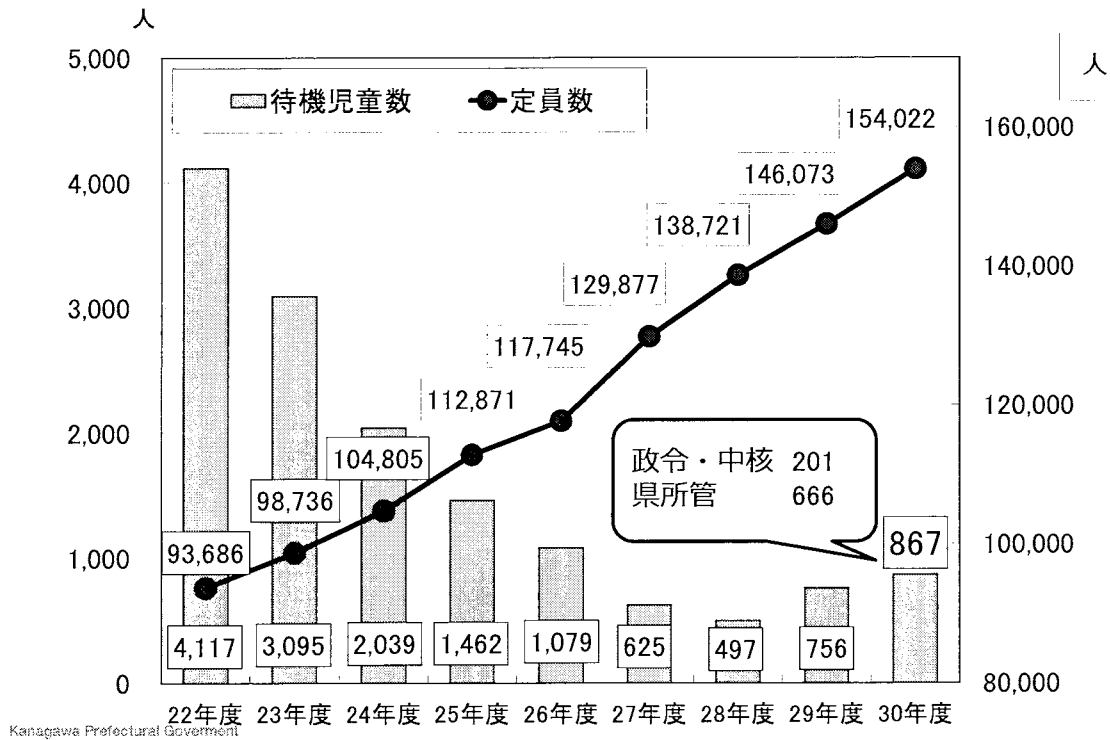
6. 既存研修の指定（平成30年6月現在）

NO	研修実施機関	乳児	幼児	障害	食育	保健	文化	文芸	実践
2	保育センター	○	○	○	○	○	○	○	○
3	横浜市	○	○	○	○		○	○	
4	相模原市	○	○	○	○	○	○		
5	横須賀市			○					
6	県保育会							○	○
7	NPO小田原保育者の会			○					
8	川崎市	○	○	○	○	○	○	○	
9	横浜市私立園長会	○	○					○	○
10	日保協横浜支部					○			
11	川崎市保育会	○	○				○		
12	県社会福祉協議会							○	
13	日保協神奈川支部					○			

※NO1は神奈川県

## 5. 最近の動き①（待機児童数）

○ 保育所等の整備により減少してきたが、H30年4月は 2年連続で増加



16

## 5. 最近の動き②（子育て安心プラン）

### 「子育て安心プラン」

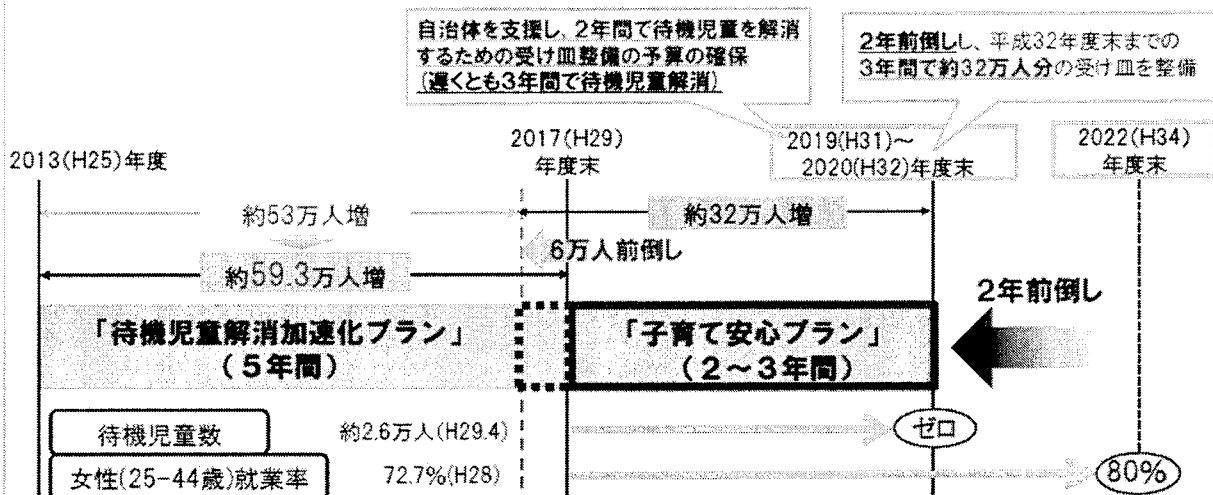
【平成29年6月2日公表】

#### 【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

#### 【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。  
（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2013）



※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

17

## 5. 最近の動き③（子育て安心プラン）

### 6つの支援パッケージの主な内容

<p><b>1 保育の受け皿の拡大</b></p> <p>～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助</li> <li>・大規模マンションでの保育園の設置促進</li> <li>・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進</li> <li>・企業主導型保育事業の地域枠拡充など</li> <li>・国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用</li> <li>・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保</li> <li>・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表</li> </ul> <p>※市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年4月1日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表</li> <li>・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進</li> </ul>	<p><b>3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進</b></p> <p>～更なる市区町村による保護者支援を行う～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大</li> <li>・待機児童数調査の適正化</li> </ul>
<p><b>2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」</b></p> <p>～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築</li> <li>・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充</li> <li>・保育士の子どもの預かり支援の推進</li> <li>・保育士の業務負担軽減のための支援</li> </ul>	<p><b>4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」</b></p> <p>～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方単独保育施設の利用料支援</li> <li>・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進</li> <li>・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大</li> </ul>
	<p><b>5 持続可能な保育制度の確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育実施に必要な安定財源の確保</li> </ul>
	<p><b>6 保育と連携した「働き方改革」</b></p> <p>～ニーズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性による育児の促進</li> <li>・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討</li> </ul>

18

## 6. 幼児教育・保育無償化の概要①

新しい経済政策パッケージ（2兆円）（平成29年12月8日閣議決定）より

幼児教育・保育の無償化の対象	無償化の範囲等
<p>① 子ども・子育て支援新制度対象施設</p> <p>（認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育等）</p>	<p>3～5歳：全ての子どもについて無償化</p> <p>0～2歳：住民税非課税世帯を対象に無償化</p> <p style="text-align: right;"><b>決</b></p>
<p>② 子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園（私学助成園）</p>	<p>3～5歳：月額25,700円※を上限に助成</p> <p>※ 新制度における利用者負担額の上限</p> <p style="text-align: right;"><b>決</b></p>
<p>③ 認可外保育施設</p>	<p>※ 無償化措置の対象範囲等は、</p>
<p>④ 幼稚園の預かり保育・一時預かり</p>	<p>有識者会議（1月23日初会合）で6月までに提言をまとめ、今年の夏までに結論</p> <p style="text-align: right;"><b>未</b></p>

## 6. 幼児教育・保育無償化の概要②

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会

構成員：林 文子 横浜市長  
樋口美雄 慶應義塾大学商学部教授  
増田寛也 東京大学公共政策大学院客員教授  
無藤 隆 白梅学園大学大学院子ども学研究科特任教授

回数	内容
第1回 H30.1.23	関係者ヒア ・希望するみんなが保育園に入れる社会を目指す会
第2回 H30.3.1	関係者ヒア ・全日本私立幼稚園連合会 ・公立幼稚園・こども園長会 ・日本こども育成協議会 ・全国夜間保育園連盟 ・東京都認証保育所協会 ほか
第3回 H30.3.9	関係者ヒア ・日本保育協会、全国保育協議会、全国私立保育園連盟 ・全国認定こども園協会 ・全国小規模保育協議会 ・家庭的保育全国連絡協議会 ・全国病児保育協議会 ほか

## 6. 幼児教育・保育無償化の概要③

回数	内容
第4回 H30.4.5	関係者ヒア ・千葉県 ・全国知事会 ・練馬区、宮城県蔵王町、高松市、西東京市
第5回 H30.4.13	関係者ヒア ・全国児童発達支援協議会 ・希望するみんなが保育園に入れる社会を目指す会 ・保育園を考える親の会 ・認定NPO法人フローレンス ・森のようちえん全国ネットワーク連盟 ・全国市長会
第6回 H30.4.25	関係者ヒア ・和順幼稚園 ・津市立明合幼稚園 ・保育ルームチューリップ ・保育ルームbee-chan ・三重県 ・津市 ・志摩市
第7回 H30.5.31	取りまとめに向けた議論

## 6. 幼児教育・保育無償化の概要④

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」報告書 (H30.5.31)より

幼児教育・保育の無償化の対象	無償化の範囲等
① 子ども・子育て支援新制度 対象施設 (認可保育所・幼稚園・ 認定こども園・小規模保育等)	3～5歳：全ての子どもについて無償化 0～2歳：住民税非課税世帯を対象に無償化 <b>決</b>
② 子ども・子育て支援新制度 対象外の幼稚園 (私学助成園)	3～5歳：月額25,700円※を上限に助成 <b>決</b> ※ 新制度における利用者負担額の上限
③ 認可外保育施設	3～5歳：2号認定児を対象に 月額37,000円を上限に助成 <b>決</b> 0～2歳：3号認定児かつ住民税非課税世帯 を対象に
④ 幼稚園の預かり保育	月額42,000円を上限に助成

## 6. 幼児教育・保育無償化の概要⑤

項目	内容
認可外保育施設	○ 認可外保育施設の届出を行うこと ○ 指導監督基準を満たすこと(5年間の経過措置有)
幼稚園の預かり 保育	○ 幼稚園の保育料(25,700円/月)を含め、 37,000円/月まで無償となる
サービスの併用	○ 認可外+ベビーシッター → 37,000円/月助成 ○ 保育所+障害児通園施設 → 無償

項目	内容
無償化の対象	通園送迎費・食材料費・行事費などの保護者から徴収している経費は除く
無償化の手法 (認可外保育施設)	利用者の申請に基づき一括して清算する償還払いを原則とすべき
実施時期	2019年10月から全面实施



## 6. 幼児教育・保育無償化の概要⑥

保育料（国基準）

無償化の対象

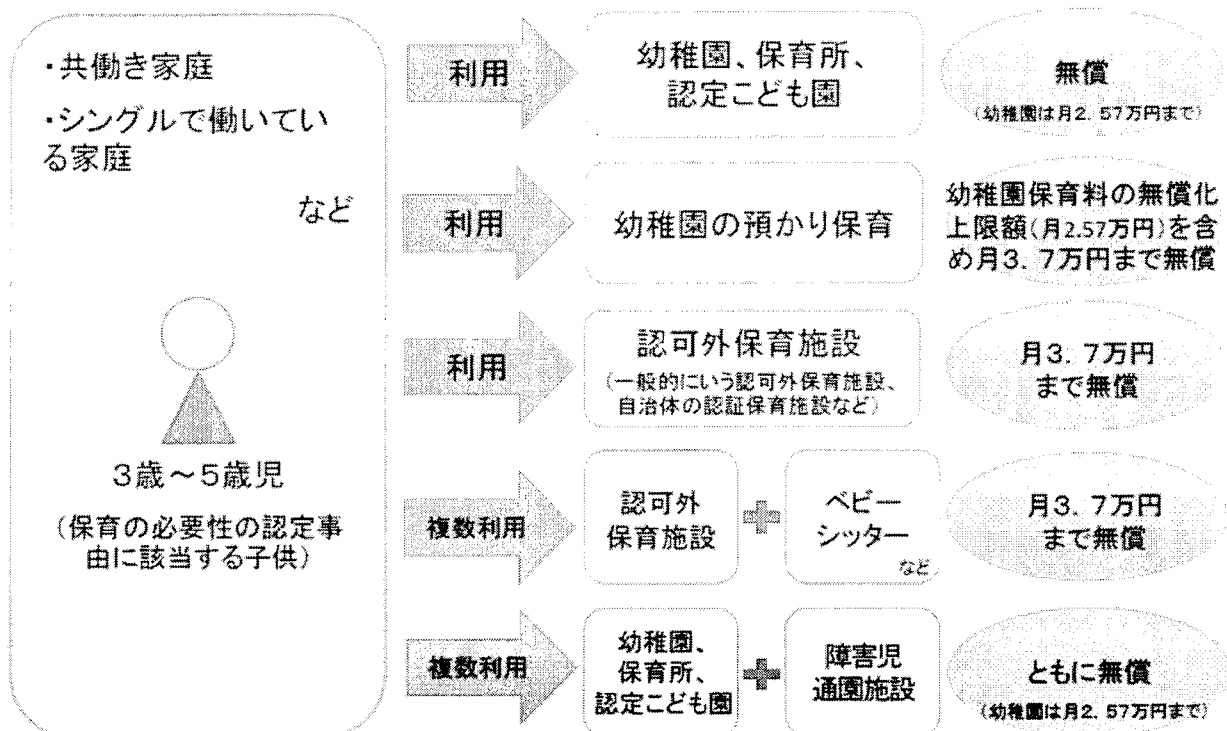
（単位：円）

世帯区分 (市町村民税)	2号(3~5歳)利用者単位		3号(0~2歳)利用者単位	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
①生活保護世帯	0	0	0	0
②市町村民税 非課税世帯	6,000	6,000	9,000	9,000
③所得割課税額 48,600円未満	16,500	16,300	19,500	19,300
④97,000円未満	27,000	26,600	30,000	29,600
⑤169,000円未満	41,500	40,900	44,500	43,900
⑥301,000円未満	58,000	57,100	61,000	60,100
⑦397,000円未満	77,000	75,800	80,000	78,800
⑧397,000円以上	101,000	99,400	104,000	102,400

Kanagawa Prefectural Government

24

## 6. 幼児教育・保育無償化の概要⑦

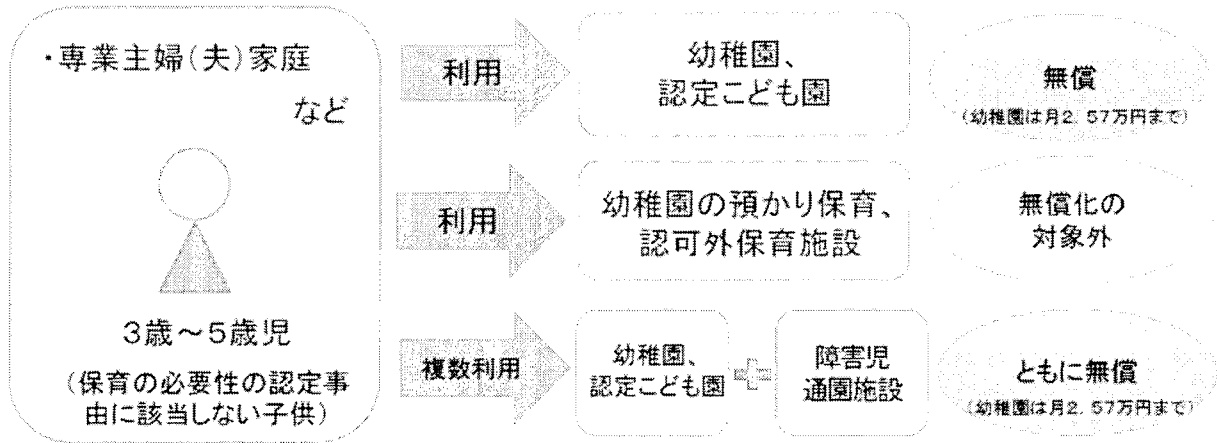


Kanagawa Prefectural Government

※H30.5.31「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」報告書より

25

## 6. 幼児教育・保育無償化の概要⑧



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償となる。

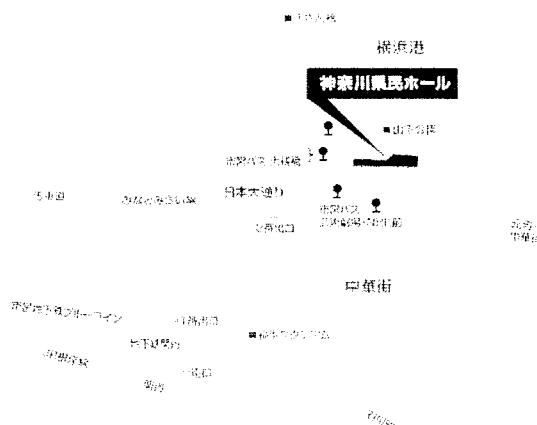
※ 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

# 平成30年度 第1回保育園利用者相談室研修会開催要領 (苦情解決の取り組みⅠ研修会)

- 1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。

当研修は、神奈川県指定キャリアアップ研修(マネジメント分野)に位置づけられています。

- 2 開催日時 平成30年10月30日(火)  
13時～17時まで
- 3 会場 かながわ県民ホール6階 大会議室  
横浜市中区山下町3-1  
みなとみらい線日本大通り駅徒歩8分  
JR根岸線 市営地下鉄関内駅徒歩15分  
Tel 045-662-5901 (代表)



## 4 研修内容及び講師

- (1) 研修テーマ 「苦情処理とその対応」
- (2) 講師 あらいクリニック  
臨床心理士 菊地 亜衣子
- (3) スケジュール
- |       |             |
|-------|-------------|
| 12:30 | 受付          |
| 13:00 | 開会、講師による講義、 |
| 14:45 | グループワーク     |
| 16:30 | レポート作成      |
| 17:00 | 閉会          |

## 5 対象及び参加費、定員

### (1) 対象及び参加費

- 神奈川県保育会保育園利用者相談室会員保育所の園長等管理者及び準ずる方  
……参加費は無料
- 神奈川県保育会会員で保育園利用者相談室会員でない保育所の園長等管理者及び準ずる方、政令市保育協議会会員の保育所等  
……参加費は有料(1人につき3,000円を徴収いたします。)  
・参加費は当日持参か振込(替)でお願いいたします。

なお、振込(替)の場合、振込名義人は民間の方は保育園名にて10/24(水)迄に手続きください。

<銀行振込> 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三 (ハギワラ ケイゾウ)

<郵便振替> 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- (2) 定員 100名程度 (定員になり次第締め切らせていただきます。)

- 6 申込方法 平成30年10月19日(金)までに、別紙申込書でお申し込みください。

平成30年度 「組織マネジメント」 研修会開催要領（案）

- 1 目的 保育所組織でのマネジメントの理解、メンタルヘルス、働きやすい環境づくり等を学び、円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント能力を身につける。

この研修は神奈川県「キャリアアップ研修（マネジメント分野）」に該当します。

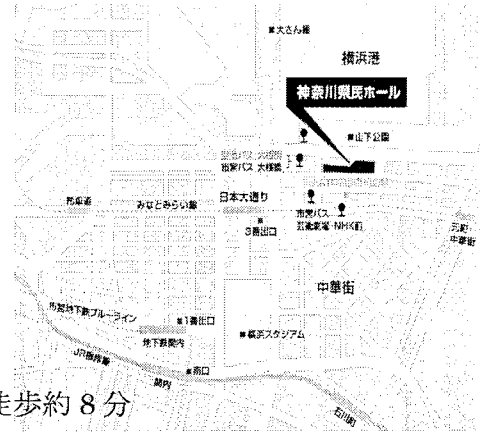
- 2 日時 平成30年11月28日（水）  
13時から17時まで 受付 12時30分～

- 3 会場 神奈川県民ホール 大会議室  
横浜市中区山下町3-1

TEL 045-662-5901

みなとみらい線日本大通り駅3番出口より徒歩約8分

JR根岸線・市営地下鉄関内駅からは徒歩約15分かかります



- 4 対象 会員保育所等勤務の園長、主任、保育士及び政令市保育協議会会員の保育所等  
5 定員 100名（定員になり次第締め切らせていただきます。）  
6 参加費 神奈川県保育会会員 1,000円 それ以外の方 3,000円

(1)当日会場に持参していただいても結構です。  
(2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。  
なお、振込名義人は、民間の方は保育園名にて、11/21（水）迄に手続きください

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262  
一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 <sup>はぎわらけいぞう</sup> 萩原敬三

[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 7 申込方法 11月15日(木)までに別紙申込書にて **Fax 045-311-1837** に申し込み下さい。

- 8 日程

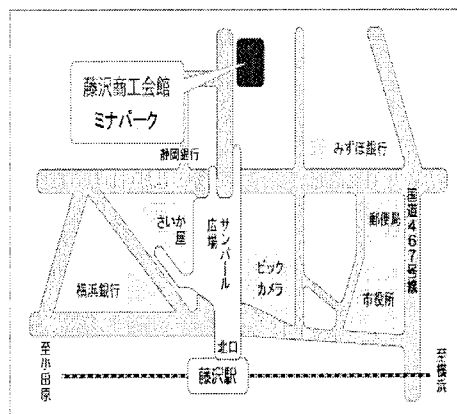
	研 修 内 容
13:00	開会・主催者あいさつ 講義 講師 淑徳大学 教授 小川 恵 氏 質疑・応答
16:30	レポート作成
17:00	閉 会

## 平成30年度「保育環境を考える、子どもの遊び研修会②」開催要領（案）

- 1 目的 改定された「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の理解を深め、環境構成や子どもとの関わり方、言葉や音楽を使った遊びを学ぶ。  
この研修は神奈川県「キャリアアップ研修（保育実践分野）」に該当します。

- 2 日時 平成30年11月14日（水）  
13時から17時まで 受付 12時30分～

- 3 会場 藤沢商工会館ミナパーク 6階多目的ホール 2・3  
藤沢市藤沢 607 TEL 0466-29-3789  
JR 東海道線藤沢駅北口から徒歩3分  
小田急線藤沢駅から徒歩4分  
江ノ島電鉄藤沢駅から徒歩5分



- 4 対象 会員保育所等勤務の園長、主任、保育士及び政令市保育協議会会員の保育所等  
5 定員 100名（定員になり次第締め切らせていただきます。）  
6 参加費 神奈川県保育会会員 1,000円 それ以外の方 3,000円

(1)当日会場に持参していただいても結構です。  
(2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。  
なお、振込名義人は、民間の方は保育園名にて、11/8（木）迄に手続きください

【銀行振込】 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262  
一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 <sup>はぎわらけいぞう</sup> 萩原敬三

【郵便振替】 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 7 申込方法 10月31日(水)までに別紙申込書にて **Fax 045-311-1837** に申し込み下さい。

- 8 日程

	研 修 内 容
13:00	開会・主催者あいさつ 講義と実技 講師 神奈川県ゆりの会 三崎 たずゑ氏 他
16:30	質疑・応答
17:00	レポート作成 閉会

- 9 その他 この研修はキャリアアップ研修（保育実践分野）合計16時間中の4時間相当に該当します。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第2回）が開催される（厚生労働省）…………… 1
- ◆ 「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」の通知が発出される（厚生労働省）…………… 2
- ◆ 全国保育協議会「公立保育所等トップセミナー」受講申し込み受付開始 …… 3
- ◆ 全国保育協議会「教育・保育施設長専門講座」引き続き、受講申し込み受付中…………… 4
- ◆ 人材育成の基本を学ぶ「職場研修担当者研修（施設職員等コース）」のご案内（全社協・中央福祉学院）…………… 4
- ◆ 2018年度「社協・社会福祉施設職員会計実務講座」募集延長（全社協・中央福祉学院）…………… 5

## ◆保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第2回）が開催される（厚生労働省）

平成30年6月12日（火）、厚生労働省は、第2回「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」を開催しました。

本検討会は、保育の質を「内容」「環境」「人材」の3つの観点からとらえたうえで、主として保育の「内容」面から具体的な方策を検討することが目的とされています。

第2回は、構成員2名（普光院亜紀氏、松井剛太氏）から「保育の質の確保・向上」に関する意見表明があり、保育の質を担保し、示していくためのツールのあり方等について意見が交わされました。その後、事業者2名（社会福祉法人はとの会理事長 瀬沼幹太氏、社会福祉法人仁慈保幼稚園 妹尾正教氏）へのヒアリングが行われました。

第3回は、7月4日（水）に開催し、関係者ヒアリングを行うことが予定されています。その後、2～3回程度の検討会を開催し、8～9月をめどに論点整理が行われ、整理された論点に基づき、引き続き検討が重ねられます。

詳細は、別添の資料1をご参照ください。

## ◆「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」の通知が発出される（厚生労働省）

平成30年6月8日、厚生労働省は「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）」（内閣府・文部科学省・厚生労働省）を発出しました。

会員各位の施設におかれては、例年と同様に、プール活動・水遊び時の十分な監視体制にご留意いただくよう、通知に記載の内容のご確認をお願い申し上げます。

詳細は、別添の資料2-1～2-3と、厚生労働省ホームページをご参照ください。

なお、通知本文に記載されている、平成30年4月24日に消費者安全調査委員会が公表した「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」、「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」は、消費者庁のホームページをご参照ください。

<http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/>

【通知では、次の（1）から（3）の項目について、保育所等への周知徹底を求めています。】

（1） プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。

（2） 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行うこと。

なお、ガイドラインでは「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」として、以下の点を示している。

- ① 監視者は監視に専念する。
- ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ④ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。等

- (3) 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるように、119番通報を含めた緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行うこと。

## ◆全国保育協議会「公立保育所等トップセミナー」 受講申し込み受付開始

本会では、平成30年度「公立保育所等トップセミナー」の受講申し込み受付を開始しました。8月24日（金）～25日（土）に新横浜プリンスホテル（神奈川県横浜市）において開催いたします。

開催要項は、会報「ぜんほきょう」6月号に同封してお届けしております。また、本会ホームページからもダウンロードすることができます。

皆さまのご受講をお待ちしております。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

### 平成30年度 公立保育所等トップセミナー ～保育所保育指針の改定と、教育・保育要領の改訂をふまえて～

- (1) 期日：平成30年8月24日（金）～25日（土）
- (2) 会場：新横浜プリンスホテル 5階「シンフォニア」（神奈川県横浜市）
- (3) 対象：①以下の公立保育施設の長またはリーダー層  
・認可保育所 ・認定こども園 ・子育て支援センター 等  
②都道府県・市区町村行政保育担当者 等
- (4) 参加費：会員 10,000円（全国保育協議会会員施設に所属されている方）  
会員でない方 15,000円  
※宿泊費、昼食費は含みません。  
※保育関係担当課等の行政関係者は、会員料金でご参加いただけます。
- (5) 定員：400名
- (6) プログラム：
  - 行政説明（厚生労働省子ども家庭局保育課）
  - 基調報告（全国保育協議会 会長 万田 康）
  - 講義Ⅰ「保育所保育指針改定と、教育・保育要領の改訂について」  
（大阪総合保育大学 学長 大方美香 氏）
  - 講義Ⅱ「保育現場と施設長に求められるアンガーマネジメント」  
（アドット・コミュニケーション㈱ 代表取締役  
／日本アンガーマネジメント協会 理事 戸田久実 氏）



- 被災地報告「東日本大震災から学ぶ～保育所と被災地域の復興について～」  
(福島県いわき市)
- 講義・事例報告とグループディスカッション  
「公立保育所・公立認定こども園等が担う役割を考える  
～地域に根ざした施設であるために～」  
(文教大学 名誉教授 櫻井慶一 氏)  
事例報告(宮城県仙台市2園、神奈川県川崎市2園)

## ◆全国保育協議会「教育・保育施設長専門講座」 引き続き、受講申し込み受付中

本会「教育・保育施設長専門講座」は、引き続き、受講申し込みを受付しております。  
プログラム(1)～(3)の構成で、多彩な講義・演習を展開いたします。

- ・プログラム(1)「保育の将来ビジョン」平成30年9月2日(日)～3日(月)
- ・プログラム(2)「新たな保育サービスの開発」平成31年1月29日(火)～31日(木)
- ・プログラム(3)「保育事業の戦略」平成30年7月18日(水)～20日(金)

3年度以内にプログラム(1)～(3)すべてをご受講いただき、教育・保育施設長専門講座を修了されることで、「保育活動専門員」認定制度へご申請いただくことができます。保育活動専門員は、本会が実施している民間の認定制度です。

教育・保育施設長専門講座の受講案内は、本会ホームページをご参照ください。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

## ◆人材育成の基本を学ぶ「職場研修担当者研修(施設職員等コース)」のご案内(全社協・中央福祉学院)

全社協・中央福祉学院では、「職場研修担当者研修(施設職員コース)」を開催いたします。

本研修は、社会福祉法人・施設・社会福祉協議会等で人材育成の担当者の方を対象とした研修です。人材育成の基本を学び、職場研修(OJT、OFF-JT、SDS)の効果的・実践的な手法を習得することを目的としています。

講師は、本研修のテキストでもあります『福祉の「職場研修」マニュアル 福祉人材育成のための実践手引』を監修いただいた、宮崎民雄氏です。

人材育成を担当している方、担当者としてお悩みの方、是非ご参加ください。また職場の人材定着のために、これから職場の研修を充実させたいとお考えの方のご参加もお待ちしております。

開催要項等の詳細は、全社協・中央福祉学院のホームページをご参照ください。

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course321.html>

## ◆2018 年度「社協・社会福祉施設職員会計実務講座」 募集延長（全社協・中央福祉学院）

全社協・中央福祉学院では、このたび、社協ならびに社会福祉法人立の社会福祉施設・事業所等の会計実務に関わる役職員の方々を対象に、会計処理の実務（日常処理から決算書の作成等）を学ぶことができる講座を開講いたします。

コースは、入門研修会・初級コース・中級コース（社協会計／施設会計）・上級コースを設定しており、受講される方の経験・習熟度に応じて選択できます。

なお、本講座は、当初締切日（6月8日）から、6月22日（金）〔必着〕まで募集を延長いたしております。多くの方のお申し込みをお待ちしております。

開催要項等の詳細は、全社協・中央福祉学院のホームページをご参照ください。

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course307.html>

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会  
(第2回)  
議事次第

平成30年6月12日  
10:00～12:00  
中央合同庁舎5号館 共用第8会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 保育所等における保育の質の確保・向上について
- (2) その他

3. 閉 会

<配付資料>

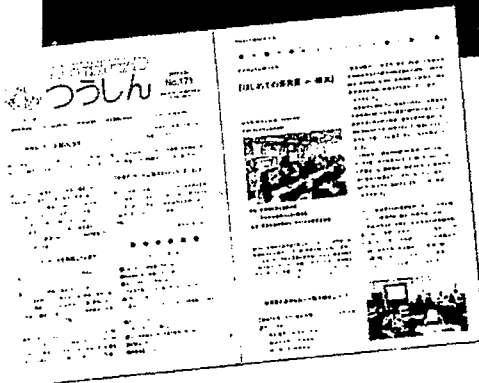
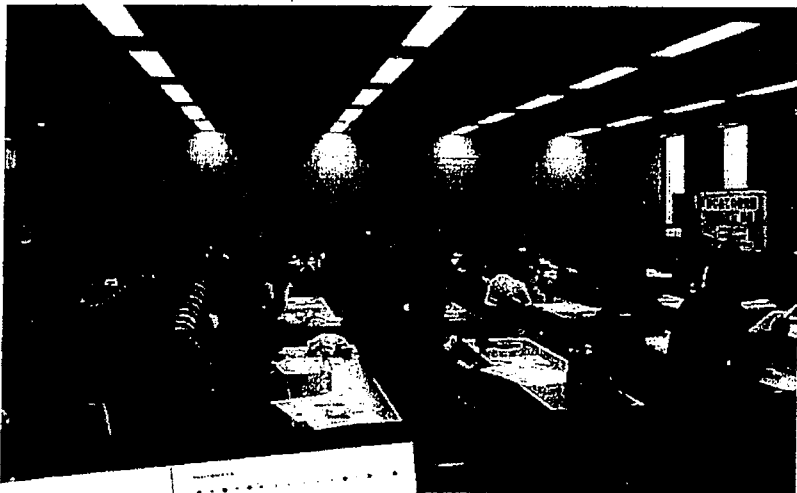
- 資料1-1 普光院構成員提出資料
- 資料1-2 松井構成員提出資料
- 資料1-3 社会福祉法人はとの会理事長 瀬沼幹太氏提出資料
- 資料1-4 社会福祉法人仁慈保幼稚園理事長 妹尾正教氏提出資料
- 資料2 今後の検討スケジュールについて (案)

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会

保護者等の観点から見た質の課題について

保育園を考える親の会 代表  
普光院 亜紀(ふこういん)

[保育園を考える親の会について]



ANNUAL SURVEY

東京都保育力充実度チェック

100都市  
保育力充実度チェック

「保育に関する調査」の結果  
2017年版

調査対象  
東京都  
東京都  
東京都  
東京都  
東京都  
東京都  
東京都

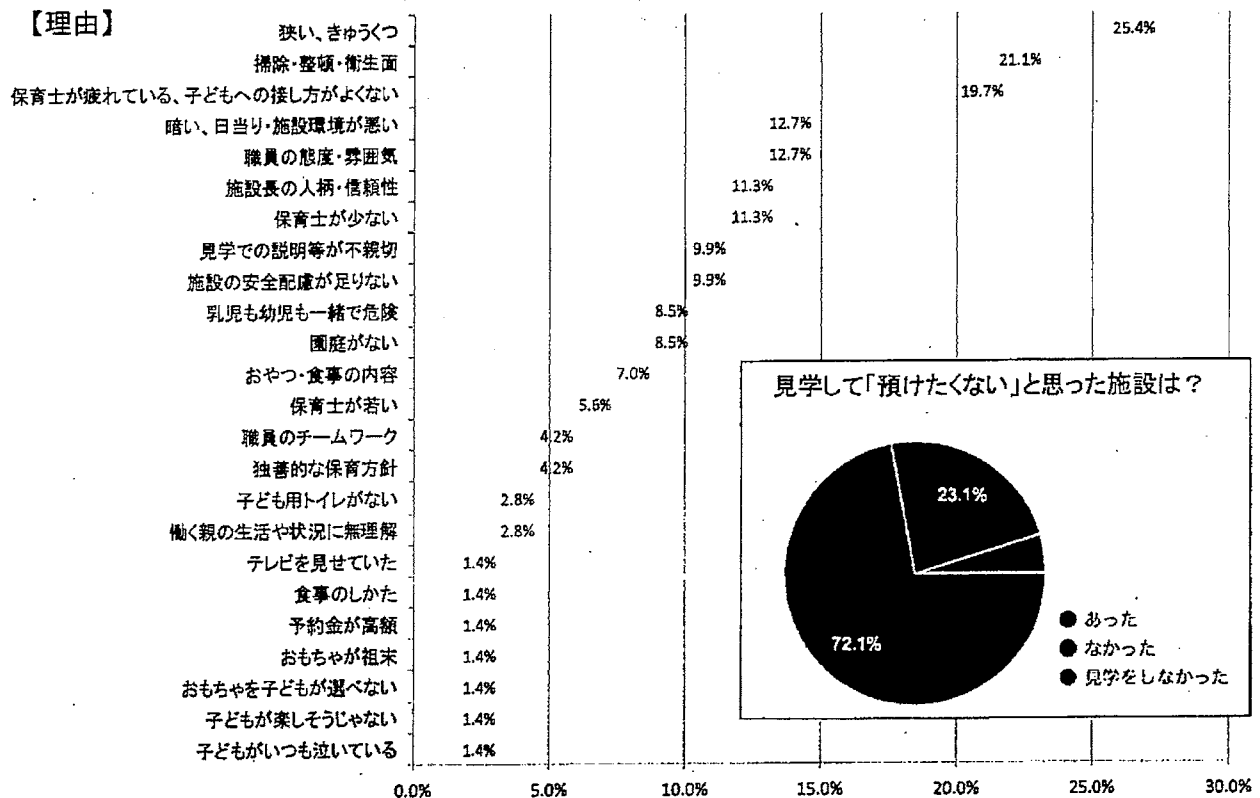
since 1983  
働く親のネットワーク。  
首都圏中心に400名弱の会員。  
情報交換、交流による支え合い。  
調査、意見表明、出版。

# 保護者から見える「保育の質」

3

## 保護者が見学して預けたくないと考えた保育施設

保育園を考える親の会 会員アンケート2016



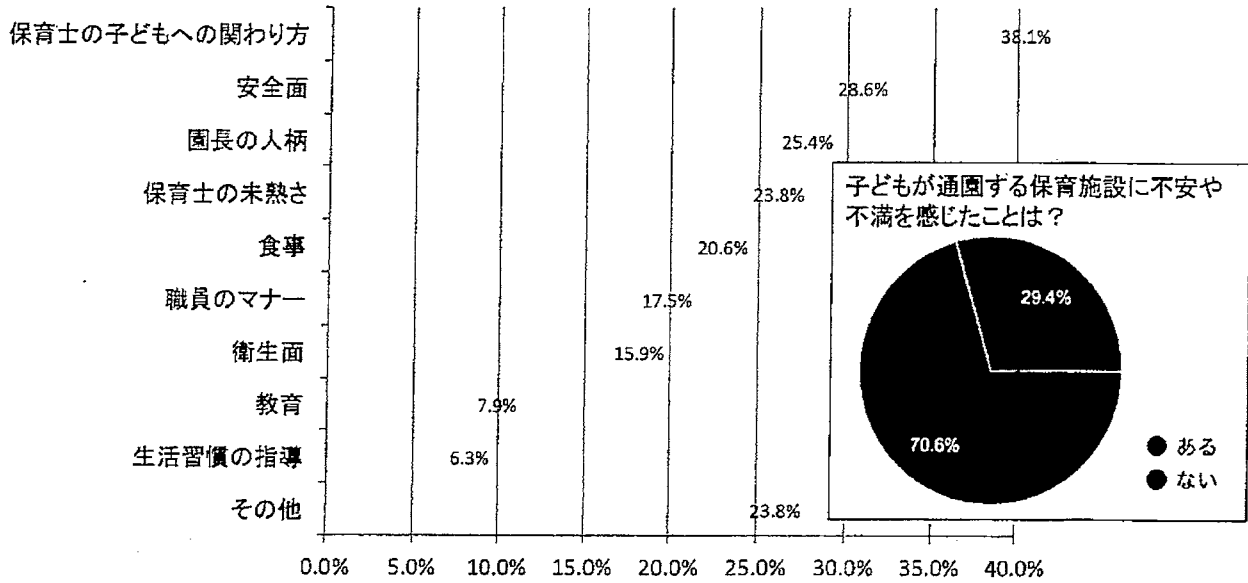
71件(=100%)の自由記述の要素分類。見学したのは認可保育所、小規模保育、認証保育所、その他の認可外保育施設など。「狭い」18件の施設内訳は、認証保育所10件、小規模保育3件、その他の認可外3件、区の保育室1件、認定こども園1件。

4

# 子どもが在園する保育施設への不安・不満

保育園を考える親の会 会員アンケート2016

【内容】



「不安や不満を感じたことがある」と答えた回答者に、選択肢式・複数回答可で回答してもらった。有効回答63件を100%としたときの得票率。

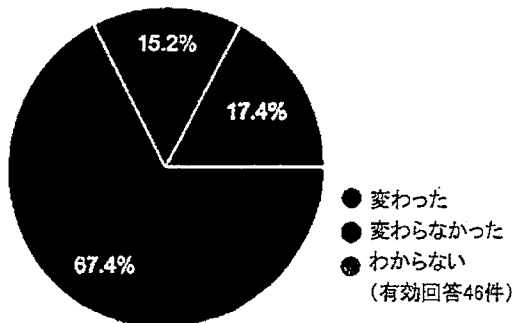
「その他」の記述:「保育士さんと話す時間」「園庭がない(2)」「外遊びが少ない」「運動スペースの狭さ」「生活環境」「ケガ」「延長保育の定員」「保育時間、次年度の受け入れ可否」「禁止事項の多い管理の仕方」「持ち物の不備に対し親を執拗に責める、子どもの物の管理が杜撰、散歩が少ない、制服がある」「制度に関する知識不足」「園長ではなく主任保育士が実質最高権限者で、園運営が独裁的な面があった」「定員不足」「無認可の新設園だったため漠然とした不安があった」

5

## 入園の前後で変わる 「保育の質」として大切に考える事柄

2018年5月 保育園を考える親の会 臨時アンケート

▼あなたが保育園等に子どもを通わせる前と後では、「保育の質」として大切に考える事柄が変わったか。



▼「変わった」のはどんなことか？

自由記述回答(31件)を要素分類。数字なしは1件。

【入園前に気にしたこと、イメージ】  
 入れたらどこでもいい(4)  
 認可園ならどこでも同じ  
 園庭・施設などハード面(4)  
 保育士は単に世話をする人、遊ぶ人(2)  
 保育士はベテランがいい  
 英語やお稽古ごと(2)  
 親へのサービス(2)

【入園後に気づいたこと】  
 保育の質は妥協してはいけない  
 親の都合より子どもための保育の質(4)  
 子どもが安心して楽しいこと(3)  
 保育士の子どもへのかかわり、遊びの質(6)  
 保育士の0歳児保育の専門性  
 保育士によって子どもの育ちが違う(2)  
 保育士の資質(5) \*うち、悪い発見が2件  
 保育士のゆとりや意欲(2)  
 保育士の待遇や定着率(4)  
 ともに育ててくれ、導いてくれる(2)  
 生活の場としての質  
 安全・健康面(2) \*うち、悪い発見が1件  
 園庭など戸外遊び環境(2)  
 保護者のコミュニティをつくれる

6

## 見学・転園した保護者の声から 「その差は驚くべきものでした」

### 質が高いと思った園

- ・ [運営] 子どもへの思いやあたたかいまなざしを持って運営している。
- ・ [配置] 一年を通じて同じ先生に見ていただけた。
- ・ [保育内容] 子どもたちとの向き合い方に一生懸命で全力。
- ・ [保育内容] 声かけ、読み聞かせ、外出、子どもの成長に合わせて興味のもてる遊びをするなどが細やか。
- ・ [ゆとり] 保育士が仕事を楽しんでいる。ゆとりがある。
- ・ [子ども] 子どもが安心して通える。

### 質が低いと思った園

- ・ [運営] とにかく子どもの生活を回すことに必死。
- ・ [配置] 保育士の入れ替わりが激しく、一年で担任全員が変わった。
- ・ [保育内容] 子どもに言うことを聞かせることに必死。
- ・ [保育内容] ユニークな試みや英語や絵画をやっていても、子どもが安心できていない。
- ・ [子ども] 園によって、担当する先生によって、子どもの育ちが違う。
- ・ [子ども] 先生の態度(見下す、ダメと決めつける)を子どもがマネする。

質の低い保育は子どもの人権を侵害する。

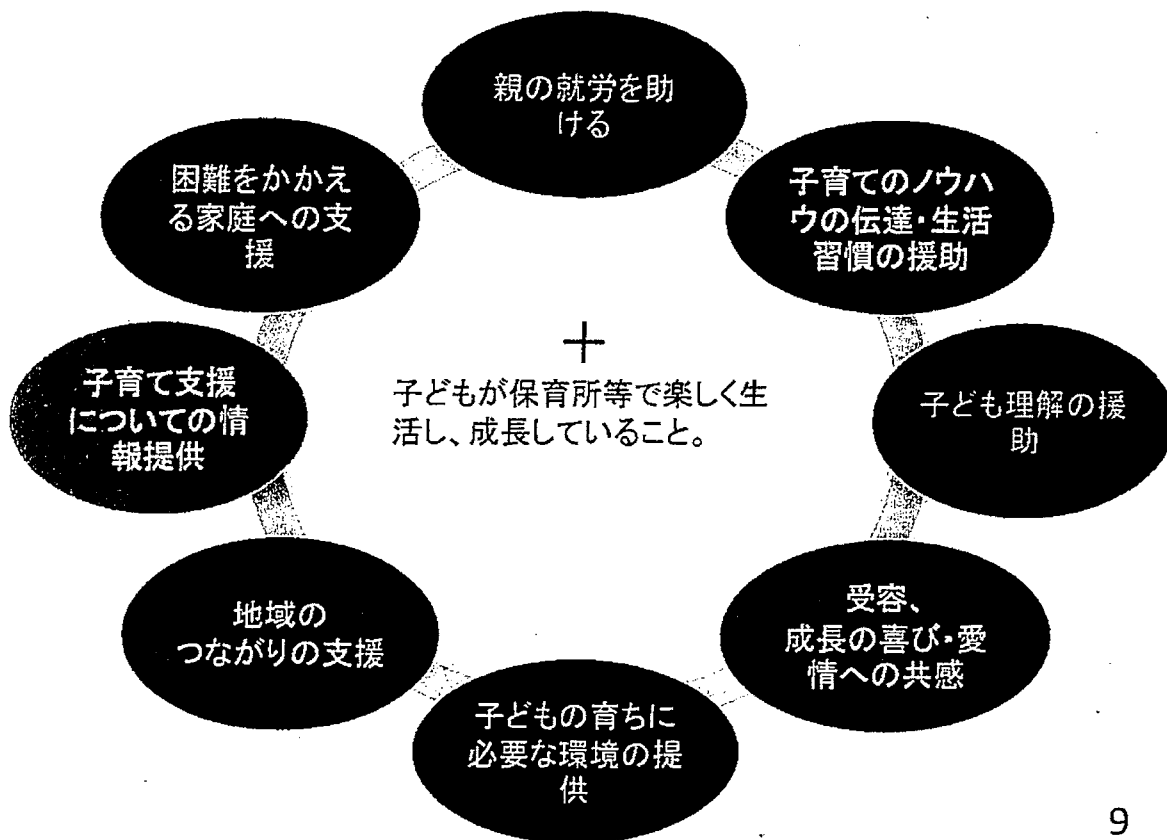
7

## 保護者と子どもが支えられる 保育の姿

8

# 保育所等の保護者支援の8つの力

普光院作成。保育園を考える親の会に届く保護者の声から分類抽出。



9

<p style="text-align: center;"><b>親の就労を助ける</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育休明けで初めて子どもを預けた時に、なかなか子どもが保育所に慣れれず一日中泣いて過ごしていることが辛かったが、その時の先生が丁寧に日中の様子を伝えてくれて、励ましてくださったことがとても支えになり心強く、仕事復帰や育児との両立、子どものケアなど助けられて感謝しました。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>子育てのノウハウの伝達・生活習慣の援助</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者懇談会で、幼児クラスになれば自立の方向へ、(朝の支度など) 母親が手出ししすぎずにと、話してくれました。</li> <li>・ 手あそび、手作りおもちゃなど、子どもとのコミュニケーションの材料を知り、勉強になった。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>子育てのノウハウの伝達・生活習慣の援助</b>      <b>子ども理解の援助</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「自分で身支度ができなくて…」と相談したときに、「家ではおかあさんに甘えたいんだと思いますよ。保育園ではしっかりやっているのでは何問題ないです」と子どもの気持ちを代弁しつつ、安心させてくれたこと。</li> <li>・ ケンカをした時も、いつも双方の気持ちを確認し、自分の気持ちを言語化して伝えること、相手の気持ちを聞くことを繰り返し教えてくれていました。親としても「まずは子どもの気持ちを聞くこと」(イタズラも、迷惑でしているのではなく子どもなりの理由がある)を保育園で学びました。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>子育てのノウハウの伝達・生活習慣の援助</b>      <b>子ども理解の援助</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人面談で、2歳児の「やる気(自主性)」の大切さを、かなり具体的に教えていただきました。以後、子どもを肯定的に受けとめることに親が注意深くなり、子どもも前向きになってきました。</li> <li>・ 年3回のクラス別保護者会で、年齢に応じた発達の見通し(イヤイヤ期、いっちょ前の3歳児)などを説明してくれること。適切な靴について、具体的な情報提供してくれること。年齢に応じた友だちとの関係について説明してくれること。</li> </ul>



子ども理解の  
援助

- ・参観後の面談で「娘は協調性がないように見えたが大丈夫だろうか」と相談すると、先生が「2歳の頃はまだ集団で行動しないもの。むしろまわりに流されないのがHちゃんのいいところ」と言われ、ハッとしました。
- ・子ども同士の関わりを通して社会性（友だちのけんかを仲裁したり、なくさめたり）を伸ばすように大人は見守るようにしていると知り、この保育園で集団生活を送ることができて本当によかったと思った。

受容、  
成長の喜び、  
愛情への共感

- ・連絡ノートに、親バカ話を書くと、「園でもこんなことやりましたよ〜」と、とってもかわいいエピソードを返してくれます。いつも連絡ノートを読んで、元気をもらっています。
- ・「こんなこと出来るようになりましたよ」「あっという間に大きくなりますね」とたわいもない会話すべてに感謝です。夫は単身赴任、実の母は遠方という環境で子育てしていると、子どもの成長をともに、その場でリアルに喜びを分かち合える人がいないんです。

受容、  
成長の喜び、  
愛情への共感

困難をかかえ  
る家庭への支  
援

- ・夫が単身赴任になったとき、私一人でやりくりしなければならぬ大変さを理解してくれて、子どもが一時、情緒不安定になったときも、子どもを抱きしめてくれたりして、気持ちに配慮してくれた。

困難をかかえ  
る家庭への支  
援

- ・自己主張が強くなった2歳ごろの時期はノイローゼになりそうでした。保育園の先生方が一緒に子育てしてくれていなかったら、虐待の当事者になっていたのでは、と思います。

11

子どもの育ちに  
必要な環境の  
提供

- ・毎日どろんこになって遊んでいること。自分（母）ひとりでは、（乳児もいるし）とてもできない。
- ・クラスでピーマンを栽培し、収穫した日。息子は「れいたちのピーマン入った！」と大喜びだったそうで、その日を境に大嫌いだったピーマンが食べられるようになり、自信をつけたようです。

子どもの育ちに  
必要な環境の  
提供

- ・母親だけではためらいがちで、体を動かす遊びをたっぶり取り入れてくれ、感謝しています。
- ・保育園に行くようになって、自分でやりたいという意欲が高まったように感じます。お友達がいることも大きく影響しているように思います。

地域の  
つながりの支  
援

- ・クラスのほかの父母と話したり、ほかの子どもの様子を見て、自分の育児に自信をもったり、見つめなおしたり、考え方を変えたり、と多くの刺激が与えられた。
- ・父母会があり、先輩ママが色々教えてくれたり他のクラスのママとも交流が持てて良かったと感じています。卒園した今も、出勤時の朝に会うと子どもの話に花が咲きます。

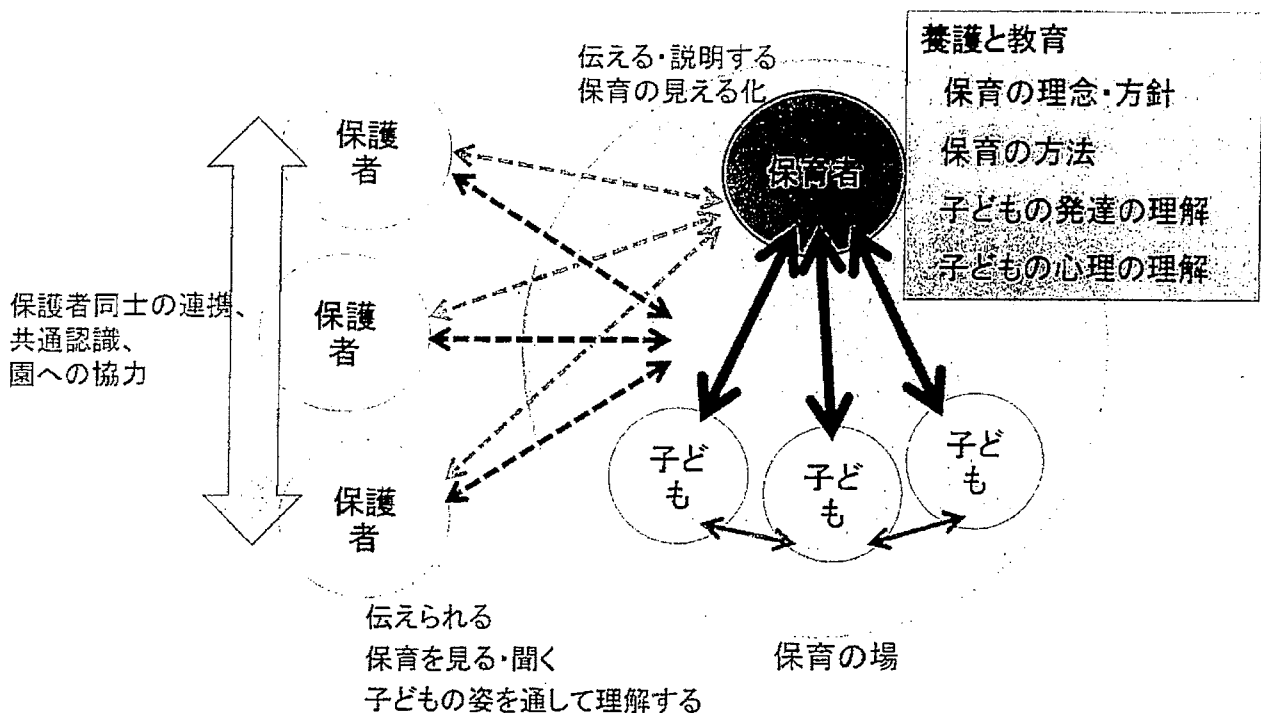
12

## 「生活の場」であることの強み

- 子ども同士が、遊びはもちろん、生活をともにすることによっても「協同的な学び」が生まれる。
- 保育所における生活そのものの中に様々な「学び」の素材がある(日常的な食育など)。
- 子ども自身が生活習慣・健康管理を実践する場であり、保育の専門性に基づいた援助が行える。
- 保護者の就労を支え、子どもの日中の生活を支えるという緊密な関係性のもと、家庭を包括的に支援できる。
- 家庭や子どもの変化(SOS)に気がつきやすい。

13

## 保育の質と保護者支援の関係

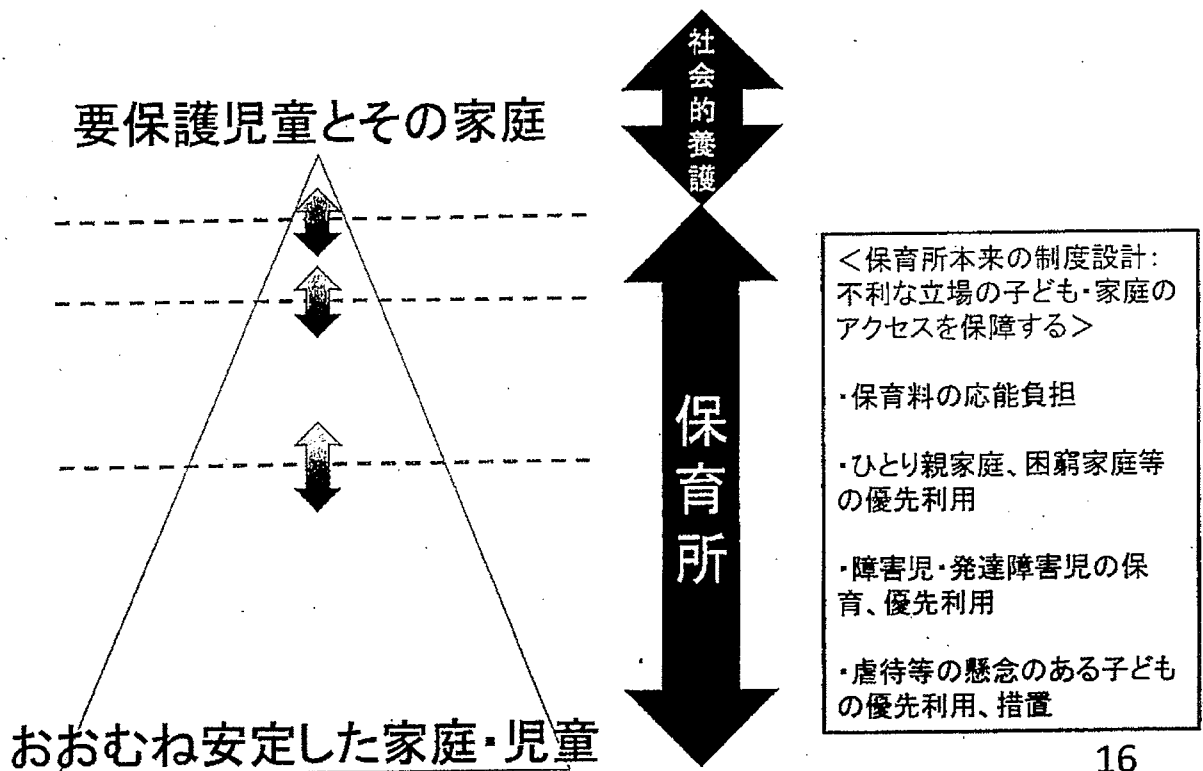


<質の高い保育は、質の高い保護者支援を実現する> 14

# 養育困難予防のための支援の質

15

保育所は多様な家庭の子育て支援を担っており、  
社会的養護と境を接している

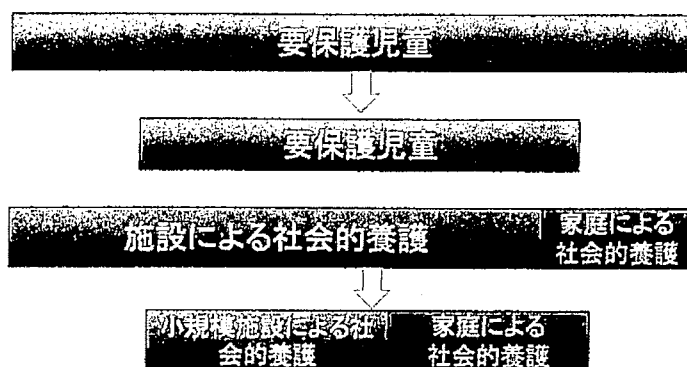


16

## 保育所等は 社会的養護に至る前の段階で 家庭を支援する役割も担う

保育所等は、日々子どもの保育を実施しながら、保護者と接し、子どもの発達や生活の状態、保護者の養育や生活の状態を把握できる立場にある。必要な場合には、支援を自ら行ったり、他の支援につないだりできる機能も有している。この支援の質も、保育の質の延長線上にある。

2016年児童福祉法改正。「家庭による社会的養護」をふやす方向性が示された。



そのためには、そもそも  
の「社会的養護ニーズ」の  
抑制が必要であり、保育  
所等による家庭支援の強  
化が重要であることが議  
論された。\*

\*「2016年11月30日 第6回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会」。

17

## 質の確保・向上に必要と考えられる こと

# 一人ひとりの子どもに向き合える 保育者の

ゆとり  
(手がかけられる)

専門性  
(子どもの身体・心理・発達への理解)

経験  
(適切な判断・対応ができる)

が必要

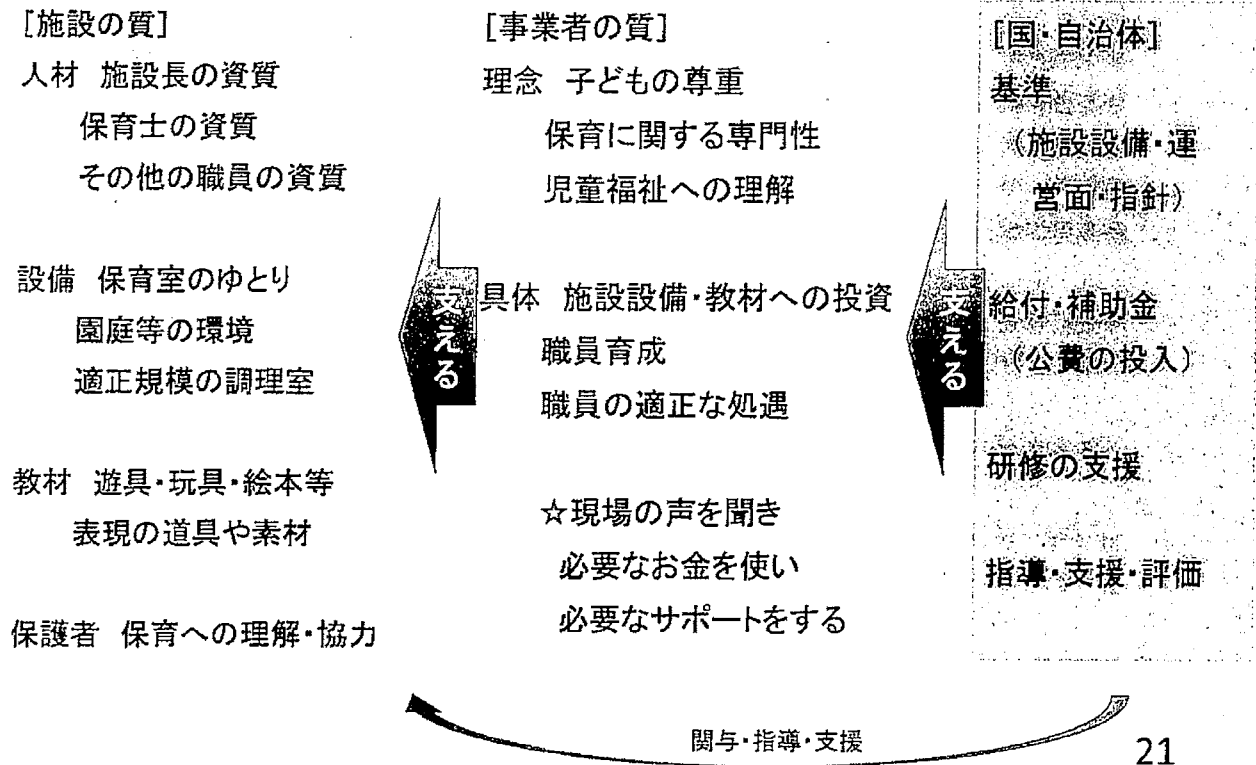
19

## 保育の質の向上のために

- 保育士のこまやかな関わり、子どもの主体的な活動、協同的な学びの重要性など、基本的なことがおさえられていない現場への対応。現場のみならず、事業者（経営者）、保護者の理解も必要。
- 「同僚性」を高めることによって保育の質を上げる運営手法などグッド・プラクティスを波及させる必要。
- 研修機会の保障。
- 現場のゆとりをつくる（業務改善、人員増、補助員の配置）
- 人材の確保と定着のためのさらなる方策を。

20

# 施策はどのように現場を支えるか



21

## 【参考】質を確保する施設の外側のしくみ

- ①都道府県等による指導監査
- ②基礎自治体による巡回相談・支援
- ③施設情報の開示(子ども・子育て支援法)
- ④保護者の協働や参画(保護者のかかわりや協力による質の向上)
- ⑤第三者評価

## 参考資料

- 保育園を考える親の会・臨時アンケート2018
- 保育園を考える親の会・会員アンケート2016 →
- 保育園を考える親の会・会員アンケート2005
- 保育園を考える親の会・全国私立保育園連盟・月刊誌「保育通信」各号連載「ことば」(会員の輪番執筆、2012～2018年分)
- 保育園を考える親の会ホームページ「園選び見学ポイント」
- 普光院亜紀 2011「保育所と保護者の関係性に関する研究 ～1990年代から2000年代の「保育園を考える親の会」の活動を手がかりとして～」(修士論文)
- 世田谷区認可保育所整備・運営事業者選定(審査)評価基準
- 2016年11月30日 第6回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 議事録
- 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017「新しい社会的養育ビジョン」
- 本検討会・第1回配布資料

「預けたくないと思った理由」の自由記述の全回答。  
→





香川大学

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第2回）	資料 1-2
平成30年6月12日	

# 保育の質の確保・向上のために

香川大学 松井剛太

## 本日の内容

1. 保育の質の捉え方

2. 保育の質の全体像

3. 子どもの声を聴く

4. 保護者の参加を促す

5. まとめ



# 測定する質と意味づける質

客観的で普遍的なもの

- 客観的な基準を用いて、質を測定する。



客観的なエビデンスが重視される

主観的で多視点から捉えられるもの

- 当事者の主観、多様な視点から「その場」の実践や子どもの経験を意味づける。

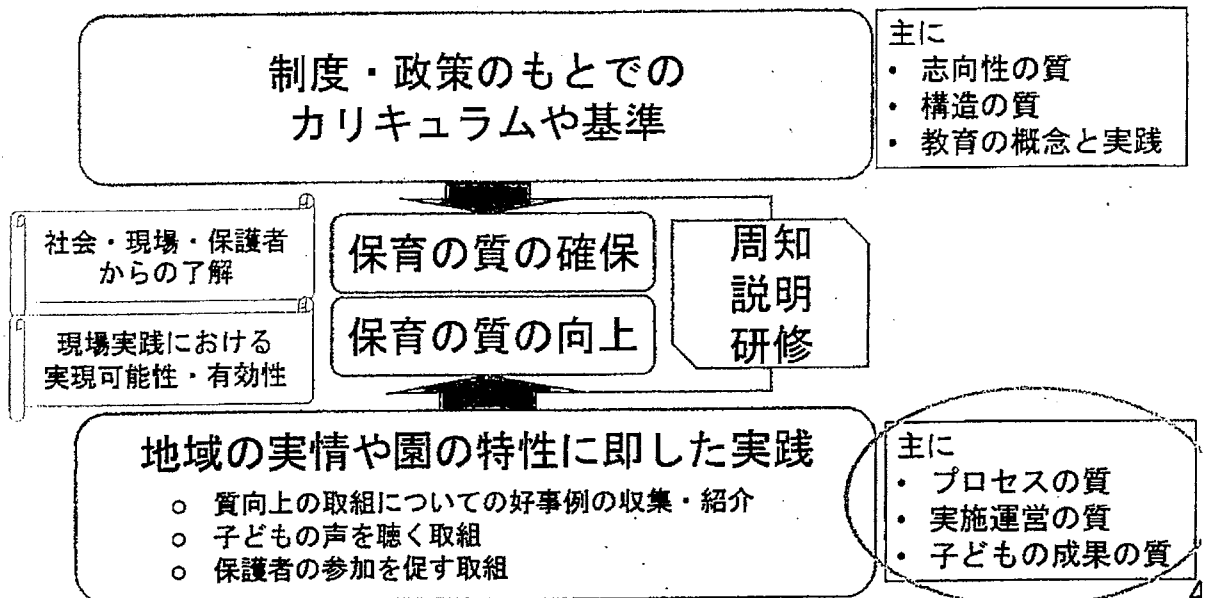


当事者の声（対話）が重視される

Dahlberg, Moss & Pence (2013) 3

# 保育の質の確保・向上 における全体像

【一部、松井（2018）より作成】



## 「地域の実情や園の特性に即した実践」 (対話) を質の向上につなげるために

### 総括的評価 (学びの評価)

- 子どもたちの学びや教育の成果を客観的に提示することを目的とする。

### 形成的評価 (学びのための評価)

- 子どもたちの学びの支援や教育の改善に活用することを目的とする。

• 保育者1名で評価してよいのか？  
客観的な基準がないので、不適當。  
保育者間に対話することで、子ども  
の育ちや学びを読みとり、支援や保  
育の改善に活用する。

キーワード:

園内研修、同僚性、  
風土、リーダーシップ

• 保育者だけで評価してよいのか？  
子どもの生活の場は、家庭や地域も含  
まれるため、不十分。地域社会に根付  
き、子どもや保護者の声を聴き、支援  
や保育の改善に活用する。

キーワード:

地域社会に開かれた保育、施設間連  
携、子どもの声、保護者参加

5

## 写真を使って子どもの声を聴く

Clark & Moss (2001)

- 4歳、5歳の幼児にデジタルカメラを渡し、施設内の好きな場所を写真に収めてもらう。その後、その理由などを保育者と対話し、子どもの視点から保育環境を見直す。
- 関心が失われつつあると感じていた環境に思いを持っている子どもがいることに気づいた。好きな遊びを撮る子ども、好きな友だちといた環境を撮る子どもなど、環境に対する思いの個性に気づいた。子どもの声による気づきを次の環境構成や遊びの展開に活かすことができた。



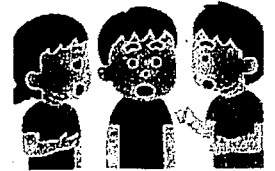
植村・松井 (2017)

6

### 3. 子どもの声を聴く

## 写真を使って子どもの声を聴く

- ホワイトボードに遊びの写真を貼り、子どもたちと一緒に遊びを振り返る。

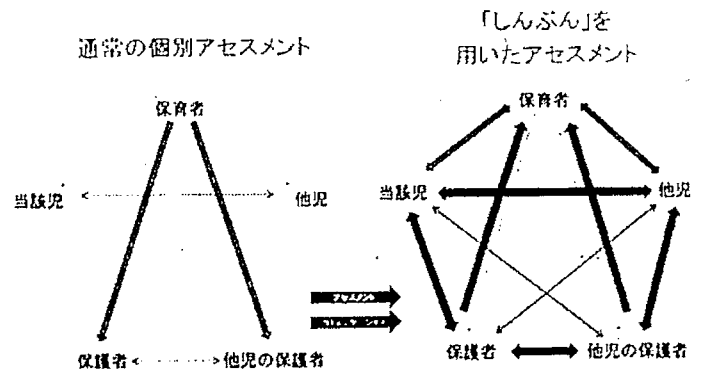


7

### 4. 保護者の参加を促す

## しんぶんの実践

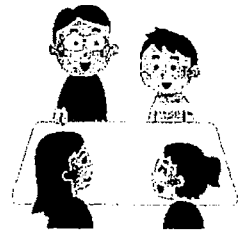
- 保育者がデジタルカメラを持ち、ほぼ毎日子ども宛てと保護者宛てを作成する。子ども宛は翌朝、保育室に貼っておく。保護者宛は、送迎場所のテラスに掲示しておく。
- 保護者の保育実践への関心を高め、自分の子どもはもちろんだが、他児の遊びをも話題にする。これは、保護者対し日々の保育を説明する機能に加え、保護者と子どもとの遊びを可能にする。



8

## ポートフォリオ

- 0, 1, 2歳児クラスを対象に、保育中の子どもの写真、保育者、保護者のコメント欄を設けて、子どもに対してコメントを書く。月に1度のペースで作成する。
- 家族内で子どもの育ちに関する対話が増加し、子どもの成長を家族みんなで喜べるようになった。また、父親は、「ほめる機会が増えた」、「子どもの話を聞くようになった」が増加した。一方、母親は「保育園でやっていることを家でもやってみるようになった」が増加した。保育者は、保護者のコメントを通して、園での遊びの参考にしたり、環境構成に役立てたりした。松井(2013, 2017)



## まとめ (1)

### ・保育の質の確保について

質の「教育の概念と実践」は、これまで踏襲されてきた基本的な考え方に加えて、海外のエビデンスも踏まえながら、保育所、保育指針で示されている。そこに出てくる「資質・能力」（キー・コンピテンシー）などの鍵概念をわかりやすく示し、対話の機会を作る。カナダでは、公衆衛生の分野で、知見の翻訳（knowledge translation）により、一般向けに視覚化したり、相互交流で意見を出し合ったりする方法で周知・説明が行われている。

## まとめ (2)

### ・保育の質の向上について

意、保護者、録設をのし、ら支え  
 味づ、保者深化させ、た、子ども、保  
 者、保者な、さ、当、の、を、と、に、育  
 が、育者、等、な、事、の、声、も、に、保  
 ・評、判、を、し、が、計、を、実、記  
 ・価、断、を、な、ら、画、を、示、各  
 地、の、改、を、め、モ、に、即、実  
 域、の、実、を、進、デ、に、し、践、施  
 の、保、情、園、ル、に、の、た、各  
 を、保、や、の、な、に、を、寄、実  
 支、保、保、だ、保、心、を、せ、践  
 え、者、持、者、け、育、地、の、人、ち  
 心、者、っ、護、が、者、評、価、を、か  
 事、者、や、ど、も、ら、う。価、受、取、も、の、育  
 当、者、子、の、が、評、を、保、け、ど、の、造  
 え、者、の、対、に、よ、て、子、も、の、育  
 る、者、話、す。

今後の検討スケジュールについて（案）

※下記は、現時点での予定であり、議論の状況等に応じて変更があり得る。

2018（平成30）年5月18日（金）13:00～15:00      第1回検討会

- 座長の選任等
- 構成員発表（大豆生田氏、古賀氏、野澤氏）

2018（平成30）年6月12日（火）10:00～12:00      第2回検討会

- 構成員発表（普光院氏、松井氏）
- 関係者ヒアリング（事業者）
  - ・瀬沼幹太氏（社会福祉法人はとの会理事長）
  - ・妹尾正教氏（社会福祉法人仁慈保幼稚園理事長）

2018（平成30）年7月4日（水）10:00～12:00      第3回検討会

- 関係者ヒアリング



※この間、2～3回程度、検討会を開催

- 関係者ヒアリング
- 論点整理（案）の検討・整理

2018（平成30）年8月～9月頃      論点整理

※以後、論点整理に基づき、引き続き検討

（適宜、個別論点に係るWGの設置・検討、調査研究、実態調査等を実施予定）

## 資料2-1

府子本第649号  
30初幼教第9号  
子少発0608第1号  
平成30年6月8日

各都道府県民生主管部（局）  
各都道府県児童福祉主管部（局）  
各都道府県私立学校主管部（局）  
各都道府県教育委員会  
各都道府県認定こども園担当部（局） の長  
各指定都市・中核市民生主管部（局）  
各指定都市・中核市児童福祉主管部（局）  
各指定都市・中核市認定こども園担当部（局）

内閣府子ども・子育て本部参事官  
（公 印 省 略）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
（公 印 省 略）  
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長  
（公 印 省 略）

教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）

教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故発生の防止については、従来から通知等により適切な指導をお願いしているとともに、平成28年3月31日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、プール活動・水遊び等の監視体制、救急事態への対応等、これらに関する十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところです。

また、先日、消費者安全調査委員会より、「消費者安全法第33条に基づく意見」（平成26年6月20日付け消安委第50号）のフォローアップとして実施した実態調査の結果（以下「フォローアップ調査結果」という。）を踏まえ、消費者安全調査委員会委員長から「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」（平成30年4月24日付け消安委第46号）が提出されたことを受け、プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止の徹底について再度お願いしてきたところです。

つきましては、引き続き、教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するため、下記の点に留意の上、管内の教育・保育施設等及び市町村に

対して安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

その際、スポーツ庁から発出されている「水泳等の事故防止について」（平成30年4月27日付け）（別添①）の通知も参考にいただき、貴職において、教育・保育施設等に対する周知をより一層徹底していただきますようお願い申し上げます。

## 記

1. プール活動・水遊びを行う場合は、次の(1)から(3)までの取組を行うよう、教育・保育施設等に対して一層の周知徹底を図られたい。また、地方公共団体は、安全確保策の充実及び教育・保育施設等への指導監査等により、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにされたい。

(1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。

(2) 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行うこと。

なお、ガイドラインでは「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」として、以下の点を示している。

- ① 監視者は監視に専念する。
- ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ④ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。等

(3) 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるように、119番通報を含めた緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行うこと。

2. 地方公共団体は、1の(2)「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、教育・保育施設等がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、施設長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに



関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行うこと。

なお、チェックシートについては、フォローアップ調査結果中の附属資料1及び2（別添②）の「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」も適宜活用されたい。

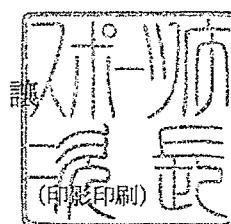
3. 地方公共団体は、1の(3)「心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育」に関し、子供の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行うこと。
4. 教育・保育施設等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、子供の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、教育・保育施設等における自発的な安全への取組を促すこと。

30ス庁第89号

平成30年4月27日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市市長  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿  
各国公私立高等専門学校長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長  
今里



### 水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところではありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添1、2参照）。

については、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）（別添3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配慮願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童・生徒等に対する指導等について」にも留意されるとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. プールの施設面、管理・運営面について

(1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

### 2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

(3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

スポーツ庁

電話：03-5253-4111（代表）

健康スポーツ課（内線：3939）

政策課学校体育室（内線：2674） [学校体育担当]

参事官（地域振興担当）（内線：3773） [学校プール施設・社会体育施設担当]

## 学校における児童・生徒等に対する指導等について

1. 学校における水泳指導に際しては、「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」（平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）  
[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen\\_school/suiei2018/suiei2018\\_0.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf)、「水泳指導の手引（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm)、「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年3月文部科学省）  
<https://www.youtube.com/watch?v=0j-Dry4xcQ8&list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX> 及び「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」（平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）  
<https://www.youtube.com/watch?v=MiyTSzNboTA> も参考に安全管理、安全指導等に当たること。

また、飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡等の事故が起きている中、安全に十分配慮した指導を行うこと。学習指導要領においては、小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導することとしていることを踏まえること。

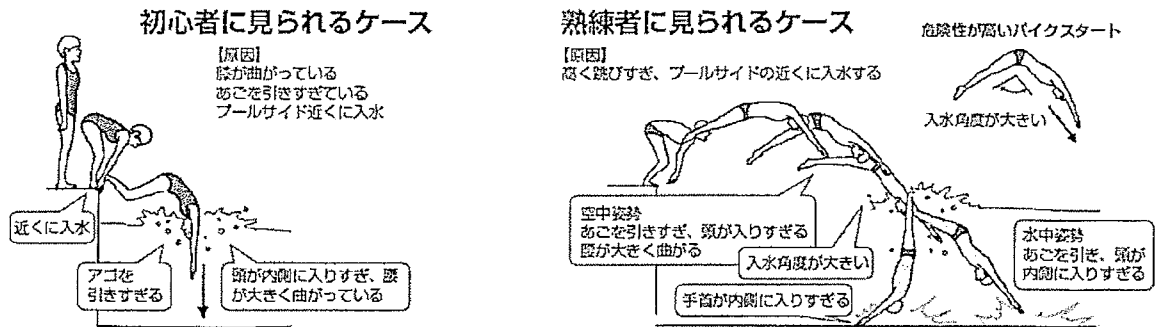
なお、水泳部の活動及び高等学校の入学年次の次の年次以降で、飛び込みによるスタートを行う際には、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の技能の程度を適切に判断することといった、十分な安全確保が必要であること。

【参考】新高等学校学習指導要領（平成30年3月30日告示）においては、「泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて、段階的な指導ができること。」と明記している。

## 【近年の重大事故の例】

校種	事故の状況
高等学校	教員がスタート位置から1m離れたプールサイドで、足元から高さ約1mの水面上にデッキブラシの柄を水面に平行に掲げ、生徒に柄を越えて飛び込むよう指示。生徒は指示通り飛び込み、プールの底に頭部を強打した。救急搬送され、頸椎骨折、頸髄損傷と診断された。
小学校	郡民体育大会及び小学校体育連盟主催の水泳大会に出場予定候補選手を対象とした放課後の水泳練習において、飛び込み練習を行った際、水面にフラフープを浮かべ目標を定め実施した。その状況の中、児童がフラフープをめがけ飛び込み、プールの底に頭頂部をぶつけた。その後、頸椎捻挫と診断され、数か月通院。

【参考：危険なスタート】



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）抜粋

また、監視体制が十分でなかったことを要因として児童が死亡した事例、一定の技能を身に付けている児童・生徒がスタート時の重大事故に遭った事例、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事件事例も報告されているので十分注意すること。

特に小学校低学年においては、水に十分に慣れていない児童もいることから、安全な水遊びの授業が行われるよう、十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。

2. 児童・生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、体の調子確かめてから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。
3. 児童・生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。
4. 児童・生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。
5. 幼稚園等については、本通知のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」（平成28年3月 [http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline1.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf)）や、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」（平成30年4月24日 消費者安全調査委員会 [http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_003/](http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/)）も踏まえ、一層の安全対策に取り組むこと。

## 平成29年夏期(7~8月)における水泳等の事故

(警察庁調べ。( )内は中学生以下の子供で内数。)

【表1】水難事故者数

	水難事故者数
平成29年夏期	647人 (130)
平成28年夏期	735人 (132)

【表2】場所別死者・行方不明者

	平成29年夏期		平成28年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
海	145(4)	58.5%	162(2)	53.3%
河川	72(7)	29.0%	101(12)	33.2%
湖沼池	11(1)	4.4%	16(3)	5.3%
用水路	18(1)	7.3%	20(0)	6.6%
プール	1(1)	0.4%	5(2)	1.6%
その他	1(0)	0.4%	0(0)	0.0%
計	248(14)		304(19)	

【表3】行為別死者・行方不明者

	平成29年夏期		平成28年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
水泳	38(0)	15.3%	60(3)	19.7%
水遊び	45(7)	18.1%	49(11)	16.1%
魚とり・釣り	67(4)	27.0%	79(2)	26.0%
作業中	13(0)	5.2%	18(0)	5.9%
通行中	10(0)	4.0%	10(1)	3.3%
その他	75(3)	30.2%	88(2)	28.9%
陸上における遊戯・スポーツ中	1(1)	0.4%	1(1)	0.3%
ボート遊び	2(1)	0.8%	2(0)	0.7%
水難救助活動	8(0)	3.2%	8(0)	2.6%
シュノーケリング	10(0)	4.0%	12(0)	3.9%
スキューバダイビング	9(0)	3.6%	4(0)	1.3%
サーフィン	2(0)	0.8%	5(0)	1.6%
その他	10(0)	4.0%	7(0)	2.3%
不明	33(1)	13.3%	49(1)	16.1%
合計	248(14)		304(19)	

【表4】年齢層別死者・行方不明者

	平成29年夏期		平成28年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
子供	14	5.6%	19	6.3%
未就学児童	4	1.6%	3	1.0%
小学生	7	2.8%	10	3.3%
中学生	3	1.2%	6	2.0%
高校生又はこれに相当する年齢の者	16	6.5%	13	4.3%
高校卒業以上に相当する年齢以上65歳未満の者	113	45.6%	148	48.7%
65歳以上の者	103	41.5%	122	40.1%
不明	2	0.8%	2	0.7%
合計	248		304	

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付制度において  
スポーツ事故に係る死亡見舞金・障害見舞金を支給した件数

○学校管理下における水泳中の事故等による死亡見舞金の支給件数

※平成29年度は速報値

学校種	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	総計
小学校	0	1	0	0	0	1
中学校	2	1	0	0	0	3
高等学校	0	1	0	0	0	1
総計	2	3	0	0	0	5

○学校管理下における水泳中の事故等による障害見舞金の支給件数

※平成29年度は速報値

学校種	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	総計
小学校	2	0	0	2	1	5
中学校	1	4	3	1	1	10
高等学校	2	1	2	0	2	7
総計	5	5	5	3	4	22

○平成29年度までの具体的事例は、日本スポーツ振興センターの「学校事故事例データベース」に掲げており、参照されたい。

別添 3

# プールの安全標準指針

平成19年3月

文部科学省

国土交通省



## 【目 次】

はじめに（指針策定の主旨）	1
第1章 指針の位置づけ及び適用範囲	2
1-1 本指針の位置づけ	2
1-2 本指針の適用範囲（対象とするプール）	3
第2章 プールの安全利用のための施設基準	4
2-1 プール全体	4
2-2 排（環）水口	6
第3章 事故を未然に防ぐ安全管理	8
3-1 安全管理上の重要事項	8
3-2 管理体制の整備	9
3-3 プール使用期間前後の点検	10
3-4 日常の点検及び監視	13
3-5 緊急時への対応	14
3-6 監視員等の教育・訓練	15
3-7 利用者への情報提供	16
参考	17

## はじめに（指針策定の主旨）

本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

### ■本指針の構成について

- 基本的考え方（実線囲み） プールの安全確保に関する基本的な考え方を示したもの。
- 解説……………基本的考え方の理解を深め、適切な運用が図られるよう解説を示したもの。
- 参考……………解説に関連して参考になる事項を示したもの。

### ■本指針の表現について

本指針は、おおむね次のような考え方で記述している。

「～必要である。」……………プールの安全確保の観点から、記述された事項の遵守が強く要請されると国が考えているもの。

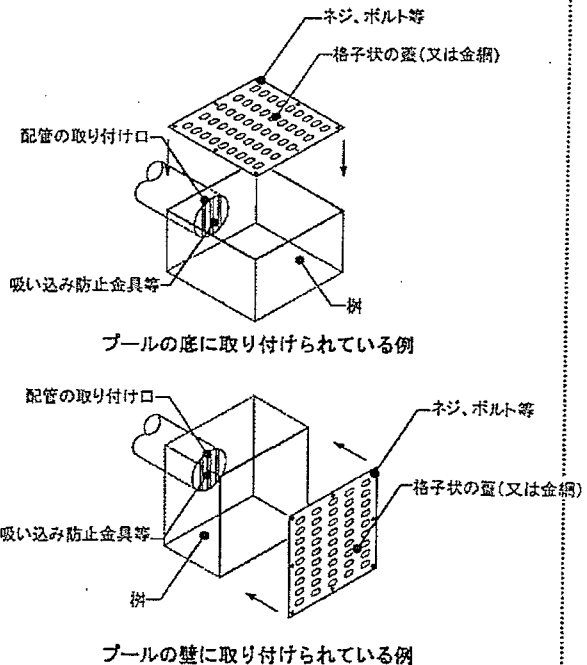
「～望ましい。」……………より一層のプールの安全確保の観点から、各施設の実態に応じて可能な限り記述された事項の遵守が期待されると国が考えているもの。

※「排(環)水口」とは……………「プール水を排水・循環ろ過するための吸込み口」

プール水の排水口及び循環ろ過のための取水口(吸水口)をいう。また、起流、造波、ウォータースライダーまたは他のプールへ循環供給するためのプール水の取水口も含む。

循環ろ過方式の排(環)水口は排水と取水(吸水)を兼用する場合が多く、通常、ポンプで水を取り込む取水口(吸水口)は箱形の柵がプールの床や壁に取り付けられ、格子状の蓋(又は金網)(以下、「排(環)水口の蓋等」又は「蓋等」という。)がネジ、ボルト等によって固定されており、柵の中にポンプへの配管がある。この他に循環ろ過方式では、ろ過したプール水を戻す過吐出口等がある。

本指針で用いる「排(環)水口」はこれまで使用されている排水口、返還水口、循環排水口、吸込み口、吸水口、取水口等を同義語として扱い、これらの管の取り付け口と箱型の柵を一体として定義している。



## 第1章 指針の位置づけ及び適用範囲

### 1-1 本指針の位置づけ

プールは、利用者が遊泳等を楽しみながら、心身の健康の増進を期待して利用する施設であり、そのようなプールが安全であることは、利用者にとって当然の前提となっている。

プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

#### (解説)

- ・本指針は、プールの設置管理者に対して、排(環)水口による吸い込み事故を含むプール利用者をめぐる事故を未然に防ぎ、プール利用者の安全を確保するために配慮すべき基本的事項を示したものである。
- ・本指針は、プールの安全確保について、設置管理者が取り組むべき事項を示したものであるが、これらの業務を外部に委託(請負を含む)する場合には、受託者(請負者を含む)に対し同様の対応を求めるものであり、設置管理者は受託者の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・本指針は、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び(財)日本体育施設協会、(社)日本公園緑地協会で構成する「プールの安全標準指針(仮称)策定委員会」における検討を経て、文部科学省及び国土交通省により、プールの設置及び管理に関する技術的助言としてとりまとめたものである。
- ・本指針については、プールの利用実態や施設の性能向上等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

#### ※「設置管理者」

プールの所有者(所有者以外にプールの全部の管理について権原を有するものがあるときは当該権原を有するもの)をいい、通常の地方公共団体への手続きでは、開設者、設置者、経営者等をいう。

## 1-2 本指針の適用範囲（対象とするプール）

本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置するプール施設及び既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。

### （解説）

- ・本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置する、もしくは既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設としてのプール、社会体育施設としてのプール及び都市公園における公園施設としてのプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや、スイミングスクールや民間レクリエーション施設のプール等の民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。
- ・国の機関等における訓練用プール等、特定の用途に限定されるプールについては本指針の適用範囲として想定されていない。（ただし、これらのプールを一般に開放する場合を除く。）なお、これらのプール及び水遊び用プールなど遊泳利用に供することを目的としていないプールにおいても、本指針の主旨を適宜踏まえた安全管理等を実施することが望ましい。

## 第2章 プールの安全利用のための施設基準

### 2-1 プール全体

プールは、利用者が安全かつ快適に利用できる施設でなければならないため、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うことが必要である。

施設の設置目的や規模、利用の実態等を踏まえ必要に応じ、監視室、救護室、医務室、放送設備、看板・標識類等を備えておくことが望ましい。

(解説)

#### (1) 救命具

- ・プールサイド等に担架等の救命具を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておくことが必要である。なお、AED（自動体外式除細動器）についても、救護室、医療室等適当な場所に配備することが望ましい。

#### (2) プールサイド、通路等

- ・プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ、利用者等を考慮して、十分な広さを有することが必要である。
- ・プールサイドの舗装材の選定にあたっては、水に濡れた状態でも滑りにくい素材とする必要があり、素足で歩くことから粗い表面のものは避けることが必要である。
- ・幼児用プールを含む複数のプールが設置され、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、必要に応じて幼児用プールの外周を柵等で区分することが望ましい。

#### (3) 監視室

- ・監視員を統括管理し、監視体制の充実を図るためには監視室を設置することが望ましい。監視室は緊急時の指令室の役割を果たすとともに、場内アナウンスや監視員の休憩所としても機能するものであり、設置にあたっては、プールの安全確保、事故防止、遊泳者指導等のため、できるだけプールに近く、プールの水域全体が見渡せる場所に、前面を開放またはガラス張り等とした監視室を設けることが望ましい。なお、プールが大規模で、監視室を水域全体を見渡す場所に設置できない場合は、監視台を充実させるなどにより監視室の機能を補完する措置を講じることを望ましい。
- ・監視室に電話や緊急時の連絡先一覧表（2 か所以上の医療機関、管轄の消防署・保健所・警察署、設備関連メーカー等）、従事者の役割分担表等を備えることが望ましい。

#### (4) 救護室、医務室

- ・プール利用者の怪我や急病に備え、救護室、医務室等を設けることが望ましい。救護室、医務室等には、緊急時に直に対処できるよう、救命具、救急医薬品等を備えるとともに、ベッド、救急医療設備等を備え、床は耐水性とし、換気を十分できるようにすることが望ましい。

#### (5) 放送設備

- ・ プールを安全に管理するためには、プール利用者に対する危険発生等を周知させるための手段を確保することが必要である。
- ・ 施設の規模等に応じて、放送設備を監視室に併設して設置することが望ましい。
- ・ 監視員と管理責任者が緊急時等に円滑に連絡を行うための通信手段を確保することが望ましい。

#### (6) 看板・標識類

- ・ プールを安全に管理するためには利用者への適切な注意や警告も必要であり、適切な看板や標識類を設置することが望ましい。
- ・ 利用に関する看板・標識類は、施設の入り口付近で目に付く位置に設置することが望ましい。
- ・ 排(環)水口部を示す標識、排(環)水口に触れることや飛び込むこと、プールサイドを走ること等を禁止する警告看板等は、入場者全員の目に付く場所（プールの入り口部とプールサイド等）に2箇所以上設置することが望ましい。

## 2-2 排(環)水口

吸い込み事故を未然に防止するため、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

排(環)水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすることや、蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等、材料の形状、寸法、材質、工法等についても十分な配慮が必要である。

(解説)

### (1) 安全確保の基本的な考え方

- ・多くのプールは、循環ろ過設備によって衛生的で安全な水質を維持しているため、取水口及びポンプへの配管は必須であることから、清掃及び点検の際の不注意等による吸い込み事故の防止はもちろん、子どもがいたずらしようとしても事故が発生しないよう十分な安全対策を施すことが必要である。
- ・施設面からの安全対策としては、排(環)水口に二重構造の安全対策を施すことが必要である。また、不備がある場合は必要な改修が終了するまで利用を停止することが必要である。

### (2) 二重構造の安全対策

- ・排(環)水口の吸い込み事故を防止するため、原則として排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置するなど、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

[参考-1 排(環)水口の安全確保のための改善の一例]

[参考-2 配管取り付け口の吸い込み防止金具の一例]

- ・ただし、排(環)水口が多数あり、かつ1つの排(環)水口にかかる吸水圧が弱く、1つを利用者の身体で塞いだとしても、吸い込みや吸い付きを起こさないこと(幼児であっても確実かつ容易に離れることができること)が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設は必ずしも二重構造の安全対策を施す必要はない。

### (3) 仕様、工法への配慮

- ・蓋等は、重みがあっても水中では浮力により軽くなることや、子どもが数人で動かしたと考えられる事故例があることから、ネジ、ボルト等により固定されることが必要である。また、蓋等は利用者の接触やプール水の環流等による振動等により、それらを固定しているネジ、ボルト等にゆるみが生じることもあるため、ゆるみを生じにくい留め方とすることが望ましい。
- ・蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等が金属の場合は、腐蝕しにくく、かつ利用者の接触等による他の事故の要因とならないよう、用いる材料や工法にも十分に配

慮することが必要である。

- ・蓋等の穴や隙間は、吸い込みや吸い付き事故を防止するため、子どもが手足を引き込まれないような大きさとするとともに、指が蓋の穴等に挟まれる事故を防止するため、幼児や児童の指等が挟まりにくい仕様に配慮することが必要である。
- ・配管の取り付け口がプール駆体に直接開口している場合は、柵を設置した上で吸い込み防止措置を講じる等、二重構造の安全対策を講じる必要がある。
- ・柵を設置しても蓋等の上部の流速が強い場合は、排(還)水口を複数設置することが望ましい。
- ・配管の取り付け口がプール駆体に直接開口し、かつ、排(還)水口が身体の一部で覆うことができるような小さいサイズの場合でも、身体が吸い付いて水中で離脱できなくなる可能性があるため、吸い付きを防止するため、排(還)水口を複数設置する等の配慮が必要である。
- ・また、異常発生時にポンプを緊急停止させるための停止ボタン、吸い付きによる事故時に配管内の圧力を抜くための装置を、監視員が常時待機しているプールサイドや監視室等に設置することが望ましい。
- ・なお、吐出口についても、ポンプ停止時等に水を吸い込む現象が生じる場合があるため、蓋等を設置し、ネジ、ボルト等で固定することが必要である。



## 第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

### 3-1 安全管理上の重要事項

プールの安全を確保するためには、施設面での安全確保とともに、管理・運営面での点検・監視及び管理体制についても、徹底した安全対策が必要である。

管理・運営面においては、管理体制の整備、プール使用期間前後の点検、日常の点検及び監視、緊急時への対応、監視員等の教育・訓練、及び利用者への情報提供が必要である。

(解説)

- ・プールの安全を確保し、事故を防止するためには、施設のハード面とともに、点検、監視等を日々確実にを行うといったソフト面の充実が不可欠である。
- ・特に、排(環)水口の吸い込み事故対策としては、ハード面では排(環)水口の蓋等の固定や配管の取り付け口の吸い込み防止金具の設置等の安全対策が必要であり、ソフト面では安全対策が確実に確保されているかのプール使用期間前後の点検、日常の点検・監視による安全確認、異常が発見されたときに迅速かつ適切な措置が実施されるような管理体制を整備しておくこと等が必要である。
- ・なお、福祉施設等のプール（一般開放する場合を除く。）で、当該施設の職員が監視員として機能する場合においても、本指針で示す安全管理上の配慮事項を踏まえて、安全管理等を実施することが望ましい。

福祉施設等の例：リハビリテーション施設、知的障害者施設、児童自立支援施設、国立健康・栄養研究所、保育所

- ・事故を未然に防ぐための安全管理を徹底するためには、
  - 管理体制の整備
  - プール使用期間前後の点検
  - 日常の点検及び監視
  - 緊急時への対応
  - 監視員等の教育・訓練
  - 利用者への情報提供

が重要と考えられ、次節以下にそれぞれの内容を示す。

### 3-2 管理体制の整備

プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を明確にすることが必要である。

また、業務内容を管理マニュアルとして整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。

(解説)

- ・プールの設置管理者は、適切かつ円滑な安全管理のために、管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員からなる管理体制を整えることが必要である。
- ・設置管理者は、管理業務を委託（請負も含む）する場合、プール使用期間前の点検作業に立ち合うことや、使用期間中の業務の履行状況の検査等、受託者（請負者を含む）の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員の役割分担と、選任の基準は以下のとおりとする。なお、当該施設の規模等によりそれぞれの役割を重複して担う場合もある。

#### ●管理責任者

プールについて管理上の権限を行使し、関与する全ての従事者に対するマネジメントを総括して、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とする必要がある。これらに関する資格を取得していることが望ましい。

#### ●衛生管理者

プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者は、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理にあたるが、管理責任者、監視員及び救護員と協力して、プールの安全管理にあたる必要がある。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とする必要がある。

#### ●監視員

プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。

[参考-3 プール監視員の主な業務の一例] 参照

選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置することが必要である。なお、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とするこ

とが望ましい。

#### ④ 救護員

プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護にあたる。

選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とし、施設の規模に応じ、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保することが必要である。なお、救急救護に関する資格を取得した者とするのが望ましい。

- ・ 設置管理者は業務内容や緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めた管理マニュアルを整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。
- ・ 学校のプール施設においても、上記の趣旨を踏まえ、組織や利用の実態に応じて適切な管理組織体制を整えることに留意することが必要である。

[参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例] 参照

### 3-3 プール使用期間前後の点検

プールの使用期間前には、清掃を行うとともに、点検チェックシートを用いて施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要である。

また、使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して、次の使用に備えることが望ましい。

なお、通年使用するプールについては、1年に1回以上の全換水を行い、水を抜いた状態で施設の点検を確実に行うことが必要である。

点検チェックシートは、3年以上保管することが必要である。

(解説)

- ・点検チェックシートを作成し、プール使用期間前に施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

[参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例] 参照

- ・特に、重大事故が発生する可能性のある排(環)水口の点検については注意を払い、必要な場合は専門業者による確認、点検及び修理を行うことが必要である。
- ・使用期間前の排(環)水口の点検は、

蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されているか。(針金による固定、蓋の重量のみによる固定は不可)

蓋等やそれを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないか。

配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられているか。

について行うことが必要である。

- ・清掃や点検のため排(環)水口の蓋等はずす場合は、ポンプが停止していることや、水が完全に抜けたことを確認してから行い、作業後、ネジ、ボルト等で正常な位置に固定しておくことが必要である。
- ・蓋等の変形、それらを固定しているネジ、ボルト等の破損、欠落等があった場合は、直ちに修理、交換を行い、安全な状態に整備しておくことが必要である。
- ・使用期間中にネジ、ボルト等が破損、欠落するといった場合に備え、ネジ、ボルト等の予備及び必要な工具を用意しておくことが望ましい。
- ・設置管理者は点検チェックシートを3年以上保管することが必要である。また、点検時には過去の点検結果との照合等を行うことが望ましい。
- ・点検チェックシートには、排(環)水口の所在を明示したプールの見取図の写しを添付し、保存することが望ましい。

- ・使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して次の使用に備えることが望ましい。
- ・通年使用するプールについては、上記に準じて1年に1回以上の定期的な点検を行う必要がある。
- ・なお、吐出口についても、排(環)水口に準じた点検・整備を行う必要がある。

### 3-4 日常の点検及び監視

毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、目視、触診及び打診によって点検を行い、特に排(環)水口の蓋等が堅固に固定されていることを点検することが必要である。

また、監視、利用指導及び緊急時の対応のため、監視員の適切な配置を行うとともに、プール内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について十分な知識を持って業務にあたらせることが必要である。

(解説)

#### (1) 施設の点検

- ・点検にあたっては、目視にとどまらず、触診及び打診によって確実に行うことが必要である。
- ・毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されていることを点検することが必要である。
- ・点検にあたっては、点検チェックシート等を作成し、これを用いて確実に行うことが必要である。点検チェックシートとともに、気温(室温)、水温、利用者数、水質検査結果(プール水の残留塩素濃度等)、施設の安全点検結果等を記載する管理日誌を備え、使用期間中は、管理日誌に毎日の状況等を記載し、これを3年以上保管することが必要である。

[参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例  
(管理日誌と点検チェックシートを一体化した例)] 参照

- ・施設の安全点検の結果を掲示し、利用者に伝えることが望ましい。

#### (2) 監視員及び救護員

- ・遊泳目的で利用するプールにおいては、監視員及び救護員の配置は、施設の規模、曜日や時間帯によって変わる利用者数等に応じて適切に決定することが必要である。また、監視員の集中力を持続させるために休憩時間の確保についても考慮することが望ましい。
- ・監視設備(監視台)は、施設の規模、プール槽の形状等により必要に応じて、プール全体が容易に見渡せる位置に相当数を設けることが望ましい。
- ・飛び込み事故、溺水事故、排(環)水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故を防止するため、各施設の設置目的や利用実態等に応じて禁止事項を定め、利用者に対し周知を行うとともに、監視員等は違反者に対し適切な指導を行うことが必要である。
- ・なお、監視員には、排(環)水口周辺は重大事故につながる恐れのある危険箇所であること等、事故防止のための知識を十分に認識しておくことが必要である。

### 3-5 緊急時への対応

施設の異常や事故を発見、察知したときの緊急対応の内容及び連絡体制を整備するとともに、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底しておくことが必要である。

施設の異常が発見された場合は、危険箇所に遊泳者を近づけないよう直ちに措置するとともに、プールの使用を中断して当該箇所の修理を行い、修理が完了するまでプールを使用しないことが必要である。特に排(環)水口の異常が発見された場合は、循環または起流ポンプを停止することが必要である。

人身事故が起きた場合は、傷病者の救助・救護を迅速に行うとともに、速やかに消防等の関係機関及び関係者に連絡することが必要である。

(解説)

- ・利用者に危害が及ぶ可能性のある施設の異常が発見された場合は、以下の対応をとることが必要である。
  - 危険箇所に遊泳者を近づけない措置をとる
  - 遊泳者を速やかに避難させ、プール使用を中止する
  - プールの使用を中止した場合は、当該箇所の修理が完了するまでプールを使用しない
  - 排(環)水口の異常が発見された場合は循環または起流ポンプを停止する
- ・人身事故が起きた場合は、以下の対応をとることが必要である。
  - 傷病者を救助し、安全な場所へ確保する
  - 適切な応急手当を行う
  - 二次災害を防止する上で必要な場合は、遊泳者を速やかにプールサイドに避難させる等の処置を行う
  - 必要に応じて救急車を要請し、緊急対応の内容に従い関係者に連絡する
- ・緊急時の対応を確実にを行うには、従事者に対する就業前の教育・訓練の実施とともに、緊急時の初動心得の掲示、毎日始業終業時に行う全体ミーティングにおける確認等により周知徹底することが必要である。

### 3-6 監視員等の教育・訓練

プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者（請負者を含む）は、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うことが必要である。

#### (解説)

- ・プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者(請負者を含む)は、プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを認識した上で、安全管理に関わる専門的な業務内容を詳細にわたって把握しておくことが必要である。その上で、監視員等の安全管理に携わる全ての従事者に対し、徹底した教育及び訓練を就業前に行っておくことが必要である。
- ・特に、排（環）水口における吸い込み事故を未然に防止するためには、安全管理に携わる全ての従事者がプールの構造を把握し、排(環)水口の蓋等が固定されていない状態などの危険性、ポンプ停止や利用者の避難誘導等の緊急時の対応方法を正しく理解していることが必要である。
- ・教育内容は次の a～d の項目を必ず含むようにし、e については必要に応じて随時実施することが望ましい。
  - a プールの構造及び維持管理
  - b プール施設内での事故防止対策
  - c 事故発生等緊急時の措置と救護
  - d 緊急事態の発生を想定した実地訓練
  - e 日常の業務等において従事者が経験した「ヒヤリとしたこと」、「ハッとしたこと」や「気がかりなこと」、利用者からの苦情等を題材とした事例研究
- ・訓練内容には、飛び込み事故や溺水事故等のほか、排(環)水口における吸い込み事故を想定したものも必ず含むことが必要である。排(環)水口の異常等を察知した監視員等から他の従事者への連絡方法の検討、異常等の察知からポンプの非常停止までの手順及び所要時間の計測等を行い、かかる事態が実際に起こった場合に、可能な限り迅速に適切な対応ができるように訓練しておくことが必要である。
- ・なお、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しては、就業前に同様の教育、訓練を行うことが必要である。
- ・特に、夏季のみ使用する施設では、アルバイトの監視員が毎年違う人材となる場合が多いため、教育研修カリキュラム等を準備しておくことが必要である。
- ・プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者(請負者を含む)は教育、訓練の実施にあたり、その記録を作成して3年以上保管することが望ましい。



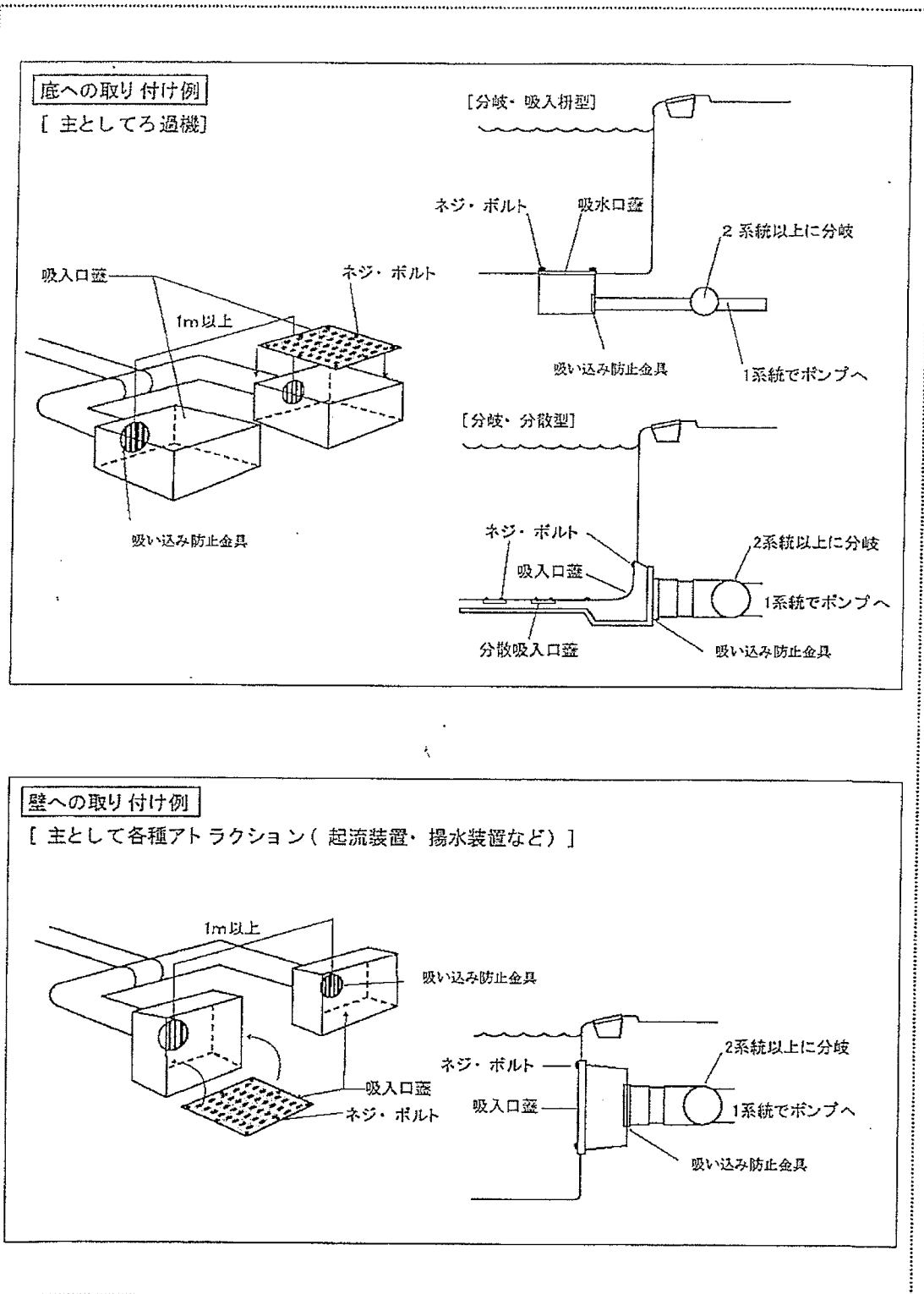
### 3-7 利用者への情報提供

プールを安全に管理するためには、利用者への適切な注意や警告を行うことも有効であり、排(環)水口の位置等危険箇所の表示、プール利用に際しての注意・禁止事項、毎日の点検結果等を、利用者の見やすい場所に見やすい大きさに掲示することが望ましい。

#### (解説)

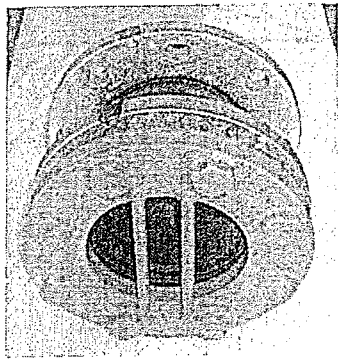
- ・プールを安全に管理するためには、利用者に注意すべき事項・禁止事項、利用にあたって注意喚起を促す必要がある場所等について、入り口その他、遊泳者の見やすい場所及び注意を払うべき場所に標識、掲示板等を設置することが望ましい。
- ・重大な事故の危険性を有する排(環)水口については、プール利用者がその所在を容易に認識できるよう位置表示を行うとともに、排(環)水口付近で遊ぶと手を挟まれたり吸い込まれたりする危険があることを示すことが望ましい。
- ・位置表示は、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさに、排(環)水口の位置を示したプール全体の見取図の掲示、及び、排(環)水口付近の壁又は底面その他見やすい箇所に存在の明示を行うことが望ましい。なお、見取図には排(環)水口の存在の明示の方法も記しておくことが望ましい。
- ・表示にあたっては、危険箇所であることが子どもでも正しく理解できるよう、文字とイラストでわかりやすく表示することが望ましい。
- ・使用期間前の点検チェックシート、毎日の点検結果等を、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさに掲示し、利用者に伝えることが望ましい。

[参考-7 点検結果掲示の一例] 参照

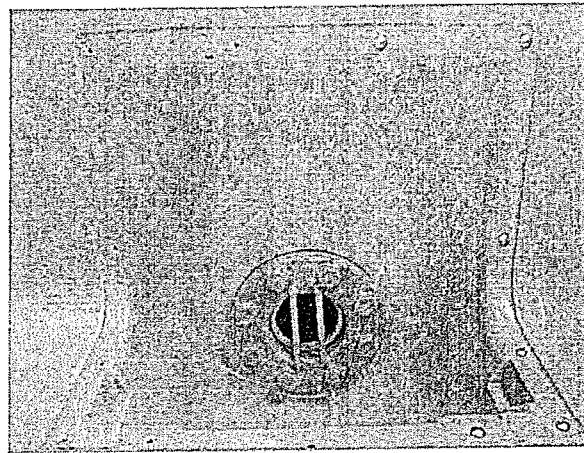


[参考-2 吸い込み防止金具の一例]

出典) 健康運動施設開発機構



吸い込み防止金具の例



取り付け例

## 1 業務内容

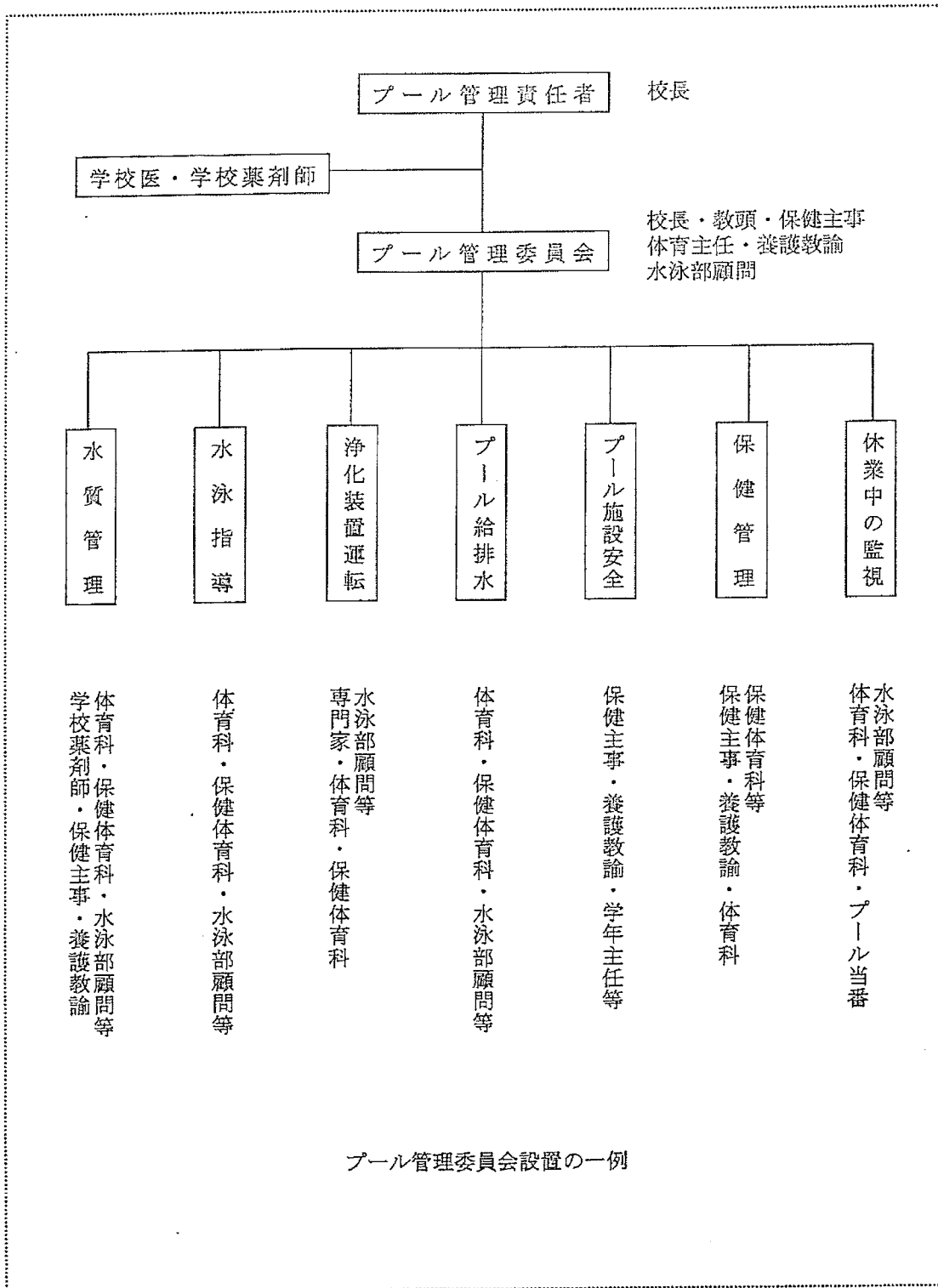
- (1) 入場者の安全確保及び事故防止のため、水面を中心に場内全域において監視を行う。
- (2) 事故が発生した場合は、救助、連絡、場内整理などの業務を行う。
- (3) 利用者の年齢、体格等に応じ、利用するプールやエリアの指示、保護者等の付き添いを求めるなどの指導を行う。(利用者の体格と水深の関係は、概ね立った状態で、肩が水面から出ていることを目安とする。) また、小学校低学年以下の子どもを連れてくる保護者等に対して、子どもから目を離さないよう注意を促す。
- (4) プール場内での禁止事項・プールごとの留意事項・持ち込みを禁止しているもの等について、決まりを守るよう指導を行う。

## 2 留意事項

- (1) 監視員は水着を着用していること。
- (2) 水面の監視に当たっては細心の注意を払い、監視業務に全神経を集中すること。
- (3) 危険と思われる行為・危ないと思われる人には、毅然として注意を促すこと。
- (4) 幼児及び小学校低学年の子どもの一人遊びには特に注意を払い、保護者の監視のもとで遊ぶよう指導すること。
- (5) 監視は目の前だけでなく、顔をあげて広く監視すること。
- (6) 監視台で監視中は、緊急時、救助及び交代時以外、監視台から降りないこと。
- (7) 交代時間が過ぎても、交代要員が来るまでは、監視台から降りないこと。
- (8) 交代時には、受持ち監視区域を指差し、異常のないことを確認してから、必要事項の申し送りをして交代すること。また、なるべく速やかに交代を行うこと。
- (9) ローテーション等で施設内を移動するときも常に水面を監視し、事故や異常があった場合は、それらへの対応を優先して行動すること。また、プールサイドにゴミなどが落ちているときは、可能な限り拾い最寄りのゴミ箱などに捨てること。
- (10) 利用者から、置き引き盗難・迷子・痴漢・盗撮、その他事故等の情報があった場合は、直ちに管理者又は巡回中の従業者に知らせること。
- (11) 監視中はサングラスを着用してよいが、救助時など入水するときは、可能な限りサングラスを外すようにすること。

[参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例]

出典)「学校における水泳事故防止必携」独立行政法人日本スポーツ振興センター



[参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例]

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県をもとに作成

プール施設設備の使用期間前点検表 (例)

施設名	プール名	
点検者	点検日	年 月 日 ~ 年 月 日
点検項目	点 検 内 容	
施設全体	プール全体の施設設備の点検は行ったか	
	プール本体、付属設備等はよく清掃されているか	
プール本体	給排水及び清掃が容易な構造か	
	床洗浄水等の汚水が周囲から流入しない構造か	
	適当数の水深表示があるか	
プールサイド	滑り止めの構造となっているか	
	利用者に危害を及ぼす異物等がないか	
給水設備	プール水給水管から飲料水系への逆流防止構造となっているか	
	補給水量等を把握するための専用の量水器等が設置されているか	
排(環)水口	蓋等や、吸い込み防止金具等はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか	
	蓋等や、吸い込み防止金具等及びそれらを固定しているボルト、ネジ等は腐食、変形及び欠落がないか	
消毒設備	薬剤の種類：	薬剤タンクの容量： ㊦
	薬剤連続注入装置は良好に作動するか	
	薬剤の保管場所は適当か	
	薬剤の保管状況は良好か	
浄化設備	浄化設備はよく清掃されているか	
オーバーフロー水	再利用の場合、排水・床洗浄水等の汚水が混入しない構造か	
区画区分	多様な利用形態に応じた区画区分がなされているか	
更衣室	男女別に区別されているか	
	双方及び外部から見通せない構造か	
	利用者の衣類を安全に保管できる設備が整備されているか	
洗浄設備	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか	
便所	男女別に、十分な数があるか	
	よく清掃されているか	
	専用の手洗い設備があるか	
換気設備	効果的な換気が行える換気設備があるか	
	故障又は破損のものはないか	
照明設備	水面及びプールサイド等で十分な照度を有するか	
	故障又は破損のものはないか	

点検項目	点検内容	点検結果
くずかご	適当な場所に十分な数を備えてあるか	適・否
資材保管設備	測定機器等の必要な資材は適切に保管されているか	適・否
採暖室等	採暖室又は採暖槽は、よく清掃されているか	適・否
掲示設備	利用者の注意事項、利用時間、プール全体の見取り図等を利用者の見やすい場所に見やすい大きさに掲示してあるか	適・否
管理体制	プールの維持管理体制が整備されているか	適・否
	維持管理マニュアルが整備されてあるか	適・否
緊急連絡体制	緊急時の連絡体制が整備されているか	適・否
管理責任者	管理責任者は、それぞれの役割を確認させているか	適・否
	管理責任者は安全・衛生に関する講習会を受講しているか	適・否
衛生管理者	水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識を有しているか	適・否
監視員	監視員としての業務が遂行できるか	適・否
	十分な数の監視員が確保されているか	適・否
	腕章、帽子等で利用者が容易に認識できる措置がなされているか	適・否
救護員	救急救護訓練を受講しているか	適・否
	緊急時に速やかな対応が可能となるよう配置されているか	適・否
従業者に対する 研修、訓練	研修は行ったか	適・否
	訓練は行ったか	適・否
排(環)水口の 表示等	排(環)水口の位置をプール全体の見取り図に明示し、提示してあるか	適・否
	排(環)水口は吸排水口付近の壁又は底面等にその存在を明示してあるか	適・否
	プール全体の見取り図に排(環)水口の明示方法を明記してあるか	適・否
監視所等	監視所はその機能を十分に発揮できる位置に設けてあるか	適・否
	監視台はプール全体を容易に見渡せる位置に相当数を設けてあるか	適・否
管理日誌	備えてあるか	適・否
	3年間保管してあるか	適・否
救命救護器具等 の配置	救命具(浮輪等)は、プールサイド等に適切に備えてあるか	適・否
	救護室等には、ベッド、担架、救急薬品等が備えてあり、いつでも使用できる状態になっているか	適・否
	監視所に、電話、緊急時の連絡先一覧表等が備えてあるか	適・否

〔参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例（管理日誌と点検チェックシートを一体化した例）〕

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県

### プール管理日誌 (例)

責任者	作成者		年 月 日 曜 天 候																
	AM	7	8	9	10	11	12	PM	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
使用時間 ←→ 点検時間 —																			
入場者人員																			
気 温 (室 温)																			
水 温																			
遊 離 塩 素 濃 度 測 定 値																			
安全点検(記名)																			
堅固に固定																			
腐食欠落等																			
目視触診打診																			
監 視 員																			
救 護 員																			
救急救護用具																			
*上段の安全点検欄は記入した者の氏名を記入。項目欄は○×等のチェック記号や点検者名など、記入方法を決めて記入。																			
摘 要 (施設設備の 状況、特記 事項等)																			



<p>当プールをご利用の皆さまへ</p> <p>当プールは、次の事項について毎日点検を行い、 施設の安全を確認しています。</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇月〇〇日 プール管理者 〇〇〇〇 (連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)</p>		
区分	点検項目	点検結果
施設関係	排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で堅固に固定され、配管口に吸い込み防止金具が取り付けられているか	(例) 蓋等が堅固に固定され、吸い込み防止金具が取り付けられている。 など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)
管理運営関係	監視員が適切に配置されているか	(例) 適切に配置されている など
	監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか	(例) 十分指導を行っている など
	救命救護器具等は適切に配置され、直ちに使用できるか	(例) 適切に配置され、直ちに使用できる など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)

## 附属資料 1

プール活動・水遊びに関するチェックリスト<sup>注1</sup>

～ 園長用 ～

内閣府、文部科学省、厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月31日）を確認してください。

事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行ってください。

プール活動に関わる職員に対して、子供を対象とした心肺蘇生<sup>そせい</sup>などの応急手当や非常時の対応について事前教育を行ってください。

一刻を争う状況にも対応できるように119番通報を含む緊急事態への対応（EAP<sup>注2</sup>）を整理し、マニュアルや定期的な訓練等により共有してください。また、緊急時に実践できるよう、日頃から緊急時対応訓練を行い、マニュアルが実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。  
・園内での連絡の手順（誰が、どの順番で）を訓練してください。

プール活動・水遊びに関する指導マニュアルを作成し、実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。

特に以下の項目については十分に検証してください。

・プール活動・水遊びの活動の内容や時間帯、時間配分は、子供の体調や生活のリズムなど、安全性を考慮して適切に定めてください。

・監視者の人数、配置については、園のプールの広さや形、一度に水に入れる子供の人数、年齢、時間帯など園ごとの事情を考慮して、適切に定めてください。ヒヤリハットが発生したときは、情報を共有し、原因を考え、改善策を検討して実行してください。

プールでの指導を行う職員のほかに、監視者を必ず決めてください。

監視者について次の事項をあらかじめ確認し遵守させてください。

- ・監視者は、水の外、プールサイドに配置してください。
- ・集中力を保つため、できるだけ定期的に交代させてください。
- ・複数名で監視をさせるときは、担当エリアを決めてください。
- ・監視者は、目立つ色の帽子やビブス等を着用させて周囲からも監視者であることが分かるようにしてください。
- ・水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止してください。
- ・時間的余裕をもって活動させてください。

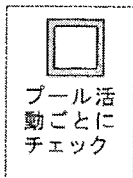
: プールシーズンごと

: プール活動ごと

(注1 本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考にして作成した。)

(注2 EAP (Emergency Action Plan) (特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017年9月10日発行「プール・ライフガーディング教本」第6章参照)

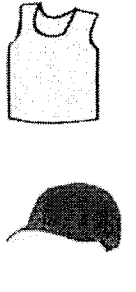
プール活動・水遊びに関するチェックリスト<sup>注</sup>  
～ 監視を担当する職員・スタッフ用 ～



監視者は、監視に専念しなければなりません。  
プール活動の指導や片付けをしてはいけません。  
一瞬たりとも子供たちから目を離さないことが大切です。

【プール活動・水遊びの前に】

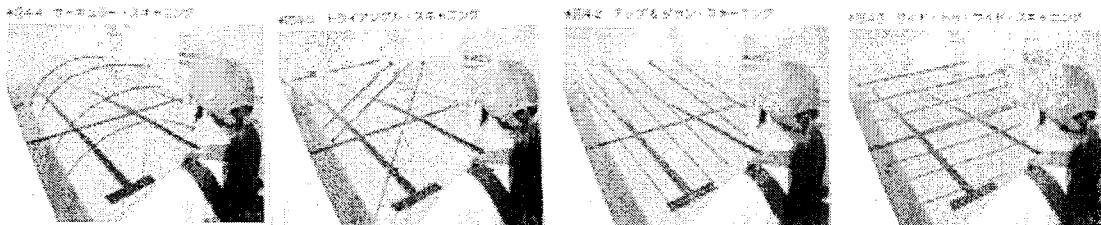
- 目立つ色の帽子やビブスなど、周囲から誰が監視者であるか分かるものを身につけましょう。子供たちに、「監視の先生はみんなを守ることが仕事なので、話しかけない、用を頼まない、一緒に遊んだりできないこと」を知らせておきましょう。



- あなたが監視する位置と時間を確認しましょう。
  - ・監視エリアの全体が見えるよう、プールサイドで水の外から監視をしましょう。
  - ・集中力を保つため、できるだけ定期的に交代しましょう
  - ・複数名で監視をするときは、担当エリアを確認しましょう。
- 園で決めた緊急時対応の手順をあらかじめ確認しましょう。
  - ・プールサイドに、連絡手段（電話など）やAEDがあることをあらかじめ確認しましょう。

【プール活動・水遊び中】

- プール全体、子供たち全員を監視しましょう。
  - ・定期的に視線を動かしながら監視しましょう。



(出典：特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017年9月10日発行「プール・ライフガードング教本」P.35～36)

- ・監視場所に近いところや、浅い場所など、一般に安全と思われる場所も、監視がおろそかにならないよう、注意してください。
- ・溺れるときには、「助けて!」「バシャバシャ」といった状況とは限らず、実際には静かに溺れることも多いと言われています。動かない子供や不自然な動きをしている子供がいないかに留意しながら監視をしましょう。
- ・子供たちの表情にも注意し、声をかけたり注意を促したりしましょう。
- ・担任の先生と連携し、水が苦手な子、体の動きがぎこちない子、指示が伝わりにくい子、興奮しやすい子などの子供理解の上で監視をしましょう。
- ・ヒヤリハットを経験したときは、情報を園内で共有しましょう。

【万一、子供たちが溺れたときには】

- 重篤の場合は、すぐに119番通報をするとともに、救命処置をしましょう。  
(注 本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考にして作成した。)

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔 <http://www.zenhokyo.gr.jp> 〕

—今号の目次—

## 平成30年6月15日（金）の臨時閣議において閣議決定された内容等

- ◆ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太の方針 2018) …………… 1

- ◆ 「地方裁量型認可化移行施設」(仮称) が示される  
 (「未来投資戦略 2018」「国家戦略特別区域諮問会議 (第 35 回)」) …………… 3

## ◆ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太の方針 2018)

平成30年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太の方針 2018)では、第2章の『1. 人づくり革命の実現と拡大』に『幼児教育の無償化』が示されました。

『「人づくり革命」では、第一に、幼児教育無償化を一気に加速する。3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する』(資料1 骨太の方針 8 ページ。以下のページ表記は同資料) ことが明記されています。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化について、平成30年5月31日に示された「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会 報告書」(本ニュースNo.18-08〔平成30年6月1日号〕にて既報) にそった内容が盛り込まれました(9～10 ページ)。

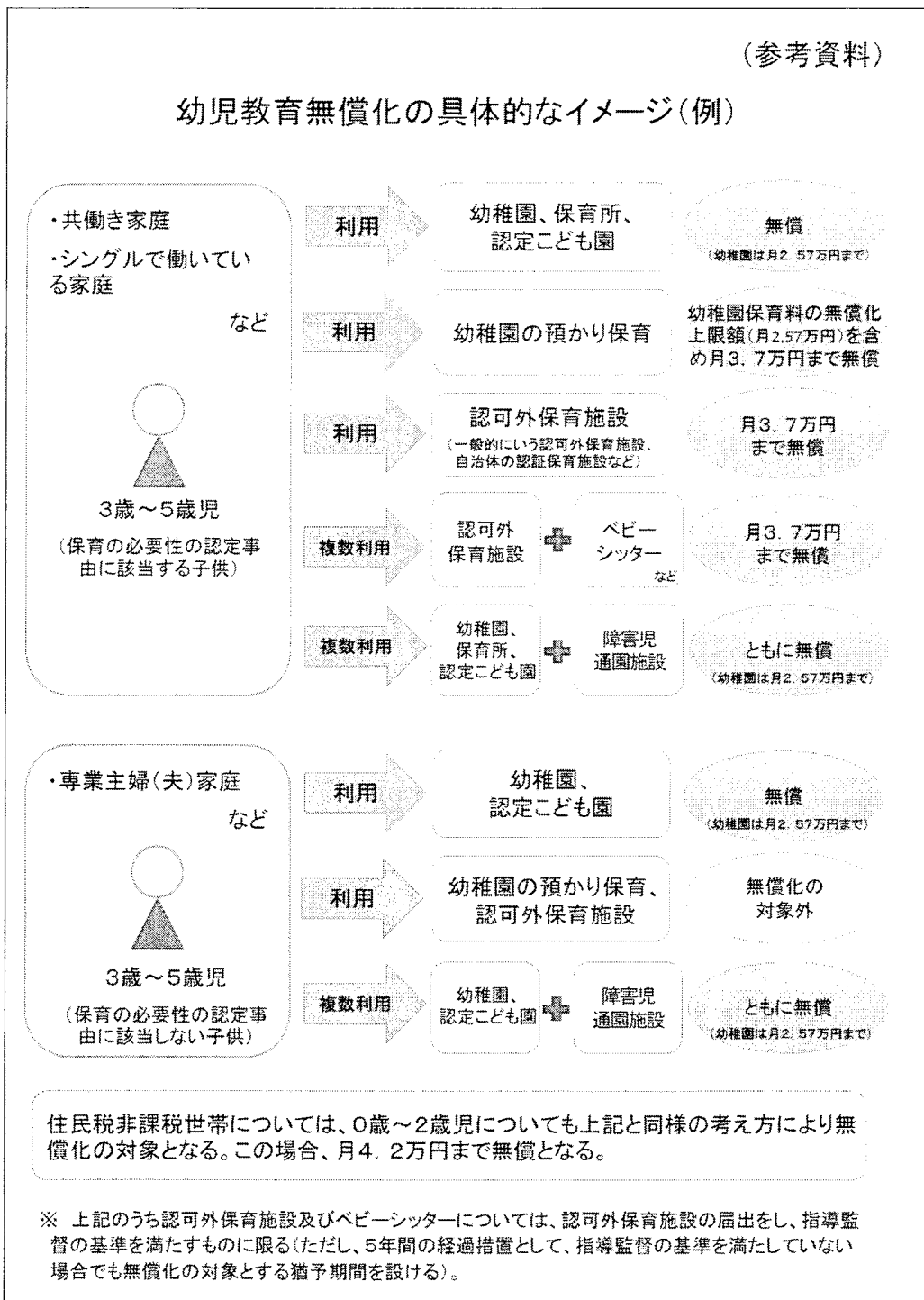
認可外保育施設の無償化の対象者は、『保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用していない者』(9～10 ページ) とされ、幼児教育の無償化の範囲のとりえ方については、下記図表(同報告書「参考資料」。別添資料2) をご参照ください。

認可外保育施設の無償化の上限額は、月額 3.7 万円 (0 歳から 2 歳児については、月額

4.2万円)までとしています。幼稚園の預かり保育を利用する場合も、幼稚園保育料の無償化の範囲2.57万円を含め、3.7万円まで(10ページ)。

実施時期は、消費税率の引き上げと同時に、2019年10月から(10ページ)をめざす。また、認可施設への移行の促進として、『指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め、認可施設への移行を加速化する』としています(11ページ)。

第2章『7.安全で安心な暮らしの実現』の項では、『(5)少子化対策、子ども・子育て支援』に『子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく』とし、保育に対する財源確保について、明記されています(47ページ)。



文字が見えにくい場合は、別添の資料2「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書 参考資料」をご参照ください。

# ◆「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）が示される （「未来投資戦略 2018」「国家戦略特別区域諮問会議 （第 35 回）」）

平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「未来投資戦略 2018」には、『2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革』の『② 女性活躍の更なる拡大』に、『「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備や保育人材の確保を着実に進める。また、平成 35 年度末までに放課後児童クラブの更なる受け皿拡大を図ること等を内容とする新たなプランを本年夏に策定する』としています（資料 3 未来投資戦略 108 ページ）。

また、『3. 国家戦略特区の推進（3）新たに講ずべき具体的施策 ii）地域における規制改革』については、『国家戦略特区内において、待機児童解消までの措置として、地方公共団体が取り組む「保育支援員」を活用した「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）を創設、支援するとともに、厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況等を把握し、分析・評価する』ことが示されました（未来投資戦略 135 ページ）。

これは、平成 30 年 6 月 14 日に開催された「第 35 回 国家戦略特別区域諮問会議」において提示された、「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）について、記載されたものです。

地方裁量型認可化移行施設（仮称）は、特区において、待機児童解消までの時限措置として、各自治体が独自の設備運営基準（配置基準の 6 割以上は保育士）のもとに設置でき、保育士不足等の緊急的な場合に限り、認可保育園からの移行も可能とされています。また、設備・運営に応じた運営費を補助することが示されています。

地方裁量型認可化移行施設（仮称）の創設について		資料 6
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 待機児童解消のための保育の受け皿拡大と保育の質の確保は「車の両輪」であり、<u>保育園等による保育は、国が定める設備運営基準を満たす保育園等により実施されることが基本。</u></li> <li>● 一方で、各自治体が独自の創意工夫のもと、待機児童解消のための取組に積極的に取り組めるよう、国家戦略特区において、待機児童が多い自治体が自ら定める基準に基づく「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）を設置して、「保育支援員」等を活用しながら待機児童の解消に取り組むことを認める方向で検討（時限措置）。</li> </ul>		
<p><b>大阪府・大阪市提案</b></p> <p>保育需要に対応するため、国家戦略特区において、下記人員配置に係る特例を認めてほしい。</p> <p>①認可保育園において、所定の研修（※）を修了した「<u>保育支援員</u>」について、<u>配置基準上必要な保育士の 3 分の 1 に置き換えて配置</u>できるようにしてほしい。</p> <p>（※）27 時間の座学研修 + 480 時間の OJT 研修 【参考】保育士の養成課程での履修時間：約 1,000 時間</p> <p>②上記配置を行った場合も（認可保育園として）<u>公費による支援</u>を行ってほしい。</p> <p>（例）人員配置基準上、12 人の保育士配置が求められる保育園の場合、保育士のうち 3 分の 1（4 人）を <u>保育支援員（1.5 人で保育士 1 人に換算）</u>に代えて、保育士 8 人・保育支援員 6 人で保育業務を行う。</p>		<p><b>厚生労働省対応案</b></p> <p>特区において、各自治体が、独自の設備運営基準（<u>配置基準の 6 割以上は保育士</u>）のもと「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）を設置することを認める（待機児童解消までの時限措置）。</p> <p>①（保育士不足で運営が困難などの緊急的な場合に限り）<u>認可保育園からの移行も可能</u></p> <p>②「地方裁量型認可化移行施設」に対して、国の運営費の基準額にならない、設備・運営に応じた運営費を補助。 （※）30 予算で認可化移行運営費の充実に努めており、安定財源の確保をしつつ、31 予算要求に向けて検討。</p> <p>③認可化移行の計画期間は 5 年間とし、<u>自治体の判断で延長も可能とする。</u></p> <p>④保育事業者と利用者の<u>直接契約</u></p> <p>⑤保育の質の確保のため、下記措置等の実施を義務付け。 ・地方裁量型認可化移行施設への<u>定期的な指導・監査の実施</u>や<u>運営状況の見える化</u> ・都道府県の協議会による人材確保策の<u>実施・公表</u></p> <p>※ 厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況等を把握し、分析・評価する。</p>

文字が見えにくい場合は、別添の資料 5「第 35 回 国家戦略特別区域諮問会議 資料 6」をご参照ください。

なお、本会は、平成 28 年 9 月 16 日に保育三団体協議会において協同して「大阪府提案の国家戦略特別区域における保育の質を低下する保育所設置基準・配置基準の緩和に保育三団体協議会は反対します」（反対意見書）を内閣府・厚生労働省に提出し、保育所設置基準を自治体の判断で決定しないこと、保育士資格を有さない保育をサポートする人材を配置基準に位置付けないこと、について意見表明してきました。

この考え方は、現在も変わるものではなく、「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）について、次の懸念を表明します。

【本会の「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）への考え】

①すでに認可されている保育所からも移行できるとされているが、認可施設から要件を緩和するような仕組みとすべきではない。

⇒現に利用している子どもたちや保護者の立場からすれば、認可施設から認可外施設に移行するようなことがあってはならない。認可施設からの移行は、限定的な手段とすべきである。

⇒保育の現場に求められる役割やニーズは多様化し、複雑化している。それに対応しつつ、子どもの発達の保障、安全確保のためには、保育士資格を有する人材の対応を基本とすることは、保育の質の視点からも必要なことである。

②待機児童のいる特区での仕組みとされているが、その範囲を（特区以外に）広げるべきではない。

⇒国が最低基準を定め、自治体の判断でゆとりのある基準とする現行の考え方は、子ども・保護者の立場からみても理に適っている。その基準の引き下げにつながるような仕組みを全国で認めるべきではない。

また、未来投資戦略 2018 とともに「革新的事業活動に関する実行計画」（資料 4）も公表され、105 ページに「子育て安心プラン」、135 ページに、国家戦略特区、規制改革のスケジュールが示されています。

詳細は、別添資料 3、4、5 をご参照ください。

経済財政運営と改革の基本方針 2018 について

〔平成 30 年 6 月 15 日〕  
閣 議 決 定

経済財政運営と改革の基本方針 2018 を別紙のとおり定める。



(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2018

～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～

平成 30 年 6 月 15 日

# 経済財政運営と改革の基本方針 2018 (目次)

## **第1章 現下の日本経済** 1

### 1. 日本経済の現状と課題、対応の方向性

#### (1) 日本経済の現状と課題

- ① 経済財政の現状
- ② 今後の課題

#### (2) 対応の方向性

- ① 潜在成長率の引上げ
- ② 消費税率引上げと需要変動の平準化
- ③ 経済再生と両立する新たな財政健全化目標へのコミットメント
- ④ 地方創生、地域活性化の推進

### 2. 東日本大震災等からの復興

#### (1) 東日本大震災からの復興・再生

- ① 切れ目のない被災者支援と産業・生業の再生
- ② 原子力災害からの福島復興・再生

#### (2) 熊本地震と自然災害からの復興

## **第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組** 8

### 1. 人づくり革命の実現と拡大

#### (1) 人材への投資

- ① 幼児教育の無償化
- ② 高等教育の無償化
- ③ 大学改革
- ④ リカレント教育

#### (2) 多様な人材の活躍

- ① 女性活躍の推進
- ② 高齢者雇用の促進
- ③ 障害者雇用の促進

## 2. 生産性革命の実現と拡大

- (1) 基本的考え方
- (2) 第4次産業革命技術がもたらす変化・新たな展開：「Society 5.0」
- (3) 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」
- (4) 経済構造革新への基盤づくり
- (5) イノベーション・エコシステムの早期確立
- (6) 今後の成長戦略推進の枠組み

## 3. 働き方改革の推進

- (1) 長時間労働の是正
- (2) 同一労働同一賃金の実現
- (3) 高度プロフェSSIONナル制度の創設
- (4) 最低賃金の引上げ等

## 4. 新たな外国人材の受入れ

- (1) 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設
- (2) 従来の外国人材受入れの更なる促進
- (3) 外国人の受入れ環境の整備

## 5. 重要課題への取組

- (1) 規制改革の推進
- (2) 投資とイノベーションの促進
  - ① 科学技術・イノベーションの推進
  - ② 教育の質の向上等
  - ③ 成長力を強化する公的投資への重点化
- (3) 経済連携の推進
  - ① 新たな経済秩序の拡大
  - ② 海外展開の促進
- (4) 分野別の対応
  - ① 農林水産新時代の構築
  - ② 観光立国の実現
  - ③ 文化芸術立国の実現
  - ④ スポーツ立国の実現
  - ⑤ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた取組
  - ⑥ 既存住宅市場の活性化
  - ⑦ 宇宙開発利用の推進

## 6. 地方創生の推進

- (1) 地方への新しいひとの流れをつくる
- (2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援
- (3) まちづくりとまちの活性化
- (4) 意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等
- (5) これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展
- (6) 沖縄の振興

## 7. 安全で安心な暮らしの実現

- (1) 外交・安全保障の強化
  - ① 外交
  - ② 安全保障
- (2) 資源・エネルギー、環境対策
  - ① 資源・エネルギー
  - ② 環境対策
- (3) 防災・減災と国土強靱化の推進
- (4) 暮らしの安全・安心
  - ① 治安・司法
  - ② 危機管理
  - ③ 共助社会・共生社会づくり
  - ④ 国民皆保険
  - ⑤ 消費者の安全・安心
- (5) 少子化対策、子ども・子育て支援

## 第3章 「経済・財政一体改革」の推進 48

### 1. 経済・財政一体改革の進捗と評価

### 2. 2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化

- (1) 消費税率引上げ分の使い道の見直し
- (2) 軽減税率制度の実施
- (3) 駆け込み・反動減の平準化策
- (4) 耐久消費財対策

### 3. 新経済・財政再生計画の策定

- (1) 基本的考え方
- (2) 財政健全化目標と実現に向けた取組

### 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

- (1) 社会保障
- (2) 社会資本整備等
- (3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等
- (4) 文教・科学技術等
- (5) 税制改革、資産・債務の圧縮等

### 5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

## **第1章 現下の日本経済**

### **1. 日本経済の現状と課題、対応の方向性**

#### **(1) 日本経済の現状と課題**

##### **① 経済財政の現状**

5年半に及ぶアベノミクスの推進により、日本経済は大きく改善している。デフレではない状況を作り出す中で、名目GDPと実質GDPがともに過去最大規模に拡大した。政権交代以降、景気回復は、緩やかではあるが長期間にわたって継続しており、今回の回復の長さは戦後2番目となっている可能性が高い。

こうした中、成長から分配への経済の好循環は着実に回りつつある。企業収益は過去最高を記録し、設備投資は、リーマンショック前の水準を超えて拡大しており、製造業、非製造業ともに増加している。企業部門の改善は、家計部門に広がり、国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も大きく改善している。有効求人倍率は、1970年代前半以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率は25年ぶりの水準まで低下している。労働参加率は女性や高齢者を中心に上昇し、人口減少下にあっても、就業者数は5年で251万人増加した。一方で、企業の人手不足感は、バブル期以来の水準にまで強まっている。

賃金は、春季労使交渉では、中小企業を含め、定期昇給を含む月例ベースで2%程度の高い上昇が続いている。多くの企業で5年連続のベースアップが行われ、2018年についてはその額も大半で前年を上回っているほか、賞与・一時金も前年を大きく上回る水準となっており、年収ベースで3%以上の積極的な賃上げが行われている。雇用・所得環境の改善が続く下で、GDPの約6割を占める個人消費の伸びは、2017年度には3年連続のプラスとなり、力強さには欠けるものの、持ち直しが続いている。

景気回復が長期にわたり続いていることにより、日本経済は、デフレ脱却への道筋を確実に進んでいる。リーマンショック以降マイナス基調が続いていた需給ギャップは縮小し、2017年に入ってプラス基調に転じている。傾向として、内外需要の増加により現実のGDPが経済の供給力（潜在GDP）を上回って推移する状態にあるとみられる。この中で、消費者物価上昇率は、足元ではエネルギー価格の上昇等の影響があるものの、幅広い品目で上昇し、基調として緩やかに上昇している。日本銀行は、2%の物価安定目標の下、金融緩和を推進し、目標をできるだけ早期に実現することを目指すこととしている。

財政面では、国・地方の歳入は、2014年4月の消費税率の5%から8%への引上げや景気回復の継続に伴い増加する一方、歳出は、2016年度から2018年度の集中改革期間における一般歳出等の目安に沿った予算編成が行われ、国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス。以下「PB」という。）は、2012年度の▲5.5%から2018年度には▲2.9%と赤字幅が縮小する見込みとなっている。しかしながら、経済・財政再生計

画（以下「再生計画」という。）<sup>1</sup>策定当初の見込みと比べると、成長低下に伴い税収の伸びが当初想定より緩やかだったことや、消費税率の8%から10%への引上げの延期、補正予算の影響により、PBの改善は遅れ<sup>2</sup>、さらに、「新しい経済政策パッケージ」<sup>3</sup>において、人づくり革命の安定的財源を確保するために、2019年10月に予定されている消費税率引上げ分の使い道の見直しを行った。これらの要因等により、2020年度のPB黒字化目標の達成は困難となった。また、債務残高対GDP比は、2012年度末の179.2%から2018年度末には187.8%へと緩やかに上昇する見込みである。

中長期的な視野に立つと、人口減少・少子高齢化は、経済再生と財政健全化の両面での制約要因となり続ける。2024年には歴史上初めて50歳以上の人口が5割を超えることになる<sup>4</sup>。その後も、若年人口や生産年齢人口が急速に減少していく一方、高齢者人口は2040年頃のピークに向け増加を続け、75歳以上の後期高齢者の総人口に対する比率は2030年頃には2割に近づく。この中で、女性や高齢者の労働参加が進んだ場合でも、2030年までに就業者数は減少に転じている可能性が高い。このような、人口減少の加速化、平均寿命の延伸、高齢者像の変化など様々な経済社会の変化を踏まえ、年齢による画一的な考え方やそれに基づく制度を見直す必要がある。その際、人生100年時代の到来を見据え、個人や企業の役割、社会保障教育、住宅政策や労働政策、さらにはマイナナンバー制度の利活用やテクノロジーの飛躍的発展との関係を踏まえた幅広い視点に立った議論が求められる。

## ② 今後の課題

需給ギャップが縮小しプラス基調に転じている一方で、潜在成長率は、労働力人口の高まり等により改善しているものの、労働生産性の伸びが傾向的に低下してきたことから足元で1%程度にとどまっているとみられ、その引上げが持続的な経済成長の実現に向けた最重要課題となっている。需給ギャップの縮小は、人手不足感の高まりという形に表れ、中堅企業・中小企業・小規模事業者において特に強まっている。少子高齢化が中長期的に経済成長を制約する要因となる中で、人手不足に対処しつつ、この制約を克服し、持続的な成長経路を実現していくためには、質・量の両面での人材の確保とともに、イノベーション力の強化など生産性の向上により経済のサプライサイドを強化し、潜在成長率を高めていくことが急務である。

また、経済の好循環の拡大に向けては、生産性の向上を、分配面においても力強く継続的な賃金上昇、所得の拡大につなげ、デフレ脱却を確実なものとする必要がある。加えて、成長の果実を都市から地方、大企業から中小企業へ波及させるとともに、多様な働き方の中で、若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、誰しものが活躍できる社会を実現することが不可欠である。

<sup>1</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(平成27年6月30日閣議決定)第3章

<sup>2</sup> 「経済・財政一体改革の中間評価」(平成30年3月経済・財政一体改革推進委員会)より。

<sup>3</sup> 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)

<sup>4</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」における出生中位・死亡中位推計より。

少子高齢化は、経済面で成長の制約要因であるとともに、財政面においては、若年人口の減少による医療費等の減少という側面がある一方で、社会保障の支え手の減少や、高齢者の医療・介護費による歳出増加圧力を通じて財政健全化の足かせとなる。特に若年層に強い社会保障に対する将来不安や、社会保険料の負担増、教育費用など子育て負担は、現役世代の消費意欲を抑制し、個人消費の回復が力強さを欠く要因にもなっている。全世代型社会保障を確立し、その持続性を確保する観点から、歳出改革の加速・拡大を図るとともに、2019年10月に予定されている消費税率の8%から10%への引上げを実施し、少子化対策や年金、医療、介護に対する安定的な財源を確保することが課題である。

財政健全化に向けては、これまでの目標である2020年度のPB黒字化の達成が困難となったが、PB黒字化を目指すという目標を堅持し、この「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、その達成時期を明示するとともに、裏付けとなる新たな計画を提示し、これを実行に移していくことが必要である。

## (2) 対応の方向性

### ① 潜在成長率の引上げ

少子高齢化の進行、人手不足の高まりの中で、潜在成長率を引き上げ、経済成長の壁を打ち破っていくためには、サプライサイドを抜本強化するための改革が何よりも重要である。労働力の面においては、女性が子育てをしながら働ける環境や高齢者が意欲をもって働ける環境を整備することにより、更なる労働参加の促進を図り、これを所得の向上、消費の拡大につなげるとともに、専門的・技術的分野における外国人材の受入れを進める。また、人生の多段階における人材投資の機会を確保・強化することにより、高い価値を生む多様な人材を確保し、少子高齢化による成長制約要因を緩和していくことが必要である。

加えて、一人ひとりが生み出す付加価値を引き上げていく観点から、AI（人間で言えば脳に相当）、センサー（人間の目に相当）、IoT（人間の神経系に相当）、ロボット（人間の筋肉に相当）といった第4次産業革命による技術革新について中小企業を含む広範な生産現場への浸透を図るなど企業の前向きな設備投資を引き出す取組が必要である。そして、新陳代謝を含め資源の柔軟な移動を促し、従来の発想にとらわれない非連続的なイノベーションを生み出す環境を整備することにより労働生産性を引き上げる取組が不可欠である。

あわせて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会前後の需要変動を乗り越え、インバウンドを継続的に拡大させ、成長力あふれるアジアの中間層を取り込むなど、中長期的に持続的な成長基盤を構築していく観点から、「Society 5.0」の社会実装を含む波及効果の大きい投資プロジェクトを計画的に実施していくことが重要である。成長戦略については、思い切った強化に向けた議論を本格化する。



## ② 消費税率引上げと需要変動の平準化

今後の財政健全化の道筋を展望すれば、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するとともに、現役世代の不安等に対応し、個人消費の拡大を通じて経済活性化につなげるためには、2019年10月1日に予定されている消費税率の8%から10%への引上げを実現する必要がある。

前回の2014年4月の消費税率引上げの際には、消費税率引上げに伴い物価上昇率が大きく高まり、耐久財を中心に個人消費が税率引上げ直前の2014年1-3月期に前期比2%増加した後、引上げ直後の同年4-6月期には4.7%減少するなど駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動が生じ、景気の回復力が弱まることとなった。加えて、企業においては、税率引上げ前後で設備稼働率が大きく変動するなど資源の利用に非効率性が生じた。

これに対し、ドイツや英国といった欧州諸国においては、付加価値税率の引上げ前後の景気変動が小さく抑えられている。前回の消費税率引上げ時の経験や欧州の事例にも学びつつ、2019年10月1日における消費税率の引上げに向けては、消費税率引上げによる駆け込み需要・反動減といった経済の振れをコントロールし、需要変動の平準化、ひいては景気変動の安定化に万全を期す。

## ③ 経済再生と両立する新たな財政健全化目標へのコミットメント

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、財政健全化を、着実かつ景気を腰折れさせることがないようなペースと機動性をもって行う。少子高齢化の進展や現役世代の減少などの人口構造の変動を踏まえれば、団塊世代が75歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要がある。こうした観点から、新たな財政健全化目標として、経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指すこととする。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。2025年度PB黒字化に向けては、団塊世代が75歳に入り始める2022年度の前までの2019年度から2021年度を、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うこととする。同期間内に編成される予算については、財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組みを示し、社会保障関係費などの歳出について、これに沿った予算編成を行う。

新たな財政健全化目標の達成のため、2025年度までを計画の対象期間とする、新たな経済・財政再生計画を本基本方針の第3章<sup>5</sup>に明記し、これを確実に実行していく。

## ④ 地方創生、地域活性化の推進

アベノミクスの成果を全国津々浦々まで一層浸透させ、地域においても成長と分配の好循環を実感できるよう取り組む。

<sup>5</sup> 本基本方針の第3章を新経済・財政再生計画（以下「新計画」という。）とする。

東京一極集中の傾向は依然として継続している。地方への新しいひとの流れをつくるために、個々人の「人生の再設計」とも合わせ、U I J ターンなど様々なライフステージに応じた移住や交流を推進する。

人口減少の中、広域的な経済圏を念頭に置きながら、地域の連携を深め、広域レベルで政策を推進する必要がある。

第4次産業革命の技術革新により、これまでの地方の地理的制約等を解消するとともに、地域が持つ魅力を最大限引き出し、自助の精神を持って取り組む地方を強力に支援する。

これらの政府の取組についての国民の理解や世界への発信強化のため、内閣の基本方針について一層の理解を得るよう、内外広報を積極的かつ効果的に展開する。

## 2. 東日本大震災等からの復興

### (1) 東日本大震災からの復興・再生

東北の復興なくして、日本の再生なし。震災から7年以上が経ち、これまでの取組の結果、生産設備はほぼ復旧、生活に密着したインフラの復旧も概ね完了し、住宅の再建も2018年度中に概ね終える見込みとなるなど、復興は着実に進展している。原発事故によって大きな被害を受けた福島の大震災被災地域では、帰還困難区域を除く大半の地域で避難指示が解除され、帰還困難区域でも特定復興再生拠点<sup>6</sup>の整備が始まるなど、復興・再生に向けた動きが進んでいる。

復興期間10年間の後期5か年である「復興・創生期間」が後半に入中、内閣の最重要課題として東日本大震災からの復興・再生に引き続き取り組むとともに、その進捗状況を踏まえ、2018年度中を目途に「復興・創生期間」における基本方針<sup>7</sup>の見直しを行う。

#### ① 切れ目のない被災者支援と産業・生業の再生

復興期間の「総仕上げ」に向け、復興の進展に応じて生じる課題に的確に対応していく。被災者の心身のケアやコミュニティ形成支援などの「心の復興」に重点的に取り組むなど、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行う。交通・物流網の整備を着実に進め、水産加工業の販路開拓、企業の新規立地などへの支援を通じて産業・生業の再生を進める。観光については、東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊とすることを目指した取組を進めるとともに、福島県における国内プロモーションや教育旅行再生事業等を実施する。

復興期間10年間の復興事業費の見込みとして合計で32兆円程度を確保<sup>8</sup>しているが、

<sup>6</sup> 帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す区域。

<sup>7</sup> 「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成28年3月11日閣議決定）

<sup>8</sup> 「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成27年6月30日閣議決定）

引き続き、各年度の事業規模の適切な管理、効率的かつ適正な執行を通じ、この復興事業費により確実に復興を進める。

## ② 原子力災害からの福島の復興・再生

原子力災害被災地域の復興・再生に向けて、改正福島復興再生特別措置法等<sup>9</sup>に基づき、着実に取組を進める。

その大前提である廃炉・汚染水対策及び中長期的な廃炉に向け、研究開発や人材育成を着実に進めるとともに、国内外の叡智<sup>えいち</sup>を結集し、国が前面に立って安全かつ着実に取り組む。中間貯蔵施設の整備と施設への継続的な搬入、放射性物質汚染廃棄物の処理、除去土壌等の減容・再生利用に向けて、政府一体となって取組の加速化を図る。

福島の復興・再生を加速させるため、教育、医療・介護、買い物などの生活環境の整備を一層推進する。浜通り地域の広域的かつ自立的な経済復興に向けて、ロボット・廃炉・エネルギー・農林水産業など、福島イノベーション・コースト構想の重点分野に係る各種拠点の整備、企業誘致を通じた産業集積、人材育成の加速化等を関係府省庁が連携して着実に推進していく。福島相双復興官民合同チームを通じた被災事業者の事業・なりわい再建等への支援や、農業者への営農再開支援、農林水産物の生産から流通・販売に至るまでの風評の払拭の総合的な支援など、産業・生業の再生を進める。科学的根拠に基づかない風評被害やいじめなどいわれのない偏見・差別の問題に対して、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、放射線に関する正確な情報等を効果的に発信する。県・市町村・民間とよく連携し、中長期・広域の視点で策定された「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」<sup>10</sup>の個別具体化・実現に向けて取り組む。福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とするため、「福島新エネ社会構想」<sup>11</sup>を推進する。

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てについて避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、まずは特定復興再生拠点について、各町村の認定計画に定められた避難指示解除の目標時期を目指して、除染やインフラ整備等を進める。

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であることから、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組む。

## (2) 熊本地震と自然災害からの復興

<sup>9</sup> 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」（平成29年法律第32号）及び法改正等を踏まえ改定された「福島復興再生基本方針」（平成29年6月30日閣議決定）

<sup>10</sup> 「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」（平成27年7月30日福島12市町村の将来像に関する有識者検討会取りまとめ）。12市町村とは、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村。

<sup>11</sup> 「福島新エネ社会構想」（平成28年9月7日福島新エネ社会構想実現会議決定）

平成 28 年熊本地震<sup>12</sup>の被災地では、復旧・復興や地域産業の再生が着実に進展しているが、被災者の生活再建を早期に実現するため、災害公営住宅の整備や自宅再建の支援など、住まいを確保するための取組を引き続き進める。また、通行止めの道路や運転休止の鉄道など被災地域のインフラや熊本城の復旧に向けて取り組むとともに、熊本地震で被災された方々に寄り添った、きめ細かな支援策を引き続き実施する。

また、熊本地震の後も、全国各地で自然災害が相次いでいる。こうした自然災害からの復旧・復興に向けて、被災者の一人ひとりの気持ちに寄り添いながら、全力で取り組む。

---

<sup>12</sup> 平成 28 年熊本地震：2016 年 4 月 14 日・16 日に発生した地震をはじめ、熊本県を中心とする一連の地震活動。

## **第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組**

少子高齢化が進む中、持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、サプライサイドの改革として、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組むとともに、働き方改革を推進していく。

すなわち、「人づくり革命」により、人生100年時代を見据え、誰もがいくつになっても活躍することができる社会を構築する。

「生産性革命」により、過去最高の企業収益を設備投資などにつなげるとともに、AI、IoT、ロボットなど第4次産業革命の社会実装による「Society 5.0」の実現を進める。

働き方改革により、誰もが生きがいを感じて、いくつになってもその能力を思う存分発揮できる社会を実現する。

また、現下の深刻な人手不足を踏まえ、専門的・技術的な外国人材の受入れを進める。

経済の好循環を地域に広げていくため、地域経済を支える中小企業への支援などを通じて地域に雇用を確保し、新しいひとの流れを生み出すことで、地方創生を実現する。

### **1. 人づくり革命の実現と拡大**

我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待される。こうした人生100年時代には、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があり、その重要な鍵を握るのが「人づくり革命」、人材への投資である。

「人づくり革命」では、第一に、幼児教育無償化を一気に加速する。3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。

第二に、最優先の課題である待機児童問題を解消し、女性就業率80%<sup>13</sup>に対応できる「子育て安心プラン」<sup>14</sup>を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めるとともに、保育士の更なる処遇改善に取り組む。

第三に、真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。住民税非課税世帯の子供たちについて、授業料の減免措置を拡充するとともに、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう、給付型奨学金を拡充する。これに準ずる世帯の子供たちについても、支援の崖が生じないように、必要な支援を

<sup>13</sup> 25歳～44歳の女性就業率は、日本72.8%、アメリカ71.1%、イギリス75.5%、ドイツ77.8%、フランス74.6%、スウェーデン82.5%となっている。

<sup>14</sup> 平成29年6月2日公表

段階的に行う。

第四に、介護離職ゼロに向けた介護人材確保のため、介護職員の更なる処遇改善を進める。

これらによる2兆円規模の政策を実行し、子育て世代、子供たちに、大胆に政策資源を投入することで、我が国の社会保障制度を、お年寄りも若者も安心できる「全世代型」の制度へと大きく転換していく。

第五に、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

第六に、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育を抜本的に拡充する。

第七に、18歳人口が大幅に減っていく中、人材育成を担う大学自体も変わらなければならない。例えば、実際、600校ある私立大学では、39%が定員未充足、41%が赤字となっているなど、時代のニーズ、地域のニーズ、産業界のニーズに合った教育機関へと変革するため、国公私立問わず、大学改革を進める。

第八に、人生100年時代を見据え、意欲ある高齢者に働く場を準備する。

人づくりこそが次なる時代を切り拓く原動力である。これまでの画一的な発想にとらわれない人づくり革命を断行し、日本を誰にでもチャンスがあふれる国へと変えていく。

このため、「新しい経済政策パッケージ」<sup>15</sup>に明記された事項に加え、下記の政策を実施する。

## (1) 人材への投資

### ① 幼児教育の無償化

待機児童問題が最優先の課題であることに鑑み、「子育て安心プラン」による受け皿の整備を着実に進めるとともに、「新しい経済政策パッケージ」での3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置<sup>16</sup>（子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額を上限）に加え、幼稚園、保育所、認定こども園以外（以下「認可外保育施設」という。）の無償化措置の対象範囲等について、以下のとおりとする。

#### (認可外保育施設の無償化の対象者・対象サービス)

対象者は、今般の認可外保育施設に対する無償化措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置であることを踏まえ、認可保育所への入所要件と同一とする。すなわち、保育の必要性があると認定された子供で

<sup>15</sup> 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）

<sup>16</sup> 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）に基づく地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）は、認可保育所と同様に無償化の対象とする。

あって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者とする。

対象となるサービスは、以下のとおりとする<sup>17</sup>。

- ・ 幼稚園の預かり保育<sup>18</sup>
- ・ 一般的にいう認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等<sup>19</sup>のうち、指導監督の基準を満たすもの。ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける。

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。

#### （認可外保育施設の無償化の上限額）

無償化の上限額は、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における月額保育料の全国平均額<sup>20</sup>とする。幼稚園の預かり保育については、幼稚園保育料の無償化上限額<sup>21</sup>を含めて、上述の上限額<sup>22</sup>まで無償とする<sup>23</sup>。

#### （実施時期）

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

<sup>17</sup> このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とする。

<sup>18</sup> 幼稚園の預かり保育、幼稚園及び認定こども園が1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当することの認定）の子供に対して行う預かり事業並びに同法に基づく幼稚園の長時間預かりをいう。以下同じ。

<sup>19</sup> 「児童福祉法」（昭和22年法律第161号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設のうち乳幼児が保育されている実態があるものを含む。なお、厚生労働省の通知によれば、乳幼児が保育されている実態があるか否かについてはその運営状況に応じ判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる、とされている。

<sup>20,22</sup> 月額3.7万円（0歳から2歳児については月額4.2万円）。

<sup>21</sup> 月額2.57万円。

<sup>23</sup> 例えば、一般的にいう認可外保育施設の利用者負担額は平均で月4.0万円（3歳の場合）であるが、この平均額の場合は月3千円の利用者負担となる。

### (認可施設への移行の促進)

今後、保育の質の確保が重要であることに鑑み、認可外保育施設の認可施設への移行促進策の強化を検討し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め、認可施設への移行を加速化する。

### (放課後子ども総合プラン)

女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上などを内容とする新たなプランを今夏に策定する。

## ② 高等教育の無償化

高等教育の無償化の具体的措置については、次のとおりとする。

### (無償化の対象範囲)

第一に、住民税非課税世帯(年収270万円未満)の子供たちに対する授業料の減免措置については、国立大学の場合はその授業料を免除し、公立大学の場合は、国立大学の授業料を上限として対応を図る。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金について、国立大学の場合は免除し、公立大学の場合は国立大学の入学金を上限とした措置とする。私立大学の場合は私立大学の入学金の平均額を上限とした措置とする。短期大学、高等専門学校、専門学校は、大学に準じて措置する。<sup>24</sup>

第二に、給付型奨学金については、住民税非課税世帯の子供たちを対象に、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じることとする。対象経費は、他の学生との公平性の観点を踏まえ、社会通念上妥当なものとするとし、具体的には、日本学生支援機構<sup>25</sup>「平成24年度、26年度、28年度学生生活調査」の経費区分に従い、修学費<sup>26</sup>、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限って自宅生分を超える額を措置。)、住居・光熱費(自宅外生に限る。)、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金(私立学校生に限る。)<sup>27</sup>を計上、娯楽・嗜好費を除く。あわせて、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」という。)の受験料を計上する。なお、高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態が他の学校種と乖離しているため、その実態に応じた額

<sup>24</sup> 私立の短期大学、高等専門学校及び専門学校の授業料は、国立大学の授業料に加え、各学校種の私立学校の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで対応を図る。

<sup>25</sup> 独立行政法人日本学生支援機構

<sup>26</sup> 教科書・参考図書等のために支出した経費。

<sup>27</sup> 授業料免除と同様の考え方により、私立大学の授業料以外の学校納付金(同窓会費等の費用を除く。)の平均額の2分の1の額を計上する。



を措置する。<sup>28</sup>

全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行う。具体的には、年収 300 万円未満の世帯<sup>29</sup>については住民税非課税世帯の子供たちに対する授業料減免及び給付型奨学金の3分の2、年収 300 万円から年収 380 万円未満の世帯については3分の1の額の支援を行い、給付額の段差をなだらかにする。

在学中に学生の家計が急変した場合については、急変後の所得に基づき、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。

### (支援対象者の要件)

支援対象者については、大学等への進学前の段階における支援の決定に当たり、高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況を毎年確認し、1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときやGPA（平均成績）等を用いた客観的指標により成績が下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたとき、退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切る。ただし、成績が下位4分の1に属するときに警告を連続で受ける場合においても、<sup>しんしやく</sup>斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例について検討を行う。

なお、手続を経て休学する場合には、いったん休止した支援を復学の際に再開することができるようにする。

### (支援措置の対象となる大学等の要件)

支援措置の対象となる大学等は、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、それぞれの特色や強み、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、次のとおりとする。<sup>30</sup>

- ・実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む。）が卒業に必要な単位数の1割以上の単位数に係る授業科目を担当するものとして配置され、学生がそれらを履修できる環境が整っていること<sup>31</sup>（学問分野の特性等により、この要件を満たすことができないと大学等が判断する場合については、大学等においてその理由や今

<sup>28</sup> 大学生の5割～7割程度の額を措置する。

<sup>29</sup> 両親・本人・中学生の家族4人のモデル世帯を想定。

<sup>30</sup> 例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、継続的に定員の8割を占めている大学については、対象にしないことなどを検討する。

<sup>31</sup> 経営者、技術者、研究者、行政官等の実務経験のある教員が指導する授業のほか、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている場合や、企業等から提供された課題（企画提案等）に取り組む場合、学外でのインターンシップや実習、研修を授業の一環として位置付けている場合など、実践的教育から構成される授業科目については、これに含むものとする。

後の実践的教育の取組を説明しなければならない。)

- ・ 理事に産業界等の外部人材を複数任命していること
- ・ 授業計画（シラバス）の作成や評価の客観的指標を設定し、適正な成績管理を実施・公表していること。
- ・ 法令に則り、財務情報と教育活動（定員充足、進学・就職の状況）に係る情報を含む経営情報を開示し、多くの国民が知ることができるようホームページ等により一般公開していること。専門学校については、外部者が参画した学校評価の結果も経営情報の一環として開示していること。

#### （中間所得層に対する支援）

こうした低所得世帯に限定した支援措置、大学改革や教育研究の質の向上と併せて、中間所得層における大学等へのアクセスの機会均等について検討を継続する。

### ③ 大学改革

#### （各大学の役割・機能の明確化）

大学教育の質の向上を図るためには、各大学の役割や特色・強みの明確化を一層進めることが必要である。国立大学については、一部始まっている機能別支援の枠組みを活用して、各々の大学の具体的方向性を明らかにする。私立大学については、各大学が人材育成の3つの観点（世界を牽引する人材、高度な教養と専門性を備えた人材、具体的な職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材）を踏まえた選択を行うとともに、役割・機能の明確化を加速する支援の枠組みを設ける。

#### （大学教育の質の向上）

社会の現実のニーズに対応したカリキュラム編成が行えるよう、外部の意見を反映する仕組みづくりが必要である。このため、社会の最前線で実務に当たる人材が教員となる場合は、少ない持ち時間であっても専任教員とすることができる仕組みを学部段階に導入することにより実務経験のある教員を増やし、教授会などの運営にも参画する。また、教員を一つの学部に関し専任教員とする運用を緩和し、学内の人的資源を有効活用することによって社会の新たなニーズに柔軟に対応できる教育プログラムを実現する。授業内容や指導方法の改善を図る教員研修の充実のほか、シラバスの記載の充実、成績評価基準の明確化などについての教学面に係る指針を作成する。

#### （学生が身に付けた能力・付加価値の見える化）

大学卒業生の質の改善のため、大学に対して学生の学修時間、学修成果などの情報の公開を義務付け、学生が在学中に身に付けた能力・付加価値の見える化を図る。産業界においては、採用プロセスに当たり、「求める人材」のイメージや技能を具体的に示していくことや、大学が示す可視化された学修成果の情報を選考活動において積

極的に活用していくことを経済団体を通じて各企業に促すとともに、企業が大学等における学修成果を重視しているとのメッセージを学生に対して積極的に発信する。

#### (経営力の強化)

大学に学外理事を複数名置くことは、高等教育の無償化の支援措置の対象となる大学の要件にもなっているが、経営力強化のためにも、産業界等の外部人材の理事への登用を一層進める必要がある。国立大学については、国立大学法人法<sup>32</sup>を改正し、民間の外部人材を追加的に任命する場合に限り、その外部人材の人数は法定の理事数を超えて任命できるようにする。私立大学については、関係団体が定める自主行動基準（ガバナンス・コード）を通じて、学外理事を少なくとも複数名置くことを促進する。

#### (大学の連携・統合等)

大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。私立大学については、学部単位での事業譲渡の円滑化や合併の促進など、連携統合や事業承継円滑化の環境整備を図る。あわせて、撤退を含め早期の経営判断を促す経営指導の強化、破綻手続の明確化を進める。

地方においては、地域の高等教育の在り方を議論する「地域連携プラットフォーム（仮称）」を地方大学等の高等教育機関、産業界、地方自治体が構築できるようにする。

これらの施策を進めるとともに、国公立の枠を超えた大学の連携を可能とする「大学等連携推進法人（仮称）」の創設を検討する。

#### (高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進)

実践的・創造的技術者を養成することを目的とする高等専門学校の高度化等を進めるとともに、大学・専門学校における専門教育プログラムの開発、専門職大学の開設により、実践的な職業教育を進める。

### ④ リカレント教育

#### (教育訓練給付の拡充)

専門実践教育訓練給付（7割助成）について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を

<sup>32</sup> 「国立大学法人法」（平成15年法律第112号）

120 時間から 60 時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

様々な学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組み（単位累積加算制度）の活用を積極的に進める。

#### **（産学連携によるリカレント教育）**

新規かつ実践的で雇用対策として効果的で必要性の高いリカレント教育のプログラムの開発を集中的に支援する。

#### **○ 先行分野におけるプログラム開発**

大学・専門学校・民間教育訓練機関に委託し、産学連携により、20 程度の分野（AI、センサー、ロボット、IoT を活用したものづくり、経営管理、農業技術、看護、保育、企業インターンシップを取り入れた女性の復職支援等）において先行的にプログラムを開発し、逐次全国展開する。

また、業界団体、学会等と連携して実務型プログラムを大幅に拡充し、アーカイブを積極的にオンラインで提供するとともに、民間が運営しているリカレント教育の講座情報を提供するホームページをネットワーク化し、総合的な情報提供を行うポータルサイトを整備する。

#### **○ 技術者のリカレント教育**

情報処理、バイオ、ファインケミカル、エンジニアリング、ロボットなど各分野において、企業の研究者・技術者が最新の技術のリカレント教育を受けることができるリカレント教育コースを、新たに業界と連携し、学会等に設置し、その運営を委託する。その際、プログラムは、学会のホームページやオンラインでも提供する。産業界においても、研究者・技術者のリカレント教育受講を促すよう各企業に周知を図る。

#### **○ 在職者向け教育訓練の拡充**

在職者が利用しやすいような夜間・土日の教育訓練コースを推進するとともに、オンラインを活用した民間学習サービスを後押しする。

また、国（ポリテクセンター）及び都道府県（職業能力開発校）において実施している在職者向けの教育訓練について、大学・専門学校などの民間教育訓練機関への委託を進める。最新技術の知識・技能の習得・向上に関するものを対象に、教育訓練期間を 2 日から 5 日程度のコースだけでなく、企業ニーズに応じコースを拡大する。

#### **○ 実務家教員育成のための研修**

実務家教員の育成プログラムを開発・実施し、修了者を実務家教員の候補者とし

て大学等に推薦する仕組みを構築する。また、地方大学への実務家教員のマッチングを行い、実際に地方大学の教員として活動するための支援策を検討する。

#### ○ 生産性向上のためのコンサルタント人材の養成

大学、業界団体、金融機関、商工会議所その他の民間団体に委託し、生産管理の実務経験を有する製造業のOBやシニア人材を、生産性改善を行うコンサルタントとして育成し、派遣する。

#### ○ 長期の教育訓練休暇におけるリカレント教育に対する助成

企業が長期の教育訓練休暇制度を導入し、社員が休暇を取得して学び直しをした場合に、企業に対して、人材開発支援助成金による支援を新たに行う。また、従業員の学び直し、副業・兼業に向けた社会的気運を醸成する。

#### (企業における中途採用の拡大)

内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省が連携して、中途採用に積極的な上場企業を集めた協議会を設置し、中途採用を拡大する。

なお、「年齢にかかわらず多様な選考・採用機会拡大のための指針」を活用し、中途採用の促進に向けた経済界の気運を醸成する。

### (2) 多様な人材の活躍

#### ① 女性活躍の推進

女性活躍が多様性や付加価値を生み出す原動力となるとの認識の下、女性の労働参加の障壁を取り除き、一人ひとりの女性が自らの希望<sup>33</sup>に応じてその能力を最大限に発揮できる社会への変革を促進・加速するため、「女性活躍加速のための重点方針 2018」<sup>34</sup>を着実に実施しながら、女性の活躍状況の「見える化」が徹底されるよう、女性活躍推進法<sup>35</sup>の見直しも含め、必要な制度改正を検討する。ロールモデルの提示など女子生徒等に対する多様な情報提供により、理工系分野における女性活躍を促進する。社内外の女性役員候補者の育成に向けたセミナーを実施する。女性リーダーの育成に向けて多様な受講生に対応するため、広範な選択制プログラムの導入を可能とする大学等と共催した研修を実施する。

女性が安心して働き続けられる環境を整えるため、多様な働き方に向けた環境整備、男性の育児・家事への参加促進、育児休業取得の円滑化、仕事と不妊治療の両立、妊娠・出産・育児に関する切れ目のない支援、様々なハラスメントの防止策等を総合的に推進する。

<sup>33</sup> 例えば、求職していないが就業を希望する女性は221万人に及んでいる（総務省「労働力調査（詳細集計、2018年1～3月期）」15歳～24歳の学生を除いた値。）。

<sup>34</sup> 「女性活躍加速のための重点方針2018」（平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

<sup>35</sup> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）

## ② 高齢者雇用の促進

### (65歳以上の継続雇用年齢の引上げに向けた環境整備)

意欲ある高齢者に働く場を準備することは、働きたいと考える高齢者の希望をかなえるためにも、人口減少の中で潜在成長力を引き上げるためにも、官民挙げて取り組まなければならない国家的課題である。実際、高齢者の身体年齢は若くなっており知的能力も高く、65歳以上を一律に「高齢者」と見るのは、もはや現実的ではない。年齢による画一的な考え方を見直し、全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力を活かして活躍できるエイジフリー社会を目指す。

こうした認識に基づき、65歳以上への継続雇用年齢の引上げに向けて環境整備を進める。その際、高齢者は健康面や意欲、能力などの面で個人差が存在するという高齢者雇用の多様性を踏まえ、一律の処遇でなく、成果を重視する評価・報酬体系を構築する。このため、高齢者に係る賃金制度や能力評価制度の構築に取り組む企業に対し、その整備費用を補助する。

### (高齢者の雇用促進策)

一人でも中高年の中途採用経験がある企業は、二人目以降の採用にも積極的になる傾向があるため、高齢者のトライアル雇用を促進する方策を進める。

中高年を対象に基礎的なIT・データスキル習得のための教育訓練を拡充することにより、中高年の新たな活躍を支援する。

また、地域医療介護総合確保基金を活用した入門的研修、マッチングにより、国・地方自治体・関係団体が一体となって、高齢者の介護分野への参入を促進する。

### (公務員の定年の引上げ)

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、複雑高度化する行政課題に的確に対応する観点から、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する。

その際、人事評価に基づく能力・実績主義の人事管理の徹底等について、併せて検討を行う。

## ③ 障害者雇用の促進

障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会及び障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していくため、障害者雇用ゼロ企業をはじめとする中小企業による雇用の促進や、多様な障害特性に応じた職場定着支援の推進、地域における障害者就労支援の推進等を図る。

## 2. 生産性革命の実現と拡大

### (1) 基本的考え方

昨年末の「新しい経済政策パッケージ」<sup>36</sup>では、2020年までの3年間を生産性革命・集中投資期間とし、あらゆる施策を総動員することとした。「未来投資戦略2018」<sup>37</sup>では、成長戦略のスコープとタイムフレームを広げて、「Society 5.0」を本格的に実現するため、これまでの取組の再構築、新たな仕組みの導入を図る。

第4次産業革命の社会実装により、日本の強み（技術力、人材、豊富なリアルデータ、資金）を最大活用して、誰もが活躍でき、様々な人口減少・高齢化、エネルギー・環境制約などの社会課題を解決できる、日本ならではの持続可能でインクルーシブな経済社会システムである「Society 5.0」を実現するとともに、これによりSDGs<sup>38</sup>の達成に寄与する。

日本経済の潜在成長力を大幅に引き上げ、名目GDPを600兆円（2020年頃）から更に押し上げるため、「未来投資戦略2018」に基づき、以下の成長戦略を、スピード感をもって推進する。

### (2) 第4次産業革命技術がもたらす変化・新たな展開：「Society 5.0」

第4次産業革命の新たな技術革新により、経済社会のあらゆる場面で、新たな展開、「Society 5.0」の実現が期待される。

#### ① 「生活」「産業」が変わる

##### (自動化：移動・物流革命による人手不足・移動弱者の解消)

AIやロボットによって、自動車の運転や物流の局面等で自動化が進むことにより、交通事故の削減や地域における移動弱者の激減、安全・安心な自動運転社会につながられるほか、人手不足に直面する物流現場の効率化につながり、過度な業務負担も大幅に軽減される。

##### (遠隔・リアルタイム化：地理的・時間的制約の克服による新サービス創出)

画質や音質が飛躍的に進歩したIoT技術により、地理的な制約で提供することができなかったサービス（医療や教育、買い物支援サービスなど）の提供が可能となる。

#### ② 経済活動の「糧」が変わる

安定的な「エネルギー」と「ファイナンス」の供給における我が国の「弱み」も、ブロックチェーン技術、スマートエネルギーマネジメントなどにより克服できる。

21世紀のデータ駆動型社会では、経済活動の最も重要な「糧」は「リアルデータ」。

<sup>36</sup> 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）

<sup>37</sup> 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）

<sup>38</sup> Sustainable Development Goalsの略。

これまで世の中に分散し眠っていたリアルデータを一気に収集・分析・活用（ビッグデータ化）することで、個別ニーズにきめ細かく対応できる商品やサービスの提供が可能となる。このリアルデータの利活用基盤を世界に先駆けて整備すれば、日本が新デジタル革命時代のフロントランナーとなることができる。

### ③ 「行政」「インフラ」が変わる

旧態依然としたアナログ行政から決別し、行政のあらゆるサービスを原則としてデジタルで完結させることで（「紙」から「データ」へ）、国民や企業が直面する時間・手間やコストを大幅に軽減する。港湾、空港、道路、上下水道などのインフラ管理においても、民間活力（PPP/PFI等）や技術革新の徹底活用を図り、設置・メンテナンスコストの劇的な改善とインフラの質の抜本的な向上が実現する。

### ④ 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

人口減少下の地域でも、移動・物流サービス、オンライン診療等により、高齢者も含め利便性の高い生活を実現し、地域コミュニティの活力を高める。町工場も世界とつながり、地域発のイノベーションと付加価値の高い雇用の場が拡大する。

### ⑤ 「人材」が変わる

人間がこれまで行ってきた単純作業や反復継続的な作業は、AI、ロボット等が肩代わりし、3K現場は激減する。多様なリカレント教育と、デジタル技術を活用した個別化学習、遠隔教育などを通じ、あらゆる人々に、やりがいや、よりキャリアアップした仕事を選択するチャンスが与えられる。

## （3）「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

幅広い取組について総花的にリソースを投入するのではなく、第4次産業革命の社会実装によって大きな可能性とチャンスを生む新たな展開が期待される重点分野について、以下の「フラッグシップ・プロジェクト」（FP）を推進する。

### ① 「自動化」：次世代モビリティ・システムの構築プロジェクト

- ・無人自動運転による移動サービスの2020年実現や、高速道路でのトラックの隊列走行についての早ければ2022年の商業化等を目指す。
- ・「自動運転に係る制度整備大綱」<sup>39</sup>に基づき、国際的な議論においてリーダーシップを発揮しつつ、各分野での必要な法制度の整備を早急に進める。
- ・まちづくりと公共交通の連携、自動走行等新技術の活用、買い物支援・見守りサー

<sup>39</sup> 「自動運転に係る制度整備大綱」（平成30年4月17日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議）。2020年の無人走行サービス等を制度上可能とするべく政府の方針を取りまとめたもの。



ビス、MaaS (Mobility as a Service) などの施策連携により、利用者ニーズに即した新しいモビリティサービスのモデル都市、地域をつくる。

## ② 次世代ヘルスケア・システムの構築プロジェクト

- ・個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等の中で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、2020年度からの本格稼働を目指す。
- ・PHR (Personal Health Record)<sup>40</sup>について、2020年度より、マイナポータル(個人向け行政ポータルサイト)を通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。
- ・「認知症の人にやさしい」新たな製品やサービスを生み出す実証フィールドを整備すべく官民連携プラットフォームを2018年度中に構築する。
- ・業界の自主的な品質評価の仕組み構築を通じた保険外サービスの客観的な品質の「見える化」や、地方自治体やケアマネジャー等からの利用者に対する良質な保険外サービスに関する積極的な情報提供を促す。
- ・服薬指導を含めた「オンラインでの医療」全体の充実に向けて、次期以降の診療報酬改定における有効性・安全性を踏まえた評価、医薬品医療機器等法<sup>41</sup>の改正の検討など所要の制度的対応も含めて、ユーザー目線で、現状を更に前進させる取組を進める。
- ・アジア健康構想の下、我が国のヘルスケア産業の海外展開等を実施する。

## ③ 「経済活動の糧」関連プロジェクト

- ・2050年を見据え、デジタル技術を活用したエネルギー制御、蓄電、水素利用などのエネルギー転換・脱炭素化に向けた技術開発を推進するとともに、企業の能動的な提案・情報開示等を促し、ESG投資<sup>42</sup>を促進する。また、電気自動車、燃料電池自動車など次世代自動車の普及を推進する。
- ・現行の金融・商取引関連法制の機能別・横断的な法制への見直し、ブロックチェーン技術、タイムスタンプ等を用いて簡易かつ高セキュリティな本人確認手続を可能とする仕組みの構築、簡易かつ高セキュリティな決済の仕組みを確保しつつ、二次元コード(QRコード等)のフォーマットに係るルール整備等を図るなどFinTech・キャッシュレス化を推進する。

## ④ 「行政」「インフラ」関連プロジェクト

- ・「デジタルファースト法案(仮称)」(2018年中の国会提出予定)、「介護」・「引越」・「死亡・相続」に関する手続のワンストップ化、公的個人認証を活用したオンライン手続をスマートフォンで可能とするための法制度整備等を内容とする「デジタルガバメント」を2018年度から2020年度までに推進する。

<sup>40</sup> 個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が随時確認でき、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みをいう。

<sup>41</sup> 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)

<sup>42</sup> 環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)に関する要素を考慮した投資。

- ・現場ニーズに即した要求水準（性能、コスト等）を国が明示し、民間事業者が実現手法をオープンイノベーションで開発していく手法を積極活用すること等により、「次世代インフラ・メンテナンス・システム」の構築を目指す。
- ・国有林について、公益的機能を維持しつつ、民間事業者の長期・大ロットでの使用収益を可能とする仕組みを整備するなど、PPP/PFI手法の導入加速を図る。

#### ⑤ 「地域」「コミュニティ」「中小企業」関連プロジェクト

- ・バリューチェーン全体をデータでつなぎ、マーケティング情報に基づく生産と出荷の最適化やコストの最小化を図る取組等、農林水産業のスマート化を推進する。
- ・まちづくりと公共交通の連携を推進し、次世代モビリティサービスやICT等の新技術・官民データを活用した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組などを加速する。
- ・生産性向上特別措置法<sup>43</sup>に基づく固定資産税の負担減免措置と「ものづくり・商業・サービス補助金」、IT導入補助金等の支援施策との相乗効果が発揮されるよう、中小企業の経営改善と連携したIT支援体制を強化する。

上記④「行政」「インフラ」の分野、⑤「地域」「コミュニティ」「中小企業」分野を中心に、地域が連携しての取組、より広域レベルでの取組、さらに東京一極集中に対して地方がその潜在力を最大限に発揮できるような、新たな構想を早急に検討し、具体化していく。

#### （４）経済構造革新への基盤づくり

産業界は、様々なつながりにより付加価値を創出する Connected Industries に自らを変革し、イノベーションを牽引することが期待される。政府は、データ利活用基盤や人材・イノベーション基盤など、データ駆動型社会の共通インフラを整備するとともに、大胆な規制・制度改革や「Society 5.0」に適合した新たなルールの構築を進める。

##### ① データ駆動型社会の共通インフラの整備

大容量・高速通信を支える5Gについて、2018年度末に周波数割当を行い、民間事業者による基盤整備を促進し、2020年からのサービス開始につなげるなどの基盤システム・技術への投資の促進を図る。

また、AI時代に対応した人材育成（小学校でのプログラミング教育、高等教育での高い理数能力等）と人材の最適活用が図られるよう教育改革と産業界等の人材活用の面での改革を進め、リカレント教育を大幅に拡充する。

<sup>43</sup> 「生産性向上特別措置法」（平成30年法律第25号）

## ② 大胆な規制・制度改革

生産性向上特別措置法において創設された「規制のサンドボックス制度」<sup>44</sup>を、政府横断的・一元的な体制の下で推進する。いわゆる業法のような既存の縦割りの業規制について、規制のサンドボックス制度の運用から導かれる制度見直しニーズへの対応も含め、サービスや機能に着目した発想で捉え直した横断的な制度改革を推進する。

また、プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けて、2018年中に基本原則を策定するとともに、具体的措置を早急に推進する。

さらに、地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化など、経済・社会構造そのものが変化していることを踏まえ、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、2018年度中に結論を得る。

### (5) イノベーション・エコシステムの早期確立

世界でこれまでの延長線上にない破壊的イノベーションが進展し、我が国のイノベーション力の相対的低下が危惧されている中、産業界を含む各主体が意識改革を行うとともに、イノベーションが自律的かつ持続的に生まれ続けていく「イノベーション・エコシステム」を早期に確立する。大学が知識集約産業の中核として、このエコシステムを支える役割を果たすべく改革を進め、大学等が生み出す多様なシーズをビジネスに結び付けるとともに、我が国イノベーションの国際展開を図る。

## ① 多様なシーズを創出する改革の推進

大学の経営力を高めるため、大学連携・再編の推進、大学ガバナンスコードの策定、民間資金獲得のための仕組みの導入も含む産学連携の推進等を図る。また、適切かつ実効性のある評価に基づく年俸制の導入拡大等を通じて人材流動性の向上、若手の活躍機会創出を図るとともに政府の競争的研究資金について若手研究者の支援に重点化を図る。

また、2017年度に行った制度検証結果も踏まえ、失敗も許容した大胆な挑戦が可能となるよう革新的研究開発推進プログラム（IMPACT）の研究開発手法を改善・強化し、関係府省庁に普及・定着させるとともに、関連施策の見直し等も図りつつ、IMPACTの取組が節目を迎えることを受け、より野心的な構想の下、関係府省庁が一体となって集中・重点的に研究開発を推進する仕組み（ムーンショット型の研究開発制度）を検討し、政府全体として非連続的なイノベーションを生み出す研究開発を継続的かつ安定的に推進する。

## ② シーズをビジネスに結び付ける環境の整備

大学発ベンチャーも含め起業、事業化、成長段階まで一貫した支援を行うべく政府系機関、官民ファンドの全関連事業の申請窓口を一元化するなど相互連携を強化する。また、公共調達の活用等政府全体で先進技術の導入や中小・ベンチャー企業の活用を促進

<sup>44</sup> 新技術等実証制度

することとする。

### (6) 今後の成長戦略推進の枠組み

従前のような審議会スタイルの検討の方法のみならず、よりマーケットや実際の「現場」に近いプレイヤーの参加を得つつ、官民の叡智を結集して、目指すべき経済社会の絵姿を共有しながら、「現場」を変えていくための具体的なプロジェクトを推進するとともに、プロジェクトの成果から学ぶ形で「実証による政策形成」を進めるべく、上記(2)及び(3)に掲げた重点分野について「産官協議会」を設置する。

「産官協議会」では、2025年までに目指すビジョンを共有し、その実現に必要な施策等を来夏までに取りまとめる。また、重点分野での新たな展開の先陣を切るフラッグシップ・プロジェクト(FP)として、2020年頃までのアーリー・ハーベストを実現する「FP2020」、本格的な社会システムの変革を伴う「FP2025」を選定・推進する。

これらのプロジェクトのうち直ちに前に進め、「現場」を変え始めるべきものについて、2019年度予算、税制改正、規制改革に反映させ、必要な制度面、組織面、人材面の基盤づくりを、スピード感をもって進める。

## 3. 働き方改革の推進

一億総活躍社会の実現のための最大のチャレンジである働き方改革を推進し、働く人の視点に立って、一人ひとりの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する。このため、戦後の労働基準法<sup>45</sup>制定以来、70年ぶりの大改革を行う。

この際、今般の労働制度の改革は中小企業をはじめ企業活動に与える影響に配慮する必要があるため、その施行までの十分な準備期間を確保することとし、長時間労働の是正のための規定の施行は2019年4月1日(中小企業への適用は2020年4月1日)、同一労働同一賃金の実現のための規定の施行は2020年4月1日(中小企業への適用は2021年4月1日)、高度プロフェッショナル制度の創設のための規定の施行は2019年4月1日とする等の措置を講ずる。

また、中小企業・小規模事業者の労働法制に対する理解を深めるため、今般の制度改革の内容をはじめ、労働法制の周知徹底を図る。中小企業・小規模事業者がワンストップで相談できる窓口として全国47都道府県に働き方改革推進支援センター<sup>46</sup>を設置し、中小企業支援機関とも連携しつつ、社会保険労務士の派遣等により個別相談に当たる。労働基準監督署においては、特別チームを編成して中小企業・小規模事業者の相談に丁寧に対応するとともに、指導においては、中小企業・小規模事業者における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえ、まずは自主的な改善を促す。これらの事項については、働き方改革の基本的考え方として、今般の制度改革に基づき今後策定する基本方針にも盛り込む。

<sup>45</sup> 「労働基準法」(昭和22年法律第49号)

<sup>46</sup> 働き方改革推進支援センターでは、営利企業以外の社会福祉法人等の相談にも対応する。

さらに、中小企業・小規模事業者の労務管理面での丁寧な支援、生産性向上に資するより一層の設備投資・ITの導入、人手確保に向けた地域内外の多様な人材とのマッチングなどが促進されるよう切れ目なく取り組む。あわせて、大企業における働き方改革のしわ寄せにより、中小企業・小規模事業者の働き方改革や賃上げが妨げられることのないよう、取引関係の実態把握に努めるとともに、取引条件の改善に向け、下請け取引対策の強化、産業界における自主行動計画の着実な実行と策定業種の拡大、下請Gメンの体制強化などに積極的に取り組む。

加えて、地域の実情に即した働き方改革を進めるため、「地方版政労使会議」などを活用し、地方自治体、労使その他の関係者間の連携体制を整備する。

働き方改革は、労働法制の問題だけではなく、過剰サービスの抑制により生産性を高めるなどの社会の仕組みづくりも大切であり、啓発普及を図る。

なお、裁量労働制については、現行制度の施行状況を把握した上で、対象業務の範囲や働く方の健康確保措置等について、労働政策審議会で検討を行うとともに、指導を徹底する。

#### (1) 長時間労働の是正

長時間労働の慣行を断ち切り、ワーク・ライフ・バランスを確保することで、女性や高齢者が仕事に就きやすくなり、男性も子育てや家事が行いやすくなる環境を整える。

このため、史上初めての労使トップの合意の下、36協定でも超えてはならない罰則付きの時間外労働の上限規制を設ける。

時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回るできない時間外労働時間を年720時間とする。かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回るできない上限<sup>47</sup>を設ける。

他方、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことに鑑み、更に可能な限り労働時間の延長を短くするため、指針を定め、労使に対し、必要な助言・指導を行う。

また、事業者に、労働時間の状況の的確な把握や長時間労働者に対する医師の面接指導などの措置を行わせることにより、労働者の健康確保を図るとともに、違法な長時間労働に対しては指導を徹底する。あわせて、勤務間インターバル制度の導入が進むよう、好事例の普及や労務管理に係るコンサルティングの実施等による環境整備に努める。

加えて、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務について、その業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制

<sup>47</sup> 上回るできない上限は、(i) 2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれも、休日労働を含んで、80時間以内を満たさなければならない、(ii) 単月では、休日労働を含んで100時間未満を満たさなければならない、(iii) 時間外労働の限度の原則は、月45時間、かつ、年360時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年6回を上限とする。

の適用に向けた環境整備を進める。この際、

- ① 自動車運送事業については、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」<sup>48</sup>を着実に実施するとともに、改善基準告示<sup>49</sup>の見直しなど必要な施策の検討を進める。
- ② 建設業については、受発注者双方の取組による適正な工期設定の推進等を図るとともに、業界等の取組に対する支援を実施する。
- ③ 医師については、医療機関に対する勤務環境改善支援策の充実などの総合的な対策について検討を進め、順次実施する。
- ④ 鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業については、人材確保、省力化等に対する支援を実施する。

## （２）同一労働同一賃金の実現

正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の解消を目指す。どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一扫する。

このため、正規・非正規という雇用形態による不合理な待遇差を禁止し、その是正を求める労働者が裁判で争える規定を強化するとともに、事業者側しか持っていない情報のために、労働者が訴訟を起こせないといったことがないよう、事業者には、労働者に対する待遇に関する説明義務を課す。また、裁判外紛争解決手段（行政ADR）を整備し、均等・均衡待遇を求める労働者が無料で利用できるようにする。

さらに、同一労働同一賃金の円滑な導入に向けて、特に中小企業・小規模事業者の理解が深まるよう、業種別導入マニュアルを作成し、その普及を図る。

## （３）高度プロフェッショナル制度の創設

創造的に付加価値を生み出していく、高い交渉力を有する高度専門職に限って、健康を確保しつつ、時間ではなく成果で評価される働き方を選択できるようにするため、高度プロフェッショナル制度を創設する。

対象者の要件は、（i）年間の賃金が平均的な労働者に対して著しく高いこと（「年間平均給与額」の3倍を相当程度上回る水準であること）、（ii）専門性があり、通常の労働者と異なり、雇用契約の中で職務の記述が限定されていること（いわゆるジョブ・ディスクリプションがあること）、（iii）本人が制度を理解して個々に書面等により同意していることとし、労使委員会の決議において（iii）の同意の撤回手続を定めなければならないこととする。

また、対象となる労働者に対して、（i）年間104日、かつ4週間当たり4日以上の日を確保させ、（ii）健康確保措置（インターバル措置、健康管理時間の上限措置、

<sup>48</sup> 「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」（平成30年5月30日自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議決定）

<sup>49</sup> 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）

2週間連続の休日、臨時の健康診断のうち、労使委員会の5分の4以上の多数で決議した、いずれかの措置)を講じなければ、制度を導入できないこととする。

#### (4) 最低賃金の引上げ等

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するため、生活衛生業など最低賃金の引上げによる影響が大きい業種を対象に、生産性や収益向上のための相談事業を実施するとともに、下請中小企業振興法<sup>50</sup>に基づく振興基準の徹底により、親事業者が下請事業者からの労務費上昇に係る取引対価見直しの協議要請に応じることを促すなどの取組を行う。

### 4. 新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

#### (1) 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設

現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、以下の方向で、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。

##### ① 受入れ業種の考え方

新たな在留資格による外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材の確保のための取組(女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等)を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う。

##### ② 政府基本方針及び業種別受入れ方針

受入れに関する業種横断的な方針をあらかじめ政府基本方針として閣議決定するとと

<sup>50</sup> 「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)

もに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針（業種別受入れ方針）を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる。

### ③ 外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

在留資格の取得に当たり、外国人材に求める技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な知識及び技能とし、業所管省庁が定める試験等によって確認する。また、日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、受入れ業種ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して定める。ただし、技能実習（3年）を修了した者については、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとする。

### ④ 有為な外国人材の確保のための方策

有為な外国人材に我が国で活動してもらうため、今後、外国人材から保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在を防止するための方策を講じるとともに、国外において有為な外国人材の送り出しを確保するため、受入れ制度の周知や広報、外国における日本語教育の充実、必要に応じ政府レベルでの申入れ等を実施するものとする。

### ⑤ 外国人材への支援と在留管理等

新たに受け入れる外国人材の保護や円滑な受入れを可能とするため、的確な在留管理・雇用管理を実施する。受入れ企業、又は法務大臣が認めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対して、生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組みを設ける。また、入国・在留審査に当たり、他の就労目的の在留資格と同様、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。加えて、労働行政における取組として、労働法令に基づき適正な雇用管理のための相談、指導等を行う。これらに対応するため、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理、雇用管理を実施する入国管理局等の体制を充実・強化する。

### ⑥ 家族の帯同及び在留期間の上限

以上の政策方針は移民政策とは異なるものであり、外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。ただし、新たな在留資格による滞在中に一定の試験に合格するなどより高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。



## （２）従来の外国人材受入れの更なる促進

留学生の国内での就職を促進するため、在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。また、「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。これらの前提として、日本語教育機関において充実した日本語教育が行われ、留学生が適正に在留できるような環境整備を行っていく。さらに、留学生と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等を増設する。

また、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国１年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みや、日本語研修を要しない一定の日本語能力を有するEPA介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを行える受入人数枠を設けることについて検討を進める。このほか、クールジャパン関連産業の海外展開等を目的とする外国人材の受入れを一層促進するための方策や、我が国における外国人材の起業等を促進し、起業家の受入れを一層拡大するための方策について検討を進める。

## （３）外国人の受入れ環境の整備

上記の外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」<sup>51</sup>を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持つ司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在者や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。

## 5. 重要課題への取組

### （１）規制改革の推進

国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況の下、新たなビジネスや雇用を生み出し、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるため、「Society 5.0」にふさわしい規制・制度の構築や行政手続コストの削減<sup>52</sup>、農林水産業等の成長産業化など、不断の規制・制度改革を一層推進する。

<sup>51</sup> 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（平成18年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議）

<sup>52</sup> 法人向けの手続である従業員の社会保険・税、法人設立、補助金に関する手続についてワンストップ化やワンストップ化（事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めないこと。）に取り組むとともに、個人向けの手続である引越、死亡・相続、介護に関する手続についてもワンストップ化を順次進める。また、自動車保有関係手続について、軽自動車保有関係手続のワンストップ化等に取り組む。

「規制改革実施計画」<sup>53</sup>において決定した事項を実施し、改革の進捗状況について、規制改革推進会議がフォローアップを行う。

国家戦略特区制度においては、新たな重点分野について集中的に「岩盤規制」改革を進めるとともに、地域限定型サンドボックスを活用し、自動車の自動運転、ドローンなどの高度で革新的な近未来技術に関連する実証実験を進める。

## (2) 投資とイノベーションの促進

### ① 科学技術・イノベーションの推進

「Society 5.0」の実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、「第5期科学技術基本計画」<sup>54</sup>及び「統合イノベーション戦略」<sup>55</sup>に基づき、官民を挙げて研究開発を推進する。若手研究者への重点支援やオープンイノベーションの仕組みの推進等により、我が国の基礎科学力・基盤技術から社会への実装までを強化するとともに、地方創生につなげる。

中長期的な視点で官民共同研究開発投資プロジェクトを具体的かつ計画的に拡大するとともに、国の予算について安定的に研究開発に取り組めるよう多年度にわたる取組を進める。政府研究開発投資について、本基本方針の第3章の新計画との整合性を確保しつつ、対GDP比1%にすることを目指し所要の規模の予算が確保されるよう努める<sup>56</sup>とともに、民間企業が研究開発投資対GDP比3%を目指すことを表明したことを踏まえ、2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増とすることを目指し、これらにより、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。その際、認知症、再生医療、ゲノム医療、革新的エネルギー技術、インフラ維持管理・更新などの社会的課題解決に資する研究開発を、優先順位を付けて推進する。

未来の科学技術・イノベーションの担い手の教育に当たっては、STEM<sup>57</sup>、プログラミング、英語について世界トップレベルの学力の獲得を目指す。特に、STEMIについては、人材育成や教員養成・確保を図るとともに、このための戦略を定め、目標を明らかにし、工程化して進める。

我が国の国際競争力を強化する観点から、「知的財産推進計画」<sup>58</sup>や「人工知能技術戦略実行計画」<sup>59</sup>の策定・実行を進めるとともに、サイバーセキュリティ対策、先端技術の国際標準化などに官民挙げて取り組む。

また、AI・IoTの活用による物流の効率性・安全性の向上や効率的な渋滞対策を

<sup>53</sup> 「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)

<sup>54</sup> 「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)

<sup>55</sup> 「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日閣議決定)

<sup>56</sup> 計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は、第5期科学技術基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」(平成27年7月22日経済財政諮問会議提出)の経済再生ケースに基づく名目GDP成長率を前提とすれば、約26兆円となる。

<sup>57</sup> Science, Technology, Engineering and Mathematics

<sup>58</sup> 知的財産戦略の中長期のビジョンである「知的財産戦略ビジョン」(平成30年6月12日知的財産戦略本部決定)に基づき策定する計画。

<sup>59</sup> 人工知能技術戦略(平成29年3月31日人工知能技術戦略会議決定)の実施内容を具体化する計画。

進める。

## ② 教育の質の向上等

「第3期教育振興基本計画」<sup>60</sup>や教育再生実行会議の提言に基づき、「Society 5.0」に向けた総合的な人材育成をはじめとした教育の質の向上に総合的に取り組む<sup>61</sup>。

新学習指導要領を円滑に実施するとともに、地域振興の核としての高等学校の機能強化、1人1社制<sup>62</sup>の在り方の検討、子供の体験活動の充実、安全・安心な学校施設の効率的な整備、セーフティプロモーションの考え方<sup>63</sup>も参考にした学校安全の推進などを進める。また、在外教育施設における教育機能の強化を図る。さらに、障害、いじめ・不登校、日本語能力の不足など様々な制約を克服し、チーム学校の実現、障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。

学校現場での教員の勤務実態を改善するため、適正な勤務時間管理の徹底や業務の効率化・精選などの緊急対策<sup>64</sup>を具体的に推進するとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や学校の実態に応じた教員の勤務時間制度の在り方などの勤務状況を踏まえた勤務環境の見直し、小学校における教育課程の弾力的運用についての検討を進める。

## ③ 成長力を強化する公的投資への重点化

「社会資本整備重点計画」<sup>65</sup>等に基づき、成長力を強化する分野に社会資本整備を戦略的に重点化し、安定的・持続的な公共投資を推進する。2020年東京オリンピック・パラリンピック後の成長の基盤として、大都市圏環状道路、国際戦略港湾、国際拠点空港などを整備するとともに、広域的な高速交通ネットワーク<sup>66</sup>の早期整備・活用を通じた内外の人流や物流の拡大を図る。その際、ストック効果<sup>67</sup>が高く採算性も確実と見込まれるプロジェクトには、民間資金や財政投融資の適切な活用も検討する。産業投資については、その活用・管理手法を検討し、政策投資銀行等を活用してリスクマネー供給の強化を図る。

<sup>60</sup> 「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）

<sup>61</sup> 「第3期教育振興基本計画」では、幼児期における教育の質の向上や、私学助成のメリハリある配分強化を含む私立学校の振興等について記載されている。

<sup>62</sup> 1人の生徒が応募できる企業を1社として、当該企業の内定が得られなかった場合のみ他の企業に応募できるという高校卒業者の就職に関する慣行。

<sup>63</sup> 関係機関が連携して科学的・実証的な安全対策に取り組むという考え方。

<sup>64</sup> 「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日文科科学大臣決定）

<sup>65</sup> 「社会資本整備重点計画」（平成27年9月18日閣議決定）などのインフラの整備計画。

<sup>66</sup> 高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等を含む。リニア中央新幹線については、財政投融資の活用により、全線開業の最大8年間前倒しを図ることとなった。建設主体が全線の駅・ルート公表に向けた準備を進められるよう、必要な連携、協力を行う。また、新大阪駅について、リニア中央新幹線、北陸新幹線（詳細ルート調査中）等との乗継利便性の観点から、結節機能強化や容量制約の解消を図るため、民間プロジェクトの組成など事業スキームを検討し、新幹線ネットワークの充実を図る。

<sup>67</sup> 整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果。

### (3) 経済連携の推進

#### ① 新たな経済秩序の拡大

自由貿易の旗手として、自由で公正なルールに基づく 21 世紀型の新たな経済秩序を世界へと広げる。そのスタンダードとして今後の経済連携の礎となる TPP<sup>68</sup> の早期発効に向けて、引き続き主導的な役割を果たす。発効後は、新たな国・地域の加入により保護主義に対して TPP の新しいルールを世界に拡大していくことが視野に入ってくることを踏まえ、新規加入の対応方針などについて、我が国が主導して、必要な調整を行う。

また、公平な競争条件の確保に向け、市場歪曲的措置の是正や電子商取引などの新たな分野でのルール形成に取り組んでいくとともに、WTO を中核としたルールに基づく多角的貿易体制が世界経済の成長と発展の基盤であることの再確認を様々な枠組みを使って各国に働きかけていく。

米国とは、公正なルールに基づく、自由で、開かれた、インド太平洋地域における経済発展を実現するため、日米経済対話や「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」を行い、日米双方の利益となるように、貿易や投資を更に拡大させる。

日 EU 経済関係の重要な基盤であり両者の戦略的関係を更に強化する日 EU・EPA<sup>69</sup> の早期の署名・発効を目指す。

TPP や日 EU・EPA の発効などを見据えて新たな海外展開の支援や国内産業の体質強化に向けて「総合的な TPP 等関連政策大綱」<sup>70</sup> に盛り込まれた施策を着実に実施する。

また、包括的で、市場アクセス及びルール分野のバランスが取れた、質の高い RCEP<sup>71</sup> の早期妥結に向け、交渉をリードしていく。

#### ② 海外展開の促進

投資関連協定の締結を推進し、企業の海外展開を促進する。自由で公正な経済圏の拡大による効果を楽しむようにするため、ODA も活用し、中堅・中小企業の海外展開の総合的な支援や、海外展開先における法制度整備支援・現地人材の育成支援などを実施する。また、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組や法曹等による海外調査、日本法令の外国語訳の推進など、海外展開に関する法的支援を強化するとともに、国際紛争への実践的な対応能力も強化する。

2020 年のインフラシステム受注約 30 兆円という目標を達成し、我が国の経済成長の実現に寄与する。このため、「インフラシステム輸出戦略」<sup>72</sup> の下、官民一体となった競争力強化、質の高いインフラの推進による国際貢献、我が国の技術・知見を活かしたインフラ投資の拡大、幅広いインフラ分野への取組といった施策を推進する。また、質の

<sup>68</sup> 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(TPP11 協定)

<sup>69</sup> 日 EU 経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)

<sup>70</sup> 「総合的な TPP 等関連政策大綱」(平成 29 年 11 月 24 日 TPP 等総合対策本部決定)

<sup>71</sup> 東アジア地域包括的経済連携

<sup>72</sup> 「インフラシステム輸出戦略(平成 30 年度改訂版)」(平成 30 年 6 月 7 日経協インフラ戦略会議決定)

高いインフラの国際スタンダード化を推進する。

#### (4) 分野別の対応

##### ① 農林水産新時代の構築

農林水産業全般にわたっての改革を力強く進めることで、攻めの農林水産業を展開し成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。これらの取組により、食料安全保障の確立を図る。

農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境の整備と農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していく<sup>73</sup>。AI・IoT等を活用したスマート農業の実現などにより競争力強化を更に加速させる。農地中間管理機構中心の集積体制を確立しつつ、ほ場整備事業と機構との連携円滑化により、農地の整備と集積・集約化を推進するとともに、土地改良事業による農地の大区画化や汎用化・畑地化、中山間地域の収益力を強化する。農協改革を着実に実施するとともに、農業経営体が自らの経営判断で作物を選択できるよう米政策改革の定着も進める。

林業の成長産業化に向けて、新たな森林管理システムを創設し、意欲のある持続的な林業経営者に経営管理を集積・集約化する。また、このシステムの創設を踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。また、路網整備や高性能林業機械の導入、CLT<sup>74</sup>を含めた木材の中高層建築物等への利用拡大、生産流通構造改革及びセルロースナノファイバー<sup>75</sup>の研究開発などを推進する<sup>76</sup>。

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して、「水産政策の改革について」<sup>77</sup>に即して、科学的・効果的な評価方法及び管理方法による新たな資源管理システムの構築や水産物の流通構造改革、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し、養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し、改革の方向性に合わせた漁協制度の見直しに取り組む。これらの改革を後押しするため、資源調査・情報収集体制の拡充・整備、減船・休漁措置の円滑な実施、漁業収入安定対策の機能強化、生産性の高い漁船等の導入・更新、養殖業発展のための環境整備、産地市場の統合や消費地における流通拠点の確保、資源管理から流通に至るICT活用体制の整備、持続可能な漁業・養殖業の認証、漁村の活性化、国境監視機能等の発揮、人材確保・育成の強化等を推進する。また、水産資源の管理徹底などのため漁業取締体制を増強する。

<sup>73</sup> 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成30年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）及び「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づく。

<sup>74</sup> Cross Laminated Timber：直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル。

<sup>75</sup> 木材等から得られるセルロース繊維の集合体（パルプ）をナノ化（微細化）したもの。

<sup>76</sup> 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成30年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）に基づく。

<sup>77</sup> 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成30年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）別紙8。

農林水産業の輸出力強化に向け、生産者等への必要な情報の提供、グローバル産地<sup>78</sup>の形成、マッチングできる環境の整備、J F O O D O<sup>79</sup>による戦略的マーケティング等に取り組む<sup>80</sup>。特に、米の輸出については、今般中国向けに追加された精米工場2施設及びくん蒸施設5施設も最大限活用し、効果的な輸出拡大を支援する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックも契機として、J A S<sup>81</sup>、H A C C P<sup>82</sup>、G A P<sup>83</sup>など規格・認証の活用や国際規格化を戦略的に推進するとともに、効果的・効率的な輸出拠点整備をハード・ソフト両面で進める<sup>84</sup>。

有害鳥獣の対策を強化するとともに、安全・安心なジビエの利活用を進める。

## ② 観光立国の実現

2020年に訪日外国人旅行者数を4000万人、消費額を8兆円とする目標<sup>85</sup>を達成し、観光先進国、観光の基幹産業化を実現するため、新たに創設する国際観光旅客税による財源も活用しながら、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備など、より高次元な施策を展開する。

観光資源の開拓や快適に観光を満喫できる環境の整備などにより、リピーターの地方への誘客や体験型観光の充実、長期滞在化を図る。公的施設の更なる開放を進め、古民家等の活用や景観の優れたまちづくり、ダム等のインフラを活かした観光を推進する。国立公園や文化財等を保全・活用するとともに、V R<sup>86</sup>の活用やナイトタイムの有効活用などを促進する。首都圏空港の機能強化、国際クルーズ拠点の形成や自転車利用環境の創出等に取り組む。

我が国の観光の魅力を、国内外の拠点を活用し、効果的に発信するほか、ビザの戦略的緩和、M I C E<sup>87</sup>誘致等に取り組む。また、最新技術の活用やC I Q<sup>88</sup>の計画的な体制整備などにより出入国を円滑化するとともに、無料Wi-Fiの導入などを通じて、世界水準の旅行サービスを実現する。D M O<sup>89</sup>の育成のほか、実践的即戦力人材の育成や外国人材の活用を推進するとともに、双方向の人的交流の拡大を図る。多様な宿泊ニーズに対

<sup>78</sup> グローバル産地：マーケットインの発想に立ち、海外の買い手が欲しいものを、欲しい量だけ、欲しい時期に輸出できる産地。

<sup>79</sup> The Japan Food Product Overseas Promotion Center：日本食品海外プロモーションセンター

<sup>80</sup> 「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づく。

<sup>81</sup> Japanese Agricultural Standard：日本農林規格

<sup>82</sup> Hazard Analysis and Critical Control Point（危害要因分析・重要管理点）：食品の衛生管理の手法

<sup>83</sup> Good Agricultural Practice：農業生産工程管理

<sup>84</sup> 「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づく。

<sup>85</sup> 「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）及び「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）による。このほか、2020年に地方部での外国人延べ宿泊者数7000万人泊、外国人リピーター数2400万人の目標も位置付けられている。

<sup>86</sup> Virtual Reality（バーチャル・リアリティ）：コンピューターを用いた仮想現実

<sup>87</sup> 企業会議（Meeting）、企業の報奨・研修旅行（Incentive）、国際会議（Convention）、展示会・イベント（Exhibition/Event）の略称。

<sup>88</sup> 税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）を包括した略称。

<sup>89</sup> Destination Management/Marketing Organizationの略称：観光地域づくりの舵取り役を担う法人

応するため、違法民泊対策を含めた健全な民泊サービスの普及などを進める。さらに、いわゆる白タク行為の防止に取り組む。外国人旅行者への対応を向上させるため、医療通訳の評価体制の構築や医療コーディネーターの養成など地域医療機関における外国人患者受入れ体制の構築、キャッシュレス環境の整備、多言語対応やトイレの洋式化、相談窓口の整備などに取り組む。誰もが安全・安心に利用可能な宿泊施設の提供を促進するため、バリアフリー化や耐震化などの取組を進める。

I R<sup>90</sup>の整備を推進することにより、国際会議場・展示場等や、家族で楽しめるエンターテインメント施設を一体的に運営し、我が国の伝統・文化・芸術等を活かしたコンテンツを導入することで、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現する。その際、世界最高水準のカジノ規制やその執行体制の整備等により様々な懸念に万全の対策を講じる。また、ギャンブル等依存症対策を徹底的かつ包括的に実施する<sup>91</sup>。

2025年国際博覧会について、大阪・関西への誘致の成功に向け、内閣としても全力で取り組む<sup>92</sup>。ワールドマスターズゲームズ2021 関西の円滑な開催に向け、組織委員会等と協力する。

### ③ 文化芸術立国の実現

「文化芸術推進基本計画」<sup>93</sup>や「文化経済戦略」<sup>94</sup>に基づき、2020年までを文化政策推進重点期間と位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築や稼ぐ文化への展開、文化芸術産業の育成などにより文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大を図るとともに、文化財の高精細レプリカやVR<sup>95</sup>作成など文化分野における民間資金・先端技術の活用を推進する。また、子供や障害者等の文化芸術活動の推進や、国立文化施設の機能強化を図るとともに、文化財を防衛する観点で踏まえ、文化財の適切な周期での修理や、保存・活用・継承等に取り組む。さらに、京都への全面的な移転に向け、文化庁の機能強化等を着実に進める。映画のロケ誘致やアート市場の活性化に向けた検討などを進めるとともに、文化プログラムの全国展開、日本遺産の認定・活用や国際博物館会議（I COM）京都大会2019<sup>96</sup>の開催等を通じて日本文化の魅力や日本の美を国内外に発信する。

文化資源について、各分野のデジタルアーカイブ化を進めるとともに、内外の利用者が活用しやすい統合ポータル構築を推進する。また、インターネット上の海賊版サイトに対して、あらゆる手段の対策を強化する。また、我が国の誇るマンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備について指定法人による取組を促進する。

コンテンツや衣食住を含む日本固有の魅力を創造して、発信し、商品・サービスの海

<sup>90</sup> Integrated Resort: 特定複合観光施設

<sup>91</sup> 「ギャンブル等依存症対策の強化について」（平成29年8月29日ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定）

<sup>92</sup> 「大阪府における2025年国際博覧会の立候補及び開催申請について」（平成29年4月11日閣議了解）

<sup>93</sup> 「文化芸術推進基本計画」（平成30年3月6日閣議決定）

<sup>94</sup> 「文化経済戦略」（平成29年12月27日内閣官房・文化庁決定）

<sup>95</sup> Virtual Reality（バーチャル・リアリティ）：コンピューターを用いた仮想現実。

<sup>96</sup> 国際博物館会議（I COM: International Council of Museums）：2019年9月に京都にて我が国で初めての博物館に関する世界大会を開催（世界141か国・地域から参加予定）。

外展開やインバウンド消費の拡大を図るクールジャパン戦略<sup>97</sup>を深化させ、地域プロデュース人材の育成や国内外拠点の活用などを進めるとともに、国民が適正な対価で興行・イベント等を楽しむ環境を整備する。

国立公文書館について、新たな施設の建設に向けて取り組み、その機能を充実させる。

#### ④ スポーツ立国の実現

ポスト2020年を見据え、スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参加人口の拡大につなげる好循環を生み出す。スタジアム・アリーナ改革等を通じたスポーツの成長産業化、日本版NCAA<sup>98</sup>創設等の大学スポーツの振興、スポーツツーリズムをはじめとするスポーツを核とした地域活性化など、スポーツ全般にわたって民間資金の活用を推進する。また、総合的な障害者スポーツの振興、国際競技力の強化、スポーツ実施率<sup>99</sup>の向上、スポーツを通じた健康増進や国際貢献を図るとともに、これらが相互に影響し合う好循環につなげる。さらに、スポーツ・インテグリティ確保のためスポーツ団体のガバナンス強化等<sup>100</sup>を推進する。

#### ⑤ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、レガシーの創出と、我が国が持つ力を世界に発信する最高の機会である。その開催に向け、治安対策やサイバーセキュリティ対策に万全を期すとともに、円滑な輸送体制の構築や暑さ対策など大会の円滑な準備を着実に進める<sup>101</sup>。また、ボランティア人材の育成・普及、「復興オリンピック・パラリンピック」<sup>102</sup>の実現、ホストタウンによる地域活性化や国際交流を推進するとともに、beyond2020プログラム<sup>103</sup>等を通じて日本文化の魅力を発信する。深層学習<sup>104</sup>による自動翻訳システムの開発・普

<sup>97</sup> eスポーツ（「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称とされている）などを含む。

<sup>98</sup> National Collegiate Athletic Association：米国において、大学スポーツ全体の適切な組織運営を管理するとともに大学スポーツビジネスを推進するための大学横断的・競技横断的な統括組織。

<sup>99</sup> 運動・スポーツを行う者の割合のことであり、第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日文科科学大臣決定）では、2021年度までに、成人の週1回以上のスポーツ実施率を、現状の約42%から65%程度になることを目指すとされている。

<sup>100</sup> スポーツ・インテグリティとはドーピング・暴力・ハラスメント等の不正がない状態、スポーツに携わる者の誠実性・健全性・高潔性と国際的に通念されており、ガバナンス強化等の取組とはスポーツ団体の組織運営に関する評価指標の作成や評価指標に基づくモニタリング等である。

<sup>101</sup> 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）等に基づく。

<sup>102</sup> 東日本大震災からの復興を後押しするとともに復興に向かいつつある被災地の姿を世界に発信する機会として位置付けられた2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会。

<sup>103</sup> 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」により決定（平成28年3月2日）し実施。2020年以降を見据え、多様な団体が実施する共生社会・国際化につながるレガシーを創出する活動等について認証し、そうした取組を広く支援する。

<sup>104</sup> 多層構造の人工神経回路網を用いたコンピューターによる学習。



及や、心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など<sup>105</sup>、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。

#### ⑥ 既存住宅市場の活性化

人生100年時代において、多様なライフステージに対応した住まいの確保を目指す。

このため、民間賃貸住宅による住宅セーフティネット制度や公的賃貸住宅の活用を図りつつ、若者・子育て世代が安心して結婚でき、子育てしやすく、高齢者等が安心して暮らせる良質な住環境の整備や、住み替えへの支援などを一体的に進める。

また、空き家の利活用を図るとともに、住宅の良質化・省エネ化、リフォームの推進、不動産管理業の適正化などにより、既存住宅市場を活性化させる。

#### ⑦ 宇宙開発利用の推進

準天頂衛星<sup>106</sup>システムについて、7機体制の確立と機能・性能向上を図り、G空間プロジェクト<sup>107</sup>と連携しつつ、先進的な利用モデルを創出する。また、宇宙産業の更なる拡大を目指し、新たなビジネスの創出を促すため政府衛星データを容易に利用できる仕組みを着実に整備するとともに、次期基幹ロケットH3の開発、情報収集衛星の機数増や宇宙探査活動に資する技術実証などを効率的にメリハリを付けながら実施しつつ、我が国の一層の宇宙利用を促す環境整備を進める。

### 6. 地方創生の推進

アベノミクスの推進により回りつつある経済の好循環を一層拡大していくためには、経済成長の果実を都市から地方へ、大企業から中小企業・小規模事業者へ波及させていくことが不可欠である。

地域経済の中核を担う中堅・中小企業・小規模事業者を後押しするとともに、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込むという地方への新しいひとの流れをつくり、まちづくりとまちの活性化につなげていく。このようにして活性化した地域をネットワークで結ぶことにより、東京一極集中を是正し、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を目指す。

人口減少克服と地方創生を実現するためには、同一地方自治体内における政策を検討するだけでなく、地方自治体間の連携を深め、広域的な経済圏を念頭に置いた政策を推進することが不可欠である。

<sup>105</sup> 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）に基づく心のバリアフリーやユニバーサルデザインの街づくりなどが挙げられる。

<sup>106</sup> 我が国のほぼ真上を通る軌道を持つ人工衛星。複数機を運用することで安定した高精度測位が可能となる。

<sup>107</sup> 「地理空間情報活用推進基本法」（平成19年法律第63号）に基づき、地理空間情報（空間上の特定の位置を示す情報とこれに関連付けられた情報。「G空間情報」とも呼ぶ。）についての世界最先端の技術を高度に活用できる社会を実現することで、国民生活の安全・安心の確保と経済成長の実現を図る取組。

### (1) 地方への新しいひとの流れをつくる

地方から大都市圏への人口移動の大宗を占める大学進学や就職をする若者の動きに歯止めをかけるため、地方自治体・大学・高等学校・地元産業界等の連携を強化することで、地域人材の育成・還流を図る仕組み（地域人材エコシステム）を構築する。さらに、地方大学・産業創生法<sup>108</sup>に基づき、キラリと光る地方大学づくり等による地域における若者の修学・就業を促進する。同時に、雇用機会を創出するため、地域における産業振興への取組を支援するとともに、政府関係機関移転基本方針<sup>109</sup>等に基づき政府関係機関の移転の取組を着実に進めるほか、本社機能の地方移転、産学金官の連携による地域密着型企業の立上げを促進する。地域への対日直接投資促進策<sup>110</sup>を実施し、地域が有する強みを外国企業が持つ販路・技術・人材・ノウハウと結び付ける。地方での生活の魅力を知ってもらうために、国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信を進める。

若者をはじめ様々なライフステージに応じた移住・交流の推進を図るため、U I J ターンを望む人材や、地域の女性・高齢者等が、地域で起業や中小企業等での事業承継、新規就業を円滑に実現できるよう、地方自治体による全国規模のマッチングを支援する。あわせて、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を行う。また、在外の親日外国人材の活用を促進するとともに、優秀なプロフェッショナル人材の地方への呼び込みを促進するほか、生活拠点を移して活動する地域おこし協力隊を拡充する。

地方への移住のきっかけを広げるため、地域外の者にまちづくりに関わる機会を提供するとともに、農泊や子供の農山漁村体験を体系的に促進する。また、社会性と収益性を両立させつつ、地域の課題を解決するソーシャルビジネスを振興するための事業環境整備や、その効果的な活用手法について検討する。

### (2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援

地域経済の中核を担う中堅・中小企業・小規模事業者は深刻な人手不足に直面しており、量・質双方での人材確保への支援を図るとともに、生産性向上や経営に対する支援を強化する。

具体的には、人材の確保に向けて、即戦力となる中核人材の確保を支援するとともに、若者・女性・高齢者などの潜在的労働力の活用を促進する。既存人材の育成や、経営支援機関の人材発掘支援機能の強化等に取り組む。

生産性の向上のため、「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」の活用による3年間で約100万社のITツールの導入や、生産現場へのIoT・ロボットの導入・利用を促進するとともに、自動車の電動化等の新たな成長分野への進出に関する支援を行う。地域の中核企業が地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引する事業について、各種の支援策を集中的に投入し、3年間で2000社程度の支援を目指す

<sup>108</sup> 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」（平成30年法律第37号）

<sup>109</sup> 「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）

<sup>110</sup> 「地域への対日直接投資サポートプログラム」（平成30年5月17日対日直接投資推進会議決定）

とともに、小規模企業振興基本計画<sup>111</sup>の改定により、地域の産業実態に応じた支援の在り方を示す。

経営支援を強化するため、金融機関による担保・保証に依存しない融資の促進を通じて金融仲介機能を一層発揮させるとともに、商工会・商工会議所・よろず支援拠点などの支援機関による支援内容の充実などに取り組む。事業承継については、拡充された事業承継税制に加え、M&Aの支援強化等、承継前後のシームレスな支援を実施する。小規模事業者・個人事業主の承継に係る予算や税といった総合的な支援や大企業・中堅企業との連携等を進める。また、中小企業・小規模事業者に関連する行政手続を簡素化する。

### (3) まちづくりとまちの活性化

地方への新しいひとの流れを支え、人口減少が進む中でも、人々が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進める。

より高い水準のユニバーサルデザイン化<sup>112</sup>を推進しながら、「子育てに寄り添うまちづくり」に取り組む。また、高齢者が安心して暮らせるよう、地域の生活機能を集約したコンパクトなまちづくりを健康づくりと合わせて進める。一定の人口を有する圏域<sup>113</sup>を形成し、医療・交通・教育・産業などの分野における近隣市町村の連携を促進する。民間団体が主体となって行うまちづくり活動に対し、その財源確保等を支援する制度<sup>114</sup>の活用を促進する。民間による都市開発事業を促進するため、まちづくりの計画等に関する情報共有を支援し<sup>115</sup>、関係者の合意形成や投資家の理解を促進する。

まちの活性化に向けて、まちづくり推進体制の強化や波及効果の高い民間投資を促進するとともに、シェアリングエコノミーについて、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、その普及促進を図る。あわせて、分野横断的なデータ利活用やロボット・AIによる自動化などアグレッシブなICTの導入を進める。また、マイナンバーカードと実証稼働中の自治体ポイントの活用によりクレジットカード等のポイントを合算し、地域におけるキャッシュレス化推進の仕組みを全国各地に導入・展開する。近未来技術の社会実装やスーパー・メガリージョン<sup>116</sup>の効果を引き出す都市再生プロジェクトを進める。海事クラスター<sup>117</sup>の活性化、産業を支える

<sup>111</sup> 「小規模企業振興基本計画」（平成26年10月3日閣議決定）

<sup>112</sup> 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、生活環境をデザインすること。

<sup>113</sup> 連携中枢都市圏（地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点）など。

<sup>114</sup> 地域再生エリアマネジメント負担金制度：地域の稼ぐ力や地域価値の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進するため、市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度。

<sup>115</sup> i-都市再生：まちづくりの計画や効果を3Dの地図によって「見える化」する情報基盤。

<sup>116</sup> リニア中央新幹線の開業を見据え、三大都市圏がそれぞれの持つ個性を更に際立たせ、一体化することによりイノベーションを起こす世界最大の圏域。

<sup>117</sup> 海運業・造船業を中心とした、船員、船用工業、船舶賃渡業、港湾関連業等の海事産業、金融保険、教育機関・研究機関などの海事産業の関連産業・関連機関の地理的な集積。

港湾の強化などを通じ、地域経済を押し上げる。

#### （４）意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等

地方に新しいひとの流れをつくり、「まち」を活性化するためには、各地域が課題解決に主体的に取り組むという意欲が重要であり、こうした意欲のある地方自治体を、情報・人材・財政の面から支援する。

地方自治体の創意工夫を喚起するためにも、地方分権改革を着実かつ強力に進める。地方からの提案をいかに実現するかという姿勢で提案募集を行うとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化に努める。道州制について、基本法案の動向を踏まえ、必要な検討を進める。

#### （５）これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展

人口減少・少子高齢化の下、各地域の個性を活かしたこれからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を図る。こうした観点に基づき、都道府県・地域ブロックを越えた広域連携など、対流促進型国土の形成を目指す「国土形成計画」<sup>118</sup>を推進する。さらに、東京一極集中の是正に向けて、中枢中核都市の機能強化を図り、企業誘致や地域の企業の事業拡大等によって企業活動が活性化し、人や大学が集積する魅力ある拠点にしていくための方策について検討し、年内に成案を得る。

人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携<sup>119</sup>を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。

「北海道総合開発計画」<sup>120</sup>に基づき、北海道の農水産品の輸出拡大や、北方領土隣接地域の振興を図る。アイヌ文化の復興・創造及び国民理解の促進を図りつつ、国際観光や国際親善に寄与するため、2020年4月に国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園などからなる民族共生象徴空間を開業し、年間100万人の来場者を目指す。また、この取組と、アイヌ文化の伝承等に関する取組や、地方自治体、経済界等による地域振興、産業振興などの取組との連携を併せて推進することにより相乗効果を高めていくとともに、立法措置を含むアイヌ政策の総合的な検討を行う。

#### （６）沖縄の振興

沖縄は、成長が著しいアジアの玄関口に位置付けられるという地理的特性や全国一高い出生率など、大きな優位性と潜在力を有している。これらを活かし、日本経済再生の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。

<sup>118</sup> 第二次国土形成計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議決定）及び広域地方計画（平成28年3月29日国土交通大臣決定）

<sup>119</sup> 世界遺産登録を見据えたものを含む。

<sup>120</sup> 「北海道総合開発計画」（平成28年3月29日閣議決定）

国家戦略特区などの活用による観光客の利便性向上や、クルーズ船の受入環境を改善する港湾整備、那覇空港の滑走路増設など、観光産業の戦略展開や国際物流拠点の形成を進める。また、科学技術・イノベーションの国際的拠点を目指した沖縄科学技術大学院大学の規模拡充とともに、ITやものづくりの中核を担う人材の育成、米国の協力を得た英語教育の充実、深刻な子供の貧困への対策などにより、沖縄における人づくり革命と生産性革命を実現する。

米軍基地の迅速な跡地利用を推進する。西普天間住宅地区跡地については、関係府省の連携の下、琉球大学の医学部と附属病院を移設し、沖縄の特性を踏まえた沖縄健康医療拠点の形成を進める。

また、琉球泡盛の海外輸出プロジェクトなどを通じ、沖縄県産酒類の振興を促進する。

## 7. 安全で安心な暮らしの実現

### (1) 外交・安全保障の強化

#### ① 外交

自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携し、世界の平和と繁栄をリードするとともに、世界で保護主義や内向き傾向が強まる中で、これらの基本的価値と自由で公正な高い水準の貿易・投資ルールを世界に広めていくため、政治基盤が安定した我が国こそが、国際社会で主導的な役割を果たしていかなければならない。日米同盟を基軸としながら、積極的平和主義を実践し、地球儀を俯瞰する外交に取り組む。

2019年にG20サミットが初めて我が国で開催される。世界経済の成長と市場の安定のため、国際協調の強化に更なるリーダーシップを発揮していく。

積極的平和主義の旗の下、持続可能な開発目標(SDGs<sup>121</sup>)の実現に向けて、貧困対策や保健衛生、教育、環境・気候変動対策、女性のエンパワーメント<sup>122</sup>、法の支配など、人間の安全保障に関わるあらゆる課題の解決に、日本の「SDGsモデル」<sup>123</sup>を示しつつ、国際社会での強いリーダーシップを発揮する。2019年に我が国で開催される第7回アフリカ開発会議<sup>124</sup>に向け、日本企業のアフリカ投資を促進しつつ、官民一体で産業人材育成を含むアフリカが直面する課題の解決に貢献していく。また、即位の礼の際に訪日する各国元首などの接遇に万全を期す。

北朝鮮に政策を変えさせるため、毅然とした外交を展開する。完全な、検証可能なかつ、不可逆的な方法で、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルを廃棄させ、そして、引き続き最重要課題である拉致問題を解決する。

<sup>121</sup> Sustainable Development Goals の略。

<sup>122</sup> 女性のエンパワーメントについて国際的なリーダーシップを発揮するため、2014年から毎年度、「国際女性会議WA W!」を開催し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について、国際社会に発信するなどしている。

<sup>123</sup> 第4回SDGs推進本部(平成29年12月開催)決定の「SDGsアクションプラン2018」において、「Society 5.0」の推進、地方創生、女性・次世代のエンパワーメントを3本柱とする日本の「SDGsモデル」を構築し、国際社会で発信することが掲げられた。

<sup>124</sup> 第7回アフリカ開発会議: TI CAD (Tokyo International Conference on African Development) 7

基本的価値を共有する国々と連携して、地球儀を俯瞰する外交を、ソフトパワーも活用しながら積極的に展開し、世界の平和と繁栄に貢献するとともに、積極果敢に国益を追求する。太平洋からインド洋に至る広大な海を将来にわたって、全ての人に分け隔てなく平和と繁栄をもたらす公共財とするため、ODAも活用し、地域内外の連結性を強化することで、「自由で開かれたインド太平洋戦略」<sup>125</sup>を推進する。また、在外邦人・在外公館等の安全対策の強化、在外邦人の安全確保のための国際テロに係る情報収集・分析機能の強化、国際機関邦人職員の増強、戦略的対外発信の更なる強化、草の根レベルからの日米関係強化の取組、「JICA開発大学院連携」も活用した親日派・知日派の育成、中南米等の日系社会との連携強化等に積極的に取り組む。

国際機関とODAを適正・効率的かつ戦略的に活用し、ODAを通じた開発協力を強化する。

また、これらの取組の基盤となる、人的体制や在外公館の整備、効率的・機動的な外交を目指す取組の強化を含め、外交実施体制の整備を推進する。

## ② 安全保障

近年、周辺国による軍事力の近代化・強化や軍事活動などの活発化の傾向がより顕著にみられるなど、我が国の安全保障環境が厳しさを増している中において、国家安全保障戦略<sup>126</sup>に基づき、国家安全保障会議の司令塔機能の下、国家安全保障政策を一層戦略的かつ体系的なものとして実施する。

日米の緊密な連携の下、あらゆる事態に備え、高度の警戒態勢を維持するとともに、いかなる事態にあっても、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、情報収集・分析機能や危機管理機能<sup>127</sup>を含め、我が国の防衛力を大幅に強化する。また、これを支える防衛産業についても、民生分野の知見活用、競争環境の確保、徹底した原価の低減などの施策に取り組み、その結果生じ得る企業の再編や統合も視野に効率化・強靱化を図る。

2018 年末に向けて防衛計画の大綱<sup>128</sup>の見直しや次期中期防衛力整備計画の検討を進め、サイバー空間や宇宙空間などの新たな領域の活用が死活的に重要になっていることを踏まえ、これらの領域における対処能力の強化も含め、国民を守るために真に必要な防衛力の在るべき姿を示す。あわせて、在日米軍再編及び基地対策の推進などを図る。

海洋政策上幅広く捉えた「総合的な海洋の安全保障」を基本的な方針とする新たな海洋基本計画<sup>129</sup>、海上保安体制強化に関する方針<sup>130</sup>等に基づき、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・強化、領海警備・海洋監視・海洋調査体制等の強化、情報収集・共有体

<sup>125</sup> 自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの連結性を向上させ、地域全体の安定と繁栄を促進する新たな外交戦略として、平成 28 年 8 月 27 日に安倍内閣総理大臣が発表。

<sup>126</sup> 「国家安全保障戦略」（平成 25 年 12 月 17 日閣議決定）

<sup>127</sup> 全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達など。

<sup>128</sup> 「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成 25 年 12 月 17 日閣議決定）

<sup>129</sup> 「第 3 期海洋基本計画」（平成 30 年 5 月 15 日閣議決定）

<sup>130</sup> 「海上保安体制強化に関する方針」（平成 28 年 12 月 21 日海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）

制の強化をはじめとする海洋状況把握<sup>131</sup>の能力向上<sup>132</sup>、国境離島の保全・地域社会の維持などに取り組む。

## (2) 資源・エネルギー、環境対策

### ① 資源・エネルギー

エネルギー制約の克服・2050年に向けたエネルギー転換・脱炭素化<sup>133</sup>に挑戦する。このため、自主的な取組はもとより、省エネを、規制と支援の両面で、住宅・建築物や自動車をはじめ、あらゆる分野で徹底する。また、再生可能エネルギーについて、最大限の導入拡大と国民負担抑制を両立させるため、コスト低減や事業環境整備、系統制約克服、調整力確保に取り組む、主力電源化を目指す。新たなエネルギーシステムを構築するため、電力・ガス市場の競争活性化等による国民負担の抑制や、自由化の下での環境適合や安定供給等への対応、「水素基本戦略」<sup>134</sup>に基づく水素需要の拡大・供給体制の構築、バーチャル・パワー・プラント<sup>135</sup>等の次世代調整力の活用、エネルギーの地産地消<sup>136</sup>の推進などに取り組む。優れた低炭素技術の開発に取り組む、海外展開を進めることで、温室効果ガスの世界的な排出削減に貢献する。

原子力については、安全性確保を全てに優先させ、原子力規制委員会が世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所については、その判断を尊重し再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体などの関係者の理解と協力が得られるよう取り組む。また、事業者の自主的安全性向上や防災対策の強化、使用済燃料の再処理・放射性廃棄物の最終処分に関する取組、技術開発、人材育成、国際協力などを行う。また、新たな検査制度の円滑な施行に向けた準備など、実効ある原子力規制を着実に推進する。

リスクマネー供給等<sup>137</sup>による資源権益の獲得を引き続き進めつつ、資源開発産業の競争力強化に向け、物理探査船更新によるデータ集積能力やAI・IoT等を応用した革新的技術の獲得等を促進する。また、アジアでのLNG<sup>138</sup>需要開拓や、LNGバンカリング<sup>139</sup>拠点形成等を推進する。加えて、国内外での自動車の電動化や再エネ・新エネ機器の普及により必要となる鉱物資源の安定供給確保に関する取組を強化する。国内でも、石油・天然ガス開発の促進や、メタンハイドレート・海底熱水鉱床・レアアース泥などの海洋資源の開発・商業化に向け官民で取り組む。また、平時有事を問わず、国内の石

<sup>131</sup> MDA (Maritime Domain Awareness) と呼ぶ。

<sup>132</sup> 「我が国における海洋状況把握 (MDA) の能力強化に向けた今後の取組方針」 (平成30年5月15日総合海洋政策本部決定) に基づく。

<sup>133</sup> 脱炭素化とは、今世紀後半の世界全体での温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡の達成に向けて、化石燃料利用への依存度を引き下げるなどにより温室効果ガス排出を低減していくことをいう。

<sup>134</sup> 「水素基本戦略」 (平成29年12月26日再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定)

<sup>135</sup> Virtual Power Plant : 仮想発電所

<sup>136</sup> 例えば、下水汚泥等の廃棄物バイオマスの活用など。

<sup>137</sup> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) における対応。

<sup>138</sup> Liquefied Natural Gas : 液化天然ガス

<sup>139</sup> 船舶へのLNG (液化天然ガス) の燃料供給。

油・LPガスの安定供給確保に向けたサプライチェーンの効率的維持・強化、燃料供給拠点の地域コミュニティインフラとしての機能強化等に取り組む。

## ② 環境対策

気候変動の脅威に対する世界全体の取組として、パリ協定<sup>140</sup>の下、「地球温暖化対策計画」<sup>141</sup>に基づき、経済成長と国内の温室効果ガスの大幅な排出削減を両立させる。2019年のG20の議長国として、環境と経済成長との好循環を実現し、世界の脱炭素化を牽引するとの決意の下、成長戦略として、パリ協定に基づく温室効果ガス低排出型の経済・社会の発展のための長期戦略を策定する。

気候変動の影響による被害を回避・軽減するため、気候変動適応法<sup>142</sup>の下、情報基盤の整備を進め、農業や防災等に関する適応策を推進する。

循環共生型社会を構築するため、汚水処理事業のリノベーション、廃棄物の有効利用等による資源生産性<sup>143</sup>の向上、地域特性を活かした地域循環共生圏の創造、健全な水循環の維持・回復、廃棄物処理・浄化槽の国際展開、生物多様性の保全、マイクロプラスチック等の海洋ごみ対策、化学物質対策、グリーン冷媒技術<sup>144</sup>の開発・導入・国際展開などに取り組む。

### (3) 防災・減災と国土強靱化の推進

我が国は、その自然条件から、場所を問わず、様々な自然災害が起こりやすい環境にある。国民の生命と財産を守るため、近年の災害の発生状況や気候変動の影響を踏まえ、体制整備に努めつつ、ハード・ソフト両面において防災・減災対策、国土強靱化の取組を進める。

被災者の迅速な救命・救助や被害の最小化を図るため、ICTの活用により情報共有を強化するとともに、広域化をはじめとした消防体制の強化に加えて、域外からの緊急援助体制<sup>145</sup>を強化する。国及び地方自治体の災害救助体制の充実など、地域の災害対応力の向上を図る。また、災害時に防災拠点や避難所となる公共施設について、耐震化やトイレ環境の改善、機能継続確保を進める。さらに、自主防災組織等の育成・教育訓練や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化、新技術を活用した河川管理の高度化及びそれらによる避難の迅速化を図る。被災地の早急な復旧・復興に向けて、激甚災害指定を早期化するとともに、緊急災害対策派遣隊<sup>146</sup>の体制・機能を拡充・強化する。被災

<sup>140</sup> パリ協定：平成28年11月4日発効（日本：同年11月8日受諾、12月8日日本において効力発生）

<sup>141</sup> 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）

<sup>142</sup> 「気候変動適応法」（平成30年法律第50号）

<sup>143</sup> 資源生産性：天然資源等投入量当たりの付加価値

<sup>144</sup> 代替フロンに代わる温室効果が低い冷媒及びそれを活用した機器に関する技術

<sup>145</sup> 緊急消防援助隊（大規模災害や特殊な災害が発生し被災地の消防機関だけでは対処できない場合に、被災地の要請を受けて地域外から駆け付ける消防の応援部隊）及び被災市区町村応援職員確保システム（大規模災害発生時に被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組み）を含む。

<sup>146</sup> 大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために派遣される各地方整備局等の職員部隊。TEC-FORCE



者をきめ細かく支援するため、被災者ごとに支援プランを作成する仕組みを検討する。南海トラフ地震について、新たな警戒体制を構築する。また、国民の正しい理解につなげる広報の充実を図る。

強くてしなやかな国をつくるため、「国土強靱化基本計画」<sup>147</sup>を見直すとともに、「国土強靱化アクションプラン2018」<sup>148</sup>を着実に推進し、堤防整備・ダム再生などの水害対策や、災害時の避難道路を含めた道路などのネットワークの代替性の確保、岸壁や堤防の耐震化などの地震対策、津波対策、雪害対策などの災害対策に取り組む。地域計画の策定及び実施が進むよう支援を充実させるとともに、災害時等の社会貢献に取り組む企業等を認証するよう事業継続の認証制度を充実するほか企業の生産力の強靱化を図るなど、地方自治体や民間の取組の促進を図る。安全なまちづくりに向けて、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。また、災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進めるとともに、医療活動訓練等において被災地域で必要とされる医療モジュール<sup>149</sup>について実証を推進する。さらに、「世界津波の日」を通じて、国内外において津波防災の重要性を普及啓発する。

原子力災害に対しては、避難計画の策定、訓練研修による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化、放射線防護施設整備、原子力災害医療の質の向上などの対策を進め、防災体制の充実・強化を図る。

#### (4) 暮らしの安全・安心

##### ① 治安・司法

暴力団などによる組織犯罪、サイバー犯罪、薬物犯罪、振り込め詐欺などの特殊詐欺、性犯罪・児童虐待を含む女性や子供への暴力など、近年、深刻化する犯罪への対策も充実させ、必要に応じ多数の機関が連携して良好な治安を確保する。また、ワンストップ支援センターの地域差のない全国への展開や犯罪被害者等支援のための施策を推進する。痴漢被害の防止については、鉄道事業者等と連携し、取組を強化する。

検挙者の約半数が再犯者という現状を踏まえ、「再犯防止推進計画」<sup>150</sup>に基づき、職業訓練・就労支援、福祉等の利用促進、女性等の特性に応じた指導、保護司・協力雇用主・更生保護施設の活動促進、民間資金活用、地方自治体との連携、矯正施設の環境整備等を強化する。子供の死因の分析とその情報の共有<sup>151</sup>、違法薬物による中毒死等に対する検査・解剖の推進等により、死因究明の体制を強化する。

治安や海上保安、司法分野の人的・物的基盤や国際的ネットワークを強化するとともに、国内外の法的紛争の未然防止に向けた予防司法機能を充実させる。あわせて、国際法等の知見を有する国際的な司法人材を育成する。日本型司法制度の強みを重要なソフ

(Technical Emergency Control Force) とも呼ぶ。

<sup>147</sup> 「国土強靱化基本計画」(平成26年6月3日閣議決定)

<sup>148</sup> 「国土強靱化アクションプラン2018」(平成30年6月5日国土強靱化推進本部決定)

<sup>149</sup> コンテナ等の中に医療資機材を搭載することにより、医療機能を運搬可能とするもの。

<sup>150</sup> 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)

<sup>151</sup> C D R (Child Death Review) : 子供の死因を分析し、データバンクで情報共有。

トパワーとし、京都 kongress 2020<sup>152</sup>の成功に向けて、国連や関係各国と連携・協力し、司法分野における国内外の取組「司法外交」を、外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する。

あわせて、司法制度改革推進法<sup>153</sup>の理念に則り、総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保、法教育の推進などを含む民事司法制度改革を政府を挙げて推進するほか、ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害の解消に向けた取組、若年層の抱える問題を中心とした人権擁護活動、人権侵害の実態を踏まえた適切な啓発活動、高齢運転者対策などの交通安全対策を進める。

## ② 危機管理

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催などを控え、テロの発生を未然に防止し、サイバーセキュリティ対策に万全を期す。このため、先端技術の利活用等を含めたテロ関連情報の収集・集約・分析等の体制・能力を強化するとともに、国際社会や産学と連携しながら、水際対策・入国管理や警戒・警備を強化する。鉄道におけるテロ対策の強化について、関係府省庁が連携し、新幹線を含め対応を図る。あわせて、感染症対策について、国内対策を推進するとともに、国際枠組みや研究・検査・治療体制、薬剤耐性対策等を強化する。また、G20サミットについて、警備等を円滑に実施するための体制を構築する。

## ③ 共助社会・共生社会づくり

社会的諸課題の解決に寄与する公益活動に、民間の人材や資金を呼び込む。民間の公益活動を促進するため、その成果を適切に評価する手法を普及しながら、寄附文化の醸成や行政・企業・NPOによる協働（コレクティブインパクト<sup>154</sup>）、クラウドファンディングや官民連携による社会的ファイナンス<sup>155</sup>の活用を促進するとともに、2019年度中の休眠預金等に係る資金の活用制度の運用開始を目指し取組を進める。

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

障害者の地域生活への移行や農福連携<sup>156</sup>を含めた就労・社会参加を促進するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。また、障害者と障害がない者との比較を可能とするため、障害者統計について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」<sup>157</sup>に従い、充実を図る。

高齢者・障害者虐待の早期発見・未然防止やセルフネグレクト<sup>158</sup>の実態把握等の観点

<sup>152</sup> 「第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議」（2020年日本開催予定）

<sup>153</sup> 「司法制度改革推進法」（平成13年法律第119号）

<sup>154</sup> 分野の垣根を越えて様々な立場の関係者が、目標・成果を共有した上で、共通の評価システムの下で、お互いの強みを活かした取組を集中的に、効果的に行うことで、より迅速により大きな社会的成果の創出を目指すこと。

<sup>155</sup> 成果報酬型民間委託やソーシャル・インパクト・ボンドなど。

<sup>156</sup> 高齢者、障害者、生活困窮者等の農業分野における就農・就労。

<sup>157</sup> 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）

<sup>158</sup> 在宅で高齢者等が、通常一人の人として生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは、行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること。

から、関係機関の専門性の向上や連携の強化・体制の整備を図る。改正生活困窮者自立支援法<sup>159</sup>に基づき、就労・家計・住まいの課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進する。成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町村計画の策定や地域連携ネットワークの中核機関の整備などの施策を総合的・計画的に推進する。

性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。あわせて、デジタル格差のないインクルーシブ（包括的）な社会を実現するため、高齢者、障害者等に対するICT利活用支援に取り組む。

SNS等を活用して、いじめ等に関する相談を進めるとともに、若者向けの相談・支援や地域レベルの取組への支援を強化するなど、自殺総合対策を推進する。また、ガイドラインの作成や診療体制の充実などの慢性疼痛<sup>とつう</sup>対策に取り組む。

2022年4月に予定されている成年年齢18歳への引下げを見据え、若者の意見を反映した効果的な周知活動、厳格な与信審査、自立支援、成人式の在り方を検討するなど、関係府省庁連絡会議<sup>160</sup>を活用しつつ、必要な環境整備を推進する。

#### ④ 国民皆保険

世界に冠たる我が国の国民皆保険は、国民の健康を増進し、国民の安心と経済成長の礎となってきた。新しい時代に対応した全世代型社会保障を構築するとともに、国民皆保険を維持、次世代に継承し、国民の暮らしにおける安心と安全を確保する。

#### ⑤ 消費者の安全・安心

消費者の安全・安心を確保するため、成年年齢の引下げを見据えた未成年への消費者教育の強化や高齢者等の見守りネットワーク構築、内部通報制度に係る認証制度の導入による事業者のガバナンスの強化、HACCPに沿った衛生管理の推進等による食の安全の確保、遺伝子組換え食品の表示基準等の充実を進めるとともに、食品ロスの削減に向け、国、地方自治体、事業者、消費者などの様々な関係者が連携した国民運動の推進やICT活用等による民間企業の取組の促進等を図る<sup>161</sup>。

#### （5）少子化対策、子ども・子育て支援

少子化という我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない国難を克服する。このため、個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、「希望出生率1.8」の実現を目指す。

子育てに対して一人ひとりが温かい手を差し伸べ、共に応援していくという社会的気運を醸成しながら、地域社会において活力・意欲あるシニア層の参画を促進するなど、子育ての支え手の多様化を図るとともに、結婚、妊娠、出産段階からの切れ目のない支援に取り組む。また、男女ともに希望すれば働き続けながら子育てができる多様なライ

<sup>159</sup> 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第44号）

<sup>160</sup> 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議

<sup>161</sup> 「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）

フスタイルが選択可能な環境をつくる。

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

また、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭の支援や子供の学習支援、スクールカウンセラー等による教育相談の充実、配偶者暴力被害等困難を抱えた女性への支援、無戸籍者を生じさせないための施策を推進する。また、離婚に伴う養育費の確実な支払いや安全な面会交流の実現に向けて取り組む。こうした取組を通じ、子供の貧困の解消に向けて社会全体で取り組む。

子供の命が失われる痛ましい事件が繰り返されないよう、市町村、児童相談所の職員体制及び専門性の強化、適切な情報共有など地方自治体間等関係機関との連携体制の強化や適切な一時保護の実施などによる児童虐待防止対策<sup>162</sup>、家庭養育優先原則に基づく特別養子縁組、里親養育支援体制の整備、児童養護施設等の小規模・地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育を迅速かつ強力で推進する<sup>163</sup>。

不妊治療に対する支援を行う。また、ハイリスクな妊婦が、早期に必要な支援を受けつつ、産婦人科を受診できるよう検討を進める。

---

<sup>162</sup> 2016年・2017年の児童福祉法（昭和22年法律第164号）改正により、児童福祉法の理念の明確化等や、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を実施。

<sup>163</sup> 2017年8月、厚生労働大臣に、児童福祉法の理念を具体化する「新しい社会的養育ビジョン」が提言されている。

### 第3章 「経済・財政一体改革」の推進

#### 1. 経済・財政一体改革の進捗と評価

安倍内閣では、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、再生計画を定め、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、経済と財政の一体的な再生を目指してきた。計画期間の当初3年間(2016年度～2018年度)を「集中改革期間」と位置付け、財政健全化目標等を定め、主要分野の改革の方向性を具体化するとともに「改革工程表」を策定し、その取組を進めてきた。

また、2018年3月には経済財政諮問会議に「経済・財政一体改革の中間評価」<sup>164</sup>が提出された。

#### (経済・財政一体改革の総括的な評価)

これまでのアベノミクスにより、デフレ脱却・経済再生に向けた大きな成果が生み出されたが、再生計画で目指していたデフレ脱却と実質2%程度、名目3%程度を上回る経済成長の実現は、いまだ道半ばの状況にある。

財政健全化については、歳出面では、集中改革期間においては再生計画で定めた一般歳出等の目安に沿った予算編成<sup>165</sup>が行われたほか、歳入面では、2018年度の国・地方の税収は過去最高の水準を更新する見込みである。しかしながら、成長低下に伴い税収の伸びが当初想定より緩やかだったこと、消費税率引上げ延期や補正予算の影響により、2018年度のPB赤字対GDP比<sup>166</sup>の見込みは2.9%程度と、当初の想定よりも進捗が遅れがみられる。また、人づくり革命の安定的財源を確保するため、2019年10月に予定されている消費税率引上げ分の使い道を見直すこととした。これらに伴い、PBの黒字化の達成時期に影響が出ることから、2020年度のPB黒字化目標の達成は困難となった。債務残高対GDP比の上昇は緩やかとなったが、着実な引下げまでには至っていない。

歳出改革の面では、「見える化」やインセンティブの強化を通じた国民、企業、地方公共団体等の行動変容を促す取組について、その浸透に時間がかかっているほか、給付と負担に係る制度改革の進捗にも遅れがみられる。

2020年代には、団塊世代が75歳に入り始めることによる社会保障関係費の増加や、高度経済成長期以降に整備されたインフラについて何ら対策を講じなければ維持更新負担が拡大すること、さらには厳しさを増す安全保障環境への対応等に伴う新たな財政需要が予想される。また、人生100年時代の到来や、AI活用など新たな社会変革の可能性等も考慮していく必要がある。

<sup>164</sup> 「経済・財政一体改革の中間評価」(平成30年3月経済・財政一体改革推進委員会)

<sup>165</sup> 集中改革期間の3年間で一般歳出1.6兆円程度、社会保障関係費1.5兆円程度の増加、同期間の高齢化による増加分は1.5兆円程度。

<sup>166</sup> 再生計画では、改革努力のメルクマールとして1%程度としていた。

## 2. 2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化

2019年10月1日の消費税率10%への引上げに当たっては、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等の拡充や低所得者への配慮とともに、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制することが経済全体にとって有益であることから、以下の取組を進めるとともに、消費税率引上げの必要性やその影響を緩和する措置などについて、国民に分かりやすく広報を行う。

### (1) 消費税率引上げ分の使い道の見直し

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、人づくり革命の安定財源を確保するために、2019年10月1日に予定している消費税率引上げ分の使い道の見直しを行った。具体的には、消費税率の2%の引上げによる5兆円強の税収のうち、従来は5分の1を社会保障の充実に使い、残り5分の4を財政再建<sup>167</sup>に使うこととしていたが、これを変更し、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等<sup>168</sup>と、財政再建<sup>169</sup>とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。このうち、介護人材の処遇改善について消費税率引上げ日の2019年10月1日に合わせて実施するとともに、幼児教育の無償化についてもこれを目指し、消費税率引上げによる経済的な悪影響を緩和することとする。

### (2) 軽減税率制度の実施

2019年10月1日の消費税率10%への引上げに当たっては、低所得者に配慮する観点から、酒類及び外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞について軽減税率制度を実施することとしており、引き続き、制度の円滑な実施に向けた準備を進める。

### (3) 駆け込み・反動減の平準化策

我が国においては、消費税は1989年に導入されて以降、導入時及び税率引上げ時に、一律一斉に価格を引き上げる税制との認識が広く定着している。これに対し、1960年代から1970年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断している。このため、税率引上げの日に一律一斉に税込価格の引上げが行われることはなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減も発生していない。

消費税は消費に広く公平に負担を求める性格のものであることを踏まえた上で、2019年10月1日の消費税率引上げに当たり、税率引上げの前後において、需要に応じて事業者のそれぞれの判断によって価格の設定が自由に行われることで、駆け込み需要・反動

<sup>167,169</sup> 後代への負担の付け回しの軽減及び社会保障4経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増

<sup>168</sup> 「等」は、従前より消費税率10%引上げ時に実施することとされていた年金生活者支援給付金などの社会保障の充実策（1.1兆円程度）。

減が抑制されるよう、その方策について、具体的に検討する。

一方で、下請等の中小企業・小規模事業者に対する消費税の転嫁拒否等が行われないよう、転嫁拒否等に対する監視、取締りや、事業者等に対する指導、周知徹底等に努め、万全の転嫁対策を講じるとともに、商店街の活性化、中小企業・小規模事業者のIT・決済端末の導入やポイント制・キャッシュレス決済普及を促進する。

#### （４）耐久消費財対策

2014年4月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。

### 3. 新経済・財政再生計画の策定

#### （１）基本的考え方

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大する。また、経済・財政一体改革のこれまでの進捗・評価を踏まえた対応や将来予想される大きな変化やリスクを見据えた課題への対応を適切かつ着実に実行する。

- ① 民需主導の持続的な経済成長が未だ確実となっていない中で、世界経済の成長率の低下等により企業収益が悪化すると税収の回復も遅れる可能性がある。財政健全化は着実、かつ景気を腰折れさせることのないようなペースと機動性をもって行う。
- ② 需給ギャップが縮小する中、600兆円経済を実現するためには、サプライサイドの強化が不可欠である。生産性革命、人づくり革命などに経常的に必要となる予算は当初予算に計上し、重点的に取り組むとともに、中長期の視点に立ち、将来の成長の基盤となり豊かな国民生活を実現する波及効果の大きな投資プロジェクトを計画的に実施する。成長と分配の好循環拡大に向け、可処分所得の拡大、企業の設備・研究・人材への継続的な投資拡大等に向けた取組を推進する。
- ③ 広く国民各層の意識改革や行動変容につながる取組<sup>170</sup>により、（i）公的部門の効率性向上、公的ストック<sup>171</sup>や内部留保等の有効活用、不足する人材の最適配置を促すこと等により潜在成長力を強化し、（ii）需要面では、公共サービスの質や水準を低下させることなく、また、新たなサービスの創出により、経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出の抑制を実現する。
- ④ 大規模な自然災害や国際的な金融危機等の外的ショックへの財政の対応力を早急に回復させる観点からも、2020年代に予想される変化を見据え、あるべき将来像からバ

<sup>170</sup> 前向きな行動の変化を促すための、「インセンティブ改革」、「見える化」、「先進・優良事例の横展開等」、「公的サービスの産業化」、「技術革新を活用した業務イノベーション」の取組。

<sup>171</sup> 社会資本、土地、情報等。

ックキャストしながら改革を先取りしていく。

- ⑤ 主要分野ごとの重要課題への対応、歳出改革等に向けた取組の加速・拡大を通して、目標の確実な達成につなげていく。2018年度から改革に取り組むとともに、その取組を毎年度の予算編成及び関係する全ての計画、基本方針、制度改革等に反映させる。このため、本基本方針を踏まえて、改革工程表を改定し、新たな改革工程表を2018年末までに示す。

## (2) 財政健全化目標と実現に向けた取組

### (財政健全化目標)

財政健全化目標の設定に当たっては、歳出面・歳入面でのこれまでの取組を緩めることなく、これまで以上に取組の幅を広げ、質を高める必要がある。

中長期の経済財政に関する試算（以下「中長期試算」という。）<sup>172</sup>で示された成長実現ケースの下、着実な収支改善を実現することにより、2024年度のPB黒字化が視野に入る<sup>173</sup>。

しかしながら、今後、景気回復が鈍化する可能性や社会保障関係費の増大も想定される。必要な場合には、景気を腰折れさせないよう機動的に対応し、経済成長を確実に実現する対応を取る必要がある。また、団塊世代が75歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要がある。

このため、財政健全化目標については、

- 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。
- 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

### (目標達成に向けたシナリオのポイント)

- ① 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組（第2章）を通じて潜在成長率を引き上げるとともに、消費税率引上げ等に伴う需要変動をしっかり乗り越える。2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現するための日本銀行の政策運営の継続もあり、デフレマインドの払拭が期待される。これらを通じて、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長を実現することが財政健全化に必要である。ただし、世界貿易の縮小や金融資本市場への影響など保護主義が持つリスク要因に留意する。

<sup>172</sup> 2018年1月23日内閣府公表。

<sup>173</sup> 安倍政権下においてPB赤字対GDP比の半減目標を達成した2015年度までのPB改善度合いは年平均0.46%ポイント程度（対2012年度、2014年4月の消費税率引上げによる改善分を除く）。この改善ペースが仮に継続すると想定した場合、2017年度のPB対GDP比の実績見込み3.4%の赤字から、2024年度までの7年間で、2019年10月に予定されている消費税率引上げによる改善分（0.4%ポイント）とあわせて累計3.6%ポイント程度改善し、2024年度のPB対GDP比は0.2%程度の黒字となる。



- ② 費用対効果など客観的データに基づく予算のメリハリ付け<sup>174</sup>、予算の質の更なる向上を図る。また、価格を直接抑制する取組は今後も進めつつ、賃金・物価の上昇が見込まれる中にあることは、歳出改革は、行動変容の横展開等を通じて改革を加速・拡大する取組に重点化する。こうした取組に優先順位をつけて予算を組むとともに、これまで以上のペースと範囲で実行するためのコンセンサス作りを進める。
- ③ 社会保障関係費の増加圧力が高まる中、社会保障の質を高めつつムダを省き、全世代型の給付と負担のバランスの取れた社会保障制度の構築に向け、構造改革を進めていくことは、財政健全化にも大きく貢献する。
- ④ 追加的な歳出増加要因については、必要不可欠なものとするとともに、適切な安定財源を確保する。また、一定期間内の追加的な歳出増加要因については、引き続き、資産売却等を含めた財源を確保し、財政規律を堅持する。PBの改善に向けて、当初予算のみならず、補正予算も一体として歳出改革の取組を進める。

#### (社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」の設定)

2025年度のPB黒字化に向けては、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護のサービス供給体制の適正化・効率化、生産性向上や給付と負担の適正化等に取り組むことが不可欠である。2020、2021年度は75歳に入る高齢者の伸びが鈍化するが、2022年からは団塊世代が75歳に入り始め、社会保障関係費の急増が見込まれる。それまでの2019年度～2021年度を「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行う。社会保障制度の持続可能性確保が景気を下支えし、持続的な経済成長の実現を後押しする点にも留意する。

#### (財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み)

全ての個別歳出項目について聖域なく見直しを行い、経済再生と財政健全化の両立を図る。財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるため、基盤強化期間内に編成される予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。ただし、社会保障は高齢化による増加分が年によって異なることなどを考慮し、各年度の歳出については一律ではなく柔軟に対応する。

- ① 社会保障関係費については、再生計画において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する<sup>175</sup>。

消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実、「新

<sup>174</sup> 予算を組み替え、効果の高い予算を増やす一方で効果の低い予算を減らす。

<sup>175</sup> 高齢化による増加分は人口構造の変化に伴う変動分及び年金スライド分からなることとされており、人口構造の変化に伴う変動分については当該年度における高齢者数の伸びの見込みを踏まえた増加分、年金スライド分については実績をそれぞれ反映することとする。これにより、これまで3年間と同様の歳出改革努力を継続する。

しい経済政策パッケージ」<sup>176</sup>で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障4経費に係る公経済負担)については、別途考慮する。

なお、2022年度以降については、団塊世代が75歳に入り始め、社会保障関係費が急増することを踏まえ、こうした高齢化要因を反映するとともに、人口減少要因、経済・物価動向、社会保障を取り巻く状況等を総合的に勘案して検討する。

- ② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続する。
- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

なお、真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増<sup>177</sup>を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する。

#### (中間指標の設定)

財政健全化目標の達成に向けた取組の進捗状況を確認するために、直近の2017年度実績を起点とし、2025年度のPB黒字化目標年度までの中間年である2021年度に中間指標を設定し、進捗を管理するためのメルクマールとする。PB赤字の対GDP比については、2017年度からの実質的な半減値(1.5%程度)<sup>178</sup>とする。債務残高の対GDP比については、180%台前半、財政収支赤字の対GDP比については、3%以下とする<sup>179</sup>。

#### (計画実現に向けた今後の取組)

責任をもって経済財政運営を行うために、取組の進捗等についてのレビューを行う。

全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「経済財政運営と改革の基本方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。

経済・財政一体改革の進捗については、新計画の中間時点(2021年度)において評価を行い、2025年度PB黒字化実現に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映する。

<sup>176</sup> 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)

<sup>177</sup> 例としては、国際観光旅客税・森林環境税(仮称)の創設。

<sup>178</sup> 消費税率引上げによる改善(0.4%)を除き、2025年度の黒字化に至る中間年度(2021年度)に形式的に半減した水準。

<sup>179</sup> 債務残高対GDP比の2017年度実績見込みは189%程度(中長期試算の公債等残高対GDP比の水準)。なお、債務残高対GDP比の安定的な引下げのためには、財政収支赤字の対GDP比(2017年度実績見込みは4.8%程度)の着実な改善が必要。EUでは財政収支赤字対GDP比3%を過剰な財政収支赤字の発生を防止するためのメルクマールとしている。

改革の進捗管理、点検、評価については、経済財政諮問会議において実施する。また、内閣府は、中長期試算において、定期的の実績との乖離を分析する。

#### 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

##### (1) 社会保障

###### (基本的考え方)

社会保障は歳出改革の重点分野である。社会構造の変化に的確に対応し、持続可能な社会保障制度の確立を目指すことで、国民が将来にわたる生活に安心感と見通しを持って人生設計を行い、多様な形で社会参加できる、質の高い社会を実現する。こうした取組により、社会保障制度が経済成長を支える基盤となり、消費や投資の活性化にもつながる。同時に、社会保障制度の効率化を通じて、国民負担の増加の抑制と社会保障制度の安定の両立を図る。

再生計画の改革工程表の全44項目を着実に推進する。行動変容等を通じた医療・介護の無駄の排除と効率化の徹底、高齢化・人口減少を見据えた地域のサービス体制の整備等の取組を加速・拡大する。給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を確実に図りつつ、エビデンスに基づく費用対効果を踏まえながら、健康寿命を延伸し社会の活力を維持するとともに、人手不足の中でのサービス確保に向けた医療・介護等の分野における生産性向上を図るための取組を進める。

基盤強化期間の重点課題は、高齢化・人口減少や医療の高度化を踏まえ、総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、期間内から工程化、制度改革を含め実行に移していくこと及び一般会計における社会保障関係費の伸びを、財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組みに沿ったものとするものである。

こうした取組に向け、2040年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有し、国民的議論を喚起することが重要であり、受療率や生産性の動向、支え手の減少や医療技術の高度化の進展等を踏まえた具体的な将来見通しを関係府省が連携して示す。あわせて、予防<sup>180</sup>・健康づくり等による受療率の低下や生産性向上の実現に向けて、具体的な目標とそれにつながる各施策のKPIを掲げ推進する。

これらの取組を通じて、全世代型の社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして次世代への継承を目指す。

###### (予防・健康づくりの推進)

高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することを目指す。

糖尿病等の生活習慣病や透析の原因にもなる慢性腎臓病及び認知症の予防に重点的に取り組む。糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に関して、県・国民健康保険団体連

<sup>180</sup> 疾病予防、重症化予防をいう。

合会・医師会等が連携して進める埼玉県の取組など、先進・優良事例の横展開の加速に向けて今後3年間で徹底して取り組む。胃がんをはじめとする感染も原因となるがんの検診の在り方を含め、内容を不断に見直しつつ、膵がんをはじめとする早期診断が困難ながんを含めて早期発見と早期治療につなげる。傷病休暇の導入や活用の促進により、がんの治療と就労を両立させる。日本健康会議について、都道府県レベルでも開催の促進など、多様な主体の連携により無関心層や健診の機会が少ない層を含めた予防・健康づくりを社会全体で推進する。医療・介護制度において、データの整備・分析を進め、保険者機能を強化するとともに、科学的根拠に基づき施策を重点化しつつ、予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度を整備する。

認知症に関する研究開発を重点的に推進するとともに、認知症予防に関する先進・優良事例を収集・横展開する。新オレンジプラン<sup>181</sup>の実現等により、認知症の容態<sup>182</sup>に応じた適時・適切な医療・介護等が提供されるよう、循環型ネットワークにおける認知症疾患医療センターの司令塔としての機能を引き続き強化し、相談機能の確立等や地域包括支援センター等との連携を進めることを通じ、地域包括ケアシステムの整備を推進する。認知症の人が尊厳を保持しつつ暮らすことのできる共助の地域社会を構築する。

高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策<sup>183</sup>や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防、就労・社会参加支援を都道府県等と連携しつつ市町村が一体的に実施する仕組みを検討するとともに、インセンティブを活用することにより、健康寿命の地域間格差を解消することを目指す。また、フレイル対策にも資する新たな食事摂取基準の活用を図るとともに、事業所、地方自治体等の多様な主体が参加した国民全体の健康づくりの取組を各地域において一層推進する。さらに、健康増進の観点から、2020年東京オリンピック・パラリンピックを目指し、受動喫煙対策を徹底する。口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など歯科口腔保健の充実や、地域における医科歯科連携の構築など歯科保健医療の充実に取り組む。生涯を通じた女性の健康支援の強化に取り組む。乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組む。アレルギー疾患対策基本指針<sup>184</sup>に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防や症状の軽減に向けた対策を推進する。

このほか、セルフメディケーションを進めていく中で、地域住民にとって身近な存在として、健康の維持・増進に関する相談や一般用医薬品等を適切に供給し、助言を行う機能を持った健康サポート薬局の取組を促進する。

<sup>181</sup> 「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成29年7月5日改訂）

<sup>182</sup> 肺炎等の身体合併症も含む。

<sup>183</sup> フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置付けられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味し、運動、口腔、栄養等に係る指導等の適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能とされている。

<sup>184</sup> 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号）

### (生涯現役、在宅での看取り等)

働き方の多様化を踏まえ、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆保険制度<sup>185</sup>の実現を目指して検討を行う。その際、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行う。年金受給開始年齢の柔軟化や在職老齢年金制度の見直し等により、高齢者の勤労に中立的な公的年金制度を整備する。また、既存の施策を含め地方自治体への財政的インセンティブを活用し、元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開する。子ども・子育てについて、全世代型社会保障の実現に向けて充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援としていくことが重要であり、優先順位付けも含めた見直しを行う。

人生の節目で、人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について本人・家族・医療者等が十分話し合うプロセス<sup>186</sup>を全国展開するため、関係団体を巻き込んだ取組や周知<sup>187</sup>を行うとともに、本人の意思を関係者が随時確認できる仕組みの構築を推進する。また、住み慣れた場所での在宅看取りの先進・優良事例を分析し、その横展開を図る。

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策について、引き続き、相談・治療体制の整備や民間団体への支援等に取り組む。

### (医療・介護提供体制の効率化とこれに向けた都道府県の取組の支援)

地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進する。公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事はその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討する。高額医療機器について、共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する方策を講じる。また、これに伴う稼働率の向上を促進する方策を検討する。

<sup>185</sup> 被用者保険の更なる適用拡大。

<sup>186</sup> ACP (Advance Care Planning) と呼ぶ。

<sup>187</sup> ACPに関し、国民になじみやすい名称の一般公募・選定や、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日の設定等を想定。

2020年度、2021年度については、2019年度の医学部定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持する。2022年度以降については、定期的に医師需給推計を行った上で、働き方改革や医師偏在の状況等に配慮しつつ、将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。また、医師の働き方改革について、地域医療の提供への影響等を検証しながら、検討を進める。

一人当たり医療費の地域差半減、一人当たり介護費の地域差縮減に向けて、国とともに都道府県が積極的な役割を果たしつつ、地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応を検討する。国保財政の健全化に向け、法定外繰入の解消など先進事例を後押しするとともに横展開を図り、受益と負担の見える化を進める。高齢者の医療の確保に関する法律<sup>188</sup>第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討する。

レセプト情報を活用し、本人同意の下、医師や薬剤師が投薬歴等を閲覧できる仕組みの構築や、診療報酬での評価等により、多剤投与の適正化を引き続き推進する。介護保険の財政的インセンティブの評価指標による評価結果を公表し、取組状況の「見える化」や改善を進めるとともに、第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、改正介護保険法<sup>189</sup>による新たな交付金による保険者の取組の達成状況や評価指標の運用状況等も踏まえ、保険者間の所得水準の差等を調整するための重要な機能を担っていること等に留意しつつ、第7期期間中に地方公共団体関係者の意見も踏まえつつ、具体的な方法等について検討し、結論を得る。

新たな地域別の将来人口推計の下での大都市や地方圏での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携を促進する。

#### (医療・介護サービスの生産性向上)

テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性の向上を目指す。

予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進し、サービスの質と効率性を高めていく。産業医・産業保健機能の強化や健康経営を支えるサービスの活用促進を図りつつ、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進し、予防・健康づくりの推進における先進・優良事例の全国展開を図る。また、診療報酬や介護報酬においては、適正化・効率化を推進しつつ、安定的に質の高いサービスが提供されるよう、ADL<sup>190</sup>の改善等アウトカムに基づく支払いの導入等を引き続き進めていく。

データヘルス改革を推進し、被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導

<sup>188</sup> 「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）

<sup>189</sup> 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）

<sup>190</sup> 日常生活動作（Activity of Daily Living）。食事、更衣、排泄、入浴、移動などの日常の動作を指す。

入するとともに、「保健医療データプラットフォーム」について、2020年度の本格運用開始を目指し取り組む。クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース（MID-NET）を連携させ、治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に活用する。医療保険の審査支払機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める。

人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。また、診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する。従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。

#### （見える化、技術革新を活用した業務イノベーション、先進・優良事例の横展開等）

保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例の横展開を促進する。

国保の普通調整交付金について、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、地域差に関する調整・配分の在り方の検証を進め、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営に配慮しつつ、速やかに関係者間で見直しを検討<sup>191</sup>する。

科学的介護を推進し、栄養改善を含め自立支援・重度化防止等に向けた介護の普及等を推進する。特に、自立支援・重度化防止等に資するAIも活用した科学的なケアプランの実用化に向けた取組を推進するとともに、ケアマネジャーの質の向上の観点から、その業務の在り方を検討する。

認知症、がんゲノム医療等の社会的課題解決に資する研究開発や実装に向けて、既存施策との整合性を図りつつ、政府において優先順位を付け、それを基に予算を重点的に配分するとともに中長期の事業規模を明らかにして推進する。

#### （医薬品等に係る改革等）

「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」<sup>192</sup>に基づき、国民負担の軽減と医療の質の向上に取り組むとともに、医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換する。バイオ医薬品の研究開発の推進を図るとともに、バイオシミラーについては、「経済財政運営と改革の基本方針2017」<sup>193</sup>を踏まえ、有効性・安全性等への理解を得ながら研

<sup>191</sup> 加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準に配分すべきとの意見や、普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は大変重要であるとの意見等があることを踏まえつつ検討を行う。

<sup>192</sup> 「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（平成28年12月20日内閣官房長官・経済財政政策担当大臣・財務大臣・厚生労働大臣決定）

<sup>193</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）

究開発・普及を推進するなど医薬品産業の国際競争力強化に向けた取組を着実に推進する。費用対効果評価については本格実施に向けてその具体的内容を引き続き検討し、2018年度中に結論を得る。毎年薬価調査・毎年薬価改定に関しては、2019年度<sup>194</sup>、2020年度<sup>195</sup>においては、全品目の薬価改定を行うとともに、2021年度<sup>196</sup>における薬価改定の対象範囲について、この間の市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、2020年中にこれらを総合的に勘案して、決定する。また、2020年度の薬価改定に向けて、新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討する。患者本位の医薬分業を実現し、地域において薬局が効果的・効率的にその役割を果たすことができるよう、調剤報酬の在り方について引き続き検討する。また、高齢者への多剤投与対策、生活習慣病治療薬の費用面も含めた適正な処方の方針については引き続き検討を進める。後発医薬品の使用促進についても引き続き取り組む。

#### **(負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、自助と共助の役割分担の再構築)**

高齢化や現役世代の急減という人口構造の変動の中でも、国民皆保険を持続可能な制度としていく必要がある。勤労世代の高齢者医療への負担状況にも配慮しつつ、必要な保険給付をできるだけ効率的に提供しながら、自助、共助、公助の範囲についても見直していく必要がある。

高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担を求めることを検討する。団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。介護のケアプラン作成、多床室室料、介護の軽度者への生活援助サービスについて、給付の在り方を検討する。年金受給者の就労が増加する中、医療・介護における「現役並み所得」の判断基準<sup>197</sup>を現役との均衡の観点から見直しを検討する。

新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討する。医療技術評価の在り方について調査・研究・検討を推進するとともに、そのための人材育成・データ集積・分析を推進する。薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から、引き続き関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、外来

<sup>194</sup> 2019年度は、消費税率上げが予定されている年度。

<sup>195</sup> 2020年度は、2年に1度の薬価改定が行われる年度。

<sup>196</sup> 2021年度は、最初の薬価改定年度（2年に1度の薬価改定の間の年度）。

<sup>197</sup> 収入 520万円要件等。



受診時等の定額負担導入を検討する。

医療費については、これまでも、その水準を診療報酬改定等によって決定するとともに、その負担について、随時、保険料・患者負担・公費の見直し等を組み合わせて調整してきたところ。支え手の中核を担う勤労世代が減少しその負担能力が低下する中で、改革に関する国民的理解を形成する観点から保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討する。

## （２）社会資本整備等

### （基本的考え方）

生産性の向上等のストック効果を最大限発揮するための予算の重点化、効率を追求した事業実施等を通じて歳出の効率化を進めるとともに、地域生活に不可欠なインフラの維持を図りつつ、立地適正化等、人口減少に応じて合理化・効率化を進める。また、中長期的な視点に立ち、経済成長や豊かな暮らしの礎となる政策・プロジェクトを全国各地域で戦略的に展開し、将来世代に質の高いストックを引き継ぐ。

財政制約の下、予算の重点化に加え、公的資産や民間資金の有効活用など新たな投資財源を確保しつつ、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。また、事業採択・執行に当たっては、平準化や計画的な取組を進めるとともに、インフラ維持管理に当たって早期発見・予防保全を徹底する。

賃金・物価の上昇、人手不足といったマクロ経済環境の見通しの下で、消費税率引上げ等に伴う需要変動に対応し、安定的な成長軌道に乗せていく。

今後、高度成長期に大規模に整備されたインフラが老朽化することから、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを確立・徹底し、ライフサイクルコストを低減するとともに、集約化・複合化等、PPP/PFI、新技術の開発・社会実装、情報基盤の整備等あらゆる面から戦略的な取組を推進する。

こうした取組を通じて、ワイズスペンディングを一層強化する。

### （公共投資における徹底した効率化と担い手確保）

公共工事の施工時期について、消費税率引上げ等に伴う需要変動に対応するとともに、年度を通じた平準化の取組<sup>198</sup>推進に向け、数値目標の設定等を促し、こうした取組によって、人材の確保、稼働率の改善を推進するとともに、コスト低下の実態を国及び地方の積算単価に段階的に反映する。

建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指し、i-Constructionを推進するとともに、官民研究開発投資拡大プログラム等を活用しつつ、インフラデータプラッ

<sup>198</sup> 債務負担行為の活用、地域単位で国・地方自治体の発注見通しの統合等。

トフォームの構築やデータのオープン化・3次元化、デジタルデータ化<sup>199</sup>の徹底、大学や企業等と連携したオープンイノベーションによるロボット、A I等の先進技術の実装を進める。こうした新技術の活用により、コスト削減を含め、公共事業の効率化を実現する。

また、インフラメンテナンス国民会議等を通じて、新技術の優良事例の全国展開を図るほか、インフラ維持管理業務の効率化に向けた取組方針を明らかにし、既存の計画に反映する。また、各府省等と連携し、社会資本情報プラットフォームを充実させるとともに、既存インフラの有効活用やソフト対策を推進する。

あわせて、中長期的に現場の担い手を確保するため、社会保険加入対策や適切な賃金水準の確保、週休2日制の実現、長時間労働の是正などの働き方改革等を進める。

### (重点プロジェクトの明確化と官民資金の重点化、ストック効果最大化)

2020年のインバウンド目標(4000万人)の先を見据えた供給能力増強等の受入環境整備、ストック効果の高い国際競争力の強化や国土強靱化、防災・減災等の分野で重点的に取り組むプロジェクトを明確化し、財政投融资も含め官民資金を重点化する環境を計画的に整備する。既存インフラの有効活用やソフト対策によりストック効果を最大化するとともに、厳格な費用便益分析を行うなど定量的・客観的データに基づきPDCAを回す。

### (PPP/PFIの推進)

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「未来投資戦略2018」及び「PPP/PFI推進アクションプラン」<sup>200</sup>に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。

地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策<sup>201</sup>を講ずる。特に、上下水道においては、効率的な整備・管理及び経営の持続可能性を確保するため、各地方自治体の経営状況の地域差を「見える化」し、広域化や共同化、コンセッションをはじめとする多様なPPP/PFIの導入、ICT活用等を重点的に推進する。また、赤字空港の経営自立化を目指し、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。

人口20万人以上の地方公共団体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援に加え、人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、年内に改革工程を具体化する。公的不動産についてPPP/PFIの利活用

<sup>199</sup> 国管理の河川で実施しているペーパーレス・タブレット端末対応の全国展開、国・地方のインフラ点検台帳のデジタル化等。

<sup>200</sup> 「PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)」(平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定)

<sup>201</sup> 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(改正PFI法)」(平成30年6月13日成立)に基づく施策の利活用促進に加え、柔軟性や実効性のあるPPP/PFI手法の開発や優良事例の横展開等。

拡大を通じてキャッシュフロー化、維持管理コストの削減等を図る。

### (コンパクト・プラス・ネットワークの推進)

立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。モデル都市の形成・横展開、府省庁横断的な支援の重点化、大幅に人口が減少する地方自治体への計画策定の働きかけ等を通じ、包括的に進める。

都市計画道路を見直す際の課題や対応策を手引に取りまとめ、横展開を図る。オープンデータ化等による都市計画に関するデータの利用環境の充実、ビッグデータを活用した都市計画手法の高度化等を推進する。

### (公的ストックの適正化)

長寿命化を徹底し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応するとともに、各地方の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方等に基づき公共施設の統廃合を推進する。長寿命化等による効率化の効果も含め、できる限り早期に、インフラ所管省は、中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表する。また、地方公共団体への更新費用試算ソフトの提供等を含め、技術的・財政的支援を通じて、地方公共団体が3年以内に長寿命化等による効率化効果を示すよう促す。

「公共施設等総合管理計画」の「見える化」について、公営企業施設に係る記載などを含め、その内容を充実させる。「個別施設計画」の策定率の低い分野については、関係府省が、ガイドラインの策定、交付金等における計画の策定要件化等により、実効的な計画策定を支援する。また、地方公共団体ごとの計画策定状況や長寿命化等の対策の有無等を「見える化」し、先進・優良事例の横展開を行う。「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。

### (人口減少時代に対応した制度等の抜本見直し)

人口減少時代を見据え、国際競争力のあるインフラへの重点化、生活インフラの集約・統合、大都市における医療介護施設不足、過疎地の公共交通対策等の課題への対応等、制度改革の全体像を描き、着実に取組を推進する。また、都市・まちの生産性向上に向けたインフラや土地等を面的に再生する仕組みを強化する。空き家・空き地の流通・利活用<sup>202</sup>に向け、地方自治体・不動産団体等の先進的取組や活用・除却への支援、情報の充実等を促進する。社会資本整備の分野についても、受益者負担に基づく財源対策についても検討を行う。

所有者不明土地等について、基本方針<sup>203</sup>等に基づき、期限を区切って対策を推進する。具体的には、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策、所

<sup>202</sup> 住宅セーフティネットの一環として、空き家を若者・子育て世代向けの住宅として活用することを含む。

<sup>203</sup> 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（平成30年6月1日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）

有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討し、2018年度中に制度改革の具体的方向性を提示した上で、2020年までに必要な制度改革の実現を目指す。変則的な登記<sup>204</sup>の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すとともに、必要となる体制を速やかに整備する。また、遺言書保管制度の円滑な導入、登記所備付地図の整備などの取組を進めるとともに、住民票等の除票の保存期間の延長についても引き続き検討する。

### (3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

#### (基本的考え方)

地方創生の推進や東京一極集中の是正により、東京から地方への人・モノ・金の流れを促進することで、個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要である。このため、2040年頃を見据えて課題をバックキャストし、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組む<sup>205</sup>。

具体的には、少子化・人口減少の中にあつて、地方歳出についても、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債等の債務の償還に取り組む、国・地方を合わせたPB黒字化につなげる。

また、歳出効率化等に頑張る地方自治体を支援するとともに、「見える化」の推進等を通じて、改革意欲を高め、効果の高い先進・優良事例の横展開を後押しする。同時に、業務のデジタル化・標準化・広域化等を後押しする。

今後の社会保障関係費の増加圧力の拡大、地域コミュニティや社会ネットワーク、福祉・教育・人づくり等に係る新たなサービス需要の増加、地域間の税源偏在といった課題に対処し、地方自治体が、より自立的かつ自由度高く、行財政運営できるよう、地方行財政の持続可能性向上に向けて取り組む。

人口減少・高齢化の下で、地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、上記の観点から地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革を進める。

#### (持続的な地方行財政制度の構築)

人口減少・高齢化の下、社会保障給付と負担の推計、学校施設や上下水道をはじめとするインフラ維持更新費の中長期見通し等も踏まえ、地方単独事業を含め、医療・

<sup>204</sup> 表題部所有者の氏名・住所が正常に記載されていない登記

<sup>205</sup> 地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を確実に実行していくことが地方の歳出改革にとっても不可欠であり、地方公共団体における運用の実態等を踏まえ、各省が連携して制度改革を進める。

介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討する。

行政コストの効率化に向け、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進する。また、人口規模が小さく、行財政能力の限られる地方自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の活用等を推進する。地方公共団体の実情に応じ、市町村合併の進捗状況が地域ごとに異なることを踏まえ、現行の合併特例法<sup>206</sup>が平成31年度末に期限を迎えることへの対応を検討するとともに、公共サービスの広域化・共同化の取組を着実に推進する。

地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化について検討する。基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討する。また、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。

地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

#### (地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革)

頑張る地方の取組を支援する仕組みの強化の観点から、地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進める<sup>207</sup>。重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。

先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握する。窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。

<sup>206</sup> 「市町村の合併の特例に関する法律」(平成16年法律第59号)

<sup>207</sup> 人口減少等特別対策事業費において地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を5割以上とすることを目指す。

### (公営企業・第三セクター等の経営抜本改革)

公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びPDCA等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進する。

水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。また、公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。

### (国・地方の行政効率化、IT化と業務改革)

自治体行政の様々な分野<sup>208</sup>で、団体間比較を行いながら、関係府省が連携してICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト削減を進める。あわせて、地方自治体における先進的な取組について、KPIを掲げて全国に広げていく。また、自治体クラウドの一層の推進に向け、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国は進捗を管理する。IT人材の更なる確保・育成に取り組む。

行政手続コストの削減に向けて、国と歩調を合わせ、地方公共団体による許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一について、関係府省が連携し、取組を促進する方策を具体化するとともに、行政手続における添付書類を一括して撤廃するための取組を着実に推進する。また、デジタル化・オンライン化に積極的に取り組む地方自治体への支援を進める。

戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバー制度の利活用を進めるとともに、情報連携対象事務の拡充を行う。マイナンバーカードについて、これを利用した医療保険のオンライン資格確認の2020年度からの本格運用や公的個人認証の民間部門における活用・普及促進に向けた取組を着実に進めるなど、ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価する。

### (見える化、先進・優良事例の横展開)

地方財政計画と決算について、よりわかりやすく比較が可能となるよう、基盤強化期間中に、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について

<sup>208</sup> 例えば、インフラの点検・維持補修、国保や介護給付事務、保育所入所審査等。

見える化する。また、地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す。

統一的基準による地方公会計について、固定資産台帳や出資金明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進するなど、資産管理向上への活用を推進する。また、国庫支出金のパフォーマンス指標を設定・見える化し、配分のメリハリ付けを促進する。

同規模の類似団体における経費水準の比較など、見える化されたデータを活用し、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行い、業務改革等を促進する。

#### **（４）文教・科学技術等**

##### **（基本的考え方）**

全ての子どもたちが必要な力を身に付け、その質を持続発展させていくとともに、少子化や施設老朽化等の中長期的展望の下、外部人材等の多様なリソースを活用しながら、頑張る教育機関が報われる仕組みの拡充などメリハリをつけた予算配分を行う。

世界最高水準の「イノベーション国家創造」に向けて、官民研究開発投資の拡大を目指す。政府研究開発投資について、新計画との整合性を確保しつつ、対GDP比1%にすることを目指し所要の規模の予算が確保されるよう努めるとともに、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。

少子化の進展を踏まえた予算の効率化、イノベーション創出による歳出効率化等、エビデンスに基づくPDCAサイクルの徹底を基本として、以下の改革を進める。

##### **（少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上等）**

少子化の進展や厳しい財政状況等の中での教育の質の向上を図るため、教育政策の実証研究を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しを策定するとともに、学校における働き方改革に向け、英語・プログラミング等の分野での特別免許状教員等の外部人材の拡充、部活動における外部人材や民間機関の活用など学校と地域の連携・協働を進める。また、学校施設について先進・優良事例の横展開を含め長寿命化に向けた施設計画策定や学校統合、廃校施設の活用促進に一体的に取り組むとともに、学校事務の共同実施、教育の情報化等について、KPIを掲げ工程化して推進する。

教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係の整理、効率化、客観的な指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善を図る。大学への財政支援について、改革の取組や教育成果に応じてメリハリ

付けを強化し、頑張る大学の取組を後押しする。国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や使途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加を進めるとともに、私学助成について、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化を図る。学生への就学支援においては、教育の質が保証され、社会のニーズがある大学等を対象に、支援が必要な学生に適切な支援を重点的・効率的に行う。私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう、財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、文科省、総務省が地方自治体との連携を強化する。

#### (イノベーション創出による歳出効率化等)

国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げて社会的課題解決等に資する研究開発を推進するとともに、政府事業・制度等のイノベーションを進める。予算を効果的に執行する観点から大型研究施設の最大限の産学官共用を図るとともに、民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進する。

#### (エビデンスに基づくPDCAサイクルの徹底)

「第3期教育振興基本計画」に基づき、幼児教育から高等教育、社会人教育までライフステージを通じた教育政策全体について、国・都道府県・市町村それぞれの権限を踏まえつつエビデンスに基づく実効性のあるPDCAサイクルを確立する。文部科学省及び地方自治体においては、コストや成果を含む関連データの徹底的な見える化、全国学力・学習状況調査など自治体所有データの幅広い研究者による利用の円滑化を進める。文部科学省においては、関係府省と連携しつつ、教育政策全般にわたる実証研究の設計や分析結果の検証を行う体制の構築、ロジックモデルの構築による政策目標と施策との関係の合理的設計等を進める。

科学技術分野においても、予算のエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を進め、予算の質の向上を図る。

以上の主要歳出分野のほか、全ての歳出分野において、類似事業の整理・統合や重複排除の徹底、事業の効率化など、聖域なく改革を進める。

#### (5) 税制改革、資産・債務の圧縮等

##### (基本的考え方)

デフレ脱却・経済再生を加速することにより、経済成長を実現し、税収増をより確実なものとする。また、公共サービスの産業化等を進め、経済活動に占める民間シェア向上による課税ベースの拡大等を通じた新たな税収増を生み出す。



急速な少子高齢化、働き方の変化など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。また、真に必要な財政需要の増加に対応するための歳入改革努力<sup>209</sup>について、今後歳出改革を進める中で考慮する。

#### (税制改革)

個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生100年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める。

企業に対し、これまで進めてきた成長志向の法人税改革の活用等により、賃上げや生産性向上への取組を促すとともに、租税特別措置について、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行う。

国際協調を通じた「BEPSプロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。あわせて、税務当局間の情報交換を一層推進する。

ICTの更なる活用等を通じて、納税者が簡便・正確に申告等を行うことができるよう納税環境の利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務手続の電子化を一層推進する。グローバル化やICT化が急速に進展する中で、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

#### (資産・債務の圧縮等)

国・地方が保有する資産（特別会計等を含む）については、引き続き、地域と連携した国公有地の有効活用を推進するとともに、不要な資産については売却等に努める。売却収入は、債務の償還や災害復旧等に有効に活用する。

### 5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

行動変容に働きかける取組を加速・拡大する観点から、成果をより定量的に把握できる形に改革工程表のKPIを見直すとともに、こうした取組への予算の重点配分、見える化や効果的な情報発信・選択肢の提示などによる後押しの強化<sup>210</sup>を進めていく。取組の進捗状況を踏まえた評価・見える化を行い、各省庁の予算要求に反映することとするとともに、予算編成過程において政策効果に基づいたメリハリのある予算に組み替える。

<sup>209</sup> 例としては、国際観光旅客税・森林環境税（仮称）の創設。

<sup>210</sup> 例えば、ナッジ（Nudge）と呼ばれる手法は、個人の選択の自由を阻害することなく、各自がより良い選択を行うよう、情報発信や選択肢の提示の方法を工夫するもので、政策分野においても応用されている。

各府省は、全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施するとともに、EBPMを推進し、人材の確保・育成と必要なデータ収集等を通じて、予算の質の向上と効果検証に取り組む。あわせて、国民の満足度、生活の質の向上が実現されるよう、満足度・生活の質を示す指標群を構築するとともに、各分野のKPIに関連する指標を盛り込む。

### (インセンティブ改革)

改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に応じた配分を行う仕組み<sup>211</sup>について、思い切った導入・拡大を進めていく。保険者における予防・健康づくり等の分野におけるインセンティブ改革の取組の全国的な横展開を進めるとともに、更なるインセンティブの仕組みの強化<sup>212</sup>を進める。多様・包括的な公民連携（PPP）を推進し、サービスの質と効率性を高めるとともに、成功報酬型を含め、地方自治体に取組を促すインセンティブを導入する。関係府省において、様々なモデル実証事業の実施とともに、評価指標の標準化、成果の共有等を行う。

### (見える化)

見える化は歳出改革の推進力である。費用対効果や取組状況について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分析を行うなど、見える化するとともに、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行うことにより、改革を後押しする。また、例えば上位3分の1の水準をターゲット指標とするなど、改革努力の目標としても活用する。さらに、経済・財政と暮らしの指標・見える化データベースについて、地方公共団体の類型化やデータの標準化・充実等を進め、類似団体間の比較を推進する。

各分野において、標準化された包括的データプラットフォームの構築を進めることなどにより、客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立する。

また、必要となる人員等のリソースの計画的確保等を含め統計改革<sup>213</sup>を推進し、政府統計の一体性と信頼性の向上等統計の改善を進めるとともに、地方公共団体を含め、社会全体としての統計リテラシーを高める。

### (先進・優良事例の横展開等)

先進的な分野について各府省庁が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果、経済効果等を定量的に把握し、評価・公表する<sup>214</sup>とともに、効果が高いものについて、所管府省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップ

<sup>211</sup> 保険者努力支援交付金、まち・ひと・しごと創生事業費、国立大学法人運営費交付金における機能強化促進分等や、生活習慣病を中心とした重症化予防、健康づくり等の取組。

<sup>212</sup> 保険者努力支援制度の評価指標への追加、国保の普通調整交付金の見直しの検討、民間資金の獲得等に応じ、評価を通じた運営費交付金の配分のメリハリ付け等によるインセンティブの仕組みの早急な試行的導入等。

<sup>213</sup> 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）等に基づく。

<sup>214</sup> 効果の定量化や公表が困難なものについては、その理由についての説明責任を果たす。

プする。また、地方自治体が実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。

先進的な予防・健康づくりの事例等の全国展開に向け、事例の具体的な実行プロセスの提示、課題解決のポイント分析・費用対効果等の定量的分析、類似団体間の比較可能性の確保などの取組により、情報の質を高める。また、成果が必ずしも上がっていない取組の背景にある阻害要因を取り除く。効果的な情報発信や選択肢の提示などを活用した取組の横展開を推進する。

#### (技術革新を活用した業務イノベーション)

必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。2020年度までの旗艦プロジェクト<sup>215</sup>の徹底的な推進など行政手続の電子化の徹底等により、行政手続コスト<sup>216</sup>を2割以上削減するとともに、統計の作成・報告・利用の負担を2割削減するなど、統計分野の業務の効率化の取組を徹底する。

技術革新の導入に向け、地方自治体ごとに異なる書類や収集データ、無記名化への対応の違いなどの課題の解消のため、関係府省、地方自治体等が連携し、広域的にサービスや手続等の標準化を進めることを基本原則とし、標準化が困難なものについてはその理由についての説明責任を果たすこととする。

#### (公的サービスの産業化)

官民連携の下、データヘルスの取組、PPP/PFI、地方行政サービスの民間委託等の公的サービスの産業化の取組を加速・拡大する。

スケールメリットの拡大による民間事業者の参入を促すため、複数自治体や公営企業間等での多様な地域間連携やアウトソーシング等の促進などの環境整備を進める。また、民間参入や民間の業務運営に関する規制の改革を進める。

ワンストップ窓口や助言等を通じたノウハウ面での地方自治体の支援、課題や先行事例等の蓄積された専門知識の類型化・見える化や横展開、関係府省主導による業務手法の標準化等を促進する。

#### (既存資源・資本の有効活用等による歳出改革)

既存資源・資本の有効活用等により、財政が厳しい中であっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現する。

<sup>215</sup> 国民の利便性を高めるとともに、我が国のビジネス環境を改善し、事業者の生産性向上を図るため、引越し、死亡・相続、従業員に関する社会保険・税、法人設立の各分野について、関係手続のワンストップ化等を行う取組。

<sup>216</sup> 「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）及び「生産性を阻害する行政手続の簡素化一手法・システム一」（平成30年1月11日中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議）を踏まえて取り組む。

受益者負担にも配慮しつつ、電波利用料収入やコンセッション収入など<sup>217</sup>を増加させる方策を検討し、これらの収入により確保した財源を、将来必要となる投資等に有効活用するとともに、PDCAを構築し、しっかり評価する。また、生産性向上、観光促進等のため、交通需要調整のための料金施策の検討を推進する。国立大学法人や国立研究開発法人等による研究開発に当たっては、民間企業との連携や寄附金の受入れを進める。

官民ファンドについては、政策的観点からの有効性や収益見通し等を監督官庁及び出資者において不断に確認しつつ、民業補完にも配慮した適切な支援決定、KPIの設定等を通じ、より効率的かつ効果的な活用を進める。あわせて、ファンド・機関の統合による業務の効率化等を通じた収益構造の改善を推進するとともに、使用見込みの低い政府出資金及び剰余金については遅滞なく国庫納付・配当等を行う。

### (公共調達改革)

防衛調達に関して、実効的な防衛力を整備し費用対効果の更なる向上を図るため、装備品単価の不断かつ徹底した低減、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善、まとめ買い・民生品利用等による調達手法の工夫、外国製装備品の調達における価格の透明性確保と精査及び技術移転の促進、新規後年度負担の適切な管理といった調達改革等を通じて防衛予算の一層の効率化・合理化を徹底する。

中小・ベンチャー企業を含む先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進めるとともに、先進技術等を公共事業や社会保障事業等の政府事業・制度等に取り込むことにより、社会実装の後押しや歳出の効率化を図る。

---

<sup>217</sup> 空港にかかる民間からのコンセッション収入、文化財収入、スタジアム・アリーナ収入など。

## **第4章 当面の経済財政運営と2019年度予算編成に向けた考え方**

我が国経済は、企業部門の改善が家計部門に広がり、好循環が進展する中で緩やかに回復しており、今後も、海外経済の回復が続く下で、各種政策の効果もあいまって、雇用・所得環境が更に改善し、民需を中心とした景気回復が期待される。ただし、先行きのリスクとして、通商問題の動向を含む海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等には留意する必要がある。

政府は、少子高齢化という最大の壁に立ち向かい、持続的な経済成長を実現していくため、人づくり革命及び生産性革命を実現・拡大し、潜在成長率の引上げを進めるとともに、成長と分配の経済の好循環の拡大を目指す。2019年10月1日における消費税率の10%への引上げを確実に実現できる経済環境を整備するとともに、消費税率引上げによる需要変動の平準化に万全を期す。

日本銀行には、2%の物価安定の目標の下、金融緩和を推進し、目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

### **(当面の予算編成の基本的考え方)**

- ① 前回2014年4月の消費税率の引上げの経験も踏まえ、2019年10月1日における消費税率引上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、臨時・特別の措置を2019・2020年度当初予算において、講ずることとする。その具体的な内容については、2019年10月1日に予定されている消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や経済状況等を踏まえ、各年度の予算編成過程において検討する。
- ② 2019年度予算は、新計画における社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度として、社会保障関係費や非社会保障関係費等について歳出改革の取組を継続するとの方針に沿った予算編成を行う。
- ③ 無駄な予算を排除するとともに、真に必要な施策に予算が重点配分されるよう、厳格な優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とする。

幼児教育無償化の具体的なイメージ(例)



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償となる。

※ 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

# 未来投資戦略 2018

—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—

平成 30 年 6 月 15 日

<b>第1 基本的視座と重点施策</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>1. 基本的考え方</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) はじめに	
(2) 「新しい経済政策パッケージ」の実施状況	
(3) 世界の動向と日本の立ち位置	
(4) 「Society 5.0」の実現に向けた戦略的取組	
<b>2. 第4次産業革命技術がもたらす変化／新たな展開：「Society 5.0」</b> . . . . .	<b>4</b>
(1) 「生活」「産業」が変わる	
① 自動化：移動・物流革命による人手不足・移動弱者の解消	
② 遠隔・リアルタイム化：地理的・時間的制約の克服による新サービス創出	
(2) 経済活動の「糧」が変わる	
(3) 「行政」「インフラ」が変わる	
(4) 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる	
(5) 「人材」が変わる	
<b>3. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」</b> . . . . .	<b>8</b>
(1) ① 「自動化」：次世代モビリティ・システムの構築プロジェクト	
(1) ② 次世代ヘルスケア・システムの構築プロジェクト	
(2) 「経済活動の糧」関連プロジェクト	
(3) 「行政」「インフラ」関連プロジェクト	
(4) 「地域」「コミュニティ」「中小企業」関連プロジェクト	
<b>4. 経済構造革新への基盤づくり</b> . . . . .	<b>14</b>
(1) データ駆動型社会の共通インフラの整備	
① 基盤システム・技術への投資促進	
② AI時代に対応した人材育成と最適活用	
③ イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携	
(2) 大胆な規制・制度改革	
① サンドボックス制度の活用と、縦割り規制からの転換	
② プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備	
③ 経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討	
<b>5. 今後の成長戦略推進の枠組み</b> . . . . .	<b>18</b>
(1) 「産官協議会」の設置	
(2) 未来投資会議と各府省の今後の取組	



## 第2 具体的施策

### I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等・21

#### [1] 「生活」「産業」が変わる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

##### 1. 次世代モビリティ・システムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) 実証プロジェクトの円滑・迅速な推進
  - ii) 自動運転の実現に向けた制度整備
    - ① 安全性の一体的な確保
    - ② 交通ルール
    - ③ 責任関係
  - iii) 技術開発の推進と協調領域の深化・拡大等
  - iv) 次世代モビリティ・システムの構築に向けた新たな取組
  - v) 海上交通の高度化に向けた自動運航船の実用化への取組

##### 2. 次世代ヘルスケア・システムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) 個人にあった健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進
    - ① オンライン資格確認の仕組み
    - ② 医療機関等における健康・医療情報の連携・活用
    - ③ 介護分野における多職種介護情報の連携・活用
    - ④ PHR の構築
    - ⑤ ビッグデータとしての健康・医療・介護情報解析基盤の整備
  - ii) 勤務先や地域も含めた健康づくり、疾病・介護予防の推進
    - ① 総合的な認知症対策、高齢者の社会参加等の促進、介護予防
    - ② 保険者によるデータを活用した健康づくり・疾病予防・重症化予防、健康経営の推進
    - ③ 健康管理・予防に資する保険外サービスの活用促進
  - iii) 効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種の連携推進
    - ① 自立支援・重度化防止に向けた科学的介護データベースの実装
    - ② ロボット・センサー、AI 技術等の開発・導入
    - ③ 書類削減、業務効率化、生産性向上
    - ④ オンラインでの医療・多職種連携等の推進
  - iv) 先進的医薬品・医療機器等の創出、ヘルスケア産業の構造転換
    - ① 先進的医薬品・医療機器等の創出のための基盤整備
    - ② AI 等の技術活用
    - ③ ヘルスケア産業の競争力強化、構造転換
  - v) 国際展開等

**3. 次世代産業システム** . . . . . **36**

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) モノのサービス化・ソリューション化
    - ① サプライチェーンにおけるデータ連携の促進
    - ② ロボット技術の社会実装
    - ③ 現場力の強化のための人材支援、デジタル人材の育成・確保
    - ④ モノのサービス化・ソリューション化を進めるルール整備
  - ii) バイオ・マテリアル革命
  - iii) 宇宙ビジネスの拡大
  - iv) 航空機産業の拡大

**[2] 経済活動の「糧」が変わる** . . . . . **41**

**1. エネルギー・環境** . . . . . **41**

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーションの推進
  - ii) IoT、AI 等を活用したエネルギー・環境関連ビジネスの革新
    - ① IoT、AI、ブロックチェーン等を活用した高度なエネルギー・マネジメントの推進
    - ② デジタル技術の活用による 3R ビジネスの革新
    - ③ イノベーションを活用した資源安全保障の強化
  - iii) 地域のエネルギーシステム最適化等と環境保全
    - ① 地産地消型エネルギーシステムの構築等
    - ② 福島新エネ社会構想の推進
    - ③ 気候変動への適応の推進
  - iv) エネルギー・環境産業の国際展開

**2. FinTech／キャッシュレス社会の実現** . . . . . **47**

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し
  - ii) ブロックチェーン技術の実用化等イノベーションの推進
  - iii) 金・商流連携等に向けたインフラの整備
  - iv) キャッシュレス社会の実現に向けた取組の加速

**[3] 「行政」「インフラ」が変わる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50**

**1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）・・・・・・・・・・ 50**

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) 旗艦プロジェクトの推進
    - ① 個人向けワンストップサービスの実現
    - ② 法人向けワンストップサービスの実現
    - ③ デジタルファースト法の整備
  - ii) マイナンバー制度の利便性の向上
    - ① 公的個人認証（JPKI）等の利便性向上
    - ② マイナンバー制度の利活用推進
  - iii) 官データのオープン化
  - iv) AI・RPA を活用した業務改革
  - v) デジタル・ガバメント推進のための体制・環境整備
    - ① 府省横断の推進体制の整備
    - ② 地方公共団体における制度環境等の整備
  - vi) 世界で一番企業が活動しやすい国の実現
    - ① 裁判手続等の IT 化の推進
    - ② 貿易手続・港湾物流等の改善
    - ③ 不動産取引関連サービスのデジタル化
    - ④ 建築関係手続のオンラインによる簡素化
    - ⑤ 動産担保に関する法的枠組み及び登記制度の整備

**2. 次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築等インフラ管理の高度化・・・・・・・・ 58**

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) インフラの整備・維持管理の生産性向上
  - ii) 交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上

**3. PPP／PFI 手法の導入加速・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64**

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) コンセッション重点分野の取組強化等
  - ii) 成果連動型民間委託契約方式の普及促進

<b>[4]「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる</b> . . . . .	<b>68</b>
<b>1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現</b> . . . . .	<b>68</b>
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 政策課題と施策の目標	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 農業改革の加速	
① 生産現場の強化	
② バリューチェーン全体での付加価値の向上	
③ データと先端技術のフル活用による世界トップレベルの「スマート農業」の実現	
ii) 輸出の促進	
iii) 林業改革	
① 原木生産の集積・拡大	
② スマート林業の推進	
③ 生産流通構造の改革	
④ 木材需要の拡大	
⑤ 研究開発の推進	
iv) 水産業改革	
① 水産政策改革の推進	
② 改革の後押し	
<b>2. まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ実現</b> . . . . .	<b>76</b>
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 政策課題と施策の目標	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 次世代モビリティ・システムの構築を通じた新たなまちづくり	
ii) IoTの活用を通じた安全・安心なまちづくり	
iii) 地域コミュニティの活力向上を通じた新たなまちづくり	
<b>3. 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化</b> . . . . .	<b>79</b>
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 政策課題と施策の目標	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 中小企業・小規模事業者の IT などの先端設備の投資促進 (横の軸)	
ii) 各業種における生産性向上の具体的な取組の促進 (縦の軸)	
iii) 円滑な事業承継や創業支援等、適切な新陳代謝	
iv) 中小企業支援機関の強化	
v) 経営人材や中核人材の確保など人材・ノウハウ支援の強化	
vi) 地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、地域での戦略的取組	
vii) 中小企業・小規模事業者の生産性革命に向けた環境整備	

#### 4. 観光・スポーツ・文化芸術・・・・・・・・・・・・・・・・・・85

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) 観光
    - ① 観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に
    - ② 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に
    - ③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に
  - ii) スポーツ産業の未来開拓
    - ① スポーツを核とした地域活性化
    - ② スポーツの成長産業化の基盤形成
    - ③ スポーツの海外展開の促進
  - iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化
    - ① 「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」に基づく、文化芸術による経済の好循環実現
    - ② 文化芸術資源を核とした地域活性化
    - ③ コンテンツを軸とした文化産業の強化

## II. 経済構造革新への基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

### [1] データ駆動型社会の共通インフラの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

#### 1. 基盤システム・技術への投資促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) データ連携活用基盤の構築
    - ① 産業データの連携・活用
    - ② パーソナルデータの利活用
    - ③ 民間企業分野のデジタル・トランスフォーメーションの促進
  - ii) サイバーセキュリティの確保
  - iii) 新たな技術・ビジネスへの対応
    - ① ブロックチェーン技術の活用
    - ② IoT 技術・サービスの普及促進
    - ③ シェアリングエコノミーの促進
    - ④ テレワークの普及
    - ⑤ 「Society 5.0」を支える通信環境の整備
    - ⑥ 4K・8K の推進
    - ⑦ 放送・コンテンツビジネスの未来像を見据えた取組の推進

**2. AI時代に対応した人材育成と最適活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・101**

**2-1. AI時代に求められる人材の育成・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・101**

- (1) KPIの主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) 大学等におけるAI人材供給の拡大
  - ii) 初等中等教育段階におけるAI教育の強化
  - iii) 産業界におけるAI人材等の育成・活用の拡大
  - iv) 官民コンソーシアム等による産学連携教育の具体化
  - v) 大学等におけるリカレント教育等を活用したAI人材等の裾野拡大

**2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・107**

- (1) KPIの主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) ダイバーシティの推進
    - ① ダイバーシティ経営の推進
    - ② 女性活躍の更なる拡大
    - ③ 高齢者、障害者等の就労促進
  - ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方の実現
    - ① 長時間労働の是正、健康確保
    - ② 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保
    - ③ 最低賃金の引上げ
    - ④ 多様な選考・採用機会の拡大
    - ⑤ 多様で柔軟なワークスタイルの促進
    - ⑥ 治療と仕事の両立支援
  - iii) 主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備
    - ① 日本版0-NETの創設等による労働市場の「見える化」
    - ② 主体的なキャリア形成の支援
    - ③ HRテクノロジーを活用した企業の人事機能の再設計
    - ④ 解雇無効時の金銭救済制度の検討

**2-3. 外国人材の活躍推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・112**

- (1) KPIの主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) 高度外国人材の受入れ促進
    - ① 外国人留学生等の国内就職促進のための政府横断的な取組
    - ② 高度外国人材の受入れ拡大に向けた入国・在留管理制度等の改善
  - ii) 新たな外国人材の受入れ
  - iii) 外国人の受入れ環境の整備

- ① 生活環境の改善
- ② 就労環境の改善
- ③ 在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化
- ④ 総合的対応策の抜本的見直し

### 3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援・・・・・・・・・・ 118

#### 3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築・・・・・・・・・・ 118

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) 大学改革等による知的集約産業の創出
    - ① 大学経営環境の改善
    - ② 人材流動性の向上・若手の活躍機会の創出
    - ③ 研究生産性の向上
    - ④ ボーダーレスな挑戦（国際化、大型産学連携）
  - ii) 我が国が強い分野への重点投資

#### 3-2. ベンチャー支援強化・・・・・・・・・・ 123

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) グローバルに活躍するベンチャー企業の創出・育成
  - ii) イノベーションと創業
  - iii) 新規産業の創出

### 4. 知的財産・標準化戦略・・・・・・・・・・ 126

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策

## [2] 大胆な規制・制度改革・・・・・・・・・・ 128

### 1. サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／

#### プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方・・ 128

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) 新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制の整備
  - ii) プラットフォーム選択環境の整備
  - iii) 経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討

## 2. 投資促進・コーポレートガバナンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) コーポレートガバナンス改革
  - ii) 建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上
  - iii) 中長期的投資の促進
  - iv) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進
    - ① 「顧客本位の業務運営」の確立と定着
    - ② 家計の安定的な資産形成の促進
    - ③ 高齢化社会に適合した金融サービスの提供
    - ④ 金融・資本市場の利便性向上と活性化
    - ⑤ 東京国際金融センターの推進
    - ⑥ 成長力強化に向けた民間によるリスクマネー供給の促進

## 3. 国家戦略特区の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) バーチャル特区型指定制度の活用
  - ii) 地域における規制改革

## [3] 海外の成長市場の取り込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) 「Society 5.0」の国際展開とSDGs達成
    - ① 民間企業等による取組の支援
    - ② 「Society 5.0」の国際標準化
  - ii) 日本企業の国際展開支援
    - ① インフラシステム輸出の拡大
    - ② ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築
    - ③ データ流通・利活用に係る国際共通認識・ルール形成
    - ④ 中堅・中小企業の海外展開支援
    - ⑤ 高度外国人材の活躍推進
  - iii) 日本の魅力を活かす施策
    - ① 対内直接投資の促進
    - ② クールジャパン
    - ③ 「日本型 IR (特定複合観光施設)」の整備促進
    - ④ 2025年国際博覧会の誘致
    - ⑤ 海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み



## 2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革

### (1) KPIの主な進捗状況

《KPI》2020年：転職入職率 9.0%

⇒2016年：8.0%

《KPI》(新)2020年：上場企業役員に占める女性の割合 10%

⇒2017年：3.7%

《KPI》(新)2020年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合 15%

⇒2017年：10.9%

《KPI》2020年：第1子出産前後の女性の継続就業率 55%

⇒2015年：53.1%

《KPI》(新)2020年：テレワーク導入企業を2012年度比で3倍

⇒2017年：13.9% (2012年：11.5%)

### (2) 政策課題と施策の目標

「Society 5.0」の社会実装が進む中、従来の仕事の一部はAIで行うことが可能となる一方、個人に求められるスキルは飛躍的に高度化・専門化する。こうした変化に対応するためには、内部労働市場中心の人材活用から脱却し、労働市場全体で人材の最適活用を進め、あらゆる人材が自らに適した仕事で生産性を最大限発揮する必要がある。

このため、職務や能力等の内容の明確化とそれに基づく公正な評価・処遇の仕組みを普及させるとともに、女性、高齢者、外国人等が活躍できる場の拡大に取り組む。個々の人材が、ライフスタイルやライフステージに応じて最も生産性を発揮できる働き方を選べるよう、選択肢を拡大する。

また、ICTの普及・進化は、テレワーク、クラウドソーシング、副業・兼業など、従来の「正社員」と異なる新たな働き方を拡大させているが、こうした動きを後押しするためのワークルールを整備する。

さらに、労働市場に存在するジョブや求められるスキルの「見える化」、キャリアコンサルティングの充実など、人材の主体的なキャリア形成を促し、最適なマッチングにつなげていくためのインフラ整備を進める。

### (3) 新たに講ずべき具体的施策

#### i) ダイバーシティの推進

##### ①ダイバーシティ経営の推進

・中長期的な企業価値につながるダイバーシティ経営の実践を促すため、

コーポレートガバナンス改革等を推進し、取締役会においてジェンダーを含む多様性と適正規模を両立させる。また、企業と投資家等との積極的な対話を促す情報開示項目の追加等「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン」(平成 29 年 3 月ダイバーシティ 2.0 検討会取りまとめ)を改訂し、「なでしこ銘柄」等の選定基準に反映させる。

## ②女性活躍の更なる拡大

- ・コーポレートガバナンス・コードの改訂等も踏まえ、上場企業の女性役員の状況や ESG 投資における女性活躍情報の活用状況の公表を進める。また、女性の役員人材の育成に向け、女性役員育成研修及び修了者人材バンクの充実・強化を行うとともに、関係府省で人材育成研修の認証等の仕組みを検討する。
- ・「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備や保育人材の確保を着実に進める。また、平成 35 年度末までに放課後児童クラブの更なる受け皿拡大を図ること等を内容とする新たなプランを本年夏に策定する。
- ・女性活躍推進法について、附則に基づく「施行後 3 年の見直し」に着手し、本年度中に結論を得る。見直しにおいては、管理職への女性の登用、多様で柔軟な働き方の導入、仕事と家庭生活との両立やキャリア形成への支援等について、数値目標設定や情報開示の拡大、取組状況に応じた企業へのインセンティブの充実等について検討する。
- ・セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」(平成 30 年 6 月 12 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等に基づき、被害者のプライバシーの保護、行為者に対する厳正な対処、研修等の実施、相談窓口の整備等の徹底に取り組む。
- ・女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性に育児に対する当事者意識を持たせるための取組や子供と関わるパターンの提示、企業による男性社員への休業・休暇取得促進など、男性の育児・家事への参加を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状を是正するための総合的な対策を講ずる。

## ③高齢者、障害者等の就労促進

- ・企業における定年延長等の促進やハローワークにおける再就職支援の強化に取り組むとともに、シルバー人材センターを活用したマッチングの促進も含め、フリーランスなど雇用によらない働き方といった多様な就業の選択肢を拡大する。また、継続雇用により定年後も同一の企業で働き続ける高齢者の処遇の在り方について検討を行う。
- ・本年 4 月から法定雇用率を引き上げたことに伴い、障害者の更なる雇

用拡大や働きやすい環境の整備を図るため、障害者一人ひとりの特性に応じた支援の充実・強化やサテライトオフィスなどの ICT を活用した働き方のモデルの構築等に取り組む。

- ・障害者や刑務所出所者、生活困窮者など「働きづらさ」を抱える者の就労を推進するための「ソーシャルファーム」について検討を進める。

## ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方の実現

### ①長時間労働の是正、健康確保

- ・時間外労働の上限規制や年次有給休暇についての使用者による時季指定の導入、勤務間インターバル制度の普及促進等により、長時間労働を是正する。また、働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業に対する支援等を行う。
- ・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

### ②雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

- ・雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のため、パートタイム労働法、労働者派遣法等の改正により、不合理な待遇差を解消するための規定の整備、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等を行う。

### ③最低賃金の引上げ

- ・最低賃金について、年率3%を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す。中小企業等における生産性の向上に資する設備投資等の促進など、賃金・生産性向上に向けた支援を行うとともに、生活衛生関係営業者向けの収益力向上セミナー等を推進する。

### ④多様な選考・採用機会の拡大

- ・若者雇用促進法に基づく指針や「年齢に関わりない転職・再就職者受入れ促進のための指針」の経済界への浸透を図り、企業に対し、新卒者等の個々の事情に配慮した通年採用や秋季採用の導入、転職・再就職の受入れなどの指針に基づく取組を促す。
- ・さらに、若者雇用促進法に基づく指針を踏まえ、新卒者等の中長期的なキャリア形成が可能な地域拠点を有する大企業等に対し、地域を限定して働ける勤務制度など新卒者等が希望する地域で将来のキャリア展望が描ける募集・採用の仕組みの導入を促す。
- ・労働移動支援助成金等については、初めて中高年齢者を採用する企業への助成を拡充するなど、キャリアアップ・キャリアチェンジを後押しすることに重点化して再構築する。
- ・中小企業等の中核人材確保に向けて、大企業等からの労働移動を円滑

にする環境整備として仲介支援機関等を整備する。

#### ⑤多様で柔軟なワークスタイルの促進

- ・職種限定、地域限定等「多様な正社員」について、プロフェッショナル人材の受け皿等として企業での活用を促すため、直近の活用状況を踏まえつつ、職務の内容や能力等に応じた評価や処遇、雇用保障等の在り方について整理を行い、労使双方が参考としている「雇用管理上の留意事項」への反映やモデル就業規則の策定等の対応を検討する。
- ・テレワークの普及に向けて、適正な労働時間管理を促しつつ、テレワークが生産性の向上等にもたらす効果について、「テレワーク・デイズ」を通じて周知する等により経営層の意識改革を進める。
- ・副業・兼業の促進に向けて、ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努めるとともに、働き方の変化等を踏まえた実効性のある労働時間管理や労災補償の在り方等について、労働者の健康確保や企業の予見可能性にも配慮しつつ、労働政策審議会等において検討を進め、速やかに結論を得る。
- ・国家公務員については、公益的活動等を行うための兼業に関し、円滑な制度運用を図るための環境整備を進める。
- ・フリーランスやクラウドソーシングなどの雇用関係によらない働き方について、契約内容の決定などのルールの特明確化、契約の履行確保、報酬額の適正化、スキルアップやキャリアアップなどの諸課題に関して、労働政策審議会等において、諸外国の法制の動向等も参考としながら、法的保護の必要性を含めた中長期的な検討を進める。
- ・企業が個人として働く者(フリーランス等)に仕事を発注した場合に、過大な秘密保持義務、不当に低い報酬、成果物の受領拒否・利用等の制限など受注者の利益を不当に奪う行為があったときは、「優越的地位の濫用」等として、独占禁止法上問題となり得ることについて、公正取引委員会と関係省庁が連携して、業界団体等への周知を図る。
- ・労働者が、健康を確保しつつ、自律的に働き創造性を最大限に発揮することを支援するため、高度プロフェッショナル制度を創設する。

#### ⑥治療と仕事の両立支援

- ・病気の治療と仕事の両立に向けて、主治医と企業の連携の中核となり、患者に寄り添い支援する人材の養成、企業・医療機関に向けたマニュアルの作成等により企業と医療機関の患者に対する支援ノウハウの強化を図るとともに、がんや難病の患者等に対する地域における相談支援体制の構築等を進める。

### iii) 主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

#### ①日本版 O-NET の創設等による労働市場の「見える化」

- ・職業情報提供サイト「日本版 O-NET」について、平成 32 年からの稼働に向けて、AI・データ分野の専門家から知見を得つつ、民間人材ビジネス、企業等とのデータ連携や AI・ビッグデータの活用も視野に入れ、データの収集・分析や更新、ユーザーインターフェース、「職場情報総合サイト」等との連携など、具体的な設計・開発の検討を進める。
- ・ホワイトカラー職種に求められる能力（知識、技能、コンピテンシー等）を明確化し、効果的なマッチング等につなげるため、民間人材ビジネスと連携して、ジョブ・カードや求人情報等を収集・分析することを通じて、職業能力診断ツールを開発する。

#### ②主体的なキャリア形成の支援

- ・労働者が「気づき」の機会を得て、主体的にキャリア形成を行えるよう、年齢、就業年数、役職等の節目において企業内外でキャリアコンサルティングを受けられる仕組みの普及、ジョブ・カードの活用促進やキャリアコンサルタントの資質向上に取り組むとともに、長期の教育訓練休暇制度の導入支援など学び直しに資する環境整備を進める。
- ・出産・育児等でキャリアを中断した女性の職場復帰、非正規雇用からのキャリアアップ、高等学校等の卒業後に就職した者の大学や専修学校等での学び直しなど、ライフステージに応じたキャリアアップを公的職業訓練や教育訓練給付により支援する。

#### ③HR テクノロジーを活用した企業の人事機能の再設計

- ・企業が働き方改革、生産性向上、人材育成などの様々な経営課題に対応できるよう、経営戦略と連動した「人事機能」のあるべき方向性を検討し、これを実現するために有用な HR テクノロジーの活用の方向性や事例等を提示し、普及支援策を検討する。

#### ④解雇無効時の金銭救済制度の検討

- ・解雇無効時の金銭救済制度について、可能な限り速やかに、法技術的な論点についての専門的な検討を行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。

## 2-3. 外国人材の活躍推進

### (1) KPIの主な進捗状況

《KPI》2020年末までに10,000人の高度外国人材の認定を目指す。さらに2022年末までに20,000人の高度外国人材の認定を目指す。

⇒ポイント制の導入(2012年5月)から2017年12月までに高度外国人材と認定された外国人数は10,572人

《KPI》2020年までに外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増(「留学生30万人計画」の実現)

⇒我が国の大学・大学院など高等教育機関における外国人留学生数は188,384人(2017年5月時点)

※日本語教育機関に在籍する外国人留学生78,658人を加えると267,042人(2017年5月時点)

### (2) 政策課題と施策の目標

第4次産業革命の下での国際的な人材獲得競争が激化する中、海外から高度な知識・技能を有する外国人材の積極的な受入れを図ることが重要である。特に、高度外国人材の「卵」である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向け、外国人学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、留学生と産業界双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングを図る。

また、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

これらの取組に併せて、自国外での就労・起業を目指す外国人材にとって我が国の生活・就労環境や入国・在留管理制度等が魅力的となるよう、政府横断的に外国人の受入れ環境の整備を進めていく。

### (3) 新たに講ずべき具体的施策

#### i) 高度外国人材の受入れ促進

##### ①外国人留学生等の国内就職促進のための政府横断的な取組

##### ア) 外国人留学生などの外国人材受入れ施策の有機的連携

我が国企業のニーズに応じた外国人留学生などの外国人材の受入れを促進するべく、関係府省庁間での連携を深め、関係省庁による以下の様々な施策等を統合的に実施するための体制を構築する。

- ・在外公館、日本貿易振興機構（JETRO）、国際交流基金、日本学生支援機構（JASSO）などの海外事務所及び国内大学の海外拠点の緊密な連携の下、入国前に日本語教育を提供するとともに、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信し、一気通貫で日本への送り出しにつなげる体制を構築する。
- ・大学・企業・自治体等の連携の下、外国人留学生と中堅・中小企業双方の事情に精通する専門家の活用等を通じ、地域の中堅・中小企業のニーズを踏まえた専門教育や、ビジネス日本語・キャリア教育等日本企業への就職に際し求められるスキルを在学中から習得させるとともに、インターンシップ、マッチング事業等を通じて国内企業への就職につなげる仕組みを作る。また、留学生と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等の増設により、留学生と企業とのマッチングを推進する。

#### イ) JETRO のプラットフォームを通じた分かりやすい情報発信・ワンストップサービスの提供

関係府省庁間の連携の下、各施策の有機的な連携を図るための仕組みとして、JETRO によるプラットフォームを本年度から始動し、来年度から本格稼働させる。

- ・日本の生活・就労環境、入管制度、高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業等の情報、日本での就労を希望する外国人留学生が在籍する大学等の情報など一連の情報とともに、関係省庁等が実施するインターンシップ、ジョブフェア、セミナーなどの各種イベント情報を JETRO に集約し、外国人及び我が国企業双方の目線に立った分かりやすい形で発信するポータルサイトを構築する。
- ・企業や高度外国人材・外国人留学生からの採用や就労に関する問い合わせを一元的に回答するワンストップサービスを提供する。
- ・高度外国人材に精通した専門家を活用し、中堅・中小企業に対して採用に際しての手续や課題解決、外国人材が活躍するための就労環境整備、我が国での安定的な定着までの伴走型支援を提供する。

#### ②高度外国人材の受入れ拡大に向けた入国・在留管理制度等の改善

- ・外国人起業家の更なる受入れ拡大に向けて、起業に向けた準備のため最長1年間の在留期間を付与する等の入国管理制度上の措置を講ずるとともに、起業活動実施状況の確認、相談体制の構築等の管理・支援施策を実施するなど、起業活動を支援する「スタートアップ・プログラム（仮称）」を本年中に開始する。
- ・外国人留学生の国内での就職を支援するため、一定の基準を満たす企業に就職予定の留学生については、在留資格変更申請時に提出する資料の簡素化を図るとともに、地方入国管理局に留学生の就職支援に係る専用の相談窓口を設け、在留資格変更申請に係る様々な事前相談に対応する。また、「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。

## ii) 新たな外国人材の受入れ

真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、以下の方向で、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。

### ア) 受入れ業種の考え方

新たな在留資格による外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材の確保のための取組（女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等）を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う。

### イ) 政府基本方針及び業種別受入れ方針

受入れに関する業種横断的な方針をあらかじめ政府基本方針として閣議決定するとともに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針（業種別受入れ方針）を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる。

### ウ) 外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

在留資格の取得に当たり、外国人材に求める技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な知識及び技能とし、業所管省庁が定める試験等によって確認する。また、日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、受入れ業種ごとに業務



上必要な日本語能力水準を考慮して定める。ただし、技能実習（3年）を修了した者については、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとする。

エ) 有為な外国人材の確保のための方策

有為な外国人材に我が国で活動してもらうため、今後、外国人材から保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在を防止するための方策を講ずるとともに、国外において有為な外国人材の送り出しを確保するため、受入れ制度の周知や広報、外国における日本語教育の充実、必要に応じ政府レベルでの申入れ等を実施するものとする。

オ) 外国人材への支援と在留管理等

新たに受け入れる外国人材の保護や円滑な受入れを可能とするため、的確な在留管理・雇用管理を実施する。受入れ企業、又は法務大臣が認めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対して、生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組みを設ける。また、入国・在留審査に当たり、他の就労目的の在留資格と同様、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。加えて、労働行政における取組として、労働法令に基づき適正な雇用管理のための相談、指導等を行う。これらに対応するため、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理、雇用管理を実施する入国管理局等の体制を充実・強化する。

カ) 家族の帯同及び在留期間の上限

以上の政策方針は移民政策とは異なるものであり、外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。ただし、新たな在留資格による滞在中に一定の試験に合格するなどより高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

### iii) 外国人の受入れ環境の整備

#### ①生活環境の改善

ア) 外国人児童生徒に対する日本語指導等の充実

- ・日本語指導・生活指導等を担う教員・支援員の専門性向上を図るべく、

教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデルプログラム」を開発し、その普及を促す。

- ・多言語翻訳システムなど ICT の活用促進等により、外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細やかな就学相談や充実した日本語指導等を実施する。

#### イ) 日本語教育全体の質の向上

- ・日本語教師の質の向上を通じ日本語教育水準を高めるべく、日本語教師養成・研修機関が実施すべきプログラムを開発し、その普及を促すとともに、日本語教師のスキルを証明するための資格創設について検討する。
- ・日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対して、生活場面に応じた日本語を自学・自習できる ICT 教材の開発に本年度中に着手し、来年度以降速やかに提供する。

### ②就労環境の改善

- ・高度外国人材の専門性の発揮や公正な評価・処遇につながる雇用管理改善の取組の指標となる好事例集の普及啓発を図り、魅力ある就労環境整備を促していく。
- ・外国人雇用管理アドバイザーや「新輸出大国コンソーシアム」の専門家による人事・労務管理等に関する相談対応を通じ、高度外国人材の雇用の改善を図る。

### ③在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化

#### ア) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- ・外国人を適正に雇用し、また外国人雇用状況届出等を履行している所属機関を対象に、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請を本年度から開始する。
- ・各種識別番号の活用を通じた行政機関間の情報連携により、在留外国人の在留状況（就労状況、身分の変動等）を法務省が正確かつ確実に把握することにより、在留資格手続の際に提出を求めている各種証明書の提出を不要とするなど、申請手続上の更なる負担軽減を図るための制度の在り方を検討する。

#### イ) 在留管理基盤の強化

- ・法務省が把握する外国人本人の情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案や、事業主が外国人雇用状況届出の義務を履行していないと疑われる事案について、両省間で情報共有

を行い、雇用主に対して届出義務を着実に履行させるための仕組みを本年夏から開始する。また、更なる把握の徹底など、在留管理基盤の強化を図るべく、各種識別番号の活用を検討し、その結論に応じた必要な措置を講ずる。

- ・受入れ外国人材に係る業種・職種・在留資格別などの就労状況を正確に把握する仕組みを検討し、本年度中に結論を得る。

#### ④総合的対応策の抜本的見直し

外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、平成 18 年に策定された『生活者としての外国人』に関する総合的対応策（平成 18 年 12 月 25 日外国人労働者問題関係省庁連絡会議）を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在者や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。

### 3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援

#### 3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築

##### (1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を  
3 倍増とすることを目指す。

⇒1,244 億円 (2016 年度実績)

《KPI》2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4%  
以上とする

⇒3.42% (2016 年度実績)

##### (2) 政策課題と施策の目標

第 4 次産業革命の進展により資本集約型経済から知識集約型経済に経済構造が変化する中、知と人材の集積拠点である大学・国立研究開発法人のイノベーション創造への役割は重さを増しつつある。

これまでの改革により、大学等のガバナンスとイノベーション創出力の強化を図ってきたところであるが、今後、世界と互して競争を行うためには、イノベーションの果実が次の研究開発に投資されるイノベーションエコシステムを産学官が協力して構築することが必要である。

このため、改革の要となる学長等のリーダーシップに基づくガバナンスの下、強みを有する分野へ投資を集中することで、特色のある研究・教育活動を展開するとともに、その取組の「見える化」等を更に進め投資を呼び込み民間資金等を獲得する経営への転換の一層の促進を加速する。これらの取組に当たっては、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔として取りまとめた「統合イノベーション戦略」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、産学官連携して推進する。

##### (3) 新たに講ずべき具体的施策

###### i) 大学改革等による知的集約産業の創出

###### ① 大学経営環境の改善

- ・研究大学における学長(経営責任者)とプロボスト(教学責任者)の機能分担、経営協議会の審議活性化、経営人材キャリアパスの形成等を含む大学ガバナンスコードを来年度中に策定し、大学の自主性・特性を踏まえつつ、透明・公正かつ迅速・的確な意思決定を行うガバナンスを実現する指針を示す。

- ・大学経営に広く学外の声を取り入れ、産業界等の手法の取入れ加速を図るため、国立大学への産業界等からの複数外部理事登用に向けた国立大学法人法の改正等のルール化を進めるとともに、大学改革・経営に携わる当事者間の横の連携を強化・組織化し経営課題や解決策について意見交換・情報提供する場である「大学改革支援産学官フォーラム（仮称）」を来年度から設置する。
- ・経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。
- ・経営に課題のある大学の救済とならないよう配慮しつつ、国公私の枠組みを超えて大学等の連携や機能分担を促進する「大学等連携推進法人（仮称）」制度の創設について来年度中に検討する。
- ・研究大学を中心とした国立大学に対し、民間資金の獲得等に応じ、評価を通じた運営費交付金の配分のメリハリ付け等によるインセンティブの仕組みについて本年度中に検討し、早急に試行的に導入を行う。
- ・国立研究開発法人等において、成果活用等を支援する法人を通じた民間企業等との連携促進、研究成果の活用促進に向けた出資対象範囲や出資可能な主体の拡充等により、イノベーション創出機能の強化を図る。

## ②人材流動性の向上・若手の活躍機会の創出

- ・人材の流動性の向上・若手の活躍機会の創出を図るため、国立大学教員について、適切かつ実効性のある評価に基づく年俸制の完全導入を目指して段階的に拡大し、シニア教員について、在職期間の長期化により処遇が有利にならない仕組み<sup>5</sup>を整備するなどの人事給与マネジメント改革を進める。加えて、給与面でのインセンティブ設定等により民間資金等を柔軟に活用したクロスアポイントメント制度を積極的に活用する。

## ③研究生産性の向上

- ・研究生産性の向上を図るため、競争的研究費の一体的な見直しに来年度から着手する。  
 ー科学研究費助成事業及び科学技術振興機構戦略的創造研究推進事

---

<sup>5</sup> 例えば、退職手当の在り方の見直し、任期制の導入、国家公務員の定年の引き上げに関する検討動向等を反映した給与水準の見直し等

業について、若手関連種目への重点化を図るとともに、新興・融合領域の開拓に資する挑戦的な研究を推進する。

－その他の各府省の競争的研究費についても、若手の育成や支援を重視した仕組みの導入や充実を検討する。

－加えて、プロジェクト型競争的研究費により雇用される若手等が当該プロジェクト以外の研究活動を行う際の要件について、本年度中に考え方を整理する。

- ・来年度から若手研究者を中心に新興・融合領域の開拓や挑戦的な研究の強化も含め、研究生産性の高い事業等へのリソースの重点投下・制度改革や、若手研究者を対象とした研究能力の向上及び研究者ネットワークの構築にも資する海外特別研究員事業の拡充、共同利用・共同研究体制の強化等を図る研究力向上加速プランを実施する。
- ・若手研究者等が、競争的な環境の下、腰を据えて研究に取り組み自身のキャリアを構築できるよう、卓越研究員事業の実施等により、活躍の場の確保や研究マネジメント力の向上を図る。
- ・産学官連携を支え、生産性の飛躍的向上の基盤となる高速電子計算機施設、放射光施設、中性子線施設等の先端的な研究施設・設備の整備・共用やポスト「京」の開発を進めるとともに、大学等有する研究設備・機器等を有効活用するための研究組織内共用システムについて平成 32 年度末までに 100 組織を目指して展開し、複数大学、高等専門学校、公設試等が連携した研究機器相互利用ネットワークを構築する。

#### ④ボーダーレスな挑戦（国際化、大型産学連携）

- ・来年度中に総合科学技術・イノベーション会議において、海外資金獲得増大に資する海外ファンドの獲得や我が国大学・国立研究開発法人と外国企業との共同研究に関し、安全保障貿易管理等に配慮しつつ、外国企業との連携に係るガイドラインを策定する。
- ・大学における産学連携マネジメント体制の強化を図るため、オープンイノベーション機構の整備を推進し、大学等有する技術シーズの「見える化」を進める。加えて、大学、産業界、TLO のネットワーク強化を図るなど、オープンイノベーションネットワークの構築を目指す取組を来年度から開始する。
- ・地域大学等の特徴ある技術を核に事業をプロデュースするチームを創設、知財戦略の強化や最適な技術移転を促進する。その際、自治体主導でさまざまな主体の参画のもと、デザイン思考による地域の社会課

題解決を通じて、地域の新産業創出とイノベーションエコシステムの形成を図る。

- ・海外留学支援及び外国人留学生・研究者の受入れの促進や戦略的な情報発信を通じた大学の国際化を進める。また、本年度から開始される卓越大学院プログラムにおいては、学内資源の重点化に加え、企業等からの外部資金等を活用しつつ、企業や海外トップ大学との共同研究を通じ、「Society 5.0」等を担う高度な博士人材の育成を推進する。
- ・高等専門学校について、技術者教育の特色を基盤に、大学等との連携により機能を補完する等、「Society 5.0」時代を担うIoT、ロボティクス、サイバーセキュリティ等の技術者の育成に資する高等専門学校教育の一層の高度化・国際化を来年度から推進する。
- ・「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議策定）を踏まえた全国の大学の産学官連携の取組を比較評価できるファクトブックを本年度に充実化するとともに、大学と産業界とのマッチング等の共同研究等を拡大する方策について本年度末までに検討を行う。

## ii) 我が国が強い分野への重点投資

- ・「Society 5.0」の実現に向け、制度改革と一体となって、基礎研究から実用化・事業化を見据えた一貫通貫した戦略で研究開発から社会実装までを目指す戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）、民間投資誘発効果の高い分野の研究を加速する官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）等を引き続き着実に推進するとともに、その成果の社会実装やその研究開発マネジメント手法の各府省への横展開を図る。
- ・新たな価値やサービスの創出を通じた生産性革命に貢献するため、民間投資を誘発しつつ、新しい試みに挑戦し、非連続なイノベーションを積極的に生み出すハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進する。
- ・世界を先導する経済的・社会的価値の創出に向け、我が国の基礎科学力・人的基盤の強みを最大限に活かして、世界の第一線で活躍する人材の糾合の場となり国際頭脳循環の核となる世界トップレベルの研究拠点や、情報科学技術を核として「Society 5.0」の実現を目指す先端中核拠点の形成を着実に進める。
- ・研究拠点や研究基盤の整備に当たっては、知識集約社会の形成を目指

し、国際的に優位な学術情報通信基盤等やこれまでの集積を活用するとともに、組織のトップのマネジメントの下、内外のトップ研究者を結集し、イノベーション・ベンチャーのエコシステムの構築等を通じて、産学官の枠を超え、リソースを結集して行う。

- ・学術研究のみならず高い産業利用ニーズが見込まれ、我が国の研究力強化と生産性向上に貢献する、軟 X 線向け高輝度 3GeV 級放射光源（次世代放射光施設）について、財源負担も含めた官民地域パートナーシップにより推進する。
- ・社会・経済に破壊的なイノベーションをもたらすものとして世界で研究開発投資が拡大する量子科学技術について、産学官連携を強化するための拠点構築の推進など、戦略的な取組を推進し、生産性革命に貢献する。
- ・我が国が「強み」を有し、産業基盤を支えるナノテク・材料分野に関して、国内外の動向やサイバー技術、ロボット技術等の進展によるパラダイムシフトを踏まえた新たな研究開発戦略を本年秋までに策定し、着実に実施する。
- ・健康・医療・介護、製造現場等のリアルデータやセンサーとの実装技術等我が国が強みを有する分野と AI 技術との組合せによる技術開発を産学官で社会実装まで推進する方策と、良質な少数データから学習する AI 等、現在の AI 技術の弱みを克服する AI 基盤技術について明確にした、人工知能技術戦略実行計画を本年夏までに策定する。
- ・民間の研究開発投資を呼び込む新しい研究支援手法についての検討を踏まえ、IoT ネットワーク基盤技術、AI によるネットワーク最適制御技術などの情報通信技術に関し、基盤技術の開発と並行した利活用技術の開発の推進方策や、挑戦的なテーマ・目標の達成を競うコンテスト型研究開発といった民間活力を活用した新たな制度の導入について本年度中に結論を得る。



### 3-2. ベンチャー支援強化

#### (1) KPI の主な進捗状況

《KPI》ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増することを目指す

⇒2014 年～2016 年の 3 か年平均：0.025%

《KPI》(新) 企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン<sup>6</sup>)又は上場ベンチャー企業<sup>7</sup>を 2023 年までに 20 社創出

#### (2) 政策課題と施策の目標

「Society 5.0」の社会実装において、イノベーションの担い手であるベンチャー企業は重要な存在であるが、我が国発のユニコーン・ベンチャーは依然として少なく、また、各国・各地域間でのベンチャー・エコシステム競争はますます激化している。

このままでは日本は世界の成長に取り残されるのではないかと、今こそグローバルに成長するベンチャー企業を生み出すために英知を結集すべきではないかという危機感のもと、世界で勝つことのできる有望なベンチャー及びそれらの候補を創出する若者に対して政策リソースを重点化することにより、我が国経済を牽引するような企業を創出することが求められている。

このため、我が国の強みを活かし、官民が一丸となってあらゆる政策を総動員すること等を通じて、我が国のベンチャー・エコシステムの構築を加速し、グローバルなベンチャー企業を生み出していく。

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

##### i) グローバルに活躍するベンチャー企業の創出・育成

- ・世界で活躍するベンチャー企業創出のため、政府と JETRO、NEDO 等が連携し、認定スタートアップに対する海外進出支援等の官民による集中プログラム (J-Startup) を開始するとともに、年度内を目途に参画省庁を拡充する。また、シリコンバレー等の海外エコシステムを活用し、起業家・スタートアップの成長支援及び海外起業家の呼び込みを進める。
- ・外国人起業家の呼び込みに向けて、起業活動を支援する「スタートア

<sup>6</sup> ユニコーン企業数 米国 114 社、中国 62 社 (CB Insights 2018 年 2 月末データ)

<sup>7</sup> 2018 年度当初時点で、創業していない又は創業 10 年未満の企業を対象とする

ップ・プログラム（仮称）」に基づき、外国人起業家に対し起業準備のため最長1年間の在留期間を付与する等の入国管理制度上の措置を本年中に講じ、運用を開始する。

## ii) イノベーションと創業

- ・政府系機関及び官民ファンド等の連携強化や官民ファンドの統合等による収益構造の改善等を図るとともに、実現困難な構想等への挑戦に係る支援の仕組み等について検討を開始する。
- ・ベンチャーによる施策申請コストを削減する「ベンチャー支援プラットフォーム」について、各省にまたがるベンチャー関連施策の一元的な窓口にするべく、関係省庁と連携し、年度内を目途に対象とする施策を拡充する。
- ・国の機関が有する具体的ニーズに照らして公共調達における研究開発型中小・ベンチャー企業の活用を促進する取組を拡充するとともに、政府全体で先進技術の導入や中小・ベンチャー企業の活用を促進するための省庁向けガイドラインを本年度中に策定する。
- ・大企業やベンチャーキャピタル（VC）が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。具体的には、実用化開発に係る事業費等の支援とともに、VC等の専門家による経営指導等、研究開発型ベンチャーの創業・成長を支援する。
- ・イノベーションに向けたリスクマネーが不足している状況等を踏まえ、日本政策投資銀行の投資業務を通じたリスクマネー供給の強化や、秋までに定める投資方針を踏まえた産業革新機構の新ファンド組成などを活用し、国内外をまたがる成長資金の供給を図るとともに、特に、イノベーションエコシステムの構築に向けた支援等を通じた都市部から地域への資金循環を促す取組を強化する。
- ・大学等によるギャップファンドによる支援やライセンス提供の際の新株予約権の活用等により、大学発ベンチャー等への、起業前段階も含めた資金調達の円滑化等を促進する。
- ・アントレプレナーシップを有するが技術シーズを持たない経営者候補人材と、技術シーズを持つ研究者とをマッチングさせ、スピード感を持って支援する体制を構築する。
- ・創薬・バイオをはじめとする赤字先行型の研究開発型ベンチャーが新興市場において中長期的視座から評価され、成功例の創出につながるよう、上場前後のベンチャー企業が国内外の機関投資家向けに情報発信する機会を提供するとともに、新興企業の健全な成長を後押しすべ

- く、本年度中に新興市場の在り方を検討する。
- ・ICT分野におけるシーズ技術の発掘/育成→事業化→グローバル展開を継続的に支援する「ICTスタートアップ・チャレンジ（仮称）」を来年度から順次開始する。具体的には、「異能vation」プログラム等において、チームマッチング・メンタリングの充実や、事業化・グローバル展開への橋渡し支援等に官民で取り組む。
  - ・ベンチャー企業の特許について、本年秋までに、原則1か月以内に1次審査結果を通知できる（「スーパー早期審査」）体制を整備するとともに、審査官と相対で直接意思疎通を図る面接等を行い、ベンチャー企業が活用しやすい権利の取得を支援する取組を開始する。
  - ・本年より、創業期のベンチャー企業を対象として、ベンチャー企業支援の経験を有する専門家からなるチームによりベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を支援する。

### iii) 新規産業の創出

- ・日本発の新たな技術・市場の創出を目指し、量子コンピュータ時代のソフトウェア開発を先導するトップ人材を育成するとともに、AIやビッグデータの次の破壊的なイノベーションを生み出すため、主にIT・データ分野の基礎研究等に従事する若手研究者に対する複数年の研究支援制度を創設する。

## 4. 知的財産・標準化戦略

### (1) KPI の主な進捗状況

《KPI》今後 10 年間 (2023 年まで) で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする。

⇒2016 年度実績は平均 14.6 月

《KPI》中小企業の特許出願に占める割合を 2019 年度までに約 15% とする。

⇒2016 年度実績は 15%

《KPI》2020 年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を 100 件実現する。

⇒2018 年 5 月末実績は、12 件

### (2) 政策課題と施策の目標

IoT、ビッグデータ、AI 等の活用の進展等を背景として、時代の変化に機敏に対応するのみならず望ましい変化を自ら作り出す、プロイノベーション戦略を基調とする新たな知的財産戦略が必要となっている。

このため、新たな知的財産戦略ビジョンを策定し、同ビジョンに基づき、これからの時代に対応した人材・ビジネスの育成、新たな挑戦・創造活動の促進、新たな分野の仕組みのデザインを促進する。

### (3) 新たに講ずべき具体的施策

- ・データや AI の徹底的な利活用による「Society 5.0」時代の経済成長を実現するため、中長期の社会展望と知財システムの在り方を提示する「知的財産戦略ビジョン」(平成 30 年 6 月 12 日知的財産戦略本部決定)に基づき、毎年「知的財産推進計画」を決定し、知財・標準化戦略を推進する。
- ・IoT、AI、ビッグデータ等の新技術による社会変革(イノベーション)を促進する「デザイン経営」の奨励及びブランド形成に資するデザインの保護等の観点から、意匠制度をはじめ他の知的財産権に係る法制度の見直しを含め、「デザイン経営」に資する制度の在り方や奨励する方策について検討し、必要な措置を講ずる。
- ・「経営デザインシート」(平成 30 年 5 月 9 日知的財産戦略本部)等の普及、投資家向けの報告書や金融機関による事業性評価等での活用促進を通じて、企業が知財の価値を評価しつつ将来のビジネスを構想する

取組を推進する。

- ・著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発及びライセンス環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。
- ・不正競争防止法におけるデータの不正取得等に対する差止めの創設等の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、不正競争防止法に関する普及・啓発などの必要な措置を講ずる。
- ・民間の国際標準化活動やルール形成についての支援を拡充するとともに、司令塔機能（政府CSO（Chief Standardization Officer））の在り方の検討を進め、「Society 5.0」を日本発のイニシアティブとして国際社会に発信するための国際標準化の在り方について、官民が連携して検討する。
- ・「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」（平成30年4月13日知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、正規版流通の拡大のほか、サイトブロッキングに係るものを含め、必要な法整備の在り方や国民への著作権教育を含む方策について検討する。

## [2] 大胆な規制・制度改革

### 1. サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／ プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備／ 競争政策の在り方

#### (1) KPI の主な進捗状況

《KPI》(新) 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出<再掲>

#### (2) 政策課題と施策の目標

AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルの実用化を早期に行い、革新的な商品・サービスを間断なく創出することで、生産性を飛躍的に向上させる。

このため、生産性向上特別措置法に基づき、こうした新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度(いわゆる「規制のサンドボックス制度」)の円滑な導入を図る。

また、規制の「サンドボックス」制度の活用を視野に入れつつ、従来の産業分類にとらわれない革新的なビジネスが次々と登場してくる中で、いわゆる業法のような縦割りの発想に基づく仕組みにつき、サービスや機能に着目した発想で捉え直した横断的な制度改革を推進する。

さらに、第4次産業革命の進展の中で大きな役割を果たしているいわゆるプラットフォーム事業者が公正かつ自由な競争をゆがめることのないようその在り方について検討を進める。

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

##### i) 新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制の整備

- ・内閣官房は、内閣府と連携して、「新技術等実証」を実施すべく規制の「サンドボックス」制度を活用しようとする者の申請を幅広く一元的に受け付けるための窓口(新技術等社会実装推進チーム(仮称))を設け、民間事業者からの申請に対する事前相談(新技術等の革新性の確認、新技術等関係規定の確認・整理、主務大臣の確認等)をきめ細かく行うものとする。
- ・関係府省庁等は、あらかじめ、一元的窓口を經由して申請された新技術等実証計画を迅速に審査する体制を構築する。また、各府省庁等は、

新技術等実証の推進部局を、規制所管部局以外に、設置するものとする。

## ii) プラットフォーム選択環境の整備

- ・新たなプラットフォーム型ビジネスが次々と創出され、活発な競争が行われる環境を整備するため、利用者が最も使いやすいプラットフォームを選択でき、中小企業やベンチャーを含めた公正かつ自由な競争環境が確保されるための取組を検討する。
- ・このため、既存の縦割の業規制からサービス・機能に着目した規制体系への転換の在り方や、特定のプラットフォームからいつでもユーザーが移籍できるデータポータビリティやオープンに接続されることが可能な API 開放等を含め、公正かつ自由で透明な競争環境の整備、イノベーション促進のための規制緩和（参入要件の緩和等）、デジタルプラットフォーマーの社会的責任、利用者への公正性の確保などについて、関係省庁で検討し、本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める。

## iii) 経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討

- ・地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化など、経済・社会構造そのものが大きく変化する中、地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、本年度中に結論を得る。〈再掲〉

## 2. 投資促進・コーポレートガバナンス

### (1) KPIの主な進捗状況

《KPI》大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す

⇒日本（TOPIX500）：4.0%

米国（S&P500）：5.4%

欧州（BE500）：4.7%

※いずれも昨年4月から本年3月の期間における各企業の年次決算について本年5月下旬時点で算出。

### (2) 政策課題と施策の目標

企業が過去最高水準の収益をあげる中、持続的な経済成長を成し遂げるためには、この企業収益を活かして、研究開発投資や人材投資を含め、生産性を高める投資を積極果敢に進める必要がある。

そのため、企業が設備投資や賃上げに積極的に取り組むことができる制度上の環境を整備するとともに、企業が株主をはじめ従業員、顧客、取引先、地域社会などの様々な関係者（ステークホルダー）との適切な協働により持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応を図ることができるよう、コーポレートガバナンス改革を進める。

また、活力ある金融・資本市場の実現を通じて、円滑な資金供給が促進されるよう、高齢化社会に適した金融サービスの提供や、市場環境の整備を図る。

### (3) 新たに講ずべき具体的施策

#### i) コーポレートガバナンス改革

昨年5月のスチュワードシップ・コードの改訂に続き、本年6月に、コーポレートガバナンス・コードを改訂した。また、あわせて、両コードの附属文書として、機関投資家と企業との対話において重点的に議論することが期待される事項を取りまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」（対話ガイドライン）を策定した。

これらの取組を受け、コーポレートガバナンスの強化や、果敢な経営判断、大胆な事業再編等を促進すべく、以下の取組を進める。

- ・環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任、取締役会の多様性確保（ジェンダーや国際



性の面を含む)、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。

- ・企業グループ全体の価値向上を図る観点から、グループ経営において「守り」と「攻め」両面でいかにガバナンスを働かせるか、事業ポートフォリオをどのように最適化するかなど、グループガバナンスの在り方に関する実務指針を来年春頃を目途に策定する。
- ・自社株対価の M&A の促進のため、産業競争力強化法改正により創設された税制・会社法に関する特例措置の利用を促すとともに、会社法において、自社株対価 M&A に関する新たな規律を設けることについて、法制審議会に設置した部会において検討を行い、本年度中に結論を得る。

## ii) 建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上

投資家の投資判断に必要な情報が十分かつ公平に、分かりやすく提供されるようにするために、来年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指すなどの観点から、関係省庁は引き続き制度・省庁横断的な総合的な検討を行い、以下の取組を進める。

- ・経営戦略やガバナンス情報等を含む企業と投資家の建設的な対話に資する上場企業の情報開示について、来年前半までを目途に、金融審議会での結論を踏まえた取組を実施するとともに、引き続き、開示の在り方について総合的な検討を行う。
- ・株主総会の招集通知添付書類の原則電子提供について、法制審議会に設置した部会において検討を行い、本年度中に結論を得る。
- ・「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」(平成 29 年 12 月 28 日内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省策定)を踏まえ、関係省庁は、一体的な開示を行おうとする企業の試行的取組を支援しつつ、一体的開示例・関連する課題等について検討し、本年中に検討内容を公表し、その後速やかに必要な取組を実施する。
- ・関係機関等と連携し、国際会計基準(IFRS)への移行を容易にするための更なる取組を進めることにより IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。また、監査に関する情報提供の充実に向けた更なる取組を検討するとともに、監査法人のローテーション制度について調査研究を

行う。

### iii) 中長期的投資の促進

環境・社会・ガバナンス (ESG) 等の持続可能性をめぐる課題を適切に考慮することは、負の外部性の最小化、企業価値・経済全体の安定的成長のために重要であり、国際的潮流でもある。このため、以下の取組を通じ、企業の戦略的投資や、ESG 要素も念頭に置いた中長期的な企業価値向上に資する開示などの情報提供や対話、投資手法の普及等を図る。

- ・企業と投資家が「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス -ESG・非財務情報と無形資産投資-」(平成 29 年 5 月 29 日経済産業省策定)の活用を表明できる仕組みと場を本年度中に整備することにより、ガイダンスの更なる周知・浸透、活用促進を図り、持続可能な価値を生み出す企業の取組に対する国内外の資金を呼び込む。
- ・金融安定理事会 (FSB) の気候変動関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) などの国際的な開示要請の潮流を踏まえ、改定した環境報告ガイドラインを本年 6 月に公表し、ガイドラインの内容を補完・補足するための手引及び解説書を本年度中に発行する。また、本年度中に TCFD 提言に対応する企業を選定して助言など支援を実施する。
- ・環境情報の開示について、企業と投資家の対話の場となる「環境情報開示基盤」の実証を進め、平成 33 年度までに本格運用を目指すとともに、国際的な潮流も踏まえつつ、関係省庁が連携して、温室効果ガスの排出削減量などの環境情報の実効的な開示を促進する。
- ・環境要素を企業経営等に戦略的に取り込む優れた企業 (環境サステイナブル企業) の具体像を市場に向けて示す取組やグリーンボンド発行促進プラットフォームの本格運用を本年度中に実施することを通じて、企業価値向上に向けた取組や投融資判断に環境要素を織り込むグリーンファイナンスを促進する。
- ・中長期的に ESG 投資を促進するべく、ESG 金融懇談会において、我が国内における金融全体へ ESG 要素の考慮を浸透させる方策について、本年 6 月末までに提言をまとめ、その後、提言を踏まえた ESG 情報リテラシーの普及などの施策を実施する。

### iv) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

経済成長や国民生活の向上を図るためには、金融・資本市場が十分に機能を発揮し、質の高いサービスが提供されるとともに、資金の最終的な出し手である家計の金融資産がバランスのとれたポートフォリオに移行していくことが重要である。

そのためには、市場の各主体が、相互牽制の下、より高次の専門性を発揮することにより、市場における自らの責務を果たし、リスクとリターンの適切な評価が行われる、より良い均衡を実現していくことが必要である。

このため、以下の取組を総合的に進めていく。

#### ①「顧客本位の業務運営」の確立と定着

- ・「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、金融機関の営業現場まで顧客本位の業務運営が浸透していくよう、金融機関等に対するモニタリングを実施し、その結果を踏まえ、金融機関間で比較可能な共通KPIの公表等により、金融機関の取組の「見える化」を一層進める。

#### ②家計の安定的な資産形成の促進

- ・本年1月にスタートしたつみたてNISAの普及や利用促進を図る観点から、利便性向上に向けた方策を検討するとともに、官民における職場環境の整備（「職場つみたてNISA」の導入）を促進する。また、スマートフォン等を情報源とする若年世代に対しても効果的に働きかけを行うため、新たな情報発信チャンネルを通じた取組を進める。

#### ③高齢化社会に適合した金融サービスの提供

- ・確定拠出年金（DC）について、本年5月に施行される中小事業主掛金納付制度や簡易企業型年金制度の周知を行うとともに、個人型確定拠出年金（iDeCo）も含め、運営管理機関の営業職員による加入者等への運用の方法の情報提供を可能とするなど、私的年金制度の普及・充実を図る。
- ・金融機関における、老後の資産運用・取崩しを含めた資産の有効活用に適した金融商品・サービスの提供のほか、成年被後見人の財産の保護の仕組みの充実など、高齢者が安心して資産の有効活用を行えるようにする環境整備を図る。

#### ④金融・資本市場の利便性向上と活性化

- ・引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物市場について、電気事業者等との調整を踏まえた円滑な開設を早急に確保するよう、積極的に取り組む。また、決済リスクの削減や市場の

効率性の向上等を図るため、株式・社債等について来年中の T+2 化の着実な実施を促す。

#### ⑤東京国際金融センターの推進

- ・海外金融事業者の誘致促進等に向け、「国際金融都市・東京」構想の具体化を進める東京都とも連携しつつ、金融業の拠点開設サポートデスクを活用し、「ファストエントリー」を加速する。その際、許認可などの審査プロセスの効率化・迅速化・透明化を行い、海外で実績のある資産運用業者等の円滑かつスピーディーな登録を図る。
- ・監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：昨年4月に東京に本部事務局を開設）において、グローバルな監査品質の向上のための議論に積極的に関与する等、本格的な稼働に向け、積極的に支援を行う。

#### ⑥成長力強化に向けた民間によるリスクマネー供給の促進

- ・政府出資（産業投資）のより適切な管理運営の検討を進めつつ、産業投資を活用して民間資金の呼び水とし民間主導によるリスクマネーを供給する特定投資業務などの日本政策投資銀行の投資機能の強化や、産業革新機構の新ファンドの活用を図る。

### 3. 国家戦略特区の推進

#### (1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る<再掲>

⇒2017年10月公表時24位(前年比2位向上)

《KPI》2020年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)<再掲>

⇒2016年10月公表時3位(前年比1位上昇)

#### (2) 政策課題と施策の目標

我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、岩盤規制改革の続行と更なる推進が不可欠であり、その強力な「突破口」として、国家戦略特区の取組を一層促進する。

従来、国家戦略特区の指定は、①広域型の都市圏、②革新的な改革に取り組む自治体のいずれかを念頭に、複数メニューを集中的に活用する特区指定を行い実現してきた。その特例措置の中に、特区以外でもニーズが特に高いメニューがあり、実証地域を増やし横連携で取り組む。

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

##### i) バーチャル特区型指定制度の活用

- ・国家戦略特区について、「地方創生型バーチャル特区」型指定を取り入れ、特定メニューについて、既存の特区エリアを超えた、横連携での実証を可能とする。また、近未来技術型バーチャル特区の指定制度についても、検討を行い、本年度内に結論を得る。

##### ii) 地域における規制改革

- ・国家戦略特区区域からの要望や、国家戦略特区における事業の実績を踏まえ、以下の規制改革の実現に取り組む。
  - 一 国家戦略特区内において、待機児童解消までの措置として、地方公共団体が取り組む「保育支援員」を活用した「地方裁量型認可化移行施設」(仮称)を創設、支援するとともに、厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況等を把握し、分析・評価する。
  - 一 オンライン服薬指導は、国家戦略特区の実証等を踏まえつつ、医薬

品医療機器等法の次期改正に盛り込むことも視野に検討する。

- 一 銀行口座の開設が難しい外国人労働者への賃金支払を円滑化する観点から、賃金の確実な支払などの労働者保護に十分留意しつつ、現行認められている銀行口座及び証券総合口座以外の口座への賃金支払（資金移動業者が開設する口座への送金）の導入可能性について検討を行う。

## 革新的事業活動に関する実行計画

### 一. 計画実行期間

革新的事業活動に関する実行計画に係る計画実行期間については、2020年度までとする。

なお、当該期間における取組を、中長期的な取組にも連動させていく観点から、2025年度までの取組の見通しも併せて記載する。

### 二. 革新的事業活動関連施策についての基本的な方針

#### (1) これまでの取組

2020年を大きな目標として、世界に先駆けて「生産性革命」を実現するため、大胆な税制、予算、規制改革等の政策を総動員する「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）を策定するとともに、これに基づき「生産性向上特別措置法」（平成30年法律第25号）が成立・施行されるなど、生産性革命に向けた取組は着実に進展している。

さらに、第4次産業革命の技術革新を存分に取り込み、「Society 5.0」や「データ駆動型社会」への変革を目指す「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）を策定した。

#### (2) 革新的事業活動関連施策の集中的・一体的推進、迅速・確実な実施

我が国産業の国際競争力の維持及び強化に向け、これまで取り組んできた施策を加速・具体化しつつ、必要な法制上の措置を速やかに講ずるなど、「未来投資戦略2018」に盛り込まれた施策を迅速かつ確実に実行していく。

このため、本実行計画において、生産性向上特別措置法第6条第1項に定める「革新的事業活動関連施策」として、現時点で施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣を明らかにできるものを、三において具体的に示す。

### 三. 新技術等実証の促進に関する施策、革新的データ産業活用の促進に関する施策及びその他の革新的事業活動関連施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣

新技術等実証の促進に関する施策、革新的データ産業活用の促進に関する施策及びその他の革新的事業活動関連施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣は、別添のとおりである。

なお、

①新技術等実証に関する施策は、128 ページ

②革新的データ産業活用に関する施策は、44 ページ、89 ページ

③①及び②以外の革新的事業活動関連施策は、上記以外のページに記載している。

## 目 次

<b>I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等</b>	
[1] 「生活」「産業」が変わる	1
1. 次世代モビリティ・システムの構築	1
2. 次世代ヘルスケア・システムの構築	7
3. 次世代産業システム	17
[2] 経済活動の「糧」が変わる	24
1. エネルギー・環境	24
2. FinTech／キャッシュレス社会の実現	37
[3] 「行政」「インフラ」が変わる	41
1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）	41
2. 次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築等インフラ管理の高度化	47
3. PPP／PFI手法の導入加速	53
[4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる	56
1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現	56
2. まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ実現	63
3. 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化	66
4. 観光・スポーツ・文化芸術	73
<b>II. 経済構造革新への基盤づくり</b>	
[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備	89
1. 基盤システム・技術への投資促進	89
2. AI時代に対応した人材育成と最適活用	96
2-1. AI時代に求められる人材の育成・活用	96
2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革	104
2-3. 外国人材の活躍推進	113
3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援	117
3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築	117
3-2. ベンチャー支援強化	121
4. 知的財産・標準化戦略	125
[2] 大胆な規制・制度改革	128
1. サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／ プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方	128
2. 投資促進・コーポレートガバナンス	130
3. 国家戦略特区の推進	135
[3] 海外の成長市場の取り込み	136
1. 「Society 5.0」の国際展開とSDGs達成	136
2. 日本企業の国際展開支援	138
3. 日本の魅力を活かす施策	144



## 2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革

### i) ダイバーシティの推進

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>						
<p><b>ダイバーシティ経営の推進</b></p> <p>「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」の改訂</p> <p>改訂後「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」の普及により企業におけるダイバーシティ経営を推進</p> <p>「なでしこ銘柄」等の選定基準の改正</p> <p>改正後の「なでしこ銘柄」等の選定基準に基づき選定等を行い、企業における取組を促進</p>						
<p><b>女性活躍の更なる拡大</b></p> <p>上場企業における女性役員登用状況の公表を推進</p> <p>機関投資家等を対象として、ESG投資における女性活躍情報の活用状況を調査</p> <p>機関投資家等を対象とした、ESG投資における女性活躍情報の活用事例の周知</p> <p>女性の役員人材の育成に向け、女性役員育成研修及び修了者人材バンクの充実・強化を実施</p> <p>人材育成研修の認証等の仕組みを検討し、順次実施</p>						
					【経済産業大臣】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年：上場企業役員に占める女性の割合 10%</li> <li>2020年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合 15%</li> </ul>
					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、経済産業大臣】	

# i) ダイバーシティの推進

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>						
<b>女性活躍の更なる拡大</b>						
「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備や保育人材の確保を推進						
「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの受け皿整備を推進						
新たに策定する放課後児童対策に関するプランに基づき、放課後児童クラブの更なる受け皿整備を推進						
女性活躍推進法について、附則に基づき施行後3年の見直し(女性活躍に関する企業の情報開示の拡大等の検討)						
女性活躍に向けた企業等の取組を促進						
セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」(平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等に基づく取組の徹底						
<ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業法の着実な履行の確保</li> <li>「仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会」報告書を踏まえ、女性のキャリア継続に資するよう男性の育児・家事への参加の促進等に向けた総合的な対策の実施</li> </ul>						
<p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、厚生労働大臣】</p> <p>【厚生労働大臣】</p> <p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、厚生労働大臣】</p> <p>【内閣総理大臣（国家公務員制度担当大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、（人事院総裁）、総務大臣、厚生労働大臣、全大臣】</p> <p>※（人事院総裁）とは、人事院総裁に対して検討を要請するものである。</p> <p>【厚生労働大臣】</p>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年：上場企業役員に占める女性の割合 10%</li> <li>2020年：民間企業の課長担当職に占める女性の割合 15%</li> <li>2020年：25歳～44歳の女性就業率：77%（2017年：74.3%）</li> <li>2020年：第1子出産前後の女性の継続就業率：55%</li> <li>2020年度末までに32万人分の保育の受け皿整備</li> <li>2018年度末までに約30万人分の放課後児童クラブの受け皿を整備するとともに、2023年度末までにさらに約30万人分を整備する</li> <li>2020年：男性の育児休業取得率：13%</li> <li>2020年：男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：80%</li> </ul>						

# い) ダイバーシティの推進

2018年度 予算編成 税制改正要望	2019年度 秋～年末 通常国会	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p><b>高齢者、障害者等の就労促進</b></p>	<p>継続雇用延長・定年引上げ促進の集中支援期間</p>	<p>継続雇用延長・定年引上げに係る制度の在り方を再検討</p>	<p>将来的な継続雇用年齢等の引上げに向けた環境整備の実施</p>	<p>【厚生労働大臣】</p>	<p>・2020年：60歳～64歳の就業率：67% (2017年：66.2%)</p>
<p>65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等への支援の促進</p>	<p>高齢者の再就職支援の充実</p>	<p>継続雇用延長・定年引上げに係る制度の在り方を再検討</p>	<p>検討を踏まえた取組の実施</p>	<p>【厚生労働大臣】</p>	<p>・2022年：障害者の実雇用率：2.3% (2017年：1.97%)</p>
<p>・シルバークリスタルセンターを活用したマッチングの促進を含め、雇用によらない働き方の拡大 ・地域で多様な雇用・就業機会を確保する仕組みを展開</p>	<p>定年後継続雇用の高齢者の処遇の在り方の検討</p>	<p>継続雇用延長・定年引上げに係る制度の在り方を再検討</p>	<p>検討を踏まえた取組の実施</p>	<p>【総務大臣、厚生労働大臣】</p>	<p>・2022年：障害者の実雇用率：2.3% (2017年：1.97%)</p>
<p>障害者の更なる雇用拡大や働きやすい環境の整備の推進</p>	<p>障害者の一人ひとりの特性に応じた支援の充実・強化</p>	<p>定年後継続雇用の高齢者の処遇の在り方の検討</p>	<p>モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討</p>	<p>【法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】</p>	<p>・2022年：障害者の実雇用率：2.3% (2017年：1.97%)</p>
<p>サテライトオフィスなどのICTを活用した働き方のモデルの構築</p>	<p>サテライトオフィスなどのICTを活用した働き方のモデルの構築</p>	<p>定年後継続雇用の高齢者の処遇の在り方の検討</p>	<p>モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討</p>	<p>【総務大臣、厚生労働大臣】</p>	<p>・2022年：障害者の実雇用率：2.3% (2017年：1.97%)</p>
<p>障害者の法定雇用率引上げ時期の検討を行い、平成33年4月までに法定雇用率を2.3%に引き上げ(現行2.2%)</p>	<p>障害者の法定雇用率引上げ時期の検討を行い、平成33年4月までに法定雇用率を2.3%に引き上げ(現行2.2%)</p>	<p>定年後継続雇用の高齢者の処遇の在り方の検討</p>	<p>モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討</p>	<p>【法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】</p>	<p>・2022年：障害者の実雇用率：2.3% (2017年：1.97%)</p>
<p>ソーシャルファームに対する共通の認識を醸成し、社会的な認知度を高めるための取組を推進するとともに、行政上の支援の必要性等について検討し、必要に応じ措置</p>	<p>ソーシャルファームに対する共通の認識を醸成し、社会的な認知度を高めるための取組を推進するとともに、行政上の支援の必要性等について検討し、必要に応じ措置</p>	<p>定年後継続雇用の高齢者の処遇の在り方の検討</p>	<p>モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討</p>	<p>【法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】</p>	<p>・2022年：障害者の実雇用率：2.3% (2017年：1.97%)</p>

## ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方の実現

2018年度 予算編成 税制改正要望	2019年度 通常国会	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>秋～年末</p> <p><b>長時間労働の是正、健康確保</b></p>	<p>通常国会</p>	<p>施行</p>	<p>施行</p>	<p>【厚生労働大臣】</p>	<p>• 2020年度末：不本意 非正規雇用労働者の 割合10%以下（2017 年：14.3%）</p>
<p>時間外労働の上限規制について、施行準備のための 取組（法律の趣旨・内容の周知等）</p>	<p>時間外労働の上限規制の 施行</p>	<p>時間外労働の上限規制の 施行</p>	<p>時間外労働の上限規制の 施行（平成35 年度～）</p>		
<p>中小企業における時間外労働の上限規制及び割増賃金率の見直しにつ いて、施行準備のための取組（中小企業のニーズや実情に応じたきめ細 かな相談支援体制の構築等）</p>	<p>中小企業に対する支援について検討を踏まえ実施</p>	<p>中小企業に対する支援について検討を踏まえ実施</p>	<p>中小企業に対する支援について検討を踏まえ実施</p>		
<p>働き方改革のために人材を確保することが必要な中 小企業に対する支援策を検討</p>	<p>産業医・産業保健機能の強化について、施行準備の ための取組（法律の趣旨・内容の周知等）</p>	<p>産業医・産業保健機能の強化について、施行準備の ための取組（法律の趣旨・内容の周知等）</p>	<p>産業医・産業保健機能の強化について、施行準備の ための取組（法律の趣旨・内容の周知等）</p>		
<p><b>雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保</b></p>	<p>パートタイム労働法、労働者派遣法等の改正について、施行準備のための 取組（法律の趣旨・内容の周知等）</p>	<p>パートタイム労働法、労働者派遣法等の改正について、施行準備のための 取組（法律の趣旨・内容の周知等）</p>	<p>パートタイム労働法、労働者派遣法等の改正について、施行準備のための 取組（法律の趣旨・内容の周知等）</p>		
	<p>中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用について、施行準備のた めの取組（中小企業のニーズや実情に応じたきめ細やかな相談支援体制の構築等）</p>	<p>中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用について、施行準備のた めの取組（中小企業のニーズや実情に応じたきめ細やかな相談支援体制の構築等）</p>	<p>中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用について、施行準備のた めの取組（中小企業のニーズや実情に応じたきめ細やかな相談支援体制の構築等）</p>		

## ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方の実現

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>						
<p><b>最低賃金の引上げ</b></p> <p>・最低賃金について、年率3%程度を目的として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す</p> <p>・中小企業等における生産性の向上に資する設備投資等の促進など、生産性向上等に向けた支援を行う</p>					【厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】	
<p><b>多様な選考・採用機会の拡大</b></p> <p>経済界への要請等により「年齢に関わりない転職・再就職者受入れ促進のための指針」を踏まえた取組を促進</p> <p>経済界への要請等により、若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた、通年採用や秋季採用の導入などの取組を促進</p> <p>経済界への要請等により、若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた、地域を限定して働ける勤務制度など新卒者等が希望する地域で将来のキャリア展望が抽ける募集・採用の仕組みの導入を促進</p> <p>労働移動支援助成金について、初めて中高年齢者を採用する企業への助成を拡充するなど、キャリアアップ・キャリアチェンジを後押しすることに重点化して更なる見直しを検討</p>			中途採用の拡大等の状況に応じて見直し		【厚生労働大臣】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年：転職入職率9.0% (2016年：8.0%)</li> <li>・2020年：20歳～64歳の就業率：81% (2017年：80.4%)</li> <li>・2020年：20歳～34歳の就業率：79% (2017年：78.6%)</li> </ul>
<p>助成金を活用した中途採用等の支援</p>						
<p>産業雇用安定センターによる、「雇用調整」目的以外（キャリアチェンジ、人材育成・人事交流等）の出向支援を促進</p>						
<p>中小企業等の中核人材確保に向けて、大企業等からの労働移動を円滑にする環境整備として仲介支援機関等を整備</p>				仲介支援機関等による中小企業の中核人材確保に向けた支援を実施	【経済産業大臣】	

## ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方の実現

2018年度 予算編成 税制改正要望	2019年度 秋～年末 通常国会	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p><b>多様で柔軟なワークスタイルの促進</b></p> <p>多様な正社員について、プロフェッショナル人材の受け皿等として企業での活用を促すため、直近の活用状況を踏まえつつ、職務の内容や能力等に応じた評価や処遇、雇用保障等の在り方について整理を行い、労使双方が参考としている「雇用管理上の留意事項」への反映やモデル就業規則の策定等の対応を検討し、必要な措置を実施</p>				【厚生労働大臣】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年：テレワーク導入企業を2012年度（11.5%）比で3倍（2017年：13.9%）</li> </ul>
<p>テレワークについて、改定ガイドラインの周知により、適正な労働時間管理を促進</p>				【総務大臣】	
<p>テレワークがもたらす生産性向上等の効果について「テレワーク・デイズ」を通じて周知するなどにより経営層の意識改革を進め、テレワークの普及を促進</p>				【厚生労働大臣】	
<p>ガイドライン・改定版モデル就業規則の周知による副業・兼業の普及促進</p>				【内閣総理大臣（国家公務員制度担当大臣）】	
<p>副業・兼業の促進に向けて、働き方の変化等を踏まえた実効性のある労働時間管理や労災補償の在り方等について、労働者の健康確保や企業の予見可能性にも配慮しつつ、労働政策審議会等において検討を進め、速やかに結論を得る。検討結果を踏まえ、必要な措置を実施</p>					
<p>国家公務員が公益的活動等を行うための兼業について、制度の周知をはじめ、円滑な制度運用を図るための環境整備</p>					

## ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方の実現

2018年度	2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要覧 秋～年末 通常国会					
<b>多様で柔軟なワークスタイルの促進</b>					
フリーランスやクラウドソーシングなどの雇用関係によらない働き方について、契約内容の決定などのルールの明確化、契約の履行確保、報酬額の適正化、スキルアップやキャリアアップなどの諸課題に関して、労働政策審議会等において、諸外国の法制的動向等も参考としながら、法的保護の必要性を含めた中長期的な検討					
企業がフリーランス等に仕事を発注した場合に「優越的地位の濫用」等として独占禁止法上問題となり得る行為について、業界団体等へ周知することにより、企業とフリーランス等の公正な取引を確保					
高度プロフェッショナル制度について、施行準備のための取組(法律の趣旨・内容の周知等)					
<b>治療と仕事の両立支援</b>					
主治医と企業の連携の中核となり、患者に寄り添い支援する人材の養成					
企業・医療機関に向けたマニュアルの作成等により企業と医療機関の患者に対する支援ノウハウの強化					
がんや難病の患者等に対する地域における相談支援体制の構築等					
治療と仕事の両立支援の状況等を踏まえて支援を拡充					
				<b>【厚生労働大臣】</b>  <b>【内閣総理大臣(公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣)】</b>	・2020年：テレワーク導入企業を2012年度(11.5%)比で3倍(2017年：13.9%)

### iii) 主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					【厚生労働大臣】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2020年：転職入職率 9.0% (2016年：8.0%)</li> <li>• 大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする (2015年：約49万人)</li> <li>• 2022年：専門実践教育訓練給付の対象講座数を5,000とする (2017年：2,417講座)</li> </ul>
<b>日本版O-NETの創設等による労働市場の「見える化」</b> データの収集・分析や更新、ユーザーインターフェース、「職場情報総合サイト」等との連携など、具体的な設計・開発の検討 ホワイカラー職種に求められる能力を明確化し、効果的なマッチング等につなげるための職業能力診断ツールの開発に当たったの枠組みの検討		日本版O-NETの設計・開発 ツール開発に必要なデータの収集・分析、ツールの活用を通じた、効果的なマッチング等の実施	労働市場の変化に応じて情報の収集・分析・更新等を行うとともに、更なるコンテンツの充実			
<b>主体的なキャリア形成の支援</b> セルフ・キャリアドックの導入希望企業に対し、訪問等による相談や研修の実施等により支援 在職中の若者等に対する企業外での専門的なキャリアコンサルティング機会の提供		ツール開発に必要なデータの収集・分析、ツールの活用を通じた、効果的なマッチング等の実施				
IT・医療介護分野の業界・企業内で通用するコンピテンシーの分りやすい能力証明(表記)の開発 ジョブ・カードの新たな様式の普及のための周知・広報		労働者がキャリアコンサルティングを受けやすい環境の更なる整備				
キャリアコンサルタントの養成講習、更新講習、試験の科目等の見直し等について、労働政策審議会等において検討 長期の教育訓練休暇制度を導入する事業主を対象とした助成金の創設等に向けた検討		「ジョブ・カード制度総合サイト」における、ジョブ・カードの作成サポートに資する情報提供等に関する機能強化の検討・実施 職業能力開発促進法施行規則の改正等を通じた、養成講習、更新講習、試験等の見直し準備	新たな養成講習、更新講習、試験等の実施・定着によるキャリアコンサルタントの資質向上の促進			
長期の教育訓練休暇制度を導入する事業主を対象とした助成金の創設等に向けた検討		助成金等による長期の教育訓練休暇制度の普及促進				
出産・育児等でキャリアを中断した女性の職場復帰、非正規雇用からのキャリアアップ、高等学校等の卒業後に就職した者の大学や専修学校等での学び直しなど、ライフステージに応じたキャリアアップを公的職業訓練や教育訓練給付により支援						



### iii) 主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

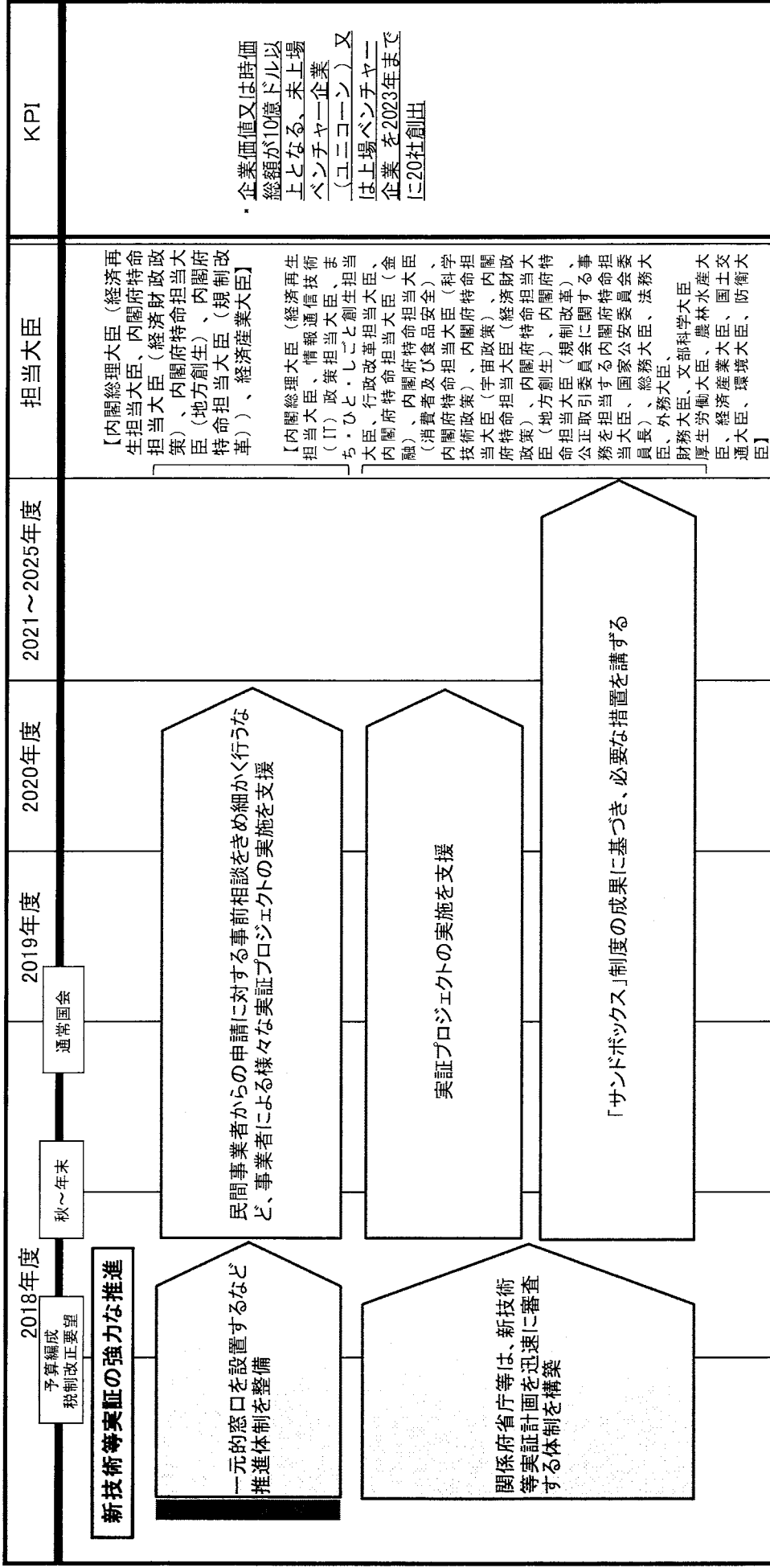
2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p>	<p>秋～年末</p>	<p>通常国会</p>				
<p><b>HRテクノロジーを活用した企業の人事機能の再設計</b></p>		<p>経営戦略と連動した「人事機能」のあるべき方向性を検討し、これを実現するために有用なHRテクノロジーの活用の方向性や事例等を提示し、普及支援策を検討</p>		<p>HRテクノロジーの普及支援策の実施</p>	<p>【経済産業大臣】</p>	<p>• 2020年：転職入職率 9.0% (2016年：8.0%)</p>
<p><b>解雇無効時の金銭救済制度の検討</b></p>		<p>可能な限り速やかに、法技術的な論点についての専門的な検討を行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる</p>				

## [2]大胆な規制・制度改革

### 1. サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／

#### プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方

##### i) 新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制の整備



## ii) プラットフォーム選択環境の整備

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>	<p>プラットフォーム選択環境の整備</p> <p>公正かつ自由で透明な競争環境の整備の在り方について、関係省庁で検討し、年内に基本原則を整理</p>	<p>基本原則に沿って、既存の縦割の業規制からサービス・機能に着目した規制体系への転換の在り方や、特定のプラットフォームからいつでもユーザーが移籍できるデータポータビリティやオープンに接続されることが可能なAPI開放等を含め、公正かつ自由で透明な競争環境の整備、イノベーション促進のための規制緩和(参入要件の緩和等)、デジタルプラットフォームの社会的責任、利用者への公正性の確保などについての具体的措置を早急に進める</p>			<p>【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣】</p>	<p>企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出</p>

## iii) 経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>	<p>経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討</p> <p>地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、本年度中に結論を得る</p>				<p>【内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、内閣府特命担当大臣（金融）、経済産業大臣、国土交通大臣】</p>	

## 2. 投資促進・コーポレートガバナンス i) コーポレートガバナンス改革

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>コーポレートガバナンス改革の課題に係る状況のフォローアップ等</b> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任、取締役会の多様性確保(ジェンダーや国際性の面を含む)、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップ</li> <li>投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討</li> </ul>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>企業グループ全体の価値向上</b> </div> <p>グループガバナンスの在り方に関する実務指針を来年春季頃を目的に策定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">           左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施         </div>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>自社株対価のM&amp;Aの促進</b> </div> <p>自社株対価のM&amp;Aの促進のため、産業競争力強化法改正により創設された税制・会社法に関する特例措置の利用を促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">           左記の結論を踏まえた取組の速やかな実施         </div>						
					<p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣】</p> <p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣】</p> <p>【法務大臣、経済産業大臣】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業（TOPIX500）のROAIについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す</li> </ul>

ii) 建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
<p><b>情報開示の質の向上</b></p> <p>経営戦略やガバナンス情報等を含む企業と投資家の建設的な対話に資する上場企業の情報開示について、来年前半までを目的に、金融審議会での結論を踏まえた取組を実施</p> <p>株主総会の招集通知添付書類の原則電子提供について、法制審議会に設置した部会において検討を行い、本年度中に結論を得る</p> <p>一体的な開示を行おうとする企業の試行的取組を支援しつつ、一体的開示例・関連する課題等について検討。本年中にその検討内容を公表</p>		<p>引き続き、開示の在り方について総合的に検討</p> <p>法制審議会の結論等を踏まえ、会社法の改正等、必要な取組・検討の実施</p> <p>左記の検討を踏まえた取組・検討の速やかな実施</p>			<p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣】</p> <p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】</p>	<p>大企業（TOPIX500）のROAIについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す</p>
<p><b>会計・監査の質の向上</b></p> <p>国際会計基準（IFRS）への移行を容易にするための更なる取組を進めることによりIFRSの任意適用企業の拡大を促進</p> <p>監査に関する情報提供の充実に向けた更なる取組を検討。監査法人のローテーション制度について調査研究を実施</p>						

### iii) 中長期的投資の促進

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末 通常国会					
<b>ESG等の持続可能性をめぐる課題を考慮した中長期的投資の促進</b>						
企業と投資家が「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス-ESG・非財務情報と無形資産投資-」の活用を表明できる仕組みと場を本年度中に整備		左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣、環境大臣】	・大企業（TOPIX500）のROAIについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す
<ul style="list-style-type: none"> <li>金融安定理事会（FSB）の気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）などの国際的な開示要請の潮流を踏まえ、改定した環境報告ガイドラインを本年6月に公表し、ガイドラインの内容を補完・補足するための手引及び解説書を本年度中に発行</li> <li>本年度中にTCFD提言に対応する企業を選定して助言など支援を実施</li> </ul>		左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施				
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境情報の開示について、企業と投資家の対話の場となる「環境情報開示基盤」の実証を進め、平成33年度までに本格運用を目指す</li> <li>国際的な潮流も踏まえつつ、関係省庁が連携して、温室効果ガスの排出削減量などの環境情報の実効的な開示を促進</li> </ul>		「環境情報開示基盤」の本格運用			【経済産業大臣、環境大臣】	
環境要素を企業経営等に戦略的に取り込む優れた企業（環境サステイナブル企業）の具体像を市場に向けて示す取組やグリーン債券発行促進プラットフォームの本格運用を本年度中に実施		左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施			【環境大臣】	
ESG金融懇談会において、我が国内における金融全体へESG要素の考慮を浸透させる方策について、本年6月末までに提言をまとめ、その後、提言を踏まええたESG情報リテラシーの普及などの施策を実施					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣、環境大臣】	

#### iv) 活カある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

2018年度	2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
<b>「顧客本位の業務運営」の確立と定着</b>					
<p>「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、金融機関の営業現場まで顧客本位の業務運営が浸透していくよう、金融機関等に対するモニタリングを実施。その結果を踏まえ、金融機関間で比較可能な共通KPIの公表等により、金融機関の取組の「見える化」を一層推進</p>					
<b>家計の安定的な資産形成の促進</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・つみたてNISAの利便性向上に向けた方策を検討するとともに、官民における職場環境の整備（「職場つみたてNISA」の導入）を促進</li> <li>・スマートフォン等を情報源とする若年世代に対しても効果的に働きかけを行うため、新たな情報発信チャネルを通じた取組を推進</li> </ul>					
<b>高齢化社会に適合した金融サービスの提供</b>					
<p>確定拠出年金（DC）について、本年5月に施行される中小事業主掛金納付制度や簡易企業型年金制度の周知を行うとともに、個人型確定拠出年金（iDeCo）も含め、運営管理機関の営業職員による加入者等への運用の方法の情報提供を可能とするなど、私的年金制度の普及・充実を図る</p>					
			必要な取組・検討の実施	【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業（TOPIX500）のROAIについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す</li> </ul>
			必要な取組・検討の実施	【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
			必要な取組・検討の実施	【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、厚生労働大臣】	
			必要な取組・検討の実施	【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣】	

iv) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>						
<p><b>金融・資本市場の利便性向上と活性化</b></p> <p>総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物市場について、電気事業者等との調整を踏まえた円滑な開設を早急に確保するよう、積極的に取り組む</p>					【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、農林水産大臣、経済産業大臣】	
<p>株式・社債等について、来年中のT+2化の着実な実施を促す</p>			株式・社債等のT+2化		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
<p><b>東京国際金融センターの推進</b></p> <p>金融業の拠点開設サポートデスクを活用し、「ファストエントリー」を加速。その際、許認可などの審査プロセスの効率化・迅速化・透明化を行い、海外で実績のある資産運用業者等の円滑かつスピーディーな登録を図る</p>				必要な取組・検討の実施	【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業（TOPIX500）のROAIについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す</li> </ul>
<p>監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）において、グローバルな監査品質の向上のための議論に積極的に関与する等、本格的な稼働に向け、積極的に支援</p>				必要な取組・検討の実施		
<p><b>成長力強化に向けた民間によるリスクマネー供給の促進</b></p> <p>政府出資（産業投資）のより適切な管理運営の検討を進めつつ、産業投資を活用して民間資金の呼び水とし民間主導によるリスクマネーを供給する特定投資業務などの日本政策投資銀行の投資機能の強化や、産業革新投資機構の新ファンドの活用を図る</p>					【財務大臣、経済産業大臣】	



### 3. 国家戦略特区の推進 i) バーチャル特区型指定制度の活用

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           国家戦略特区について、「地方創生型バーチャル特区」型指定を取り入れ、            特定メニユーについて、既存の特区エリアを超えた、横連携での実証を可能とする         </div>	【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。</li> <li>2020年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る。</li> </ul>

### ii) 地域における規制改革

2018年度		2019年度	2020年度	2021～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           国家戦略特区区域からの要望や、国家戦略特区における事業の実績を踏まえ、規制改革の実現に取り組む         </div>	【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。</li> <li>2020年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る。</li> </ul>

- 待機児童解消のための保育の受け皿拡大と保育の質の確保は「車の両輪」であり、保育園等による保育は、国が定める設備運営基準を満たす保育園等により実施されることが基本。
- 一方で、各自体が独自の創意工夫のもと、待機児童解消のための取組に積極的に取り組めるよう、国家戦略特区において、待機児童が多い自治体が自ら定める基準に基づき「地方裁量型認可化移行施設」(仮称)を設置して、「保育支援員」等を活用しながら待機児童の解消に取り組むことを認める方向で検討(時限措置)。

**大阪府・大阪市提案**

保育需要に対応するため、国家戦略特区において、下記人員配置に係る特例を認めてほしい。

- ①認可保育園において、所定の研修(※)を修了した「**保育支援員**」について、配置基準上必要な**保育士の3分の1に置き換えて配置**できるようにしてほしい。

(※) 27時間の座学研修+480時間のOJT研修  
【参考】保育士の養成課程での履修時間：約1,000時間

- ②上記配置を行った場合も(認可保育園として)**公費による支援**を行ってほしい。

(例) 人員配置基準上、12人の保育士配置が求められる保育園の場合、保育士のうち3分の1(4人)を**保育支援員(1.5人で保育士1人に換算)に代えて**、保育士8人・保育支援員6人で保育業務を行う。

**厚生労働省対応案**

特区において、各自自治体が、独自の設備運営基準(配置基準の**6割以上は保育士**)のもと「**地方裁量型認可化移行施設**」(仮称)を設置することを認める(待機児童解消までの時限措置)。

- ① (保育士不足で運営が困難などの緊急な場合に限り)**認可保育園からの移行も可能**
- ② 「地方裁量型認可化移行施設」に対して、国の運営費の基準額にならない、**設備・運営に応じた運営費を補助**。  
(※)30予算で認可化移行運営費の充実に図っており、安定財源の確保をしつつ、31予算要求に向けて検討。
- ③認可化移行の計画期間は5年間とし、**自治体の判断で延長も可能**とする。

④保育事業者と利用者の**直接契約**

- ⑤**保育の質の確保**のため、下記措置等の実施を義務付け。
  - ・地方裁量型認可化移行施設への**定期的な指導・監査の実施**や**運営状況の見える化**
  - ・**都道府県の協議会による人材確保策の実施・公表**

※ 厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況等を把握し、分析・評価する。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

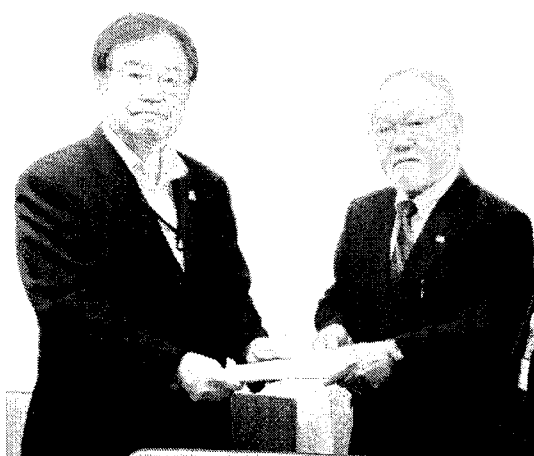
—今号の目次—

- ◆ 平成 31 年度予算要望活動を実施  
（保育三団体協議会） ..... 1
- ◆ 「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載を進めましょう  
（全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会） ..... 2

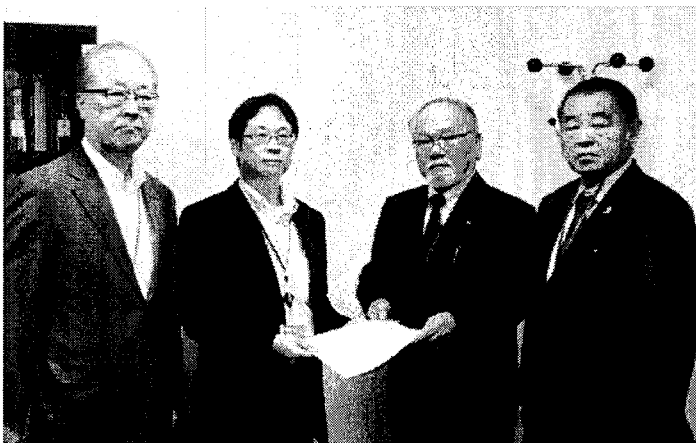
## ◆平成 31 年度予算要望活動を実施 （保育三団体協議会）

平成 30 年 6 月 18 日、本会万田康会長、全国私立保育園連盟の小林公正会長、日本保育協会の大谷泰夫理事長は、保育三団体協議会として、平成 31 年度予算要望活動を実施しました。

厚生労働省では、子ども家庭局長吉田学氏に要望書を手交（写真左）し、保育課長巽慎一氏らに同席いただき、保育をめぐる現状と課題について意見交換を行うとともに、保育三団体協議会として、平成 31 年度予算・制度等に関する要望事項を説明しました。



吉田局長に要望書を手交する万田会長（厚生労働省にて）



川又審議官（中央左）に、大谷理事長（左）、小林会長（右）とともに要望事項を説明（内閣府にて）

内閣府では、子ども・子育て本部審議官川又竹男氏に要望書を手交（前ページ写真右）。要望書の内容を説明するとともに、参事官（子ども・子育て支援担当）西川隆久氏らに同席いただき、子育て支援や保育・教育に関する制度要望等について、意見交換をしました。

また、自由民主党の全国保育関係議員連盟の衆参両議員に対しても、要望活動を実施しました。衆議院議員野田毅氏、参議院議員尾辻秀久氏に要望書を手交し、保育三団体協議会としての要望事項を直接説明しています。

子ども・子育て支援新制度に必要とされている 1 兆円超の財源について、0.3 兆円超も含めて早期にかつ恒常的に確保すること、幼児教育・保育の無償化、新制度の見直し等について、今後の制度動向も含めた確実な対応を求めています。要望内容については別添の資料 1 をご参照ください。

なお、全国保育協議会では今回の要望内容に加え、制度等に関する課題と考え方を整理したパンフレットを作成予定です。会報『ぜんほきょう』7 月号の付録として会員の皆さまにお届けする予定ですので、併せてご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

## ◆「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載を進めましょう (全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会)

平成 30 年 6 月 19 日、本会も構成団体である、全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会（委員長 磯彰格全国経営協会会長、副委員長 本会万田康会長）は、地域でニーズに応える取組を実践している社会福祉法人が、さらに広報を進め、「地域における公益的な取組」の実施・発信率を 100%とすべく、別添のパンフレットをまとめました。

社会福祉法人の会員においては、各施設での取り組みを現況報告書に記載するよう、あらためてご確認をいただき、確実にご対応賜りますようお願い申し上げます。

現況報告書への記載例、地域における公益的な取組の解釈の明確化などの詳細は、別添の資料 2 をご参照ください。

厚生労働省／内閣府／自由民主党全国保育関係議員 各位

## 平成31年度保育関係予算・制度等に向けた要望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会  
会 長 万田 康  
公益社団法人 全国私立保育園連盟  
会 長 小林 公正  
社会福祉法人 日本保育協会  
理事長 大谷 泰夫

我が国の少子高齢化と人口減少の進行は、これまでの推測を超える厳しい状況にあり、その対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りのできない重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行により、新たな保育の受け皿確保は急速な拡充が図られてきた一方で、人口減少地域での保育の維持・確保も大きな課題であります。

日本の将来を担うすべての子どもにとってよりよい成育環境の向上と、家庭や地域における子育て支援の推進を目的に、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、更なる「量的拡充」と「質の向上」が望まれています。

その実現のためには、現場の担い手である保育士等の確保や保育の質の確保、ならびに機能の向上について、その本質を捉えた更なる議論と早急な対策が必要であり、「子育て安心プラン」等に基づいた安定的な財源の確保とともに、より一層の子ども・子育て施策の推進を求め、以下について要望します。

### 1. 保育の質・機能の向上のために

制度制定時に確認された「量的拡充」・「質の向上」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の子ども・子育て支援の安定的定着のために、消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源を早期にかつ恒久的に確保することを要望します。

「質の向上」については、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』のため、職員給与の改善が進められていますが、いまだ保育士と全職種の平均賃金に大きな差があります。保育士等の働きがいにつなげるためにも更なる改善を図ることを求めます。併せて、公定価格全体の算定には、基本単価の引き上げとともに積み上げ方式を堅持することを要望します。

また、次の項目に取り組むことを要望します。

- 保育標準時間認定に対応した常勤（正規）職員配置の改善
- 1歳児の職員配置を改善（6：1→5：1）
- 4・5歳児の職員配置を改善（30：1→25：1）
- 主に子育て支援を担う主任保育士等の専任化と常勤事務職員の配置
- チーム保育推進加算について、職員の平均勤続年数の要件の緩和・撤廃
- 保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置
- アレルギー児への対応や食育の推進の観点から栄養士や調理員の配置の充実

※ 保育士等キャリアアップ研修の実施にあたっては、研修の受講状況等を十分勘案し、すべての保育士等が無理なく受講でき、保育の質の向上が確実に進むよう、研修体系の整備を図ることが必要不可欠と考えます。

## 2. 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化など、子育て家庭の負担等の一層の軽減を要望します。

また、無償化にともない、自治体による独自の保育・子育て関係予算が削減されることのないよう、さらなる地域子育て支援の充実に向けた働きかけが必要です。

## 3. 子ども・子育て支援新制度の見直しに向けた対応について

制度施行時に定められた特例制度（経過措置）や、新制度施行5年後の各種見直しにあたっては、保育団体の意見などを十分に反映していただくことを要望します。

特に、新制度施行後5年で経過措置が終了する事項について、これから新制度に移行する施設や、保育教諭の要件を満たすための教員免許・特例の取得状況を踏まえた、経過措置の延長を求めます。

## 4. 「保育所等整備交付金」等の拡充・推進について

子育て安心プラン等に基づく保育の供給体制整備のため、引き続き、「保育所等整備交付金」の補助単価を、資材費や労務費等の動向を踏まえて改善することを要望します。

## 5. 企業主導型保育事業に対する自治体の関与について

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、自治体（市町村等）の関与の仕組みを導入することや待機児童の解消策に特化することが必要です。

## 6. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の堅持について

平成32年度までに検討し結論を得るとされている本制度について、保育士等の人材確保対策に非常に重要な仕組みであることに鑑み、処遇改善を充実させて人材確保を確実にするという政府施策の方向性と一致するよう、公費助成に関して今後も維持・継続することを要望します。

## 7. 税制改正に関する要望について

地域のセーフティネットとして、社会福祉法人が持てる力を最大限発揮していくため、現行の社会福祉法人の法人税非課税等の税制を堅持するとともに、待機児童解消のため、保育所等の用に供した土地及び建物については、貸主の固定資産税（相続税を含む）を減免・免除することを要望します。

# 社会福祉法人・福祉施設の 「地域における公益的な取組」 の発信率100%へ

## 社会福祉法人制度改革による 「地域における公益的な取組」の責務化の背景

社会福祉法人は  
地域ニーズへ  
十分に対応できているか?

社会福祉法人は  
他の経営主体と比較して  
高い公益性を発揮できているか?

「地域における公益的な取組」の責務化  
(社会福祉法第24条第2項)

社会福祉法人・福祉施設の実践が注目されている!  
＜規制改革推進会議、税制調査会など＞

- 制度の狭間にあるニーズに対応しているか
- 生活困窮者への支援を積極的に行っているか
- 非課税とされているにふさわしい国家や地域への貢献を行っているか など

すべての社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を  
積極的に展開していることを発信することが重要  
「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載を  
発信率100%へ

全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会



# 平成30年度現況報告書への記載・提出

- 平成30年6月末までに、すべての社会福祉法人において「現況報告書」等の提出が必要です。提出は、WAMNET「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を使用し、各所轄庁に提出することとされています。
- 「平成30年度現況報告書」の「11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業含む)」に各社会福祉法人・福祉施設での取組を意識的に記載することが重要です。
- 記載する内容は、「①取組類型コード分類」、「②取組の名称」、「③取組の実施場所(区域)」、「④取組内容」です。

## <平成30年度現況報告書>

現況報告書様式(平成30年4月1日現在)

別紙1

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業含む)(再掲)

取組類型コード分類	取組の名称	取組の実施場所(区域)
地域における公益的な取組①	地域の要支援者に対する相談支援	東京都千代田区
地域における公益的な取組②	地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援	東京都千代田区
地域における公益的な取組③	地域の要支援者に対する権利擁護支援	東京都千代田区
地域における公益的な取組④	地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供	東京都千代田区
地域における公益的な取組⑤	既存事業の利用料の減額・免除	東京都千代田区
地域における公益的な取組⑥	地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動	東京都千代田区
地域における公益的な取組⑦	地域住民に対する福祉教育	東京都千代田区
地域における公益的な取組⑧	地域の関係者とのネットワークづくり	東京都千代田区
地域における公益的な取組⑨	その他	東京都千代田区

「①取組類型コード分類」は、入力候補の一覧から選択します。

公益事業サービス区分(文字)一覧

- 公益事業団体が使用する会館等経営事業
- 地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)
- 地域における公益的な取組②(地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援)
- 地域における公益的な取組③(地域の要支援者に対する権利擁護支援)
- 地域における公益的な取組④(地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供)
- 地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)
- 地域における公益的な取組⑥(地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動)
- 地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)
- 地域における公益的な取組⑧(地域の関係者とのネットワークづくり)
- 地域における公益的な取組⑨(その他)
- 独自定義の公益事業

キャンセル 選択 削除

## <取組類型コード分類>

- 「地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)」
- 「地域における公益的な取組②(地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援)」
- 「地域における公益的な取組③(地域の要支援者に対する権利擁護支援)」
- 「地域における公益的な取組④(地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供)」
- 「地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)」
- 「地域における公益的な取組⑥(地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動)」
- 「地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)」
- 「地域における公益的な取組⑧(地域の関係者とのネットワークづくり)」
- 「地域における公益的な取組⑨(その他)」



# 現況報告書への記載例

## ①地域の要支援者に対する相談支援

### ☑地域の子育て家庭の相談支援

園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談

### ☑施設退所者に対する継続的な支援

児童養護施設退所者への相談支援

## ②地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援

### ☑配食サービス

高齢者世帯に夕食を低額で配り安否確認を実施

### ☑買い物支援サービス

移動が困難な障害者等に対して買い物支援サービスを実施

## ③地域の要支援者に対する権利擁護支援

### ☑成年後見制度活用推進窓口の設置

成年後見制度活用推進窓口を設置し、地域住民の相談支援を実施

## ④地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供

### ☑子育てひろばの設置

子育てひろばを設け、子育て家庭の居場所づくりの取組を実施

## ⑤既存事業の利用料の減額・免除

### ☑社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度

低所得者の介護保険サービスの利用者負担減免

## ⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動

### ☑認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民等が集い介護の悩み等を語り合う場を提供

## ⑦地域住民に対する福祉教育

### ☑障害の理解促進に向けた取組

地域の障害者と地域住民の交流の機会を設けて、障害の理解促進に向けた取組を実施

## ⑧地域の関係者とのネットワークづくり

### ☑災害時に備えた地域のコミュニティづくり

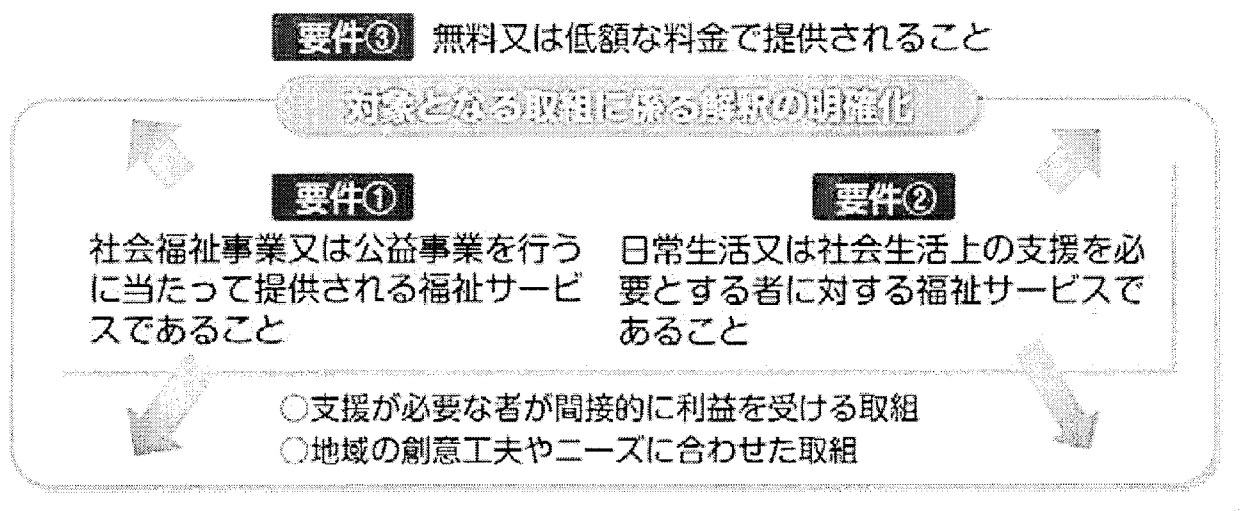
地域の関係者とのネットワーク構築を図りながら、災害時に備えた地域のコミュニティづくりの取組を実施



# 「地域における公益的な取組」の 解釈の明確化

- 平成30年1月23日の通知改正<sup>(※)</sup>により、「地域における公益的な取組」の解釈の明確化が図られました。
- 無料または低額な料金で提供されることは基本としつつも、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても対象に含められることとなりました。

(※) 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号/平成30年1月23日)



- この明確化により、例えば、
  - ・ 住民の居場所(サロン)、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組
  - ・ 住民ボランティアの育成
  - ・ 災害時に備えた地域のコミュニティづくり
  - ・ 住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会 等
 社会福祉法人・福祉施設の持つ専門性やノウハウを活用した多様な取組も該当することになりました。

全国社会就労センター協議会  
 全国身体障害者施設協議会  
 全国保育協議会  
 全国保育士会  
 全国児童養護施設協議会

全国乳児福祉協議会  
 全国母子生活支援施設協議会  
 全国福祉医療施設協議会  
 全国救護施設協議会

全国社会福祉法人経営者協議会  
 障害関係団体連絡協議会  
 全国厚生事業団体連絡協議会  
 高齢者保健福祉団体連絡協議会

**全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会**

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨により被災した保育所等への支援について…………… 1

## ◆平成30年台風第7号及び前線等による豪雨により被災した保育所等への支援について

先週から続いた豪雨等により、各地の甚大な被害が報告されております。被災された皆さまに、心よりお見舞い申しあげます。

平成30年7月9日、厚生労働省子ども家庭局保育課から、本会に対し「災害により被災した保育所等への対応について」、協力要請と、会員への周知依頼の連絡がありました。

会員の皆さま、協議員各位、各都道府県・市保育組織、ブロック保育協議会におかれましては、別紙の内容をご確認いただき、被災者を含めた必要な支援について、迅速かつ適切なお対応を賜りますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申しあげます。

### (1) 被災状況の把握について

本会では、各都道府県・市保育組織を通じて、会員の被災状況の把握を進めております。情報収集等に引き続きご協力を賜りますよう、お願い申しあげます。

### (2) 被災地域における保育所等の対応について

被災地域や近隣地域の会員の皆さまには、被災等により開所できない保育所等を利用する子ども、緊急的に一時的な預かりが必要な子ども等について、自治体と連携し、定員超過による受入れを行うなどの支援を行っていただくよう、お願いいたします（別紙1）。

その際の被災した支給認定保護者等に係る「利用者負担額」、「利用定員」の取り扱いについては、別紙2に示されていますのでご確認ください。

また、こうした特例的な受入れに必要な物資や保育士等の人員について、県域を超えて物資支援や保育士等の派遣が必要な際には、ブロック保育協議会と連携して本会としても協力してまいります。ブロック保育協議会におかれては、引き続き状況把握に努めていただくようお願いいたします。

被災地域への支援にあたっては、会員の皆さま、各都道府県・市保育組織、各ブロック保育組織、全国保育協議会が連携して取り組む必要があります。

会員の皆さまに、ブロック保育協議会、各都道府県・市保育組織を通じて被災地域への支援のご協力をお願いさせていただく際には、物的・人的支援についてご高配を賜りたく、引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。

**【別紙：添付ファイル1点】**

- （別紙1）「高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」（平成30年7月7日、事務連絡）
- （別紙2）「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（平成30年7月6日、事務連絡）

事務連絡

平成30年7月7日

都道府県  
各指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について

1. 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、避難者の積極的な受入れを行うとともに、避難者の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
2. 被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。

また、従来より、災害福祉支援ネットワークの整備の推進をお願いしているところですが、当該ネットワークも有効に活用した取組をお願いいたします。

厚生労働省としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。

事務連絡  
平成30年7月6日

各都道府県、指定都市、中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省子ども家庭局保育課

子ども・子育て支援に係る災害対応について(周知)

標記について、貴管内の市町村において、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により被災された保護者等に係る対応について、下記のとおり周知しますので、特別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

なお、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

記

1. 被災した支給認定保護者等に係る利用者負担額について

子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第24条第1項等の規定により、支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合等において、市町村の判断により、利用者負担額を減免した際に、減免した部分につきましても国と地方の補助割合に従い補助対象とすることとしております。

ついては、被災した支給認定保護者等に係る利用者負担額について、特別の御配慮をお願いいたします。

2. 利用定員について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第22条及び第48条に基づき、災害等やむを得ない事情がある場合には、利用定員を超えて特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことができる旨定められております。

ついては、各施設における利用定員の弾力化について、特別の御配慮をお願いいたします。

(以上)

**【連絡先】**

内閣府 子ども・子育て本部  
参事官(子ども・子育て支援担当) 付  
TEL: 03-5253-2111 (代表) 内線 38339  
FAX: 03-3581-2521

【参照条文】

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

第二章 子ども・子育て支援給付

第三節 子どものための教育・保育給付

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

（施設型給付費の支給）

第二十七条 （略）

2 （略）

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4～8 （略）

（特例施設型給付費の支給）

第二十八条 （略）

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

3～5 （略）

（地域型保育給付費の支給）

第二十九条 （略）

2 (略)

3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4～8 (略)

(特例地域型保育給付費の支給)

第三十条 (略)

2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。） 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

3～5 (略)



○子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）（抄）

（施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担）

第二十三条（略）

2（略）

3 施設型給付費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第四条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

二 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第五条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

三 特別利用保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第六条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

四 特別利用教育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第七条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

五 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十九条第三項第一号に掲げる額から第九条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

六 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

七 特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十一条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

八 特定利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十二条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

九 特例保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第四号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十三条から第十四条の二までに定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

(施設型給付費等負担対象額の特例)

第二十四条 市町村が、災害その他の内閣府令で定める特別の事由があることにより、特定教育・保育等（法第五十九条第三号に規定する特定教育・保育等をいう。次項において同じ。）に要する費用を支給認定保護者が負担することが困難であると認め、その負担を軽減するよう法第二十七条第三項第二号の市町村が定める額、法第二十八条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額、法第二十九条第三項第二号の市町村が定める額、法第三十条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を定めた支給認定保護者が受けた施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。次項において同じ。）、特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次項において同じ。）、地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。次項において同じ。）又は特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次項において同じ。）に關しての前条第三項の規定の適用については、同項各号中「に定める額」とあるのは、「に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額」とする。

2 (略)

○子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）（抄）

第五章 費用等

(令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由)

第五十六条 令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二～四 (略)

(令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額)

第五十七条 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第一号又は第二号の事由があると認めた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して適当と認める額を定めるものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

2～5 (略)

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

(抜粋)

第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第二節 運営に関する基準

(定員の遵守)

第二十二條 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。  
ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四條第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四條第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

### 第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

#### 第二節 運営に関する基準

(定員の遵守)

第四十八條 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六條第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四條第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(以上)

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 『保育現場における感染症の知識と対応』頒布開始 ～「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」に対応して刊行…………… 1
- ◆ 第3回「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」開催（厚生労働省）…………… 2
- ◆ 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（厚生労働省）…………… 3
- ◆ 2018年度「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を募集中（全国社会福祉協議会）…………… 4
- ◆ 労働者派遣の受入れについて ～平成27年の労働者派遣法改正をご確認ください（厚生労働省）…………… 4
- ◆ 社会福祉法人による海外事業の実施等について（厚生労働省）…………… 5
- ◆ 「都道府県経営協セミナー」参加勧奨（全社協・社会福祉施設協議会連絡会）…………… 5
- ◆ 「認定子育てハッピーアドバイザー養成講座」のご案内（HAL）…………… 7
- ◆ 『保育現場における感染症の知識と対応』頒布開始  
～「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」に対応して刊行

全国保育協議会では、平成20年6月に「感染症の知識と対応」を発行して以来、新たな感染症の流行拡大や、厚生労働省からのガイドラインの発出にあわせて改訂増補を重ね、

これまで多くの保育関係者の皆さまにご活用いただけてまいりました。

本書は、平成30年3月に「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」が厚生労働省から発出されたことを受け、新たに示された、これからの保育現場に求められる感染症対策について、保育関係者にわかりやすくご理解いただくことを目的に、新たに刊行いたしました。この1冊で、保育現場における総合的な保健活動の推進に活用いただける内容となっています。

施設の保健活動のご参考として、各園に1冊常備いただきたく、お申込みをお待ちしております。

## 『保育現場における感染症の知識と対応』

### ～「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」対応～

インフルエンザ、ノロウイルス、はしか、プール熱など、保育現場で起こりやすい感染症の対応方法を、わかりやすく活用しやすいようにまとめています。

○著者 遠藤郁夫 氏(浜町小児科医院 医師/日本保育保健協議会 前会長)

○発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

○定価 1,000 円(税込・送料別)

#### ○主な内容

- ①保育現場における健康と安全
- ②2018年版ガイドラインのポイント
- ③保育現場における感染症の基礎知識
- ④保育現場における主な感染症の対応
- ⑤その他保育保健で大切なこと

【保育現場における感染症の対応 Q&A】

#### 【資料編】

保育所における感染症ガイドライン(2018年改訂版)

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン

・書店での販売はいたしておりません。ご購入は、別添のお申し込み用チラシにて、お申込みください。

## ◆第3回「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」開催（厚生労働省）

平成30年7月4日、厚生労働省は、第3回「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」を開催しました。

同検討会は、保育の質を「内容」「環境」「人材」の3つの観点からとらえたうえで、主として保育の「内容」面から具体的な方策を検討することを目的とし、第3回は、第2回（6月12日開催）に引き続き、関係者ヒアリングが行われ、事業者5名（村山中藤保育園「櫻」〔東京都〕副園長 若山望氏、えひめ乳児保育園〔愛媛県〕副園長 上岡米子氏、さくら保育園〔京都府〕園長 森田達郎氏、ベネッセ日吉保育園〔神奈川県〕園長 伊賀上知子氏、北区立西ヶ原保育園〔東京都〕園長 久保正子氏）から、子ども主体の保育方法や保育の質向上に向けた取り組みについて発表がありました。

これまでのヒアリングを受けて、座長の汐見稔幸氏（東京大学名誉教授）は、今後の報告に向けて考えられる論点として、次の8項目を示しました。

①園外研修と園内研修の往還、②公開保育、③新しいメディアを研修にどうつなげるか（ドキュメンテーション等）、④施設の理念の伝達、⑤対話と共有、⑥リーダーシップ論、⑦幼保小の連携と地域との連携、⑧保育の質向上における行政の役割と意義。

今後、8月2日に第4回検討会が開催され、引き続き関係者ヒアリングが行われます。その後、9月頃に論点整理が行われ、それに基づき、中期的に検討を行っていくとのスケジュールが示されています。

第3回の資料は、下記ホームページで公開される予定です。詳細は、別添の資料1をご参照ください。

※厚生労働省 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo.html?tid=554389>

## ◆子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（厚生労働省）

平成30年6月28日、厚生労働省は、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長に対して、子ども食堂に関する留意事項等を示した通知を発出しました。

同通知は、地域住民、福祉関係者および教育関係者に対し、子ども食堂の活動に関する理解と協力を促すことを求めるとともに、子ども食堂における安全管理について留意すべき点を整理したものです。子ども食堂について「困難を抱える子どもたちへの支援を中心に活動するもの、地域の様々な子どもたちを対象とした交流拠点を設けようとするもの、「地域食堂」等の名称により、子どもたちに限らず、その他の地域住民を含めて対象とし、交流拠点を設けようとするものなど、多岐にわたります」と、子ども食堂の多様な現状について整理しています。

そのうえで、子ども食堂の活動への協力の依頼や、活用可能な施策の列挙、子ども食堂の運営上留意すべき事項（食品安全管理、他制度や他機関との連携等）についてもまとめています。

詳細は、別添の資料 2 をご参照ください。

## ◆2018 年度「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を募集中（全国社会福祉協議会）

全国社会福祉協議会では、2018 年度の「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を募集しています。

同助成は、児童福祉の実践に情熱をもやし、自らの技術と専門性を高めるため、積極的に研究活動に励んでいる保育士等職員に対して、研究費の一部を助成するものです。

平成 30 年度も「2018 年度植山つる児童福祉研究奨励基金募集要項」により研究助成の募集をしておりますので、関係者への周知をお願いいたしますとともに、より多くのご応募をお願い申し上げます。

募集要項および申請書は、全国社会福祉協議会ホームページの「新着情報」（平成 30 年 5 月 31 日）に掲載しています。

※全国社会福祉協議会ホームページ

[https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/sponsor/20180531\\_tsuru.html](https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/sponsor/20180531_tsuru.html)

詳細は、別添の資料 3 をご参照ください。

## ◆労働者派遣の受入れについて ～平成 27 年の労働者派遣法改正をご確認ください (厚生労働省)

平成 27 年の労働者派遣法の改正から、施行後 3 年を迎え、労働者派遣の受入れが適正に行われるよう、「受入れ期間制限ルール」「派遣労働者への募集情報の提供」等について、ご確認をお願いいたします。

特に、「同一の事業所において、派遣可能期間（3 年）を超えて派遣を受け入れることはできません」。「派遣可能期間を延長した場合でも、派遣先の事業所における同一の組織単位（いわゆる「課」などを想定）で、3 年を超えて同一の派遣労働者を受け入れることはできません」。詳細は、別添の資料 4 をご確認ください。

なお、資料 4 の最終ページには、都道府県労働局の問い合わせ先が記載されています。

## ◆社会福祉法人による海外事業の実施等について (厚生労働省)

平成30年7月2日、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課は、通知「社会福祉法人による海外事業の実施等について」を発出しました。

この通知は、主に、介護職種の技能実習生や在留資格を持つ外国人介護福祉士等の介護分野の外国人受入れに関するものですが、保育所・認定こども園等を経営する社会福祉法人が、海外において保育に関する事業を展開することも想定されることから、「海外事業等の資金」などの記載について、ご確認くださいようお願い申し上げます。

また、保育所等の海外展開については、同通知のQ&A(平成30年7月4日発出)の「2」に次の記載があります。

(問)

外国で日本人を対象とした保育所等の運営をする場合について公益事業として判断することはできるか。

(答)

社会福祉法人は、本来、国内における様々な福祉ニーズを有する者への支援を行うために設立されたものであり、その法人の実施する公益事業は、国内の社会福祉に関係する公益性の高い事業とされることから、外国における福祉ニーズに対応する事業は公益事業として認められない。

詳細は、別添の資料5の同通知、同通知のQ&Aをご参照ください。

## ◆「都道府県経営協セミナー」参加勧奨 (全社協・社会福祉施設協議会連絡会)

全保協が構成団体に連なる全社協・社会福祉施設協議会連絡会の後援により、今年度も標記セミナーが開催されます。

すべての社会福祉法人が社会福祉法人制度改革に対して積極的に対応し、社会福祉法人が今後も社会福祉の主たる担い手としての役割を果たすこと、そして、さらに社会福祉法人の主体性を確保し、自律的な経営が実現できるよう、実践発表を交えながらプログラムが展開されます。

特に、社会福祉関係者が不安と感じられている「人材確保」、「広報戦略」、「地域における公益的な取組」をキーワードに、経営者が押さえておくべきポイントや着眼点について



理解を深め、将来を見据えた法人経営の確立に資することを目的に開催いたします。

また、各法人において組織運営が適切に行われているか再点検するために、指導監査のポイントと指導監査ガイドライン等において求められている事項について確認します。

全保協会員の皆さまに、本セミナーへのご参加を勧奨いたします。詳細は、後掲の各都道府県経営協にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

	都道府県	日程	会場	問い合わせ先	電話番号
1	北海道	7月2日	<u>札幌ビューホテル大通公園(札幌市)</u>	北海道社会福祉法人経営者協議会	011-241-3766
2	青森県	7月18日	<u>青森国際ホテル(青森市)</u>	青森県社会福祉法人経営者協議会	017-723-1391
3	岩手県	7月19日	<u>ホテル東日本盛岡(盛岡市)</u>	岩手県社会福祉法人経営者協議会	019-637-4403
4	宮城県	8月29日	<u>TKP ガーデンシティ仙台(仙台市)</u>	宮城県社会福祉法人経営者協議会	022-263-0531
5	秋田県	8月28日	<u>秋田キャッスルホテル(秋田市)</u>	秋田県社会福祉法人経営者協議会	018-864-2707
6	山形県	7月20日	<u>ヒルズサンピア山形(山形市)</u>	山形県社会福祉法人経営者協議会	023-641-0561
7	福島県	7月4日	<u>ビックパレットふくしま(郡山市)</u>	福島県社会福祉法人経営者協議会	024-523-1256
8	茨城県	8月23日	<u>水戸プラザホテル(水戸市)</u>	茨城県社会福祉施設経営者協議会	029-350-8585
9	栃木県	7月10日	<u>ホテル東日本宇都宮(宇都宮市)</u>	栃木県社会福祉法人経営者協議会	028-622-5711
10	群馬県	8月7日	<u>群馬県公社総合ビル(前橋市)</u>	群馬県社会福祉法人経営者協議会	027-289-3344
11	埼玉県	8月7日	<u>埼玉県県民健康センター(さいたま市)</u>	埼玉県社会福祉法人経営者協議会	048-822-1191
12	千葉県	8月28日	<u>オークラ千葉ホテル(千葉市)</u>	千葉県社会福祉法人経営者協議会	043-245-1104
13	東京都	8月1日	<u>あいおいニッセイ同和損保新宿ビル(渋谷区)</u>	東京都社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会	03-3268-7192
14	神奈川県	8月24日	<u>ホテル横浜キャメロットジャパン(横浜市)</u>	神奈川県社会福祉協議会 経営者部会	045-311-1424
15	新潟県	8月10日	<u>新潟ユニゾンプラザ(新潟市)</u>	新潟県社会福祉法人経営者協議会	025-281-5523
16	富山県	7月25日	<u>富山第一ホテル(富山市)</u>	富山県社会福祉法人経営者協議会	076-432-2959
17	石川県	7月24日	<u>金沢商工会議所(金沢市)</u>	石川県社会福祉法人経営者協議会	076-224-1212
18	福井県	8月20日	<u>福井商工会議所(福井市)</u>	福井県社会福祉法人経営者協議会	0776-24-2347
19	山梨県	8月22日	<u>アピオ甲府(昭和町)</u>	山梨県社会福祉法人経営者協議会	055-254-8610
20	長野県	8月3日	<u>若里市民文化ホール(長野市)</u>	長野県社会福祉法人経営者協議会	026-224-3700
21	岐阜県	8月1日	<u>岐阜都ホテル(岐阜市)</u>	岐阜県社会福祉法人経営者協議会	058-273-1111
22	静岡県	7月12日	<u>静岡商工会議所(静岡市)</u>	静岡県社会福祉法人経営者協議会	054-254-5231
23	愛知県	7月23日	<u>ホテルメルパルク名古屋(名古屋市)</u>	愛知県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者委員会	052-212-5509
24	三重県	8月22日	<u>三重県教育文化会館(津市)</u>	三重県社会福祉法人経営者協議会	059-228-0014
25	滋賀県	8月29日	<u>滋賀県立長寿社会福祉センター(草津市)</u>	滋賀県社会福祉法人経営者協議会	077-567-3921
26	京都府	8月20日	<u>京都タワーホテル(京都市)</u>	京都府社会福祉法人経営者協議会	075-252-6292
27	大阪府	7月25日	<u>大阪国際交流センター(大阪市)</u>	大阪府社会福祉協議会 社会福祉施設経営者部会	06-6762-9001
28	兵庫県	7月26日	<u>神戸メリケンパークオリエンタルホテル(神戸市)</u>	兵庫県社会福祉法人経営者協議会	078-242-4635
29	奈良県	8月10日	<u>奈良ロイヤルホテル(奈良市)</u>	奈良県社会福祉法人経営者協議会	0744-29-0100

	都道府県	日程	会場	問い合わせ先	電話番号
30	和歌山県	8月30日	ホテルアバローム紀の国(和歌山市)	和歌山県民間社会福祉施設経営者協議会	073-435-5224
31	鳥取県	8月3日	新日本海新聞社中部本社ホール(倉吉市)	鳥取県社会福祉施設経営者協議会	0857-59-6344
32	島根県	7月9日	ホテルニューウェルシティ出雲(出雲市)	島根県社会福祉法人経営者協議会	0852-32-5958
33	岡山県	8月23日	リーセントカルチャーホテル(岡山市)	岡山県社会福祉法人経営者協議会	086-226-3529
34	広島県	8月8日	広島県社会福祉会館(広島市)	広島県社会福祉法人経営者協議会	082-254-3416
35	山口県	8月17日	かめ福(山口市)	山口県社会福祉法人経営者協議会	083-924-2799
36	徳島県	8月8日	ろうきんホール(徳島市)	徳島県社会福祉法人経営者協議会	088-654-4461
37	香川県	7月27日	香川県社会福祉総合センター(高松市)	香川県社会福祉法人経営者協議会	087-861-5611
38	愛媛県	7月30日	ホテルメルパルク松山(松山市)	愛媛県社会福祉法人経営者協議会	089-921-8344
39	高知県	8月27日	高知会館(高知市)	高知県社会福祉法人経営者協議会	088-844-3605
40	福岡県	8月27日	九州ビル(福岡市)	福岡県社会福祉法人経営者協議会	092-584-3377
41	佐賀県	7月9日	マリトピア(佐賀市)	佐賀県社会福祉法人経営者協議会	0952-23-4248
42	長崎県	8月17日	ホテルニュー長崎(長崎市)	長崎県社会福祉法人経営者協議会	095-846-8618
43	熊本県	7月12日	KKR ホテル熊本(熊本市)	熊本県社会福祉法人経営者協議会	096-324-5462
44	大分県	8月30日	大分県社会福祉介護研修センター(大分市)	大分県社会福祉法人経営者協議会	097-558-0300
45	宮崎県	7月4日	シーガイアコンベンションセンター(宮崎市)	宮崎県社会福祉法人経営者協議会	0985-22-3380
46	鹿児島県	7月24日	城山ホテル鹿児島(鹿児島市)	鹿児島県社会福祉法人経営者協議会	099-257-9885
47	沖縄県	8月10日	沖縄県総合福祉センター(那覇市)	沖縄県社会福祉法人経営者協議会	098-887-2000

## ◆「認定子育てハッピーアドバイザー養成講座」のご案内 (HAL)

平成26、27年度に、会報「ぜんほきょう」の「子育てパパ・ママに贈る、子どもとの関わり方ワンポイント」を連載されていた明橋大二氏が、標記研修会に登壇されます。ご好評いただいていた明橋先生のプログラムの詳細は、別添の資料6をご参照ください。

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会  
(第3回)  
議 事 次 第

平成30年7月4日  
10:00～12:00  
TKP新橋カンファレンスセンター ホール5B

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 保育所等における保育の質の確保・向上について
- (2) その他

3. 閉 会

< 配付資料 >

- 資料1-1 村山中藤保育園「櫻」副園長 若山望氏提出資料
- 資料1-2 えひめ乳児保育園副園長 上岡米子氏提出資料
- 資料1-3 さくら保育園園長 森田達郎氏提出資料
- 資料1-4 ベネッセ日吉保育園園長 伊賀上知子氏提出資料
- 資料1-5 西ヶ原保育園園長 久保正子氏提出資料
- 資料2 今後の検討スケジュールについて(案)

## 村山中藤保育園「櫻」の保育実践について

平成30年7月4日（水）

村山中藤保育園「櫻」 若山望

### 【園の概要】

社会福祉法人 高原福祉会

村山中藤保育園「櫻」 東京都武蔵村山市中央1丁目28番地

定員 220人 職員31人（非常勤16人）

保育目標 人としての機能発達を重視し、自ら遊びに挑む子どもを育む

保育理念 人間が人間らしく育つ 子どもは自ら育つ力を持っている

保育者指針 ①命を預かっている

②パーソナリティ・心の形成期である

③発達段階に即し、意図的に誘導する

子どもが自主的自発的に活動しやすいよう、自ら学びを得られるよう、環境を整備する、環境整備者である

保育形態 0歳児～2歳児 小規模グループ保育

3歳児～5歳児 異年齢・同年齢保育

### 1. 子ども主体の保育

#### ○一人一人の発達に合わせた保育（支援を必要とする子ども・一時保育児含め）

ありのままの子どもの姿を受け入れ、発達期を見極め、望ましい環境を整備し、保育園全体で保育する。

#### <具体的な配慮>

（ありのままの子どもの姿を受け入れる）

～心を感じながら接していく中で、多角的に洞察していく。

\*好きなこと・嫌なこと（好むこと・不得手なこと・感覚面）

\*分かること・分かりにくいこと（知的面）

\*扱いにくそうな体の動き（身体面）

（発達期を見極める・望ましい環境を整備する）

～1人ひとりの発達段階に合わせる（発達チェック表使用）

## 2. 保護者支援・関係機関及び小学校等との連携

### ○保護者・家庭状況に合わせた支援

“安心した子育て”に平等性をおいて考える。

家族支援も視野に入れ子どもにとって望ましい方向性を見極めながら支援する。  
信頼関係を重視し、自ら子育てに意欲がもてるように親子の心を繋いでいく。

(子ども家庭支援センターなどとの連携)

\* 育児困難家庭など複雑な要因のある家庭の場合

～各機関で連携をとり役割を分担していく。

(療育病院の地域支援事業の活用)

\* 支援を必要とする子どもの主治医や言語聴覚療法士、作業療法士、理学療法士、心理などの療育機関の担当者等と、保護者の同意のもとで連携し、互いの専門性を活かし合い、子どもの育ちを支える。

### ○小学校との連携

(日常的な交流を行い保育内容に反映する)

\* 5歳児カリキュラムと繋がり、5～6年生保育体験、5年生と5歳児交流

\* 新任教諭研修受け入れ・学校運営協議会委員として参加

(就学にあたっての情報共有)

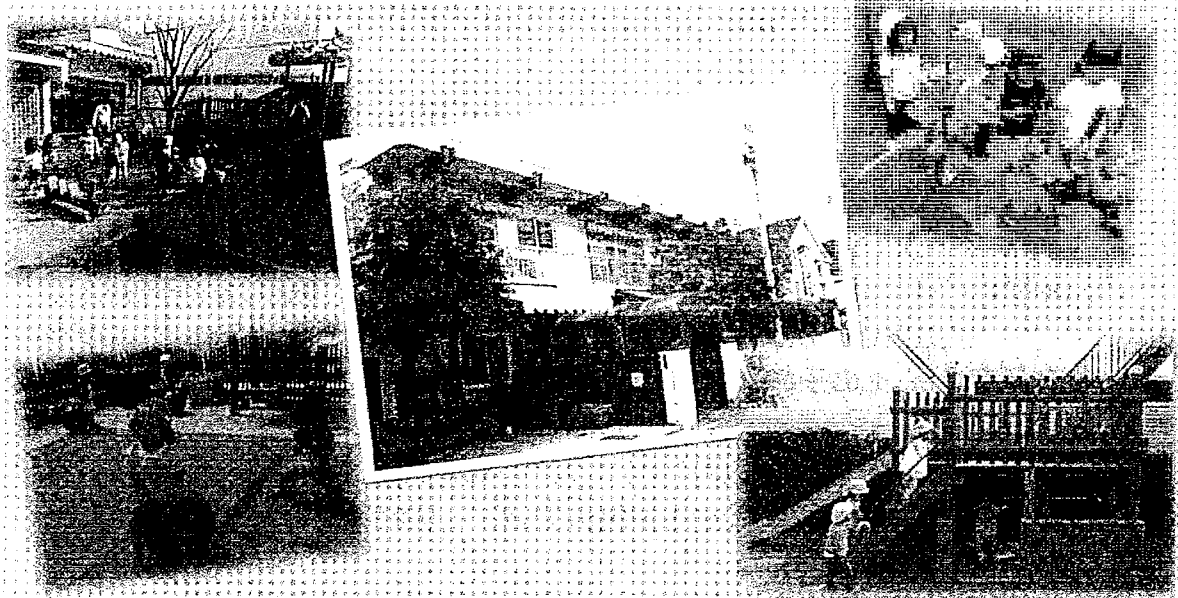
\* 保育児童要録(昭和44年ころより独自に実施)、就学支援シート作成

\* 子どもの個性を記入

\* 支援を要する個性は、関わり方や園での取り組みを記入

\* 入学前や就学後、訪問日を設け、子どもの観察や情報交換

# えひめ乳児保育園における保育の質向上の取り組み ～一人一人を大切に～



えひめ乳児保育園 副園長 上岡米子

## 【えひめ乳児保育園の概要】

- ◆昭和42年6月開園・愛媛県下で第1例目の乳児専門保育園（全国で第4例目）
- ◆事業 ・・○保育所の経営 ○地域子育て支援事業 ○一時預かり事業
- ◆定員60名（0歳児・・18名 ・1～2歳児・・42名）
- ◆職員・・32名（育児休暇 2名含む）
- ◆保育方針・・○自分を愛し、他人をも愛することのできる子どもに育てる
- ◆保育目標・・○心身ともに豊かな子ども ○気持ちを言葉で表す子ども  
○みんなと仲良く遊べる子ども
- ◆特色ある教育と保育・・
  - 担当制で一人一人の子どもを大切に丁寧な保育
  - 肯定的な言葉かけと生活のリズムを大切に
  - 遊びの環境、わらべうた、食育を大切に ○布おもちゃを用いる
- ◆公益的な保育の取り組み・・公開保育、乳児保育学習会の開催  
愛媛大学教育学部生の保育観察
- ◆職員の資質向上の取り組み・・
  - 園外研修・・国県市・日保協・全保協・コダーイ芸術教育研究所などの研修会に参加
  - 園内研修・・クラスリーダー会・クラス勉強会・えひめ乳児研究会・えひめ乳児勉強会

## 〔丁寧で温かく子ども主体の保育〕

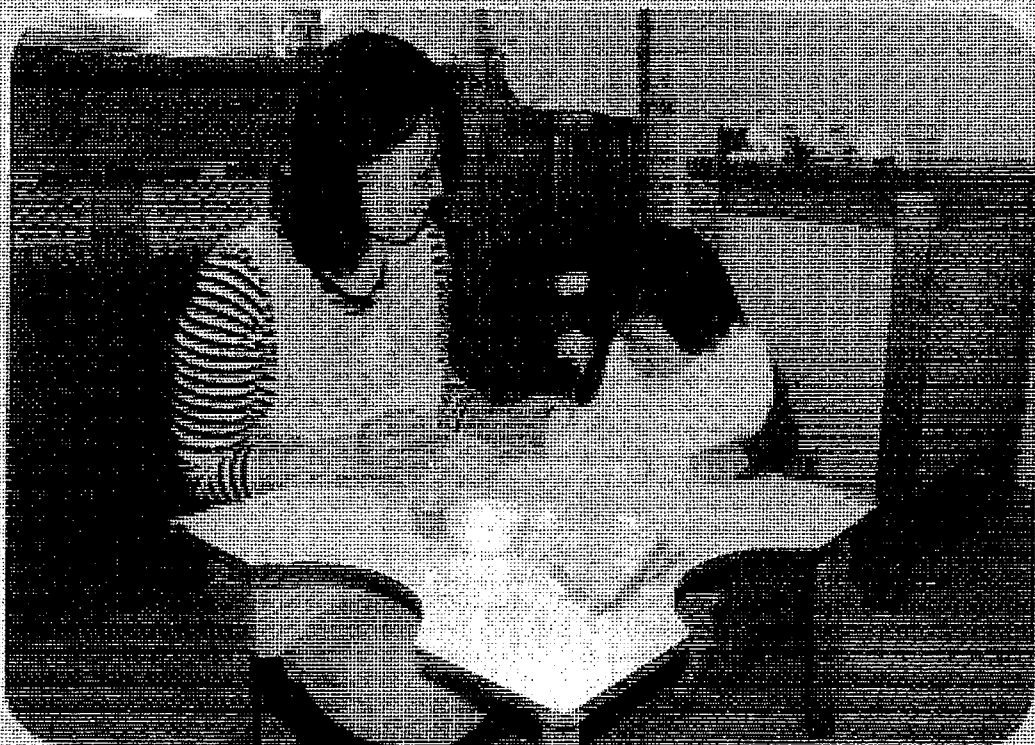
### ①担当制で、生活のリズムを重んじた肯定的で丁寧な関わり・・

- 一人一人の子どもに担当保育士の存在。（特定の保育士等・愛着形成・自己肯定感）
- その子の育児は、担当が全て責任をもつ。（安心感と人への基本的信頼感）
- 肯定的に丁寧に関わる。急かせることなく、応答的で受容的な関わり。  
（一人一人の人格の尊重・自己肯定感・主体としての自分育ち）
- 24時間を見据えた生活のリズムを保護者と協力して作り、見通しの持った生活。  
（発達過程に応じた生活のリズム・一人一人の日課を守る・生活のリズムの習慣化）
- 担当保育士と、その子の決まった時間・決まった場所で、発達を見据えて食事。  
（一人一人を大切にする・安心感と信頼感・欲求への丁寧な対応）
- 排泄は、個人の場所。担当保育士と二人だけの時間を共有。肌の触れ合い・清潔の気持ち良さとともに、満足感と情緒の安定。（自発的な行動）

## 0歳児 食事



# 1歲兒 食事



# 2歲兒 食事





睡眠



手洗い

排泄



着脱



## ②子どもは遊びで発達する

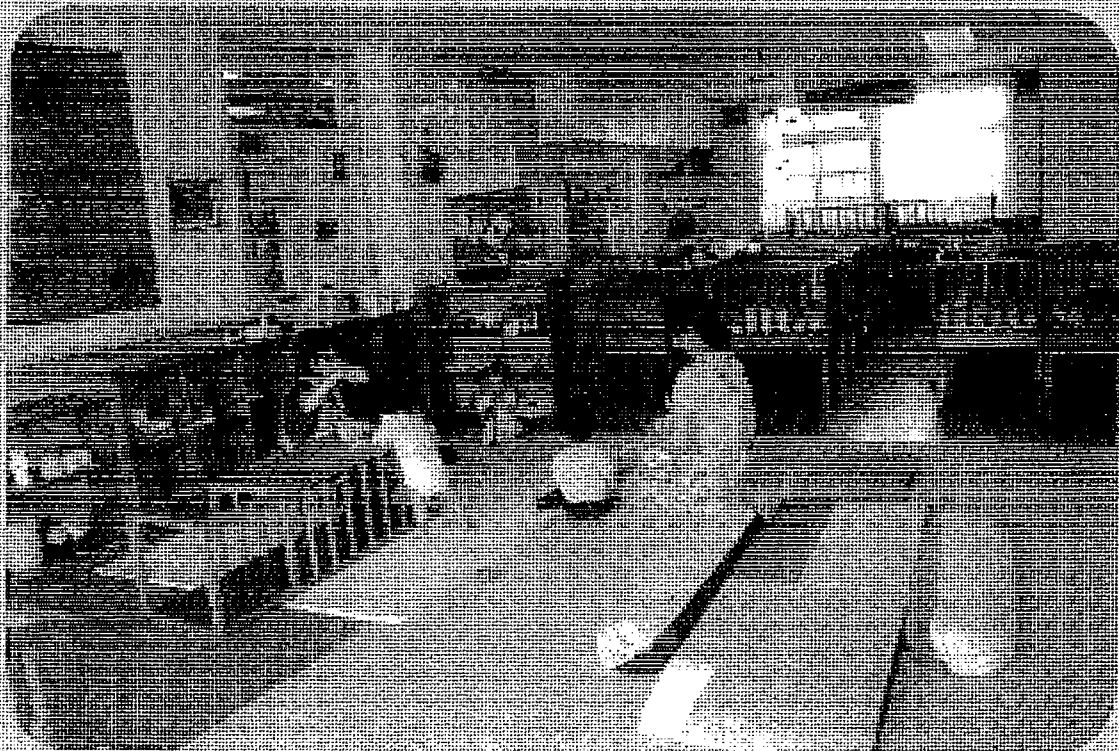
### 【保育環境】

- 人的環境・保育士の人間性（保育士の人格が子どもの人格を作る）  
肯定的な内面と言葉かけ・穏やかで心地よい応答・受容と共感・懐かぬい  
・声のトーン・豊かな感情と愛情・笑顔とユーモア・楽しい保育
- 音響的環境・温かな調しめとくつろぎの場・安全で保健的で静に囲まれた美しい環境  
・環境構成と工夫（音・色・形・材質・家具・植物）  
を受け入れの場・排他的場であり保護者の送迎の場  
と保育室・食事・睡眠・遊びの場（一人一人の子どもが居場所が守られる空間づくり）  
家具の配置・保育士の動線・自発的・意欲的に遊べる環境  
子どもの成長に合った空間と道具・静と動の空間

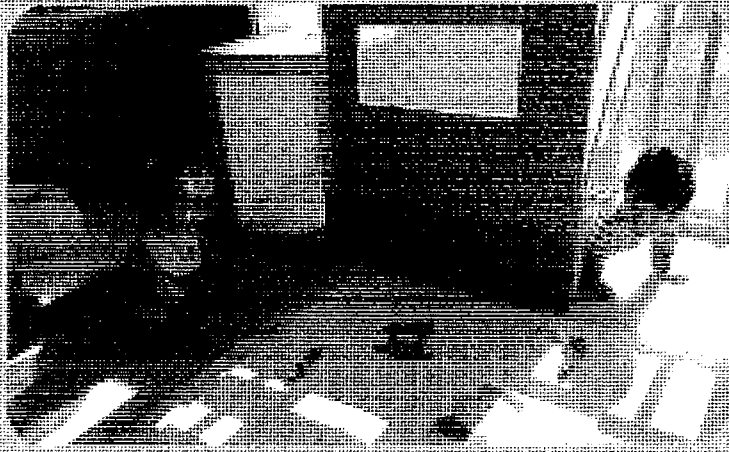
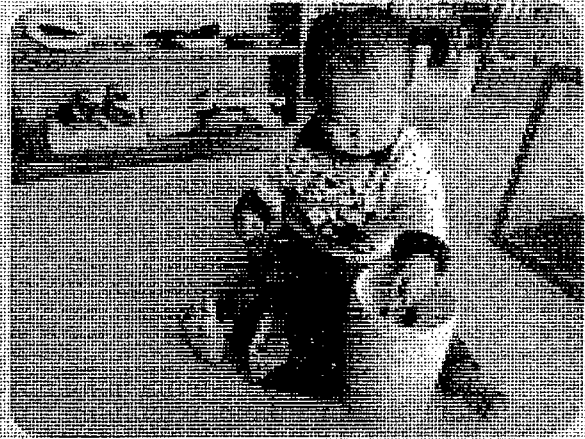
### 【遊びの環境】・（道具・時間・空間・動線）

- 子どもの遊びは、自由で楽しいもの。自由に遊べる時間と空間が豊か  
（自発的・意欲的な場）
- 遊ぶことで発達する。（運動・知的・情緒・言語コミュニケーション・社会性）
- 遊びの道具を揃える。（道具の量・量・発達に向けた道具・基本の道具）
- クラスに秩序（環境との区別を導いて発達・安全な場の置き場所・クラスの流れ・数柄）
- わらべうたで始め合い、子ども安らぐ。（保育士も、穏やかな心）

## 0歳児 保育室の様子



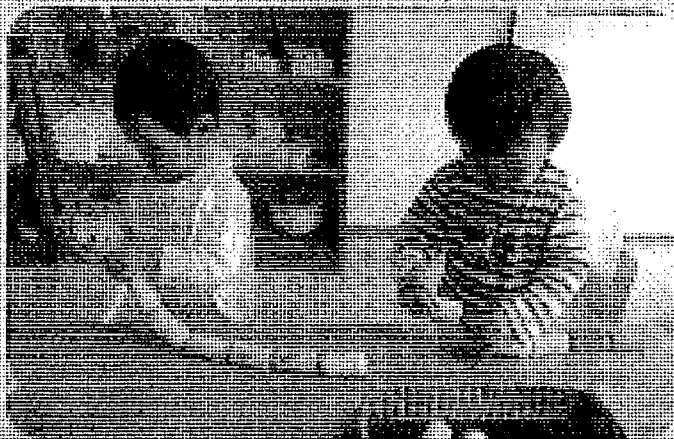
0歳児遊び



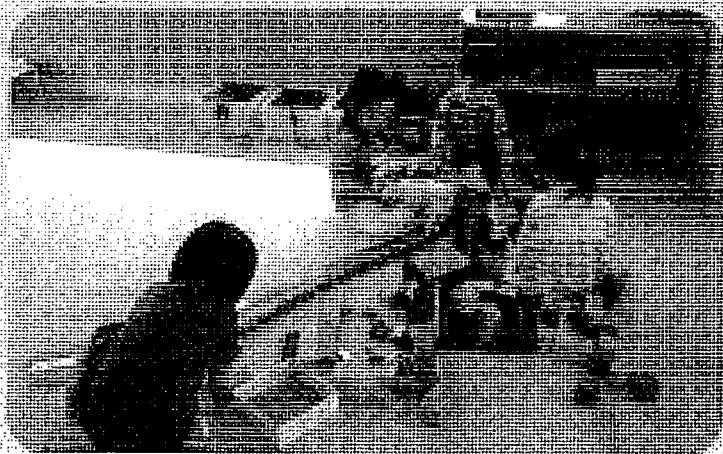
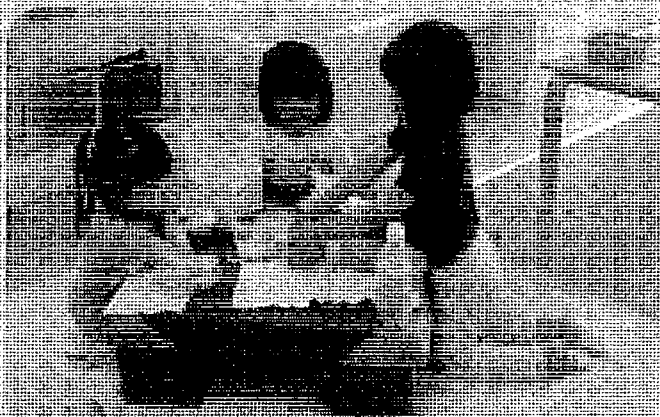
1歳児 保育室の様子



1歲兒 遊水



2歲兒 遊水



わらへた





## 保育の見直しと その取り組み

京都府舞鶴市

社会福祉法人倉梯福祉会

さくら保育園 園長 森田達郎

## さくら保育園について

京都府北部 舞鶴市 人口8万人

日本海に面し、自然豊かな町

海上自衛隊・海上保安庁の拠点が有り、軍港・城下町として栄える。引き上げの港としても知られている

近年は海軍倉庫を改修し、赤煉瓦の町として観光に来られる。



社会福祉法人倉梯福祉会さくら保育園  
は昭和28年開園 開園65年を迎える

0歳児～5歳児 110名定員

職員32名 ※パート含む

同一敷地内に学校法人立の幼稚園があり、160人を  
保育している ※共有の園庭



## 転換のきっかけ

- ①平成28年2月 園長が第三者評価の評価者として訪れた保育園に衝撃を受ける  
(子ども主体の保育の実践園)
- ②平成27年から舞鶴市の乳幼児教育ビジョンに参加していたが、子ども主体の保育についての認識もなく良さもあまり分かっていなかった  
しかし、他園の公開保育やドキュメンテーション研修に参加していく中で自園の「保育」や「あそび」について検討する



3

## 平成28年度から保育方針を転換

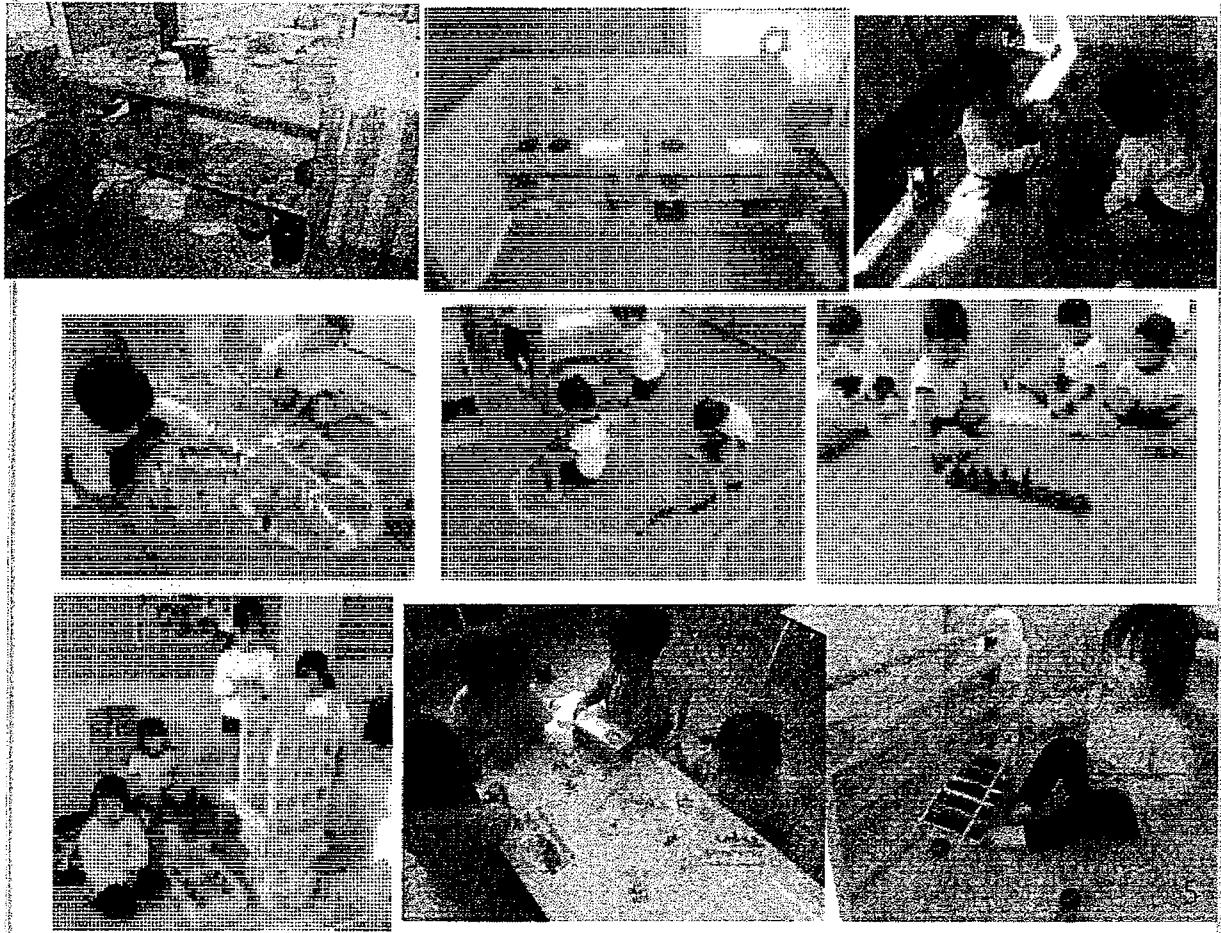
- 行事中心の一斉保育から、日々の保育の遊びを中心に子ども主体の保育に切り替える



平成28年3月から、年齢の発達に応じた保育環境になるよう、保育室、生活環境、子どもの動線、おもちゃの転換を進める。

乳児は、いかに愛着を大切にして大人を信頼できるかという保育を目指す

4



## 行事を含めた保育の見直し

○ あそびについて

行事の練習や、設定、製作の時間＝保育

上記の保育の間の休み時間＝あそび（自由あそび）



見直し

保育＝あそびの中での成長・発達

朝の集まりや体操によって、

あそびが途切れないように工夫した





## ○ 行事について

参観日 運動会 作品展 生活発表会 など

### 見直し

#### 運動会

夏や秋の遊びに没頭できるために  
例年9月だったものを7月に変更  
練習を遊びの一つにして、楽しめるように工夫。

自分たちで作った衣装や考えて振り付けした踊りを踊ります。



子どもたちが決めて作った妖怪

#### 発表会

先生が作った衣装・決められた台詞から、  
自分たちで台本・役割・配役を決めて行う。  
自分の衣装は自分で作る



演者とBGMに担当が分かれた

7

## 全てがスムーズに転換できたわけではない

- 今まで保育していた保育士にとって、  
保育の見直し＝今までの保育を否定されているように感じてしまう。

主体的な保育＝自由保育＝放任保育＝じっとできない一年生になる  
という不安。

設定保育・一斉保育は間違った保育なのか？と問われる。

やり方は違えど、子どもたちのために今まで保育をしていたことには  
違いない。だから否定も肯定もできない。

それならば、今の時代の子どもにとって最良の保育とは何かを考えて  
いくようにした。

- 保護者の望みは「保育園でしっかりしつけをして欲しい」といったものが  
多く、保育の見直しを始めたときには否定的な意見もあった。
- そのため副園長・保育士と相談しながら、今後の保育について考え続けて  
きました。

『誰のための保育園なのか？』

8

## 保育を転換するために副園長・保育士と相談したこと

- キレイで何もない保育室（おもちゃは押し入れに）をいかに子どもたちが選んで遊べるような環境にできるか話し合った。
- 012歳児を保育担当制にしたいが、受入人数が多く、食事は2～3回に分けた方がいい。しかし、園長・副園長の思いと、現場職員からは人数がもっと必要であると言われ、理想と現実との間に差異があり悩む。
- 子どもたちのためには行事を減らす・内容を簡素化すべきである。しかし、保育士たちからは、大小問わず全ての行事に対し、今までの保育イメージを持った保護者に説明をしてほしいという声が上がる。
- 園長・副園長が参観日や行事のあるごとに保護者に子ども主体の保育についての説明をして回った。当たり前ではあるかもしれないが、すべては管理者側の責任ということが重くのしかかった。
- 園長・副園長は保育士に話す前に本を読んだり、講師の話を聞いたりして話をまとめてから、保育士たちに話したり、時には保育士の意見を中心として、意見をまとめた。否定をせずに、保育を変えていくことの難しさがあった。

9

- そうした中、舞鶴市では「乳幼児教育ビジョン」として、公私立・保育園・幼稚園の垣根無く、舞鶴に住む全ての子どものために乳幼児関係団体が合同の研修を実施していたため、職員一同で参加することになりました。

10

# 園内での取り組み

- クラス報告・各行事の取り組み方について  
 クラス内で話し合い、乳児の午睡時間を利用して  
 各クラスの代表が集まりリーダー会議  
 各クラス担任が作ったドキュメンテーションをお互いに  
 確認する
- 各クラスの子どもの成長・発達について職員会で発表する  
 週日案にエピソード記述を入れる
- 今まで保育士主導の見せる作品展・運動会・発表会から  
 子どもたちが考え作っていく行事に変わった

週 案 日 誌

日	月	年	時間	活動内容・子どもたち	乳児の成長の様子・明日の手配
月	日	年	時	<p>子どもたちは机に向かい、自分の名前を書いて            絵を描いた。先生「描いたの、きかきか            ないしよ、全部は、何故も描か            ないよ、おかわりに、絵を            描いてね。」</p>	<p>内職製作の活動の様子を撮影した。子ども            たちは、興味を持って、製作の様子を            見ている。この活動を通して、子ども            たちの手先の器用さが向上している。</p>
月	日	年	時	<p>園庭で遊ぶ。園庭には色紙を            貼った。子どもたちは、色紙を貼            りながら、遊ぶ。この活動を通して、            子どもたちの表現力が向上している。</p>	<p>この活動を通して、子どもたちの表現            力が向上している。また、子ども            たちの手先の器用さが向上している。</p>
月	日	年	時	<p>園庭で遊ぶ。園庭には色紙を            貼った。子どもたちは、色紙を貼            りながら、遊ぶ。この活動を通して、            子どもたちの表現力が向上している。</p>	<p>この活動を通して、子どもたちの表現            力が向上している。また、子ども            たちの手先の器用さが向上している。</p>
月	日	年	時	<p>園庭で遊ぶ。園庭には色紙を            貼った。子どもたちは、色紙を貼            りながら、遊ぶ。この活動を通して、            子どもたちの表現力が向上している。</p>	<p>この活動を通して、子どもたちの表現            力が向上している。また、子ども            たちの手先の器用さが向上している。</p>

## 年中4歳児男児 5月のエピソード

エピソード 昨日から [ ] くんが「遠足で見つけた赤い虫と同じやつが [ ] が家の近所にもあった」と言ってきた。調べてみると、ソメイヨシノのサクラの実だった。手で栗の殻のペットボトルにお水を入れて、大層よく「これ、家に持って帰って見せる」とお水を持ってきていた。家でも自然を見つけて遊んでいる姿が、園での遊びとつながって良い経験になっていると感じた。

- 子どもたちの興味関心に耳を傾けるようになってきた。
- 自然への興味が家庭へと波及し、保護者も一緒に保育園での取り組みに共感している様子が見える。
- 何気ないエピソードを聞き逃さず、記入していくことで振り返りや園内研修にも使うようになった。

13

- Q、保育や行事を見直したことで何が変わったか？

乳児は保育担当制にし、愛着形成を基盤とした個別対応に変わった。食事も一斉に食べず、時間差の食事

幼児は 子ども：表情、動き、言葉などが子ども発信に変わった

作ってみたい意欲（宇宙・お店屋さん・楽器など）がある

保育者：子どもの姿をよく見る

子どもの言葉に耳を傾ける

保育者同士で話し合うようになった

保護者：「今日、このお菓子箱持って行って電話作ってくる」

「〇〇ちゃんと先生ごっこしとった」など次の日したいことを考えて夜過ごしている。

・なんでも自分から考えて行動するようになった。

※保護者アンケートより

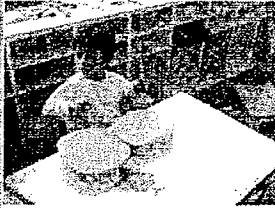
14



## 事例

○ きっかけは3歳児が、ままごとコーナーで鍋やフライパンを叩いて音を出し、まわりに迷惑をかけていた。しかし、担任は注意するのではなく楽器に興味があるのかと考え、子どもたちに楽器作りを提案

○ すると楽器作りに没頭



○ 誕生会で披露

○ 年長児とセッション



○ クラスで発表  
○ 年長児にも発展



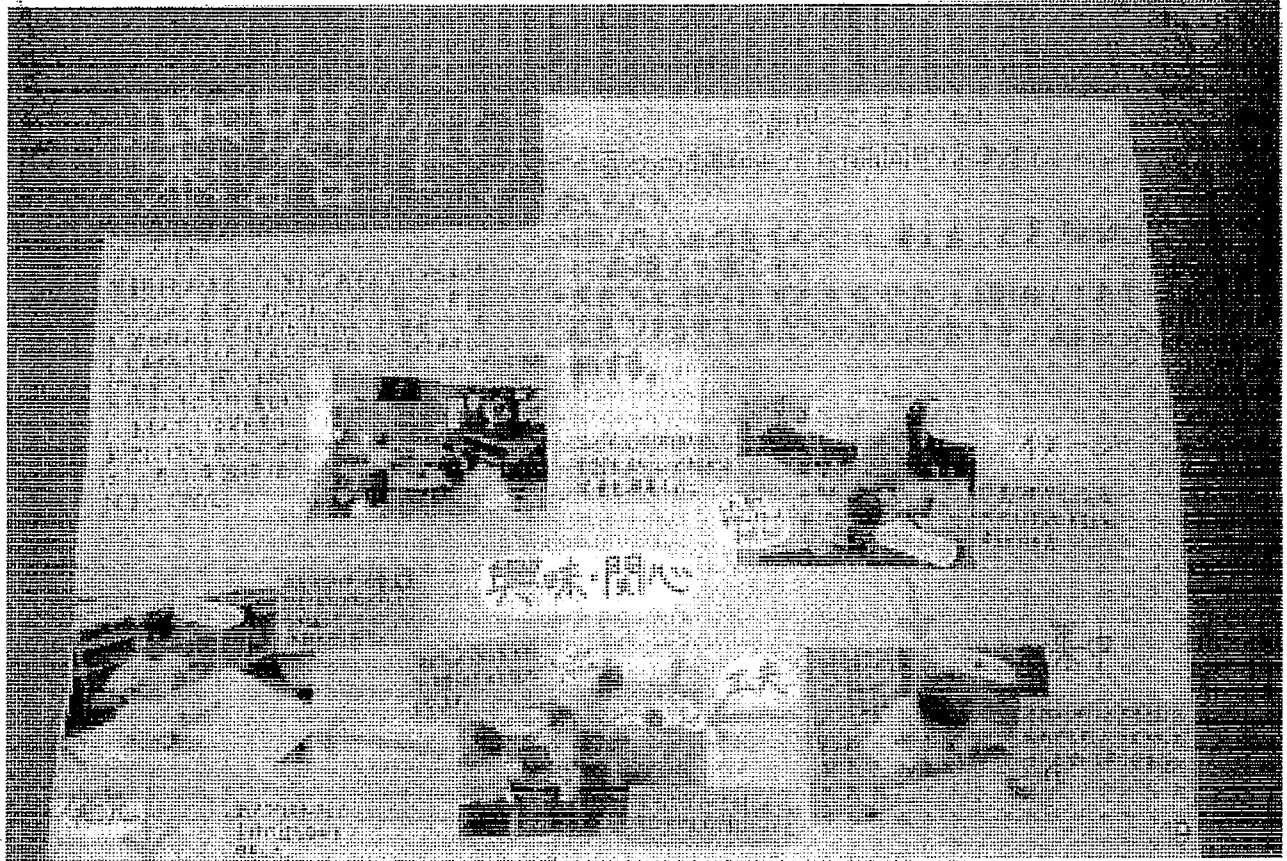
17

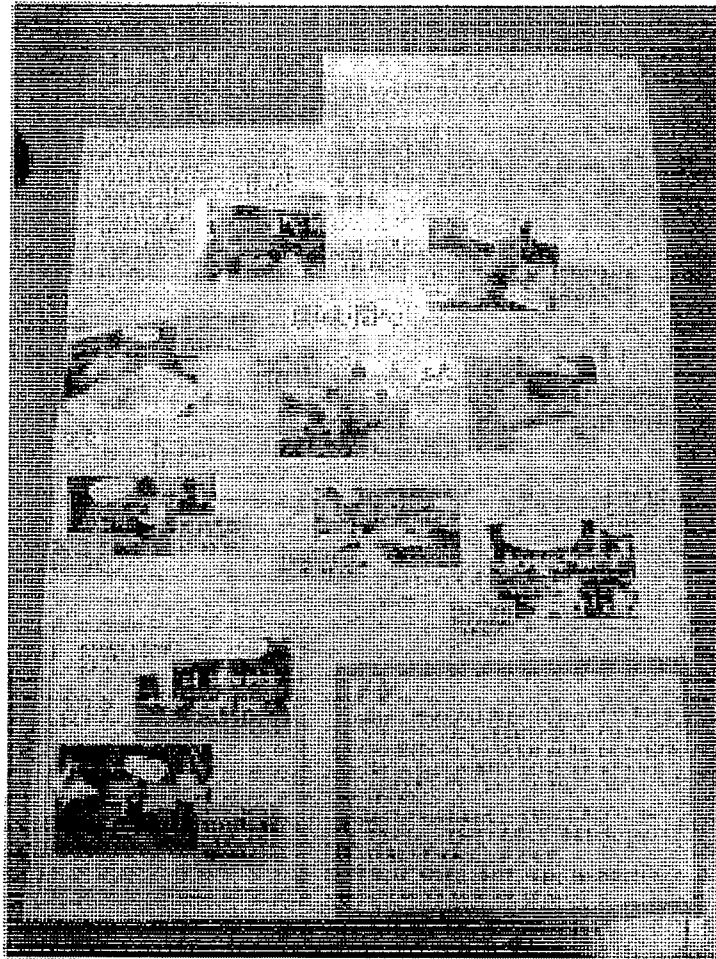


生活発表会で披露

18

この事例をドキュメンテーションにしてみました





21

そして・・・

- ドラムの子は気持ちを落ち着かせるときに叩いて、落ち着くと次の遊びに移動するようになりました。そしてドラムも、どんどん進化していきました。



22

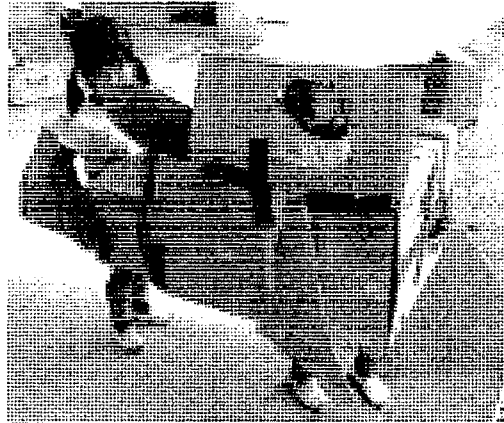


まだまだ保育において未完成な部分がたくさんあると思いますが、この保育に変革するにあたり、副園長と主任を含む保育士たちと協力し進めてきました。

この支えがあったからこそ決断ができたと思っています。

そして、日夜園内研修を重ねてきました。

みんなの日々の努力に感謝し、子どもたちの笑顔に喜びを感じ、これからも進んでいきたいと思っています。



ご静聴ありがとうございました

参考資料① 文部科学省調査研究委託「幼児教育の推進体制構築事業」

## 舞鶴市 平成29年度 乳幼児教育ビジョン推進事業

### 事業全体

- 乳幼児教育ビジョン推進事業 全体会・報告会
- 乳幼児教育フォーラム
- 近隣市町村、委託研究自治体へ広報

### 乳幼児教育ビジョンの周知

- 講演会、説明会等の開催
- ビジョン通信の発行
- ・家庭向けにビジョンの内容をわかりやすく発信

### 乳幼児教育の質の向上研修 対象：保育所・幼稚園、小学校

全体講師：北野幸子准教授[神戸大学大学院]

#### 子どもを主体とした保育

- 講師：北野幸子准教授  
(神戸大学大学院)
- ◇公開・カンファレンス
  - ◇講義(ドキュメンテーション 保育リーダーの役割 他)
  - ◇グループワーク(ドキュメンテーション 公開保育の記録をもとに 他)

#### 保幼小連携

- 講師：木下光二教授  
(鳴門教育大学大学院)
- ◇講義、グループワーク
  - ◇公開・カンファレンス
  - ◇小学校教育研究会生活科部 夏季研究会合同研修会 他

### 乳幼児教育センター・コーディネーター機能研究

- 行政による乳幼児教育の拠点機能研究
- 乳幼児教育の実践と専門家による研究等 各分野をつなぐコーディネーターの育成研究

### 保幼小接続カリキュラム 策定研究

- 講師：溝邊和成教授  
(兵庫教育大学大学院)
- カリキュラム策定会議
  - ・保育所、幼稚園、小学校、中学校の保育者・教員代表
  - ・0-15歳を切れ目なくつなぐ 保幼小中連携カリキュラム 「まいづる015」(仮)の検討
  - ・事例の収集・研究
  - 保幼小中連携研修
  - ・全園・全校対象

### 乳幼児教育の推進体制構築事業検討会議

文部科学省の調査研究委託事業の実施について、研究推進体制の検討、研究結果の分析やとりまとめ、普及等の意見を聴くため設置しているもの

## 乳幼児教育の質向上研修 子どもを主体とした保育（概要）

### (1) 公開保育、グループワーク、カンファレンス

- ◎園の公開保育と事後のグループワークにおいて実践者と参観者が保育を語り、カンファレンスを通じて学び合う。
- ◎公開保育のテーマや視点にもとづいて、参観者が子どもの姿を記録し、グループワークで活用する。

### (2) ドキュメンテーション研修、グループワーク

- ◎各園で書いているドキュメンテーションを元にワークシートを活用して、保育や遊びの中の気づき、学び、保育者の関わりなどをグループで語り合う。
- ◎対象を初めてドキュメンテーションを書くフレッシュや保育のリーダーとなる保育者に分けて実施する。

25

## (1) 公開保育

### 【目的】

- ◎乳幼児教育ビジョンの基本理念「主体性を育む乳幼児教育」の推進に向け、研修等を通じて、園・校種、公私を越えて共に学び合う。
- ◎公開保育を通じて、実践者も参加者も互いに保育を振り返り、学び合う機会とし、質の高い乳幼児教育を目指す。

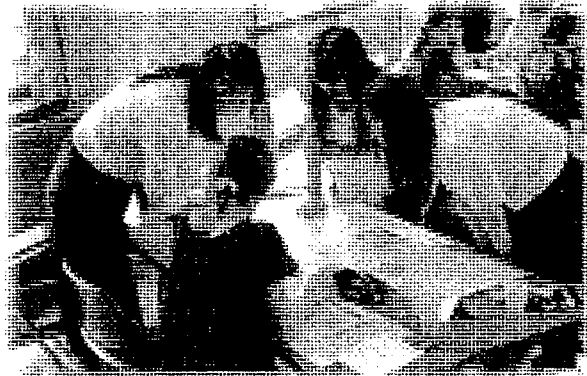


## (2) ドキュメンテーション研修

### 【目的】

各園で書いているドキュメンテーションをもとに保育を振り返り、保育について検討することで・・・

- ◎子どもの姿、言葉(事実)から、育ちと学びを見取る。
- ◎保育者のねらい、関わり、環境を考える。
- ◎保育には様々な見方や方法があることを知る。
- ◎年齢発達をとらえる。



## (3) 経過報告

実施内容	開催日時	実施内容
ドキュメンテーション研修 (アット保育園)	平成29年7月24日(月)	グループワーク: 園児をとおしてドキュメンテーションを振り返る 指導: ドキュメンテーションを見て話す
ドキュメンテーション研修 (保育リーダー向け)	平成29年7月24日(月)	グループワーク: ワークシートをもとに事例を検討する 講義: 「ドキュメンテーションの中の保育を幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿でとらえる」
公開保育 (八雲保育園)	民間保育園 日(火)	公開保育・グループワーク・カンファレンス
ドキュメンテーション研修 (各園から持ち寄る)	平成29年10月11日(水)	グループワーク: ワークシートをもとにドキュメンテーションを検討する 指導: 事例のドキュメンテーションへ助言
公開保育 (永福保育園)	民間保育園 日(木)	公開保育・グループワーク・カンファレンス
ドキュメンテーション研修 (各園から持ち寄る)	平成29年11月8日(水)	グループワーク: ワークシートをもとにドキュメンテーションを検討する 指導: 事例のドキュメンテーションへ助言
公開保育 (中舞鶴幼稚園)	民間幼稚園 木	公開保育・グループワーク・カンファレンス
公開保育 (うみべのもり保育所)	公立保育所 )	公開保育・グループワーク・カンファレンス

## 京都保育の魅力発信キャンペーン

- 平成29年度から京都府・京都市・京都府保育協会・京都市保育園連盟では、4者共同で「京都保育の魅力発信キャンペーン実行委員会」を立ち上げ、様々な魅力発信事業を実施しています。

①キャンペーン特設サイトの立ち上げ

②WEB広告にて就職フェアやHP「ほいなび」の紹介

③保育の魅力を考える大交流会

現役保育士と養成校の学生を対象に、講演会・交流会を企画し実行する

④SNSプロモーション

# ベネッセ 日吉保育園 保育の質向上の取組み

平成30年7月4日  
株式会社ベネッセスタイルケア

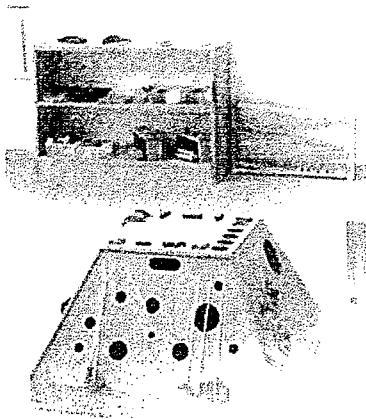
## 保育事業の概要

1

### 株式会社ベネッセスタイルケアの保育事業

1994年に保育事業を開始、現在、首都圏を中心に53の保育施設を運営。事業開始から24年目を迎えます。

2001年に日本で初めて株式会社として認可保育園の運営を受託して以来、認可保育園を中心に事業を展開してまいりました。



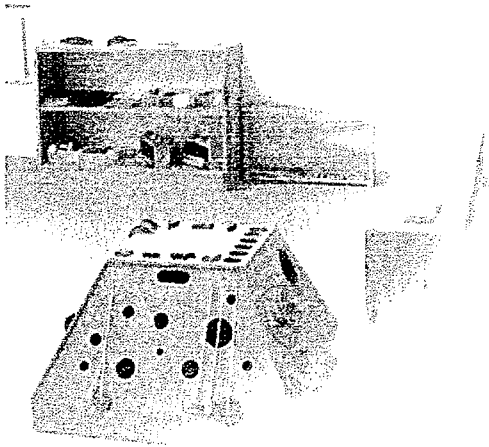
	公設民営 認可保育園	民設民営 認可保育園	認可外 保育施設	合計
東京都	7	22	2	31
神奈川県	1	15	2	18
千葉県	1			1
埼玉県	2			2
兵庫県		1		1
合計	11	38	4	53

※認可外保育施設  
東京都認証保育所 1 / 企業主導型保育所 1  
事業所内保育室 1 / 認可外一時保育室 1

## 保育理念

### よりよく生きる力の基礎を育てる

いきいきと健やかに毎日を過ごし、  
自信と意欲をもって未来を生きる子どもを育てます。



### 保育目標

- (1) 自分で考えすすんで行動する子ども
- (2) 友だちと楽しく遊ぶ子ども
- (3) 感性豊かな子ども

保育の思いをブランドメッセージとして外部へ発信

## その子らしく、伸びていく。

こどもは、自ら伸びていく芽をもっています。

私たちは、その子の芽の、光と水と土でありたい。

人にであい、人とふれあい、

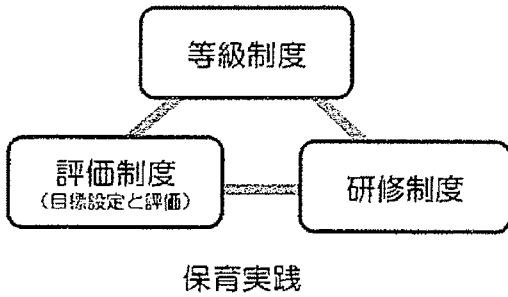
遊び、心がうごく、その瞬間にこそ、

学びに向かう意欲が育ちます。

その子の、心の声に耳をかたむけ、かかわることを大切に、

一人ひとりのこどもたちと、私たちは今日も向きあっています。

# 保育の質は保育者の質と考えています。保育の質＝『人』

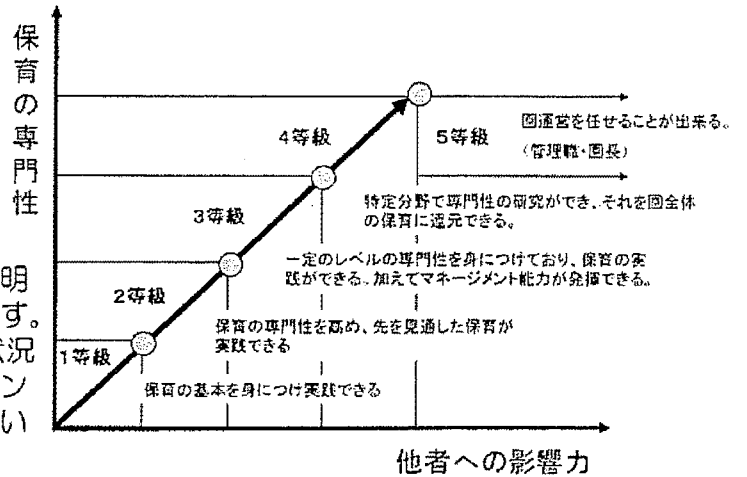


## 等級制度

一人ひとりが「保育の専門性」を高め、保育の質向上に努めていくことだけでなく、保育の中でのチームワークやリーダーシップ等、「他者への影響力」も高め、バランスよく発揮することを目指しています。

## 評価制度（目標設定と評価）

等級に応じて、年度初めに目標を立て、実行項目を明確にし、目標達成に向けて1年間取り組んでいきます。中間（10月）と年度末（2月）に目標への取組み状況の確認を行います。年3回の園長との面談（チャレンジ面談）を通して、保育者としての成長を確認していきます。



## 研修制度

# 研修制度について

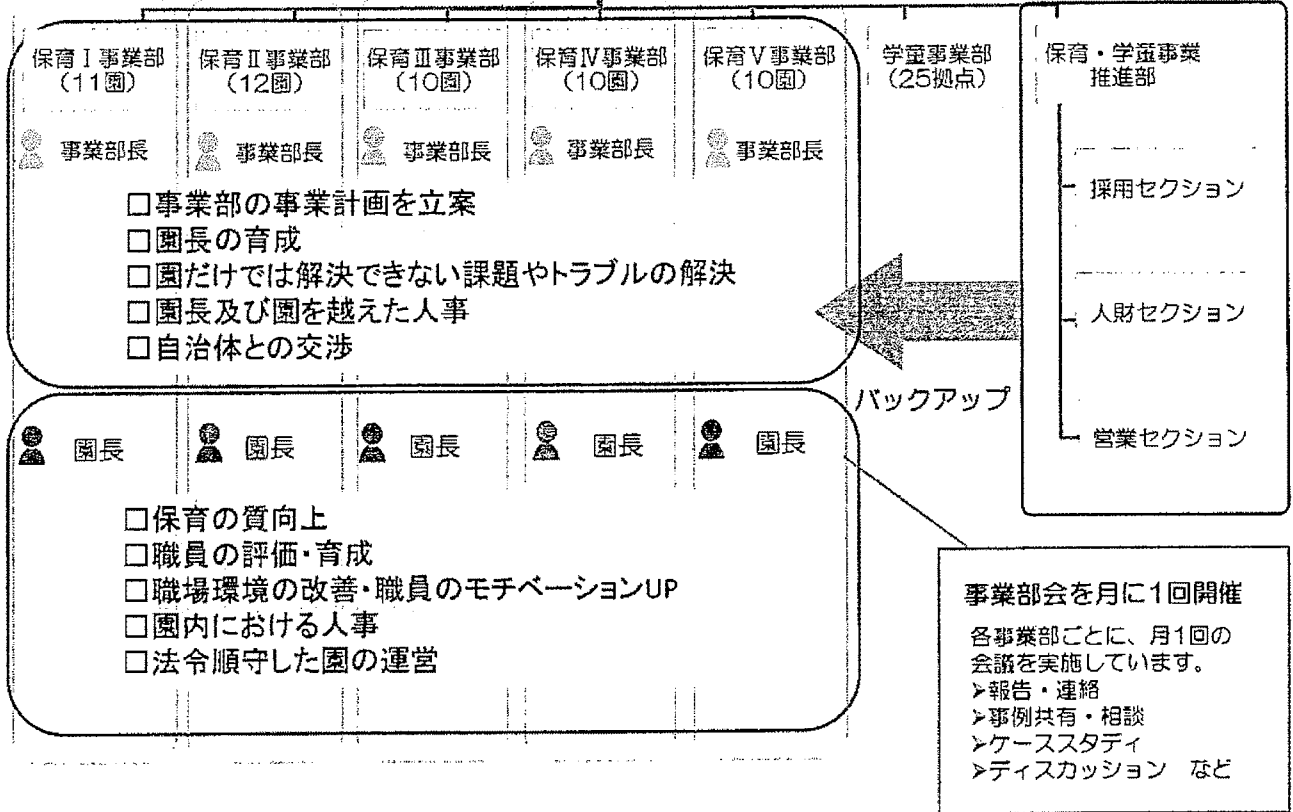
園内研修、園外研修、本部主催研修があります。本部主催研修は、等級・役割に応じて参加します。研修での気づきや学びを仲間と共有し、専門性や考えを深めあっていくことで、一人ひとりが保育者として成長し、子どもと保護者のための、よりよい保育実践へとつながっていきます。

本部主催研修				園内研修	外部研修
保育の専門性			役割・役割別		各園の職員育成/研修計画に基づく、自治体等主催の研修
5等級				園長向け研修	
4等級				新任園長研修	
3等級	安全衛生定例会	テーマ別講演会	水遊びプール講習会・ノロ講習会	育成者研修	
2等級	ステップアップ研修 乳児コース 幼児コース			新任主任研修	
1等級	入社時（新卒） 新任研修 マナー研修 フォローアップ研修	入社時（中途） 新任研修（経験・知能） フォローアップ研修		ネクストリーダー ミーティング	
				保育たけのこ塾	

# 組織について

保育・学童事業  
責任者

本部



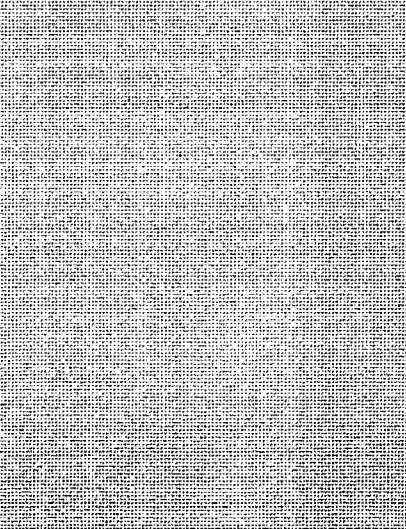
# 園での取組み

「その子らしく、伸びていく」  
一人ひとり違っていいんだよ  
一人ひとりの思いに寄り添う保育

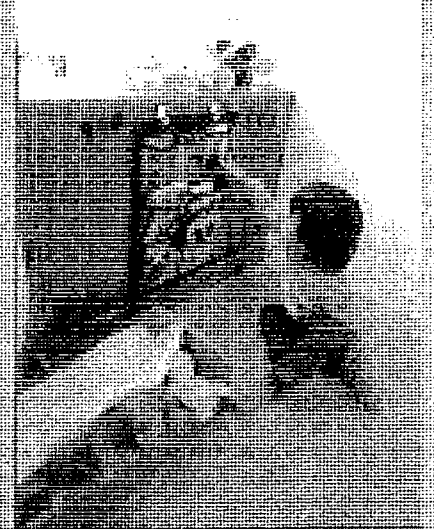
## ● スコーナーのエピソード



担任の飼っている犬のラミネート加工された写真



職員連の飼っている犬の写真のラミネート加工する



犬への関心が高まり、遊びにも変化



## 園長として大切にしていること

### ①保育者の学び

#### 園内研修

- ・保育の専門者としての自覚
- ・園全体の方向性の共有

#### 外部研修

- ・保育の専門家の知識を吸収

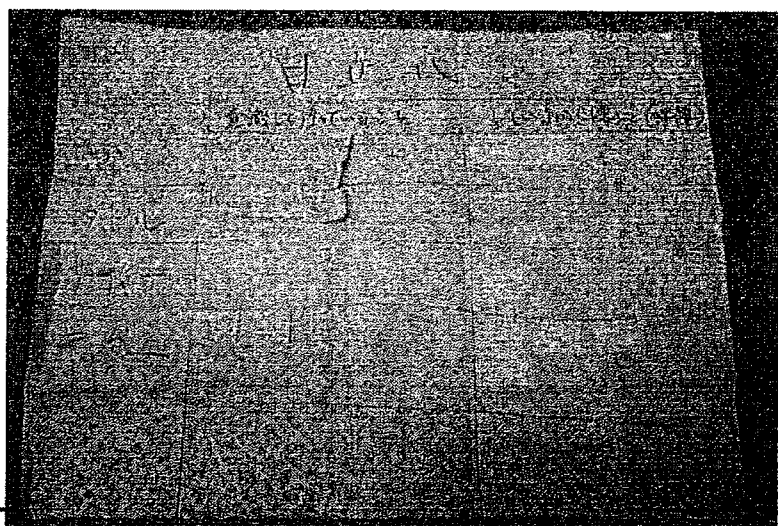
### ②外部へ向けて開かれた園・地域との連携

## 平成29年度取組み

### ①保育者の学び

#### 《園内研修》

指針の改訂に伴い、「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」を取り上げ、自分たちの日々の保育と結びつけて考え話し合った。



# 《外部研修》

## ■横浜市主催のリーダー研修会に参加

⇒「保育ウェブ」「ドキュメンテーション」を学ぶ

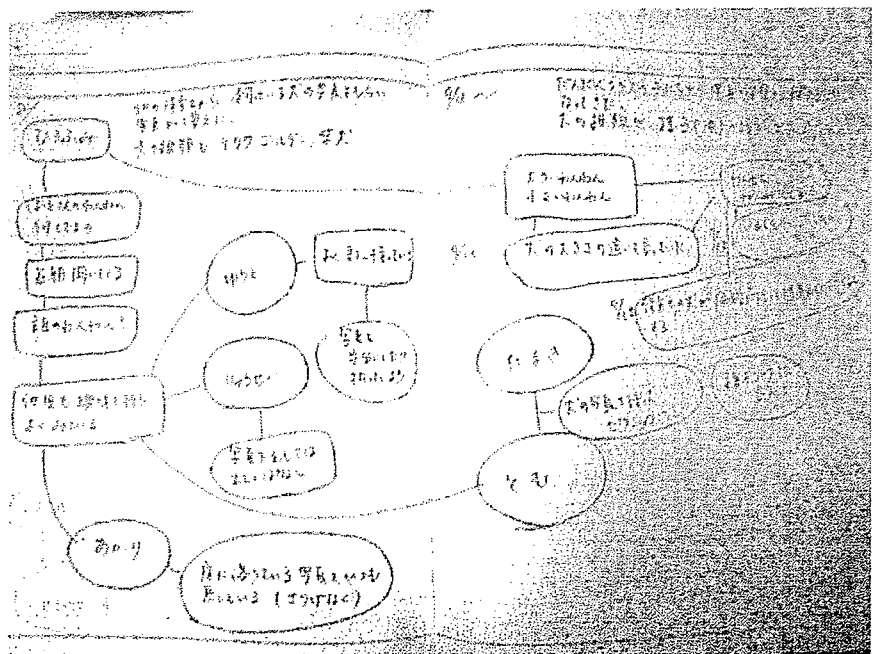
## ■横浜市の公開保育園として巡回指導を受ける

⇒「愛おしさが伝播する保育」の展開を後押し

⇒「園庭環境の見直し」

# 保育ウェブ

常勤職員だけではなく、新卒者や非常勤職員も「こどものつばやき」を記入し、保育者の思いや予測も書込み、応答的な遊びの広がりにつながった

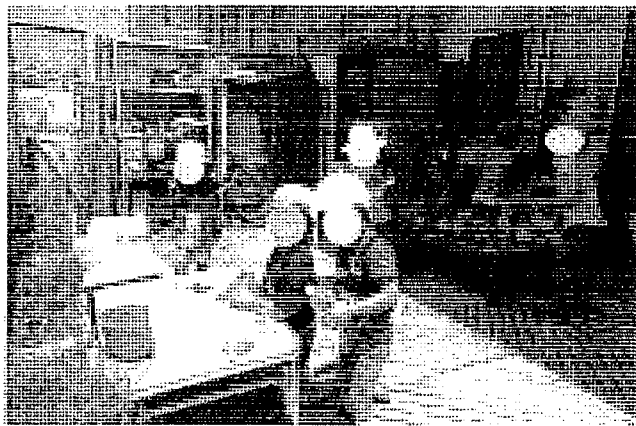


# ドキュメンテーション

輝いているこどもの姿を保護者に向けて掲示した。保護者を巻き込む保育の展開につながる



# 園庭環境の見直し



バックヤードだったテラスの一部をこどもが自由に使える遊びのスペースに変えた

雨どいなどこどもの遊びが広がる素材を用意した。



## ②外部へ向けて開かれた園・地域との連携

- 区の地域イベントに積極的に参加、会場としての提供役割も担う
- 公開保育を機に、地域の保育園からの園見学希望を受入れる

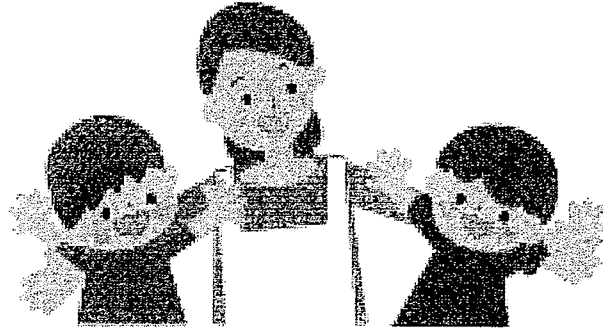
改定指針で明確に示された非認知能力の大切さをこれからも自信をもって推進していきたい。

---

ご清聴ありがとうございました。

---

# 保育の質の向上



～子ども達の未来のために～

北区立西ヶ原保育園 久保正子

1

## 西ヶ原保育園 概要

- ・ 東京都北区立（公立） \* 北区の公立園は全38園（分園4園を含む）
  - ・ 昭和40年11月1日開設（定員100名）
  - ・ 当初は児童館と保育園の併設施設
- ⇒ 待機児童解消のため、児童館部分を保育室に改修し、平成22年4月より0歳児保育を開始

<現在の定員（計114名）>

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	6	17(21)	19(21)	22	25	25

\* 1・2歳児の待機児童解消のため、弾力運用により、現在120名在籍可能

<職員構成（現在 計25名）>

園長（1名）・主任保育士（1名）・保育士（18名）

保健師または看護師（1名）調理師・用務（委託）・非常勤栄養士（1名）  
非常勤保育士（3名）・パート職員（保育補助）・嘱託医（1名）

2

## 子どもを育てるのは環境

環境を整えれば子どもは自ら育つ力を持つ

子どもが育つうえでもっとも大切な環境は

ひと

そのため、人材育成研修に  
力を入れています



3

## 職員研修の全体像

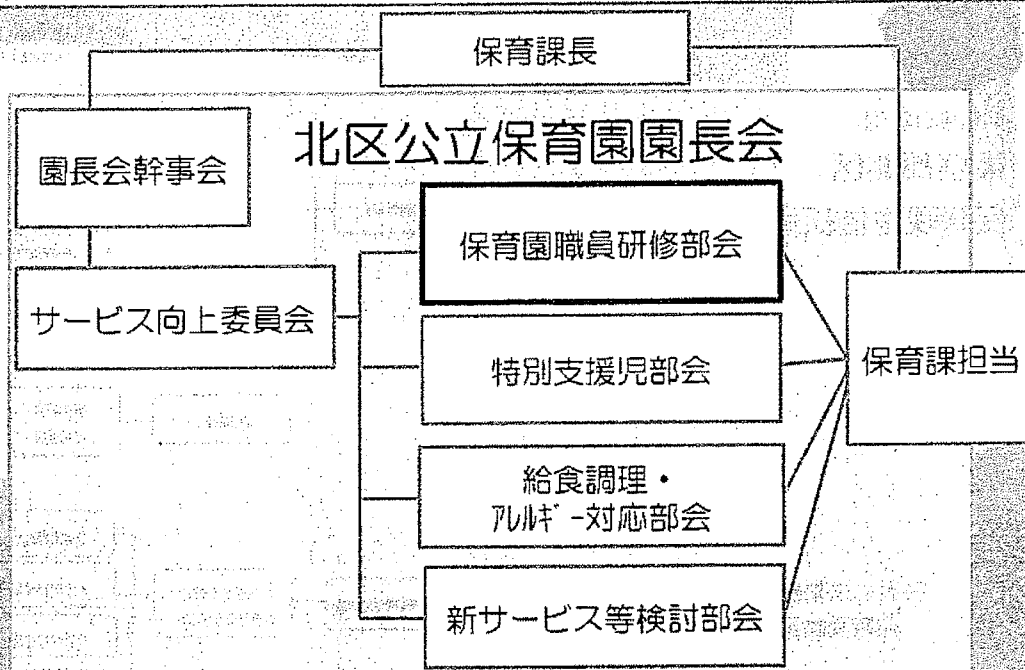
- 職員の資質向上に向け、区が行う研修に加え、関係機関等の様々な研修を効果的に活用し、経験年数に見合った研修への参加を推進し、職場内での研修成果等の共有を図る。
- 1 特別区研修(新任研修や管理職研修など職層別研修 等)
- 2 北区人材育成研修
- 3 北区公立保育園園長会 サービス向上委員会  
保育園職員研修部会主催研修  
(講演会・歳児別学習会・園内研究・公開保育)
- 4 北区教育政策課主催研修(きらきら0年生応援プロジェクト)  
(3・4・5歳児担任研修・コーディネーター派遣)
- 5 教育研究会研修 \* 幼稚園・小学校との連携研修
- 6 東京都公立保育園研究会研修 \* 勤務時間外の任意の研修

4



# 組織図

(北区保育課と公立保育園園長会の関係)



7

## 北区 新規職員募集人数 (福祉)

平成28年度 80名程度

平成29年度 40名程度

平成30年度 45名程度

多くの新規採用者に対し、より一層新人職員の育成に取り組む。

8



# 新人育成プログラム（園長会）

新人保育士育成プログラム

期 間	新人保育士	指導担当保育士
Ⅰ期 (4～5月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な態度を身につけ実践する</li> <li>挨拶（子ども、保護者、職員）・身だしなみ・言葉使い</li> <li>各園の就業システムを知る</li> <li>クラスの子どもの名前や役割を知る</li> <li>園の就業を知る（住所、電話番号、開所時間、役員、台風の保育準備等）</li> <li>急病を知る（保護室、食庫、救急箱等）</li> <li>異動申請システムを使う</li> <li>報告・連絡・相談（ほろれんそう）を知り、実践する</li> <li>安全、衛生に関する事を知る（感染症処理、排泄物処理、アレルギー対応、消火器やさまざまな・手拭い10枚の用意、不審者の対応など）</li> <li>当分の仕事を覚える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導担当保育士が教える</li> </ul>
Ⅱ期 (6～8月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事の進め方の理解を知る（会議、行事、祭）</li> <li>職務の理解を知る</li> <li>必要に応じて遊具を知る（公園、遊具失、園庭、園庭の不整地等）</li> <li>日誌、連絡帳、児童服等の記載をする</li> </ul> <p>&lt;前期振り返り&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導担当保育士がアドバイスをし、一緒に進める</li> </ul>
Ⅲ期 (9～12月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事のサブや自分の役割分担を担う</li> <li>指導計画を立ててみる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導担当保育士がアドバイスをする</li> </ul>
Ⅳ期 (1～3月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間の振り返り</li> <li>担当ができるようになる</li> <li>日誌や連絡帳・児童服の記載ができるようになる</li> <li>業務導入力が上がる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導担当保育士、主任、園長が相談相手になる</li> </ul>

※ プログラムはあくまでも「めやす」ですので各園で適用してください。  
 ※ 「必読書」としての研修は主体研修で行われるので、保育園単位での「取組書」としての作成内容としました。  
 ※ 「指導担当保育士」とは同じクラスの保育士、年齢（経験年数）が近い保育士、主任保育士など各園の状況により園長が決定します。  
 ※ 振り返りは「振り返りシート」を活用して行って、前期、後期に利用してもよいと思います。

振り返りシート（指導担当保育士）

1	新人職員に指導してもらった点の振り返りシートをどのように活用されましたか。
2	どのような成長がありましたか。
3	新人職員として今振り返りたい点は何ですか。
4	その他

振り返りシート（新人職員）

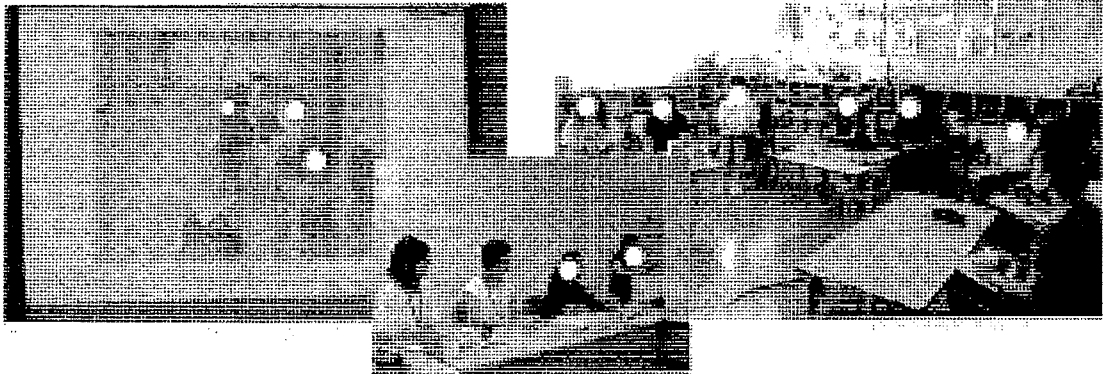
1	仕事で楽しかったこと、新しいこと、やりがいを感じたこと何ですか。
2	子どもの成長を感じたところ（お昼・午睡・昼食など）は何ですか。
3	どのようなことに挑戦しやすかったか（保護者のこと、人間関係等）。
4	疑問点についてどう解決しようと思いましたか。
5	学びのよさをどのように感じていましたか。
6	その他（ご自身にお書きください）。

# 新人育成計画（各園での活用例）

新人保育士育成計画表

	Ⅰ期（4～5月） ・挨拶を知る。	Ⅱ期（6～8月） ・担任としての自覚が芽生え業務に慣れる。	Ⅲ期（9～12月） ・担任として自覚を持つ、業務に慣れる。	Ⅳ期（1～3月） ・担任として積極的に業務に取り組む。
目標	子どもの成長を喜び保育の仕事にやりがいを感じる。			
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>園の経歴の概要を知る。</li> <li>園の就業システムを知る。</li> <li>クラスの子どもの名前を知る。</li> <li>挨拶を覚える。（子ども、保護者、職員）</li> <li>就業システムを覚える。</li> <li>わからないことを聞く、質問をする。</li> <li>「ほろれんそう」を知り、実践する。</li> <li>リーダー・サブ、業務の仕事を覚える。</li> <li>当分の仕事を行う。</li> <li>必要時協会を呼び出す覚える。</li> <li>就業用紙、教育、消火器、給食機、消火器などなど</li> <li>北区の保育事業の内容を知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事の進め方の理解を知る、当分の役割の仕方、行事の取り組み方、係の仕事、職務の理解。</li> <li>日誌、連絡帳の記入を覚える、児童服の記録をする。</li> <li>サブや業務担当を交える円滑なリーダーを体験する。</li> <li>遊具を知る。</li> <li>遊具場所 公園 散歩先、園庭 園庭公共施設等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導計画の立案。</li> <li>行事の担当、サブの担当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振り返り：何が得意なのか、不安なこと、心配なこと。</li> <li>3月までに解決。</li> <li>「ほろれんそう」が就業に身につく。</li> <li>リーダーとして保護者対応をしてみる。</li> </ul>
指導のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育の基本姿勢。</li> <li>就業システムの入力の仕方。</li> <li>当分の仕事の内容。</li> <li>日誌・連絡帳の記入の仕方。</li> <li>公園利用のやりかたを知らせる。</li> <li>全指導担当保育士が教える。</li> <li>全指導担当保育士が教える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各担任の量や方。</li> <li>児童服の記録の仕方。</li> </ul> <p>（連絡帳については指導担当保育士の確認をしていく。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全指導担当保育士が一括に教える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導計画の作成の仕方。</li> <li>行事記録の管理の仕方。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全指導担当保育士・主任・園長が相談相手になる。</li> </ul>
振り返り				
評価				

## 公開保育・協議会を 組み合わせて行う園内研究



他園の職員が保育を参観し、良いところ、工夫が必要なところを見出し、午睡時の協議会で意見交換を行う。その際、外部講師からも助言を受ける。

(近隣の保育園同士が2園1組で年度ごとに交代して実施)

11

## 各保育園独自の園内研究

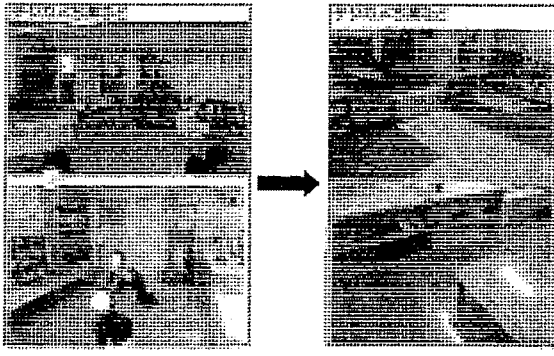
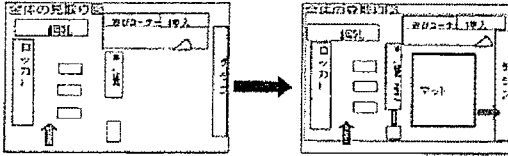
- 園内研修は、保育園独自のものを毎年行う園、公開保育を行わない年に実施する園など様々。
- その年のテーマ・ねらいを決めて、保育園ごとに職員全体で取り組む。
- 学んだことや変化の様子については、前述の園内研究と同様に環境シートに記録し、保存など園によって工夫している。

12

# 園内研究 保育環境シート1歳児

保育環境シート 2017年度 5月 30日 7月 13日 11月 13日

<p><b>現状（問題点）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーナーが丸まっておらず、しっかりと遊び続けることが難しい。（玩具の置き場をどうするか、仕切りがないなどの問題）</li> </ul>	<p><b>解決策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の中央一部を遊びのコーナーにする。</li> <li>・隙間が狭く、身体を動かせるもの（滑り台、タイヤやボールパックの15名分の設置）</li> <li>・可動のレゴブロックを配置する。</li> <li>・芝草のコーナーを再配置する。</li> </ul>	<p><b>その後の様子</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はめられていることで、しっかりと遊べるようになる。</li> <li>・再配置したことで好きな時に好きなように遊べるようになる。</li> </ul>
---	--	--

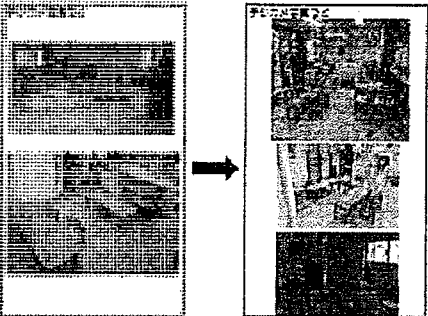
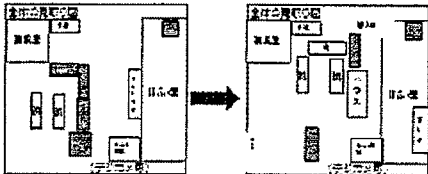


園内研究で学んだことを環境シートに記録すると共に、3か月後に変化した様子を配置図や写真を通して見ることで学びにつなげる。

これらの各園の研究は保育課共通フォルダに格納され、他園のものも共有できる仕組みとなっている。

保育環境シート 2017年度 5月 30日 11月 13日

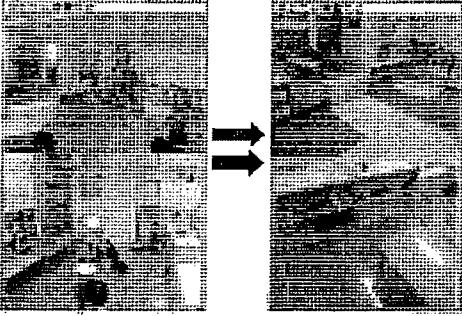
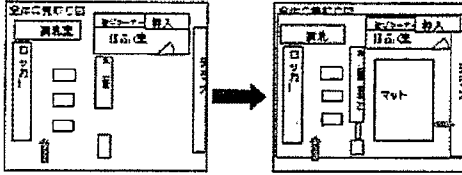
<p><b>現状（問題点）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特設遊具の設置が、狭いスペースで遊べるスペースが狭い。</li> <li>・アスレチック遊具の設置が、狭いスペースで遊べるスペースが狭い。</li> </ul>	<p><b>解決策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の中央一部を遊びのコーナーにする。</li> <li>・隙間が狭く、身体を動かせるもの（滑り台、タイヤやボールパックの15名分の設置）</li> <li>・可動のレゴブロックを配置する。</li> <li>・芝草のコーナーを再配置する。</li> </ul>	<p><b>その後の様子</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の中央一部を遊びのコーナーにする。</li> <li>・隙間が狭く、身体を動かせるもの（滑り台、タイヤやボールパックの15名分の設置）</li> <li>・可動のレゴブロックを配置する。</li> <li>・芝草のコーナーを再配置する。</li> </ul>
--	--	---



写真：左側が現状、右側が改善後

保育環境シート 2017年度 5月 30日 11月 13日

<p><b>現状（問題点）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーナーが丸まっておらず、しっかりと遊び続けることが難しい。（玩具の置き場をどうするか、仕切りがないなどの問題）</li> </ul>	<p><b>解決策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の中央一部を遊びのコーナーにする。</li> <li>・隙間が狭く、身体を動かせるもの（滑り台、タイヤやボールパックの15名分の設置）</li> <li>・可動のレゴブロックを配置する。</li> <li>・芝草のコーナーを再配置する。</li> </ul>	<p><b>その後の様子</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はめられていることで、しっかりと遊べるようになる。</li> <li>・再配置したことで好きな時に好きなように遊べるようになる。</li> </ul>
---	--	--



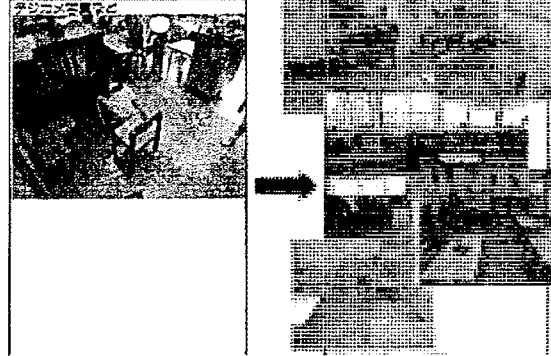
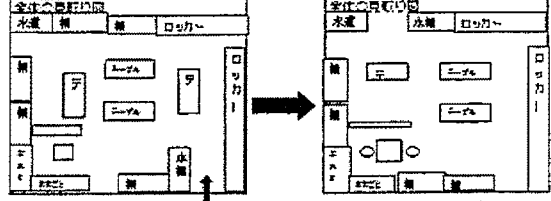
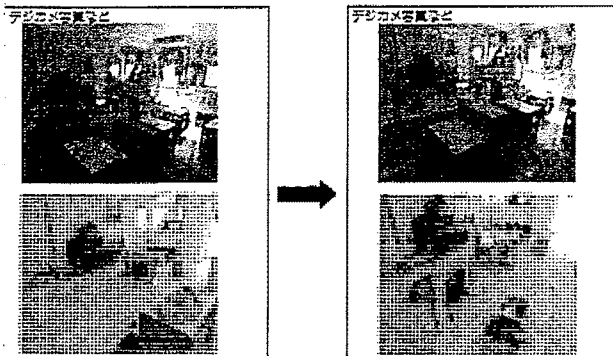
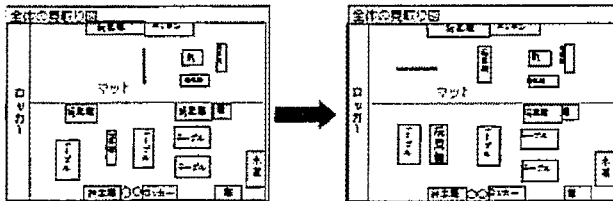
写真：左側が現状、右側が改善後

2歳児の人数 (通称) 保育者 コーナー 担当

<p>現状 (問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びのコーナーを区切り、遊べる遊びを確保する為、その遊びの遊び(ブロック・積みブロック・汽車等)を各遊ばせにしている。</li> </ul>	<p>解決策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玩具類を仕切りを移動し、マット敷出にそれぞれ遊びのコーナーを作り、それぞれ遊びの場所を確保する。</li> </ul>	<p>その後の様子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれのコーナー遊びが、深まり、子ども同士の手取りも多くなり見られるようになった。</li> <li>・アスレチック等が、崩れていたが、壁に目を付けて、真実が楽しめるようになってきた。</li> </ul>
2017年10月30日	2017年11月17日	2018年2月

2歳児の人数 (通称) 保育者 コーナー 担当

<p>現状 (問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多量の向きが入口側のため、入口付近で遊んでしまう。</li> <li>・デスクの横の隅のところが、コーナーとしてうまく遊んでいない。</li> <li>・遊具(生き)を邪魔しているように見えて、場所が狭い。</li> </ul>	<p>解決策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本棚を水筒棚に設置し、玩具類を壁に平行に置いた。遊びの場所が狭いので、コーナーとしてうまく遊ばせたい。</li> <li>・デスク横のコーナーに、ひたひたを置くことで、自分たちの遊具を置くことができるようになってきた。</li> </ul>	<p>その後の様子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・好きな遊びスペースが確保でき、じっくり楽しめるようになった。</li> </ul>
2019年5月31日	2019年11月13日	



# 歳児別学習会



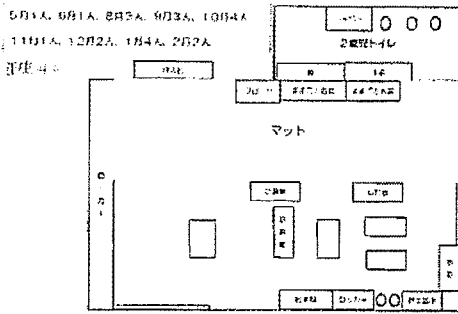
各園の0歳児担任が集まり、代表園の保育のビデオを見て、年齢の発達が見られる場面とその支援が見られる場面・課題と思われる場面などについてグループ討議し、外部講師から助言を受ける。1歳児・2歳児も同様に実施。

受講報告: 1週間以内及び3か月後取り組みの成果提出

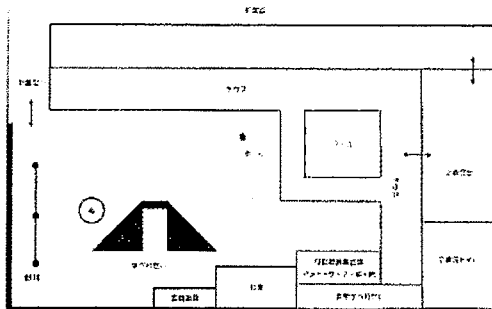
# 歳児別学習会

動画とこの配置図を見て、動線・遊びの展開について学ぶ資料とする

2歳児 平面図 男児11人 女児10人 21人



平成20年度 歳児別学習会 2歳児 平面図



0, 1, 2歳児歳児別学習会回誌報告書

年 月 日

学 年 月 日

氏 名

職 名

＜学習報告＞

1. 学習内容について
2. 自分自身にできることや発見、子どもたちの様子について

指導員 氏名

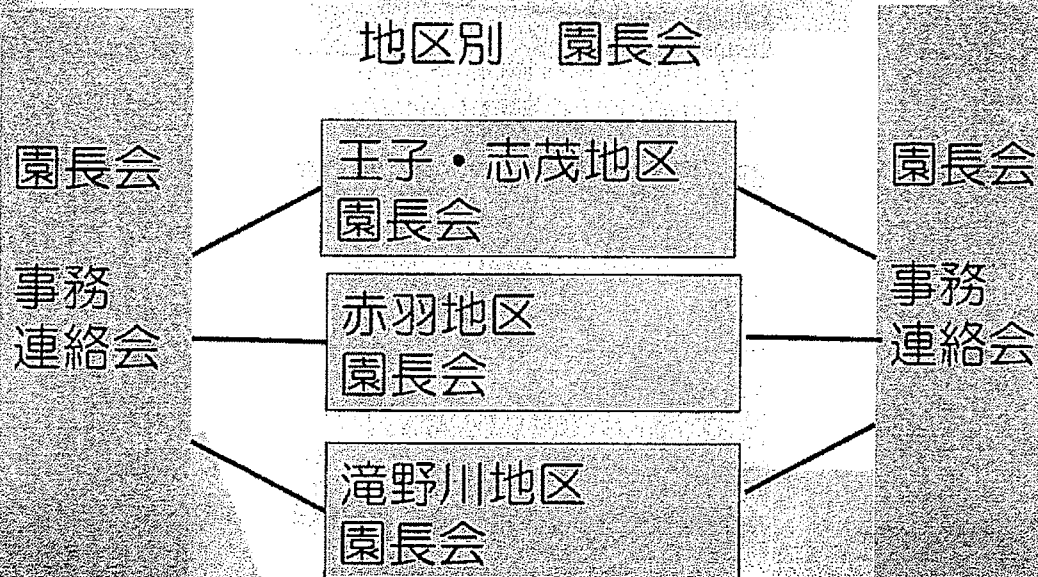
＜学習後のふりかえり＞

1. 子どもの成長について
2. 子どもの関心や興味について
3. その他

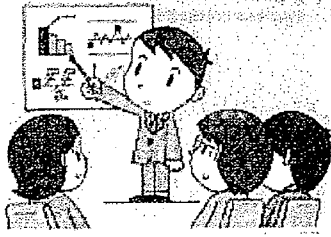
報告月日 年 月 日

© 2008 日本児童教育学会 印刷複製を禁じます

# 園長会 組織図



# 地区別園長会



王子志茂・赤羽・滝野川  
3つの地区別園長会の中で  
情報共有する。



研究保育(公開保育)  
失敗事例(怪我・事故・  
保護者対応など)

更に園長会で全園に共有。

# 資質向上に関する地域全体の連携

園長会主催

公民合同  
講演会

特別支援児  
研修

教育政策課  
研修

教育  
研究会

近隣区にも呼  
びかけ(文京・荒  
川・台東・板橋区)

私立園・小規模保育・  
家庭福祉員・認証保  
育園等の呼びかけ

小学校・幼稚園と  
共に実施

## 保育園・幼稚園・小学校連携

- 幼児期の教育の重要性を踏まえ、幼児教育の質の向上を図り、その後の教育の基礎を培うことを目的としている。
- 北区の幼児すべてが充実した教育を受け、家庭・地域とも連携し、発達と学びの連続性を踏まえた小学校生活との円滑な接続を目指す。

21

**子どもがじっくりと遊ぶことが出来る環境を整えて保護者とともに寄り添い、そしてひとり一人を大切にしたい保育を展開できる保育園を目指していきたいと思えます。**

みなさんご清聴  
本当にありがとうございました



22

子発 0628 第 4 号  
社援発 0628 第 1 号  
障発 0628 第 2 号  
老発 0628 第 3 号  
平成 30 年 6 月 28 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
中 核 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長  
厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び  
子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）

昨今、地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う、いわゆる子ども食堂（子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含みます。以下単に「子ども食堂」といいます。）が、各地で開設されています。

子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。

一方で、地域住民、福祉関係者の子ども食堂に対する関心が薄く、取組を発展させる機運の醸成が十分に図られていない地域や、学校・教育委員会の協力が得られないといった課題を抱えている地域もあるとの指摘があります。また、食品衛生などの面において、子ども食堂の運営者（以下「運営者」といいます。）の安全管理に関する取組の促進により、利用者や地域住民の子ども食堂に対する理解と安心感を醸成することが課題との指摘もあります。

こうした状況を踏まえ、本通知においては、子ども食堂の意義を確認しつつ、地域住民、福祉関係者及び教育関係者に対し、子ども食堂の活動に関する理解と協力を促すようお願いするとともに、子ども食堂における安全管理について留意すべき点を整理することとしましたので、御了知のうえ、子ども食堂の活動に関して運営者や関係機関との連携・協力を図るとともに、本通知の内容につき、運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されますよう、管内市区町村又は関係団体への協力



要請等よろしくお取り計らい願います。併せて、教育関係者に対しても周知されますよう、教育関係部局への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であること、厚生労働省医薬・生活衛生局に協議済みであること、同局から都道府県等衛生主管部局に情報提供していること、当方から内閣府、農林水産省及び文部科学省に情報提供済みであること、本通知の趣旨に関し文部科学省から都道府県教育委員会等に対して別途通知が行われることを申し添えます。

## 記

### 1. 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進

#### (1) 子ども食堂の現状

現在、子ども食堂は全国各地で開設されており、その活動の在り方は、困難を抱える子どもたちへの支援を中心に活動するもの、地域の様々な子どもたちを対象とした交流拠点を設けようとするもの、「地域食堂」等の名称により、子どもたちに限らず、その他の地域住民を含めて対象とし、交流拠点を設けようとするものなど、多岐にわたります。

いずれの活動も、困難を抱える子どもたちを含め、様々な子どもたちに対し、食育や貴重な団らん、地域における居場所確保の機会を提供しているという意義を有しているものと認められます。

#### (2) 子ども食堂の活動への協力

厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、地域における取組への支援を進めています。

こうした観点から、(1)で示したような子ども食堂の意義について、行政のほか、子ども食堂を取り巻く地域の住民、福祉関係者及び教育関係者等が、運営者と認識を共有しながら、その活動について、積極的な連携・協力を図ることが重要です。このため、日頃から運営者等と顔の見える関係を築くよう努めるとともに、(3)や2.(2)に掲げる事項について具体的な相談等を受けた場合には、運営者と連携を図りつつ、適切に対応いただくようお願いいたします。

この際、学校、公民館等の社会教育施設、PTA及び地域学校協働本部や、教育委員会等が実施する学習・体験活動等の事業関係者を通じて、困難を抱える子どもたちを含む様々な子どもたちに地域の子どもの食堂の情報が行き届くよう、行政において、福祉部局と教育委員会等が連携し、子ども食堂の活動について情報共有を図るなど、ご協力をお願いいたします。

#### (3) 活用可能な政府の施策

厚生労働省において実施している以下のような施策と連携し、又は一体的に実施することで、子ども食堂の活動についてより効果的に展開することが期待されます。

各施策の詳細については、それぞれ別添をご参照ください。なお、こうした施策を一体的に実施した場合の費用の計上に関して、昨年3月に通知を発出しておりますので、併せてご参照ください（別添1参照）。

- ・ 母子家庭等対策総合支援事業における子どもの生活・学習支援事業（別添2参照）
- ・ 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業（別添3参照）
- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（別添4参照）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域活動支援センター事業（別添5参照）

また、内閣府においては、子どもの貧困対策の観点から、子ども食堂にも資する施策として以下を推進しています。各施策の詳細については、それぞれ別添をご参照ください。

- ・ 地域における総合的な支援体制の確立に向けた地方自治体の取組に活用できる地域子供の未来応援交付金（別添6参照）
- ・ マッチング・ネットワーク推進協議会を通じた企業等との連携の促進（別添7参照）

#### （4）参考資料

子ども食堂を地域に推進するために構成された「広がれ、こども食堂の輪！」全国ツアー実行委員会（事務局：一般社団法人全国食支援活動協力会）において、運営者や関係機関に対し、運営の在り方や支援に関する啓発を行うことを目的として、各種パンフレット（広がれ、こども食堂の輪！活動ガイドブック等）が作成されています（※1）。

また、農林水産省において、子ども食堂が抱える課題の解決や、食育の取組（共食の機会の提供、食文化の継承等）の充実に向けて、子ども食堂の取組に関心を持ち支援を考えている行政・団体関係者や地域の方々に活用いただくことを目的として、事例紹介などのパンフレットが作成されています（※2）。

子ども食堂の活動を理解するに当たり、適宜ご参照ください。

（※1）<http://www.mow.jp/archive.htm>（一般社団法人全国食支援活動協力会ホームページ）

（※2）<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomosyokudo.html>（農林水産省ホームページ）

## 2. 子ども食堂の運営上留意すべき事項

子ども食堂の運営上留意すべき事項として、以下の内容について、運営者等への周知を図っていただくようお願いいたします。

### （1）食品安全管理に関して留意すべき事項

食中毒の発生防止のために、運営者、調理担当者等に向けて、守っていただきたい

い衛生管理のポイントを別添8のとおりまとめましたのでご参照ください。また、万一、食中毒が発生した場合、保健所に連絡を取るようお願いいたします。

(2) その他留意すべき事項

① 安全管理に関して留意すべき事項

子ども食堂の活動を始め、ボランティア活動中に不幸にして、怪我や食中毒等の事故が起きることがあります。万一の備えとして、個人や団体向けの保険に加入することが考えられます。保険加入については、最寄りの市区町村社会福祉協議会などで相談することが可能です。

② 生活困窮者自立支援制度との連携

運営者におかれては、その活動を通じて、生活に困窮する子どもや家庭を把握し、支援が必要と考えられる場合には、最寄りの生活困窮者自立支援制度の自立相談支援窓口にご連絡ください。

③ 社会福祉法人との連携

社会福祉法人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第24条第2項の規定に基づき、地域ニーズ等に応じて、自主性・創意工夫の下、「地域における公益的な取組」に取り組むこととされており、その一環として、地域住民の交流や協働の場の創出等（子ども食堂の運営を含みます。）に取り組んでいる場合があります。（別添9参照）

運営者におかれては、こうした地域の社会福祉法人の取組と連携して活動を展開していくことも効果的と考えられます。

④ 養育に支援が必要な家庭や子どもを把握した場合の対応

運営者におかれては、その活動を通じて、保護者の養育を支援することが必要と考えられる家庭や子どもを把握した場合、速やかに、市区町村の子育て支援の相談窓口又は児童相談所にご連絡ください。

なお、市区町村や児童相談所におかれては、相談を受けた場合は、関係機関が連携しながら早期に必要な支援を行うことができるよう、ご協力をお願いいたします。

健 健 発 0331 第 1 号  
雇 児 総 発 0331 第 4 号  
社 援 地 発 0331 第 1 号  
障 企 発 0331 第 1 号  
老 振 発 0331 第 1 号  
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県  
各 指定都市  
中 核 市  
衛生主管部 (局) 長 殿  
民生主管部 (局) 長

厚生労働省健康局健康課長  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
厚生労働省老健局振興課長

( 公 印 省 略 )

#### 地域づくりに資する事業の一体的な実施について

昨今、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しており、さらに、様々な課題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このような課題に対応するため、厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を掲げ、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと転換していくこと、「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへと転換していくことを目指し、改革を進めることとしています。これについて、本年2月7日には、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を公表しました。

従来から、地域の集いの場の整備、相談支援、地域資源の掘り起こしや開発のためのコーディネート、ボランティア養成、権利擁護・虐待防止など、地域づくりに資する事業として、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援新制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの様々な事業が行われています。その際、地域の支援ニーズや資源の状況によっては、これらの事業を連携して一体的に実施することにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができる場合も多いと考えられます。

地方公共団体によっては、相談支援体制の整備などにおいて、既に、分野を横断して事業の一体的実施に取り組んでいるところもあると承知していますが、厚生労働省としても、「地域共生社会」の実現に向けて、このような創意工夫のある取組を後押ししていきたい

と考えております。

この点、「当面の改革工程」において、「今年度中に、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、健康増進事業など、既存の地域づくりに資する事業について、権利擁護や虐待関係業務を含め、連携して一体的に事業を実施することが可能である旨を周知する。」と明記しており、これを踏まえ、地域づくりに資する事業を行うに当たっての留意事項を下記のとおりお示ししますので、本通知の趣旨・内容等を御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業（予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。以下同じ。）について、市区町村は、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。

### 2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。なお、合理的な方法の例としては、以下の①や②が挙げられるが、これ以外の方法でも市区町村の実情に応じて設定することができる。ただし、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにする必要がある。

①地域づくりに資する事業の一体的実施に要する総費用を、市区町村内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分して算出された費用を、各制度に基づく事業にそれぞれ計上する方法

（具体的な例）

- ・ボランティア養成のための研修を、高齢者・障害者・子どもなどの研修分野ごとに対象者を区分せず、一体的に実施し、それぞれの対象者数の割合に応じて按分し計上する場合
- ・高齢者と障害者の権利擁護・虐待防止に関する研修を一体的に実施し、市区町村内の高齢者数と障害者数の割合に応じて費用を按分し計上する場合

②地域づくりに資する事業に従事する職員について、それぞれの主たる業務に着目して按分する方法

（具体的な例）

- ・地域包括支援センターが障害者や子どもまでを対象とした総合相談業務を担う場

合に、主に高齢者からの相談に応じる職員と、主に高齢者以外からの相談に応じる職員に区分し、それぞれの費用を、地域支援事業とその他の事業（地方単独事業を含む）に計上する場合（間接経費については、地域支援事業として計上する。）

ただし、例えば、通いの場としての性質から、主に高齢者が利用する場を、一部、子どもやその保護者、障害者などの利用に供する場合や、高齢者への相談支援を行う一環として世帯全体の課題を把握するため、高齢者以外の者への支援を行う場合など、支援全体が主たる目的の事業の一環として提供される場合には、按分の必要はなく、主たる目的の事業に要する費用として、総費用を計上する。この場合、補助金等の目的外利用とはならない。

# 子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

## 目的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

## 事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
  - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
  - ② 学習習慣の定着等の学習支援
  - ③ 食事の提供



【②：東京都世田谷区】



【②：東京都江戸川区】



【③：北九州市】

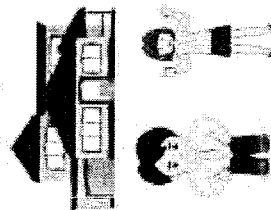
## 実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。  
(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村  
 (事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)  
 【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2  
 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4  
 【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数  
 【28実績(延べ利用人数)】 69,753人

## <実施場所>

児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ  
(学生・教員OB等)

## <支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の種活動 調理実習 食事の提供



# 子どもの学習支援事業について

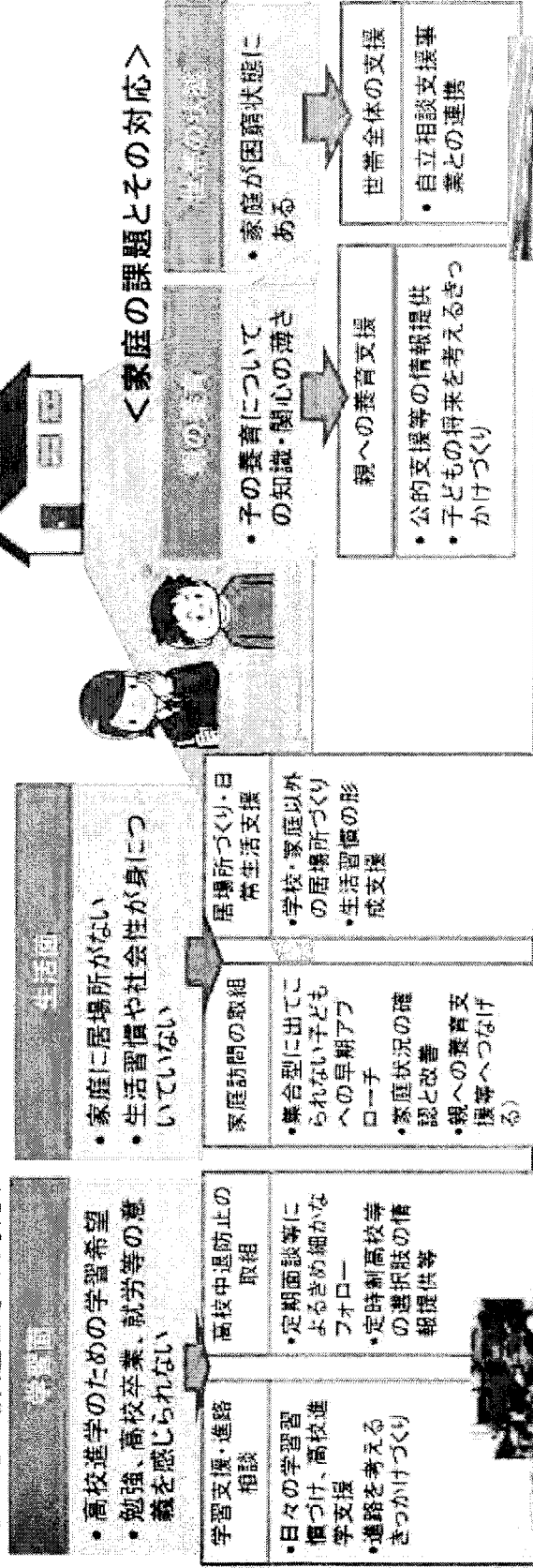
## 事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に感じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 平成30年度予算においては、小学生や高校生世代に対する取組の強化を含めた拡充を実施。

## 支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけでなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

## <子どもの課題とその対応>



子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



## 介護予防・日常生活支援総合事業における通いの場

介護予防・日常生活支援総合事業	
事業	介護予防・日常生活支援総合事業
サービス種別	<b>一般介護予防事業</b> 地域介護予防活動支援事業 (通いの場関係)
サービス内容	介護予防に資する住民運営の通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・交流会、サロン等
対象者とサービス提供の考え方	住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会、サロン・会食等
実施方法	委託／運営費補助／その他補助や助成 人数等に応じて月・年ごとの包括払い ／運営のための間接経費を補助 ／家賃、光熱水費、年定額 等
市町村の負担方法	市町村が適切に設定(補助の場合はサービス提供主体が設定することも可)
ケアマネジメント	なし
利用者負担額	なし
サービス提供者(例)	地域住民主体
備考	※食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担) ※一般介護予防事業等で行うサロンと異なり、要支援者等を中心に定期的な利用が可能な形態を想定 ※通いの場には、障害者や子ども、要支援者以外の高齢者なども加わることができる。(共生型)

## 地域活動支援センターの概要

根拠：障害者総合支援法第77条第1項第9号  
基準：地域活動支援センターの設備及び運営  
に関する基準（H18厚労省令）

### 1 目的・特徴

- 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設。（法第5条第1項25号）
- 地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能。

### 2 事業内容

基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。

### 3 規模

10人以上の人員が利用できる規模とする。

### 4 補助方法

- 基礎的事業については、地方交付税により措置（平成18年度より）。
- 基礎的事業に加え、機能強化を図る場合に、地方交付税に加え、「地域活動支援センター機能強化事業」として補助を実施（国1／2以内、都道府県1／4以内）。

### 5 施設数等 （社会福祉施設等調査報告 平成28年10月1日現在）

施設数 3,082か所

（別添5）

# 地域子供の未来応援交付金の概要

(平成30年度予算 1.5億円、平成29年度補正予算 6.1億円)

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し二一スに対応した支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立(地域ネットワーク形成)する地方公共団体の取組の立ち上げ期を支援する。

## 内閣府

## 地方公共団体

### ○実態調査・資源量の把握

(補助率:3/4)

- 補助基準額: 300万円)
- 貧困の状況にある子供等の実態把握と支援二一スの調査
- 支援二一スに定めるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握

・子供たちと「支援」を結びつける事業の必要性を把握する観点から行う。

### ○支援体制の整備計画策定

(補助率:3/4)

- 補助基準額: 300万円)
- ※上記2事業を別々に実施する際でも補助基準額は、合計で300万円までとする。

### ○子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備

(補助率:1/2)

- 補助基準額: 最高3,000万円)
- 子供たちと「支援」を結びつける事業の立ち上げ実施をする過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な取組体制を確立

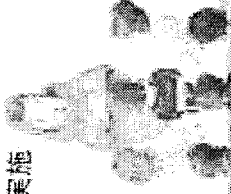
- (事業例)
- ・子供食堂等の居場所づくり(サポート)事業
- ・コーディネート事業(PTA・ボランティア支援等)
- ・児童の学習支援プロジェクト事業

・コーディネーター事業等の担い手の育成  
・行政機関職員等の理解促進

### ○地域ネットワーク形成研修

事業

- (補助率:1/2)
- 補助基準額: 最高500万円)
- ・都道府県及び市町村の子供の貧困対策担当行政機関、子供の貧困対策に関する支援活動従事者等に対する地域ネットワーク形成のための研修の実施



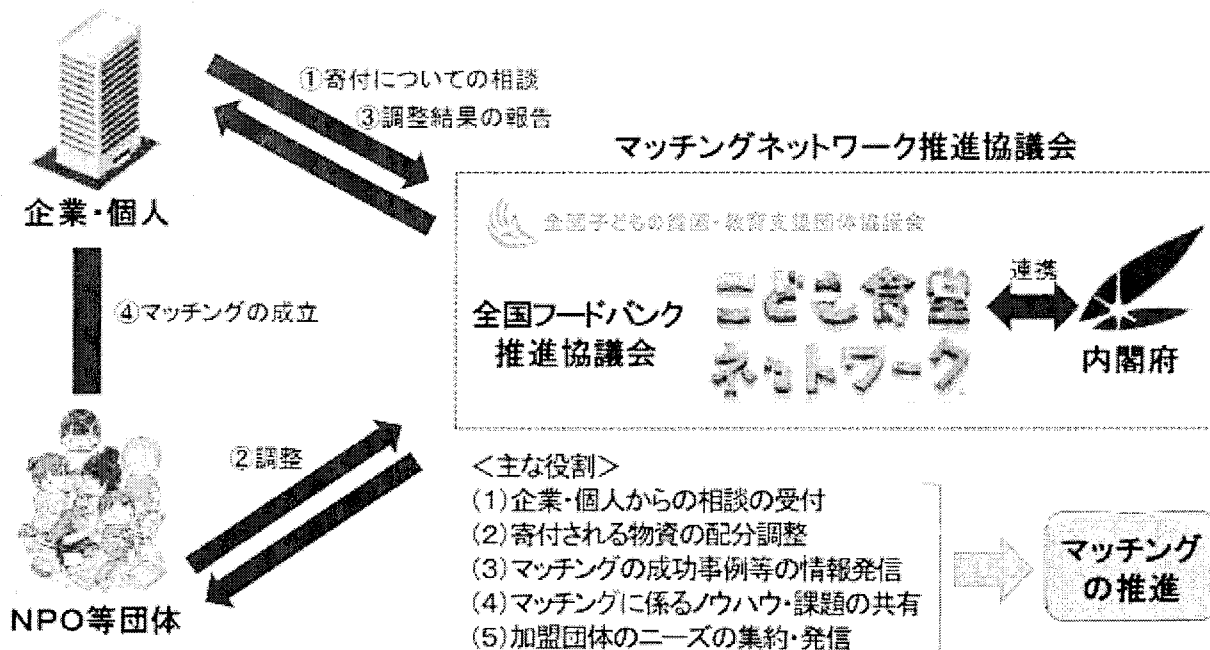
各地域において必要なネットワークの構築を推進するとともに、具体的な事業と一体的に実施することにより連携体制を深化させ、地域における他の貧困対策事業への波及(実効性の向上)を推進

(別添6)

# マッチングネットワーク推進協議会

マッチングを推進していく組織として「マッチングネットワーク推進協議会」を創設。同協議会を構成する3団体は、各々が「マッチングコンシェルジュ」として、企業やNPO等の相談を受けながら、マッチング実現に向け、積極的に活動。

## <マッチングコンシェルジュを通じたマッチングの流れ>



### ▼ 「マッチングネットワーク推進協議会」の構成団体の連絡先はこちら

	担当者	生田 大五郎
	電話番号	03-5244-9990
	FAX	03-5244-9991
	受付時間	平日10:00～18:00
	メールアドレス	info@kyoikushien.net
	留意点	協議会への連絡であることを明記

<b>全国フードバンク 推進協議会</b>	担当者	米山 広明
	電話番号	055-298-4844
	FAX	055-298-4885
	受付時間	9:00～18:00
	メールアドレス	info@fb-kyougikai.net

<b>こども食糧 ネットワーク</b>	担当者	釜池 雄高
	電話番号	03-5365-2296
	FAX	03-5365-2298
	受付時間	平日 10:00～18:00
	メールアドレス	info@kodomoshokudou-network.com

## 子ども食堂における衛生管理のポイント

子ども食堂（「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付け子発0628第4号、社援発0628第1号、障発0628第2号、老発0628第3号）において示されているもの）における衛生管理のポイントをまとめました。

この衛生管理のポイントを活用いただく子ども食堂は、各保健所において、営業許可、届出などが不要とされた場合を想定しています。

※保健所への届出などが必要になる場合がありますので、保健所に相談しましょう。

中でも特に重要度が高い項目には◎をつけてあります。これらのポイントをしっかり守って、食中毒などの事故の発生を防ぎ、楽しく安全な子ども食堂の運営を行いましょう。

※これらのポイントについて、別紙1のチェックリストを作成しました。

万一、食中毒が発生したら、保健所に連絡を取りましょう。また、別紙2の緊急時の連絡先リストを作成しました。これらのリストを目立つ場所に貼って、活用しましょう。

### 1) 計画段階

- 子ども食堂を開設する前に、最寄りの保健所に相談し、食品衛生に関する指導・助言などを求めましょう。
- 調理担当者は食品衛生に関する基本的な知識を習得するように努めましょう。各自治体で食品衛生責任者養成講習会なども開催されています。
- 調理施設の規模や設備、調理担当者数・力量等に応じた、無理のない献立や提供食数を決めましょう。

### 2) 調理施設の衛生管理

- ◎ 調理施設は、給湯設備や手洗設備などの調理施設の要件が整っている施設を使用しましょう。調理施設は、清潔に保ち、調理作業に不必要な物品を置かないようにしましょう。

- 手指を洗うための石鹸や消毒液、ペーパータオル（※）、調理器具を洗うための洗浄剤や消毒剤、清潔なふきんなどを備えましょう。  
※共用タオルの使用は、感染拡大の原因になることもあります。
- 洗浄剤などの薬剤は、食品とは別の場所に保管しましょう。また、容器の詰め替え・小分けをする場合には、中身がはっきりと分かるようにラベルを貼るなどして、誤使用を防ぎましょう。
- トイレは、作業開始前、終了後など、定期的に清掃及び消毒剤による消毒を行って衛生的に保ちましょう。食堂の利用者等が嘔吐した場合には、ペーパータオルや消毒剤を用いて速やかに嘔吐物の処理を行いましょう。（詳しくは「ノロウイルスに関する Q&A」を参考にしてください。）

### 3) 運営者側の健康と衛生管理

- ノロウイルスによる食中毒の多くは、調理担当者が食品を汚染したことによるとされています。調理担当者は、自らが汚染の原因とならないよう、普段から手洗いや健康管理に努めましょう。
- ◎ 作業開始前に、調理担当者の健康チェックを行い、下痢・嘔吐の症状があるなど体調不良の方は、調理や配膳に携わらないようにしましょう。
- ◎ 手指に傷がある人は調理行為に参加しないようにしましょう（黄色ブドウ球菌などによる食中毒の原因になることがあります。）。どうしても参加する必要がある場合は、絆創膏・使い捨て手袋などで傷を保護しましょう。（ただし、絆創膏などが食べ物に混入しないように気を付けましょう。）
- 手指の爪は短く切り、指輪・腕時計等の装身具は外しましょう。
- 調理担当者はエプロンや三角巾、必要に応じてマスクなど、清潔な作業衣を身につけましょう。髪を清潔に保ち、必要な場合は結びましょう。また、トイレを利用する際や清掃（特に、トイレ掃除）の際は、調理時の作業衣を取り外すようにしましょう。
- ◎ 石鹸と流水を使ってこまめに手洗いをしましょう。予め手洗いが必要なタイミング（トイレの使用後、調理前、盛り付けの前、作業内容が

変わるタイミング、肉類や魚介類など生の食材を扱った後、お金を触った後、清掃を行った後など）を確認しておくといでしょう。

- 使い捨て手袋の着用を過信せず、着用するときも衛生的な手洗いを行いましょう。

#### 4) 原材料の受入れ

◎ 肉類、魚介類、野菜等の生鮮食品については1回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにしましょう。

- 包装が破れているもの、腐敗しているもの、消費期限が過ぎているもの、保存方法が守られていないものがないかチェックしましょう。そういったものが見つかった場合は、調理に使用せず、廃棄しましょう。

◎ 冷蔵や冷凍が必要なものについては、速やかに冷蔵庫または冷凍庫に入れ、室温に置かれる時間をできるだけ短くしましょう。

- 生肉や鮮魚介類などの食材は蓋付きの容器などに入れ、他の食材を汚染しないよう、冷蔵庫の最下段に区別して保管しましょう。
- 作業開始前に、冷蔵庫・冷凍庫内の温度を確認し、冷えていないなど異常があったときは、食材の状態に応じて使用を取り止めるか、よく加熱して提供するようにしましょう。

#### 5) 下準備

- 冷蔵庫・冷凍庫から出した原材料は、速やかに下処理、調理を行いましょう。冷凍食品は室温で解凍せず、冷蔵庫または流水で解凍しましょう。
- まな板、包丁などの調理器具や容器は、肉類、魚介類、野菜などの用途別に使い分けましょう。それが難しい場合は、使用の都度、洗浄剤でしっかり洗いましょう。
- 器具、容器等の使用後は、水道水で水洗いした後、洗剤を泡立ててよく洗浄し、再び流水で洗剤を洗い流します。さらに、熱湯や塩素系殺菌剤、70%アルコールなどで殺菌し、よく乾燥させて、清潔な場所で保管しましょう。
- ふきんやタオルなども洗剤でよく洗浄した後、可能であれば、5分間以上、煮沸殺菌するか、塩素系殺菌剤で殺菌します。清潔な場所で乾燥させ、保管しましょう。

## 6) 調理

- ◎ 前日調理は行わないようにしましょう。また、調理完了後、概ね 2 時間以内に食べ終わるような運営に努めましょう。
- ◎ 魚介類や、野菜・果物は、流水でよく洗いましょう。
- ◎ 特にお年寄りや幼児、妊婦など抵抗力が弱い方には、刺身やサラダ等、生もの（加熱調理していないメニュー）の提供は避けましょう。
- ◎ 生の食材（肉類、魚介類、生野菜など）を扱う調理器具（包丁、まな板、菜箸、 tong、保存容器など）と、加熱済みの食品に使用する調理器具は、それぞれ専用のものであるか、それが難しい場合は、使用の都度、洗浄剤でしっかり洗いましょう。
- ◎ 食品（特に肉類）は中心部までよく加熱（中心温度 75℃で 1 分間以上）しましょう。（目安として、肉類は肉汁が透明になるまで。スープ類は沸騰するまで。）
- ◎ 調理後は、速やかに配膳しましょう。調理済みのものは室温で放置せず、熱いものは熱いまま（60℃以上）、冷たいものは冷たいまま（10℃以下）に保ち、早めに消費するようにしましょう。
- どうしても保存が必要な場合は、鍋を氷水で冷やす、小分け容器に移すなどして速やかに温度を下げ、冷蔵庫に入れるようにしましょう。温めなおすときは、よくかき混ぜながら十分に加熱しましょう。
  - ※特にカレーやシチューなど、大鍋で大量調理したものを室温に放置すると、酸素のない状態を好む食中毒菌（ウェルシュ菌）が増えやすい環境になってしまいます。ウェルシュ菌は熱に強いいため、通常の加熱では死滅しません。

### その他考慮すべき事項

#### 異物について

- 特に金属など硬質性の異物は健康被害を及ぼすこともあります。原材料に含まれる異物の確認も含めて、調理作業中での異物混入を防止しましょう。



### 食物アレルギーについて

- 「学校給食における食物アレルギー対応について」などの資料を参考に、食物アレルギーを持つ方への対応について、緊急時の対応も含め、計画の段階でよく検討しておきましょう。
- 食物アレルギーについて特別の対応を行わない場合は、事前にその旨を参加者に情報提供するようにしましょう。

### 食事中の誤嚥・窒息について

- 特に小さなお子さんが参加する場合、窒息事故が起きないように、メニューや食事の提供の仕方について配慮しましょう。
- 万一、窒息事故が起きた時に備えて、応急処置の方法を確認するとともに、近隣の医療機関等、緊急時の連絡先を控えておきましょう（別紙2）。

### その他

- 子どもとの共同調理など、運営者以外の者が調理に参加する場合、上記の衛生管理のポイントが守られるよう、運営者側が責任をもって監督・指導しましょう。
- 万一の事故の発生に備えて、個人や団体向けの保険への加入を検討しましょう。保険加入については、最寄りの市区町村社会福祉協議会などで相談することが可能です。
- ◎ 食中毒等の発生時に調査が円滑に行えるよう、献立や食材の購入先・購入時間等の記録（レシートなどで代用可）を最低1ヶ月は保管しておきましょう。
- 可能な限り、メニューごとに約50gをポリ小袋など清潔な容器に採取し、冷凍保存（2週間程度）しておきましょう。

<参考資料>

衛生管理について

- ◆ 家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/point0709.pdf>

- ◆ できていますか？衛生的な手洗い

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000097251.pdf>

- ◆ 冬は特にご注意！ノロウイルスによる食中毒

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000182906.pdf>

- ◆ ノロウイルスに関するQ & A

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)

- ◆ HACCP の考え方に基づく衛生管理のための手引書（小規模な一般飲食店事業者向け）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000179542.pdf>

食物アレルギーについて

- ◆ 学校給食における食物アレルギー対応について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/1355536.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm)

- ◆ 外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方検討会中間報告（平成27年4月1日一部改定）

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/other/review\\_meeting\\_004/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_004/)

誤嚥・窒息事故について

- ◆ 消費者庁プレスリリース「食品による子供の窒息事故に御注意ください！ - 6歳以下の子供の窒息死事故が多数発生しています -」

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/pdf/170315kouhyou\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/170315kouhyou_1.pdf)

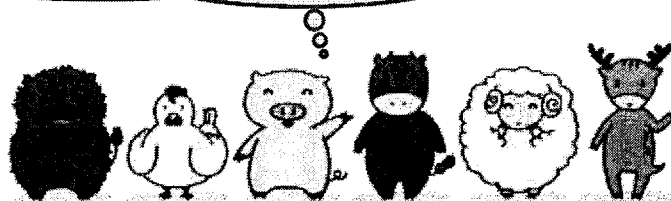


## 衛生管理のチェックリスト

(別紙1)

項目	
調理前に行うこと	
1	調理施設は清掃や整理整頓を行いましたか？
2	トイレは清掃、消毒を行いましたか？
3	調理担当者は、下痢・嘔吐の症状があるなど体調不良ではありませんか？また、手指の傷などはありませんか？
4	エプロンや三角巾、必要に応じてマスクなど、清潔な作業着を身につけましたか？
5	手洗い、消毒を行いましたか？また、子どもが調理に参加する場合は、手洗い、消毒を徹底させましたか？
6	原材料は、仕入れ時に鮮度、賞味期限等を確認し、1回で使い切れる量を仕入れましたか？
7	献立や食材の仕入れ先・仕入れ時間の記録（レシートなど）は保管しましたか？
8	仕入れた食品は冷蔵庫や冷凍庫で保管していますか（冷えていないなどの温度の異常はありませんか）？また、生肉や鮮魚介類などの食品は他の食品を汚染しないよう、冷蔵庫の最下段に区別して保管しましたか？
9	お年寄り、幼児、妊婦などの抵抗力が弱い方が食べる場合、メニューに生ものは入っていませんか？
調理中に行うこと	
10	魚介類、野菜・果物は流水で良く洗いましたか？
11	別の原材料を調理する場合などは、手洗い、消毒を行いましたか？また、手洗いの際、調理器具についても、洗剤で洗浄してから使いましたか？
12	食品（特に肉類）は、中心部までよく加熱（中心温度75℃で1分以上）しましたか？
13	生の食材を扱う調理器具と加熱済みの食品に使用する調理器具は専用のものを使用しましたか？専用のものがない場合は、よく洗剤で洗浄してから、使いましたか？
調理が終わった後に確認すること	
14	調理後は、時間を置かずに提供しましたか？

目立つところに貼って、確認しましょう！！



### 緊急時の連絡先リスト

名称	電話・FAX	所在地	メールアドレス
救急車	119		
医療機関			
地域の保健所			
地域の小学校			



緊急時に備え、  
・事前に関係する連絡先確認し、記載しましょう！  
・また、目立つ場所に貼り、緊急時にすぐに連絡できるようにしましょう！

# 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

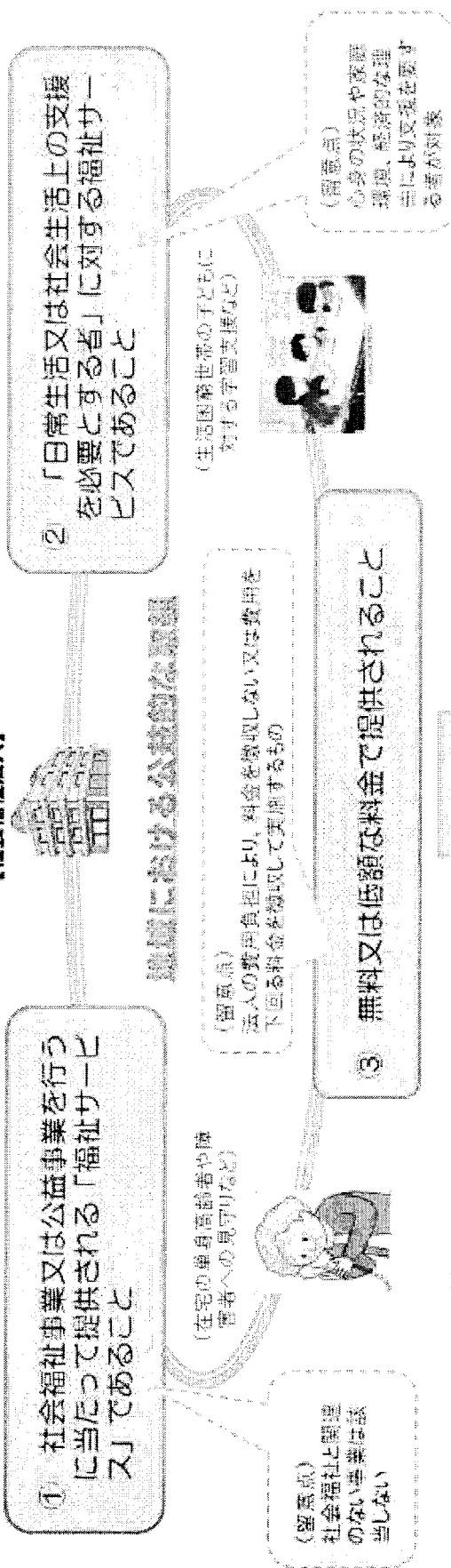
○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

## 【社会福祉法人】



## ○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

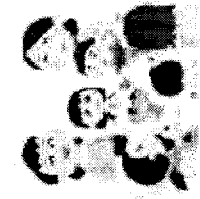
地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

## 「地域における公益的な取組」の実践事例

○ 「地域における公益的な取組」の実践に当たっては、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源と連携し、これらとの役割分担を図りながら取り組むことが重要であるとともに、自らの取組の実施状況を検証し、職員や地域の関係者の理解を深めながら、段階的に発展させていくことが重要。

### ふれあい食堂の開設

○ 地域で孤立する住民に対し、住民が気軽に集える場の提供や交流会等を実施。（北海道函館市等）

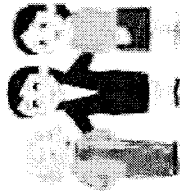


【ポイント】

地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。

### 複数法人の連携による生活困窮者の自立支援

○ 雇用情勢の悪化による生活困窮者に対し、相談支援等を実施。（大阪府等）



【ポイント】

複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。

### 認知症改善塾の実施

○ 認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のためのノウハウを伝達。（北海道札幌市等）



【ポイント】

認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講するとともに、家族に対するピアサポートを実施。

### 地域住民との協働による見守り支援ネットワーク活動

○ 民生委員や地域住民からなる「在宅介護支援連絡員」を組織化し、高齢者からの様々な相談に応じるとともに、地域交流サロンの運営等を実施。（石川県等）



【ポイント】

連絡員を通じて、地域の高齢者のきめ細かなニーズ把握を行い、支援が必要な場合には、法人の専門サービスにつなぐとともに、地域のネットワークを強化。

# 2018年度 植山つる児童福祉研究奨励基金 募集要項

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

## 1. 主旨

児童福祉の実践処遇の仕事に情熱をもやし、自らの技術と専門性を高めるために積極的に研究活動に励む保育士等職員の研究活動を奨励するために、研究費の一部を助成する(研究期間は1年間とする)。

## 2. 対象

### 研究 A(自主研究)

- ・ 児童福祉法第7条に定める児童福祉施設に働く職員(個人・施設・グループ・団体)
- ・ 児童福祉に関する自主研究

### 研究 B(専門研究)

- ・ 児童福祉法第7条に定める児童福祉施設に働く職員(施設・グループ・団体)
- ・ 児童福祉に関する自主研究であり、すでに基礎的な研究を終了し、さらに成果を発展させるための共同研究であること。ただし、学識者の協力を条件とする。

※個人を除く。また、今年度内に、同じ研究テーマで、他の研究助成の対象となっている場合も除く。

※なお、本助成事業の趣旨により、児童福祉施設に働く「職員」が助成対象のため、施設長は申請者となれませんので、あらかじめご了承ください。

## 3. 助成金額

### 研究 A(自主研究)

各研究助成額は20万円以内。  
年間助成総額100万円の予算において、若干名に助成。

### 研究 B(専門研究)

研究助成額は100万円以内。年間1件のみの助成。



#### **4. 申請方法**

助成希望者は、当基金所定の申請書(P. 11～)に必要事項を記入の上、下記の植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会(全国社会福祉協議会 児童福祉部内)宛に郵送にて提出。

#### **5. 申し込み締め切り**

2018年8月24日(金) 必着

#### **6. 研究報告**

助成対象となった研究は、その研究成果の報告を所定の様式に記入の上、植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会に提出する。その他、成果物等があれば添付すること。その成果については、各種別協議会の大会・研修会、また機関紙等での発表の機会を必ず設けること。また、研究成果の公表等にあたっては、本基金の助成を受けて実施した研究である旨を必ず明記すること。

#### **7. 助成対象研究の研究報告書の提出締め切り**

2019年8月30日(金) 必着

#### **8. 申し込み先**

植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内  
Tel. 03-3581-6503 / Fax. 03-3581-6509

#### **9. 選考について**

植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会において選考・決定し、選考結果は 2018 年 10 月末に申請者宛に通知する。

《運営委員(敬称略)》

委員長	柏女 霊峰	(淑徳大学 教授)
	森田 昌伸	(全国保育協議会 副会長)
	北野 久美	(全国保育士会 副会長)
	加藤 秀郷	(全国児童養護施設協議会 副会長)
	都留 和光	(全国乳児福祉協議会 常任協議員)
	友田 直人	(全国母子生活支援施設協議会 副会長)
	笹尾 勝	(全国社会福祉協議会 事務局長)

## 10. 著作権について

研究論文の著作権は、著者(研究者)に帰属する。ただし、研究論文集等を作成する際の編集出版権および複製権は、全国社会福祉協議会が持つものとする。

## 11. 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された個人情報は、本研究奨励基金における運営管理の目的のみの利用とする。

## 12. お問い合わせ先

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部  
植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会 (担当:源河<sup>げんか</sup>、佐藤)

Tel. 03-3581-6503 / Fax. 03-3581-6509

E-mail : ueyama-turu-fund@shakyo.or.jp

ホームページ: [https://www.shakyo.or.jp/sponsor/20170605\\_tsuru.html](https://www.shakyo.or.jp/sponsor/20170605_tsuru.html)

※ 申請書は、全国社会福祉協議会のホームページの「助成団体・助成情報」のページからダウンロードいただけます。

### 故 植山つる(うえやま つる)氏のあゆみと本事業について

故 植山つる氏は1907(明治40)年、現在の福井県敦賀市に生まれました。1930(昭和5)年、日本女子大学社会事業学部を卒業後、聖路加国際病院医療社会部ケースワーカーを経て、翌年、当時の東京市社会局保護課訪問婦(ケースワーカー)になりました。

1946(昭和21)年には厚生省嘱託となられ、さらに1959(昭和34)年からは児童局母子福祉課長を務められました。また、1960(昭和35)年からは、中央児童福祉審議会幹事に併任、1965(昭和40)年には、総理府中央青少年問題協議会専門委員に任命されました。

その後、後世の社会福祉専門職の育成に励まれ、1967(昭和42)年に淑徳大学教授、さらに名誉教授に就任されました。

本事業は、故 植山氏からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、1978(昭和53)年に「植山研究奨励基金」として発足いたしました。今日では、児童福祉施設に働く保育士並びに児童指導員等職員に対象を拡大し、「植山つる児童福祉研究奨励基金」と名称も改め、広く研究活動の奨励が図られています。

植山つる児童福祉研究奨励基金 過去10年間の助成決定テーマ

研究テーマ	研究主体の 児童福祉施設	年度
保育所1・2歳児クラスにおける担当制保育のあり方についての一考察	保育所	29年度
児童の性問題を適切に理解し、対応するためのツール開発	児童養護施設	29年度
母親のACT養育支援プログラム実践に関する研究	母子生活支援施設	29年度
乳児院職員のやりがいを高める組織の研究	乳児院	29年度
児童福祉施設等里親支援機関の専門性を活かした里親養育支援のあり方に関する研究	乳児院	29年度
子ども理解と保護者支援及びパートナーシップ、保育者同士の相互理解と協働を生み出す保育発信システムの構築に関する実践研究	保育所	28年度
児童養護施設における個別対応職員の専門性と業務内容について	児童養護施設	28年度
不適切な養育を受けた児童に対する就学前後における学習支援 —ICT教育を活用しての実践—	児童養護施設	28年度
児童養護施設における退所児童の自立支援システム構築に向けた研究	児童養護施設	28年度
保育所における自然体験を中心に据えた保育の実態と効果についての研究調査	保育所	27年度
日本の伝統文化をとおして、豊かな心を育む～保育園でのお茶遊び・5歳児～	保育所	27年度
児童養護施設に入所する子どもの貧困と自立について～アフターケアに焦点をあてて～	児童養護施設	27年度
児童自立支援施設から児童養護施設への措置変更に伴う激変緩和マニュアル作成に関する研究	児童家庭支援センター	27年度
保育所1・2歳児の食事場面における子どもの人間関係の育ち—保育者の意図性を手掛かりとして—	保育所	27年度
母子生活支援施設における心理職による活動展開の一考察	母子生活支援施設	26年度
保育所調査における保育所実態と現状を考える	保育所	26年度
児童養護施設の小規模化に伴う職員の専門性及び施設運営の課題に関する研究	児童養護施設	26年度
児童養護施設における集団音楽療法の適用に関する実践研究	児童養護施設	26年度
児童養護施設職員の子どもへの不適切な対応に対する意識調査—「子ども	児童家庭支援センター	26年度

への適切な対応のためのセルフチェックシート」の開発に向けてー		
保育園の1歳児におけるかみつき行為の要因分析	保育所	25年度
児童養護施設における家庭復帰に関する研究ー地域との連携を考えるー	児童養護施設	25年度
児童が自立のために必要な身に付けておくべきSST（ソーシャルスキルトレーニング）を開発する研究	児童養護施設	25年度
児童養護施設における生い立ちプログラムの取り組みについて	児童養護施設	25年度
児童養護施設における措置変更事例の実態について	児童養護施設	24年度
児童養護施設における施設心理士導入の実際Ⅲ～施設心理士に望むこと・今、心理士に何がもとめられているのか～	児童養護施設	23年度
母子への「食育」を通じたエンパワメント実践	母子生活支援施設	23年度
SBSの後遺症により心身の発達に障害をもつ子どもたちの発達と背景～子どもと保護者のワークを通しての探索的研究～	乳児院	23年度
児童虐待事例における親への支援	児童家庭支援センター	23年度
母親の不安に寄り添う支援～防災ハンドブックの制作を通して～	市独自のセンター	23年度
特別なニーズを持つ子に寄り添う保育～気になる子への対応～	保育所	22年度
児童養護施設における性的問題行動のある児童と担当職員へのグループ治療プログラムの実践研究	児童養護施設	22年度
児童養護施設における心理アセスメントに関する調査研究～ケアワークとの協同支援を考える～	児童養護施設	22年度
母子生活支援施設における退所後地域生活を見据えた生活支援と就労自立支援	母子生活支援施設	22年度
自立援助ホームにおける利用者の進学状況及び就学支援の実態調査	児童養護施設	22年度
昼寝後の午後保育の見直しと一日の保育の再検討ー保護者とのかかわりの中でー	保育所	21年度
母子生活支援施設における母親及び児童のためのエンパワメントプログラムの実践と効果ー	母子生活支援施設	21年度
ユニット型児童養護施設における施設環境が子どもに与える影響の研究	児童養護施設	21年度
大学との連携による食育活動	児童養護施設	20年度
家庭における育児不安や、親の悩みなどについての実態調査	県保育協議会	20年度

## 平成 28 年度 助成対象者研究報告書概要(一部紹介)

### 【保育所】

研究 の 種 類	研究テーマ・研究概要報告	研究者 (敬称略)
研究 A (自主 研究)	<p style="text-align: center;">子ども理解と保護者支援及びパートナーシップ、保育者同士の相互理解と協働を 生み出す保育発信システムの構築に関する実践研究</p> <p>【研究課題・研究方法の概要】          ここ近年、多文化共生教育を重視し実践しているニュージーランドの保育・教育が注目されている。その先行研究として、「ラーニング・ストーリーを用いた子ども理解(3)―相互理解を育むニュージーランドの保育現場からの学び―」(宍戸良子・三好伸子 日本保育学会第 69 回大会発表要旨集)や『保育の質を高める』(大宮勇雄)、「ニュージーランドにおける保育評価に関する研究―Learning Story に注目して―」(飯野祐樹 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部 第 58 号 2009)等を検討した。その結果、子ども理解と保護者支援及びパートナーシップ、保育者同士の相互理解と協働を生み出す保育発信システムの構築について明らかにすることにより、様々な保育施設(保育園・幼稚園・認定こども園)に共通の教育評価の視点を提示することができると考えた。          現在の日本の幼児教育における考え方として、幼児期を将来のための準備期間としてとらえ、結果を重視する「結果主義」的な評価と、幼児期そのものの重要性を踏まえ、子どもの生活が豊かで充実することを重視する「プロセス主義」的な評価の 2 つが存在する。また、少子化が進む現在、各幼児教育施設が、経営的な戦略として各園の特徴を教育面でアピールしようとしている。このような実態を踏まえ、表面的な「できた」「できない」等の結果で、子どもの育ちや各園の教育が評価されることがあってはならないと考える。          今回の研究課題に取り組むことは、保育所が子どもの望ましい教育評価を研究し実践に取り組んでいることをアピールし、相互理解を促すために有効な保育発信システムの構築および、保育者間及び保護者との相互理解と、協働のための保育の発信の方法について提言するものとなる。          具体的には、個別計画と個人記録の書式や内容を検討し、日本の保育所に適した「子どもの学びの物語(ラーニングストーリー)」を作成することが、研究の目的である。</p> <p>研究方法の概要は、以下の通りである。          ① 先行研究の検討およびインタビュー調査の結果より、肯定的に子どもの育ちや変容をとらえる「気づき」の視点を検討。          ② 園内研修とは別に、他園の保育者と共に、保育記録書式「育ちの物語」(オリジナルの「子どもの学びの物語(ラーニングストーリー)」)の作成をし、研究会を持ち内容について検討。          ③ 子どもの個別記録およびグループ記録、個別計画・月の指導計画を総合的に振り返り、「育ちの物語」の評価の視点を検討。</p>	<p>熊本県</p> <p>社会福祉法人 地の塩福祉会 小羊保育園</p> <p>犬童 れい子</p>

#### 【研究成果・考察の概要】

筆者が所属している保育園では、個別計画および記録は、決まった書式を使用せず、各保育者が自由記述をしている。以前は『質を高める保育の個別計画』（全国保育士会編 全国社会福祉協議会 2014）の書式を使用していたが、実際に園で使用してみると、保育者から「書きにくい」という声が聞かれ、子どもの実態から次の計画への手だての展開ができにくいという課題があった。そこで、現在の自由記述様式の個別記録をもとに、個人計画およびクラスの活動計画を立案するという課題を設定し、園内研修を持った。園内研修は、副園長、研究助言者と職員が2グループに分かれ約10人ずつ交代で、1ヶ月に1度、12時30分から1時間ずつ1日に2回実施した（2017年4月21日より）。

子どもの個人記録とクラスだよりを園内研修で検討した結果、個々の子どもの育ちを読み取るための「育ちの物語」の様式を使用して記録し協議すると、子どもを肯定的にみられるように、保育者の意識が変容したことが、保育者の園内研修に関するインタビューから明らかになった（2017年8月3日実施園内研修）。

今回の研究に関して、他園の保育者グループとの研究会においても、「育ちの物語」は子どもが集中して遊んでいる場面を書く際に、子どもの学びを深く考察する一助となったことが明らかになった。

また、「育ちの物語」を活用しての園内研修を通して、担任以外の保育者とコミュニケーションをとることが苦手な保護者に対する見方が変容し、園内研修で保護者支援の手だてを考えるきっかけとなった。

本研究に取り組んだ結果、保育者が子どもの個人記録から計画への展開の手だてを理解し、協議できるようになったことから、課題であった子ども理解と保護者支援及びパートナーシップに対する意識は高まったといえる。

#### 【残された課題・今後の展望】

「育ちの物語」の記録方法や書式等の作成を通して、保育者の意識が変容したことは、インタビューにより明らかになったが、保育者の意識の変容プロセスについては、さらに詳細に検証する必要があると考える。また、保護者に、保育者の援助方法や他の保育者との連携について、アセスメントに関する半構造化インタビュー調査を実施することが課題として残った。この調査を基に、さらに保育者同士の相互理解と協働を生み出す保育発信システムの構築について考察したいと考える。

【児童養護施設】

研究 の 種 類	研究テーマ・研究概要報告	研究者 (敬称略)
研究 A (自主 研究)	<p style="text-align: center;">児童養護施設における個別対応職員の専門性と 業務の内容について</p> <p>【研究課題・研究方法の概要】 個別対応職員は、児童福祉法にもその資格要件が明示されておらず、業務としても児童指導員、保育士、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員との業務の境は曖昧である。また、過去の調査を鑑みても他専門職とは違い、個別対応職員についての調査が全くと言っていいほど行われていない。 そこで本研究では、全国の施設に対して個別対応職員の現状についての調査を行い、個別対応職員が現在実施している業務や、個別対応職員として意識していることなどにについて明らかにする。 全国 604 施設に調査用紙を送付し、得られた回答を集計する。調査用紙には施設の基本情報、個別対応職員についての基本情報、タイムスタディ、個別対応職員としての業務の中で必要なことや意識していることについてなどの質問項目がある。</p> <p>【研究成果・考察の概要】 全国の児童養護施設に質問用紙を送付したところ、194 施設から回答があった。個別対応職員の基本情報については経験年数の面では、現施設での経験年数が5年以上 15 年未満のいわゆる中堅職員と呼ばれる職員が個別対応職員に選任されることが多かった。 その一方で、5 年未満の職員が選任される割合も 20%あり、経験の浅い職員が選任されている施設もあった。また、個別対応職員が保有する資格については児童指導員任用資格と保育士を保有している割合が多く、専門的な資格を保有している理由から選任されているわけではなく、児童指導員や保育士から個別対応職員に選任されたことが伺える。 個別対応職員の主な業務内容については個別対応職員が行っていると考えられる活動の一週間の平均活動時間の集計を行ったところ、個別の対応が必要とされる児童への日常生活場面での支援に従事する時間が一番多い結果になった。 個別対応職員としての必要なことや意識については、個別対応職員の業務の必要性や意識していることについてはポジティブな回答多く出たものの、業務時間が十分であると感じていないと答えた施設が多く、個別対応職員の業務は必要ではあるが、十分に活動できていないことがわかった。 本調査で他施設の個別対応職員の情報や活動内容、考えていることなど把握することができた。</p> <p>【残された課題・今後の展望】 今回の調査で今まで不明瞭であった個別対応職員についての基本情報や業務内容などについて知ることができた。今の児童養護施設には虐待を受けた児童が多く入所している。心に大きな傷を負っている被虐待児に対して個別的な支援は必要であり、それを担う個別対応職員は必要不可欠であると思われる。しかし、個別対応職員は児童指導員、保育士と同様に日課対応に入っていることが多く、職員数や業務時間などの問題から個別対応職員としての業務に十分に当たることができていないのが現状である。実際に今回の調査でも個別対応職員としての取り組みができていないため、調査用紙に記入ができないといった回答をした施設もあった。これからも児童養護施設には被虐待児や発達障害児など個別的な支援が必要な児童が増えると思われる。その児童に対して高い専門性を持った個別対応職員が支援できるように、個別対応職員はどうあるべきなのか個別対応職員個人としても、施設としても考えていき、子どもたちのより良い未来に繋がってきたい。</p>	<p>静岡県</p> <p>児童養護施設 春風寮</p> <p>大内 大樹</p>

【児童養護施設】

研究の種 類	研究テーマ・研究概要報告	研究者 (敬称略)
研究 A (自主 研究)	<p style="text-align: center;">不適切な養育を受けた児童に対する就学前後における学習支援 —ICT 教育を活用しての実践—</p> <p>【研究課題・研究方法の概要】 児童養護施設で生活する児童は、その多くが家庭において不適切な養育を受けてきた児童であるが、その不適切な養育は、彼らの学習成績や学習習慣、学校生活に影響を与えていることが、数多くの研究から報告されている。そこで、本実践では、長尾（2010）や井出ら（2015）が児童養護施設で生活する児童へ行った学習支援に倣い、就学前の児童に対して ICT 機器を活用した学習支援を行うことで、学習習慣が十分に身につけていない児童にも楽しく取り組むことが出来、自発性・主体性を育てる学習支援を実施し、就学後のスムーズな学校適応に繋げると共に、ICT 機器を介した学習支援者とのコミュニケーションを通して、学習支援者との間のアタッチメントを育てることも目的とした。</p> <p>児童養護施設で生活する 5 名の幼児に対し、3 つの期間に区切った学習支援（第 1 期：プリント学習期、第 2 期：タブレット学習期①、第 3 期：タブレット学習期②）を実施することで、ICT 機器を活用した学習支援の効果について検証を行った。効果検証においては、①学習中の行動観察②愛着行動チェックリスト（Attachment Behavior Check-List：ABCL）（青木ら、2006）③プリント課題の 3 つの側面から対象児童の変化を追った。</p> <p>【研究成果・考察の概要】 学習中の行動の変化、愛着行動の変化、学習成績の変化、の効果検証における 3 つの側面において、対象児童 5 名に一律に効果が出たとは言い難い結果となったが、個々の児童において変化が見られた面や逆に変化が見られなかった面もあった。</p> <p>児童 5 名中 4 名の児童において、プリントでの学習時よりもタブレットを利用した学習時の方が、学習に取り組む時間の伸びが見られ、児童らに主体的、自発的学習の姿勢が育ってきたことが伺える。また、ICT 機器を介した学習支援者との関わりにおいては、5 名中 2 名の児童において良好なコミュニケーションが増加したのみであり、日常生活における愛着行動の変化については、一律の効果を与えるには至らなかった。この点については、背景要因の一つに効果測定における方法論の問題が考えられる。その他、学習中のあらわれとして、学習者と学習支援者との間のコミュニケーションのみではなく、学習者同士でのコミュニケーションが増加しており、ICT 機器を活用した学習における“学び合い”の機会の増加が見られた。</p> <p>【残された課題・今後の展望】 今回の実践では、子どもたちの取り組んだアプリケーションはゲーム性の高いものの利用が多く、学習成績の向上に繋がる取り組みにまでは至らなかった。学習成績の向上を目指すのであれば、“学習”を目的としたアプリの活用や計画的な運用、プリント課題による学習を組み合わせることを、時間をかけて行っていく必要がある。また、学習支援者の関わり方として、しつけない注意が目立つことやタブレットを介した学習者と学習支援者との三者関係の意識の不足が見られたため、学習支援者の関わり方についての再考が求められる。最後に、今回は入所中の児童の状況により、就学前の児童に対しての学習支援を行ったが、就学後間もない児童に対しての学習支援を行った際の学校適応の変化や、今回対象となった児童の就学後の学校適応の様子など、経過を追った効果の検討においても、今後の実践の発展が期待される。</p>	<p>静岡県</p> <p>児童養護施設 春風寮</p> <p>森岡 真樹</p>



【児童養護施設】

研究の種類	研究テーマ・研究概要報告	研究者 (敬称略)
研究A (自主研究)	<p>児童養護施設における退所児童の自立支援システム構築に向けた研究</p> <p>【研究課題・研究方法の概要】                      当施設において、施設を退所してひとり立ちする子どもの支援（以下、自立支援）はこれまで、それぞれの担当職員が担っており、組織的に未整備であるという点が、実践処遇上の大きな課題となっていた。                      本研究では、こうした自立支援の課題解決へ向けて、                      (1)自立支援のために必要な情報の収集・把握（入所児・退所者・施設職員からの情報収集等による）、(2)実践可能な自立支援の方法の案出（月1回の定例会議等による）、および、(3)それらの情報・方法の体系化（ハンドブック作成等による）を行った。</p> <p>【研究成果・考察の概要】                      施設入所中の児童（高校生）は、金銭面・経済面など現実的な生活設計について不安を抱えがちであるが、施設退所者はそれらに加え、孤独感・孤立感など様々な困り事を抱えており、精神的支援の充実が必要であること等が示された。加えて、施設職員は、アフターケアの必要性を認識し、各種資源・制度を活用している一方で、入所児童へのケアとのバランスの難しさを感じており、施設内外の支援チームで行う必然性等が明らかとなった。                      また、自立支援のための方法の案出・体系化の過程で、退所者への「仕送りプロジェクト」が発足・組織化されるとともに、自立支援用のハンドブック（単立ちハンドブック）が作成された。</p> <p>【残された課題・今後の展望】                      本研究により、当施設における自立支援システムの構築を一定程度進めることができた一方で、今後、それらをさらに継続・発展させたり、新たな情報や制度等を収集し活用していくためにも、施設内での担当者や専門部署の設置、そしてそれらをバックアップするための公的な予算措置等が必須であると考えられた。                      本研究では、現状の業務の延長線上で“実践可能”な支援方法を模索し確立してきたが、それを後押しする公的なバックアップがあれば、当施設でも、そして全国的にも、施設退所者に対してより組織的かつ支援的な取り組みが拡充していくと考えられた。</p>	<p>京都府</p> <p>社会福祉法人 盛和福祉会 児童養護施設 京都大和（だ いわ）の家</p> <p>中谷 陽輔</p>

**2018年度植山つる児童福祉研究奨励基金申請書(研究A・自主研究)**

フリガナ 申請者氏名	(印)	職名	経験年数	年 月
所属施設名				
所在地	〒			
	Tel:	Fax:	E-mail:	
研究テーマ				
共同研究者 氏名・役職名				

**研究課題・意義**

- ・児童福祉の実践処遇の中で、現在どのようなニーズや課題があり、それを解決することに何の意義があるのかを具体的に述べてください。
- ・その課題についての先行研究があれば、それと関連付けて記述してください。
- ・専門用語や造語を多用せずに、明確な文章を心がけてください。

**研究方法**

- ・研究課題に対応させる形で、その研究方法を述べてください。
- ・抽象的に「～についてアンケートを行う」「ケース検討を行う」だけではなく、具体的な質問項目やケース検討のメンバー構成・内容・時間等についても明確に記述してください。
- ・研究に当たって倫理的に配慮した事項を必ずご記入ください。

**年間スケジュール**

・研究のスケジュールを具体的に書いてください。

10月	4月
11月	5月
12月	6月
1月	7月
2月	8月
3月	9月

**予想される成果・実践への貢献**

・本研究により予想される成果や、実践に対してどのような効果・貢献が期待できるかを具体的に述べてください。

**研究のアピール**

・本研究の将来への見通し・展望、また、本研究の特色・オリジナリティ・アピールポイント等について自由に述べてください。

**経費計算および助成希望金額**

・助成対象の項目は、謝金、旅費、印刷製本費、会議費(研究にあたり必要不可欠な食事や飲み物等)、賃借料、備品購入費、その他(特に研究に必要とされるもの)としてください。

・助成希望金額の支出の大半が、会議費や備品購入費とならないように記入してください。

(収入の部)

・ ..... 円  
 ・ ..... 円

(支出の部)

..... 円  
 ..... 円

○助成金の主な使用用途

○助成希望金額(20万円以内) 円

※申請書の文字量は本様式に必ず収まるように記入してください。

フリガナ 申請者氏名	(印)	職名		経験年数	年 月
所属施設名					
所在地	〒				
	Tel:	Fax:	E-mail:		
研究テーマ					
共同研究者(必須) 氏名・役職名					
学識者(必須) 氏名・所属					

**研究課題・意義**

- ・児童福祉の実践処遇の中で、現在どのようなニーズや課題があり、それを解決することに何の意義があるのかを具体的に述べてください。
- ・その課題についての先行研究があれば、それと関連付けて記述してください。また、先行研究の成果物(報告書など)を添付してください。
- ・専門用語や造語を多用せずに、明確な文章を心がけてください。

**研究方法**

- ・研究課題に対応させる形で、その研究方法を述べてください。
- ・抽象的に「～についてアンケートを行う」「ケース検討を行う」だけではなく、具体的な質問項目やケース検討のメンバー構成・内容時間等についても明確に記述してください。
- ・研究に当たって倫理的に配慮した事項を必ずご記入ください。



職発0629第7号  
平成30年6月29日

各内部部局長 }  
中央労働委員会事務局長 } 殿

職業安定局長  
(公印省略)

平成27年労働者派遣法改正法の遵守について（通知）

派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るための措置を講ずることを内容とする「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）が平成27年9月30日に施行されました。改正法においては、「業務単位で期間制限を設ける仕組みは分かりにくい」等の課題を踏まえ、派遣先の事業所単位と派遣労働者個人単位の新たな派遣受入れ期間制限を設ける等の措置を講じています。

職業安定局では、本年9月30日で改正法の施行期日から3年を迎えることから、派遣受入れ期間制限ルール等を徹底いただくため、集中的に周知啓発を図ることとしています。

つきましては、貴部局におかれましても、労働者派遣を受け入れている場合には、別添のパンフレットに記載の事項のほか、特に留意すべき下記の事項を踏まえ、法令に違反することなく労働者派遣の受入れを適正に行っていただくようお願い申し上げます。

また、独立行政法人、特殊法人等、貴部局の関係法人・関係団体等において労働者派遣を受け入れている場合には、これらの関係法人・関係団体等において法令遵守のための適切な対応が行われるよう、貴部局を通じて、積極的な周知をお願い申し上げます。

なお、施設等機関及び地方支分部局を所管する部局におかれましては、貴職から通知をお願い申し上げます。

## 記

### 1. 事業所の定義について

派遣受入れ期間制限ルールにおける事業所とは、職員の勤務する場所又は施設のうち、事業活動が行われる場所のことであり、相当の独立性を有するものです。

具体的には、雇用保険の適用事業所に関する考え方と基本的には同一であり、次の要件に該当するか否かを勘案することによって判断します。

- ① 事務所等、場所的に他の事業所から独立していること
- ② 人事、経理、指導監督、働き方等、業務単位としてある程度の独立性を有すること
- ③ 一定期間継続し、施設としての持続性を有すること

現在の雇用保険の適用事業場の状況については、以下の厚生労働省ホームページ（労働保険適用事業場検索）にてご確認ください。

[http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916\\_1a.htm](http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm)

### 2. 違法な労働者派遣を受け入れた場合の国の機関に関する措置について

派遣労働者の希望を踏まえつつ雇用の安定が図られるようにするとともに、違法な労働者派遣を受け入れた派遣先に対して一定の制裁を課すという観点から、国の機関が次の①から④までに掲げる違法な労働者派遣を受け入れた場合には、善意無過失の場合を除き、派遣労働者が求めるときは、国家公務員法に基づく採用その他適切な措置を講じなければならないこととされています。違法な労働者派遣を受け入れることのないようご注意ください。

- ① 労働者派遣の禁止業務に従事させた場合
- ② 無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ③ 期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合
- ④ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）等の規定の適用を免れる目的で行われるいわゆる偽装請負の場合

# 派遣先の皆様へ

平成27年の労働者派遣法の改正から、平成30年9月30日で3年が経過します。施行後3年を迎えるに当たり、労働者派遣の受入れが適正に行われるよう、改めて以下の点について確認をお願いします。

## 1 受入れ期間制限ルール

**【対象】**平成27年9月30日以降に締結・更新された労働者派遣契約に基づく労働者派遣  
**【内容】**すべての業務において、①事業所単位、かつ②個人単位の期間制限が適用されます。

※ ただし、「派遣元で無期雇用されている派遣労働者」や「60歳以上の派遣労働者」などは、期間制限の対象外です。

### ① 派遣先の「事業所単位」の期間制限

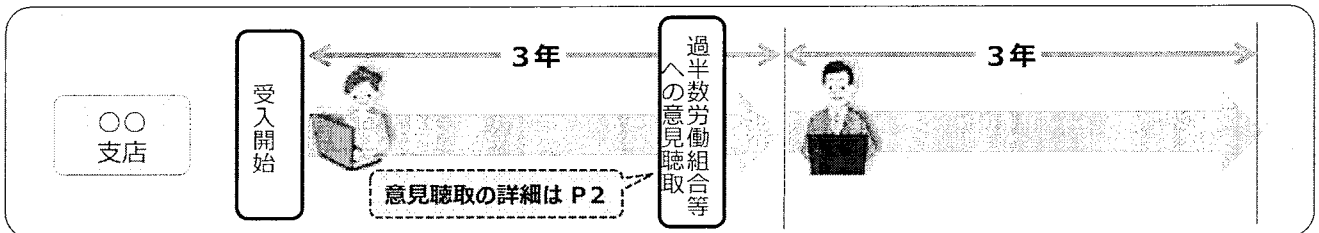
事業所単位の定義は P 2

派遣先は、同一の事業所において派遣可能期間（3年）を超えて派遣を受け入れることはできません。

▶ ただし、派遣先の事業所の過半数労働組合等※1から意見を聴いた上であれば、3年を限度として派遣可能期間を延長※2することができます。

※1 過半数労働組合が存在しない場合、派遣先の事業所の労働者の過半数を代表する者

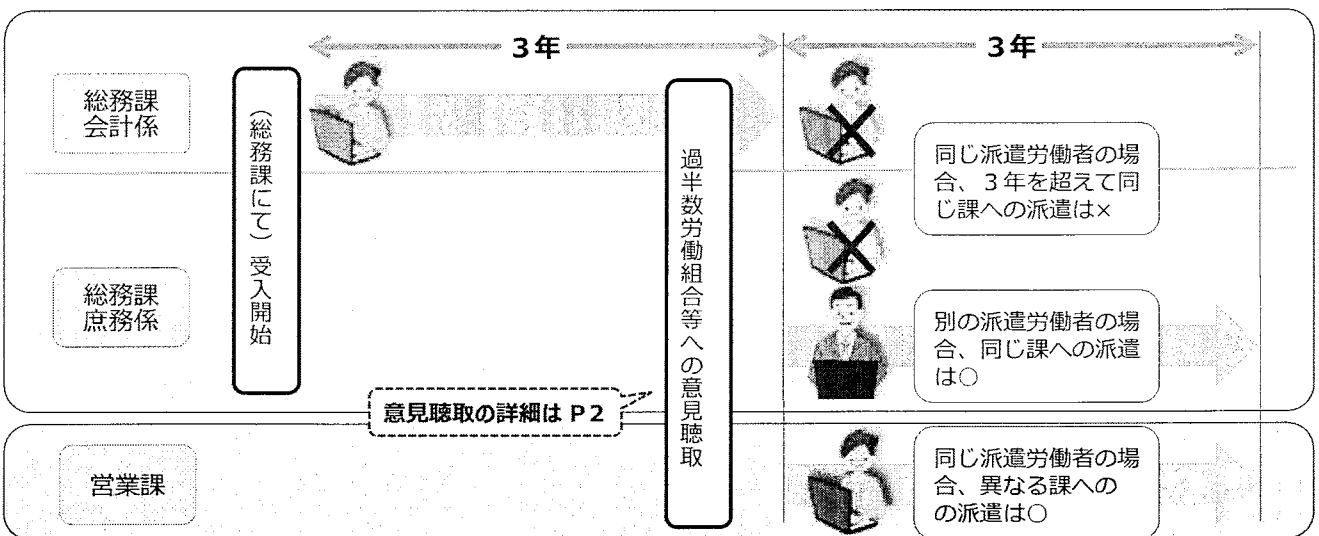
※2 再延長する場合には、改めて意見聴取手続きが必要です。



### ② 派遣労働者の「個人単位」の期間制限

組織単位の定義は P 2

①において「事業所単位」の派遣可能期間を延長した場合でも、派遣先の事業所における同一の組織単位（いわゆる「課」などを想定）で、3年を超えて同一の派遣労働者を受け入れることはできません。





## 事業所・組織単位の定義

以下の観点から、実態に即して個別に判断されます。  
ご不明な点は、お近くの労働局までご相談ください。

### ▶ 事業所

- ※ 雇用保険の適用事業所に関する考え方と基本的に同じです。
- ・ 工場、事務所、店舗等場所的に独立していること
- ・ 経営単位として人事・経理・指導監督・働き方などがある程度独立していること
- ・ 施設として一定期間継続するものであること

### ▶ 組織単位

- (いわゆる「課」や「グループ」など)
- ・ 業務としての類似性、関連性があるもの
- ・ 組織の長が業務配分、労務管理上の指揮監督権限を有するもの

## 意見聴取手続

派遣先は、同一の事業所において3年を超えて派遣を受け入れようとする場合は、延長しようとする派遣可能期間が終了する1か月前までに、事業所の過半数労働組合等から意見を聴く必要があります。

### ▶ 意見聴取方法

- ① 過半数労働組合等に対して、書面による通知※を行わなければなりません。  
※ 通知の内容は「派遣可能期間を延長しようとする事業所」および「延長しようとする期間」です。  
あわせて、その事業所ごとの業務について、派遣受入れの開始時からその業務に従事した派遣労働者の数や派遣先の無期雇用労働者の数の推移等の参考となる資料を提供する必要があります。
- ② 過半数労働組合等から異議が述べられた場合、派遣先は、延長前の派遣可能期間が経過する前に、派遣可能期間の延長の理由と延長の期間、当該異議への対応方針を説明しなければなりません。

## 2 無許可派遣を行う事業主からの受入れ禁止

平成27年労働者派遣法の改正により、労働者派遣事業は許可制へ一本化されました。

改正前から届出による特定労働者派遣事業（以下「(旧)特定労働者派遣事業」という。）を行っていた事業主が、経過措置として派遣事業を引き続き行える期限は、原則、平成30年9月29日までです。

**平成30年9月30日以降、許可を受けていない※<sup>1</sup> (旧)特定労働者派遣事業を行う事業主から、派遣労働者を継続して受け入れると、法違反※<sup>2</sup> となります。**

労働局からの指導の対象となるほか、事業主名の公表等の対象となることもあり、また、労働契約申込みみなし制度（P3参照）の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

- ※<sup>1</sup> 平成30年9月29日までに許可の申請がなされた場合、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間は、引き続き（旧）特定労働者派遣事業を行うことができます。
- ※<sup>2</sup> 労働者派遣法第24条の2で、無許可の事業主からの派遣受入れを禁止しています。

派遣元事業主の許可取得・申請状況を確認してください。

平成30年9月30日以降に派遣を受け入れる際には、「許可を取得した派遣元事業主」又は「許可申請中の(旧)特定労働者派遣事業を行う事業主」であることを、必ず確認してください。

★ 派遣元事業主には固有の許可番号又は届出番号があります。

※許可番号又は届出番号は、人材サービス総合サイト（<https://www.jinzai-sougou.go.jp/>）で検索できるほか、労働者派遣契約書等に記載されている場合があります。

※この番号が「特\*\*-\*\*\*\*\*」（「特」から始まる2桁-6桁の数字）である事業主は、（旧）特定労働者派遣事業を行う事業主であり、まだ許可を取得していない、または、許可を申請していない可能性があります。

❗ (旧)特定労働者派遣事業を行う事業主が許可を取得・申請しない場合、派遣契約を継続できず、派遣先が、現在受け入れている派遣労働者を直接雇用する、新たな派遣元から派遣労働者を確保する等の対応をする必要が生じます。

### 3 労働契約申込みみなし制度等

**違法な労働者派遣を受け入れた場合、派遣先が、その派遣労働者に対して労働契約の申込みをしたとみなされる場合があります。**

平成27年10月1日以降、派遣先が次に掲げる違法な労働者派遣を受け入れた場合※<sup>1</sup>、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされます※<sup>2</sup>。

- ※1 派遣先が違法派遣に該当することを知らず、かつ、知らなかったことに過失がなかったときを除きます。
- ※2 派遣先が国又は地方公共団体の機関である場合には、国家公務員法、地方公務員法等の規定に基づく採用その他の適切な措置を講じなければなりません。

#### ▶ 労働契約申込みみなし制度の対象となる違法派遣

- ① 労働者派遣の禁止業務に従事させた場合
- ② 無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ③ 期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合
- ④ 労働者派遣法等の規定の適用を免れる目的で行われるいわゆる偽装請負の場合

### 4 派遣労働者への募集情報の提供

**派遣先において、派遣労働者に対し、募集情報を提供することが義務付けられています。**

#### ▶ 通常の労働者（いわゆる正社員）を募集する場合

派遣先の事業所で正社員を募集する場合、その事業所に継続して1年以上受け入れている派遣労働者がいる場合には、その派遣労働者に対して、正社員として就職する機会が得られるよう、募集情報を周知しなければなりません。

#### ▶ 労働者を募集する場合

派遣先の事業所で正社員に限らず労働者を募集する場合、派遣先の同一の組織単位の業務に継続して3年間受け入れる見込みがある派遣労働者がいる場合であって、雇用安定措置（同ページ「5.雇用安定措置への対応」参照）として、派遣元からこの派遣労働者に係る直接雇用の依頼があった場合には、その派遣労働者に対して、直接雇用で就職する機会が得られるよう、募集情報を周知しなければなりません。

### 5 雇用安定措置への対応

**派遣労働者の直接雇用に向けて、真摯な検討を行うなど、適切な対応をお願いします。**

雇用安定措置（派遣労働者の派遣終了後の雇用を継続させるための措置※）として、派遣元から、同一の業務に1年以上継続して従事する派遣労働者の直接雇用の依頼を受けた場合であって、その派遣終了後に引き続き同一の業務に従事させるために労働者を雇用する場合には、受け入れていた派遣労働者を雇用するよう努めなければなりません。

また、このような場合以外でも、雇用安定措置として直接雇用の依頼を受けた場合には、派遣労働者の能力評価を踏まえ、直接雇用に向けて真摯な検討を行うなど、本人の希望に沿った適切な対応をお願いします。

- ※ 派遣元には、雇用する派遣労働者が、同一の組織単位の業務に継続して3年派遣される見込みがあり、かつ派遣労働者が派遣終了後の継続就業を希望するときは、派遣先に対する直接雇用の依頼等を講じる義務が課されます（1年以上3年未満の派遣見込みの場合は努力義務）。

## 平成27年労働者派遣法改正法の詳細は、以下をご覧ください。

○平成27年労働者派遣法改正法の概要

○平成27年9月30日施行の改正労働者派遣法に関するQ&A など

※ 厚生労働省のHPに、平成27年労働者派遣法改正法に関する資料を掲載しています。

労働者派遣法 平成27年改正

検索

～ご不明な点については、まずお近くの都道府県労働局へお問い合わせください～

### 都道府県労働局 問い合わせ先

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	三重	需給調整事業室	059-226-2165
青森	需給調整事業室	017-721-2000	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	京都	需給調整事業課	075-241-3225
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
山形	需給調整事業室	023-626-6109	奈良	需給調整事業室	0742-32-0208
福島	需給調整事業室	024-529-5746	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	島根	職業安定課	0852-20-7017
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	広島	需給調整事業課	082-511-1066
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	山口	需給調整事業室	083-995-0385
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8617	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637

社援基発 0702 第 1 号  
平成 30 年 7 月 2 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 社会福祉法人による海外事業の実施等について

技能実習制度における介護職種の追加や、我が国の介護福祉士資格を有する外国人を対象とした「介護」の在留資格の創設に伴い、介護職種の技能実習生や在留資格を持つ外国人介護福祉士等の介護分野の外国人の受入れを円滑に行うための取組が開始されるなど、昨今、社会福祉法人が、新たに海外の機関・法人と連携して事業や取組を行う契機が生じているところです。

こうした状況を踏まえ、今般、現状の社会福祉法人制度に照らして、社会福祉法人が海外で行うことのできる事業等については別紙 1、社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等については別紙 2 のとおりとりまとめましたので、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、本通知の内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

また、本通知の施行により、「社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等について」（平成 29 年 9 月 29 日社援基発 0929 第 1 号当職通知）は廃止します。

## 別紙1 社会福祉法人が海外で行うことができる事業等について

### 第1 社会福祉法人が海外で行うことができる事業等

#### 1 海外で行うことができる事業等の範囲

社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）においては、社会福祉法人（以下「法人」という。）の海外事業の実施を明確に禁止する規定は存在しない。よって、法人は、海外における事業や活動（以下「海外事業等」という。）を一切行うことができないわけではないが、そもそも法人は、法第2条の社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであり、社会福祉事業が国内において様々な福祉ニーズを有する者への支援を行うための事業であることに鑑みると、法人が海外事業等を実施するにあたっては、一定の制約の下で行われるべきものと考えられる。

法人の海外事業等のうち社会福祉事業の一環として行う活動の外（以下「海外事業」という。）は、基本的に法第26条第1項に規定する公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）及びその収益を社会福祉事業又は公益事業（法第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）として実施されることとなる。

#### (1) 社会福祉事業の一環として行う活動

国内の社会福祉施設で勤務する介護職員の採用活動及び研修活動については、国内における社会福祉事業の一環として、海外においても実施できるものであること。なお、法人の職員とは関係のない不特定多数を対象とした研修事業を実施するような場合は、(5)のとおり、公益事業または収益事業として整理すべきこととなる。

#### (2) 公益事業として行うことができる事業

法人に対しては、国内において税制上の優遇措置及び運営費の交付等の公的支援が講じられており、これらの財源は、国民が負担する公費等が原資となっている。このことを踏まえ、①日本国内の福祉の向上に直接的に関連する事業（(1)に該当するものを除く。）又は②日本の公的機関（政府機関、独立行政法人又は地方公共団体等）の補助又は助成を受けて行われる国際貢献のための事業については、公益事業として実施できるものであること。

#### (3) 収益事業として行うことができる事業

収益事業として行うことができる事業については、国内における事業実施の場合と同様に実施できるものであること。また、公益事業として実施できないものであっても収益事業として実施できる場合があること。

#### (4) 海外事業等を実施する法人の要件

ア 法第56条第4項に規定する勧告を受けている、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」（平成29年9月26日付内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）1（1）に該当する等、事業運営が適切に行われていると認められない事由がないこと。

イ 海外事業を行うにあたっては、定款に具体的な事業内容と事業を展開する国を明記し、所轄庁の承認を得ること。

ウ 法人の事業の安定的運営を確保し、国内の福祉サービスを充実する等の観点から、海外事業の規模（すべての海外拠点に係る拠点区分事業活動計算書（第二号第四様式）のサービス活動費用計の合計額）は、原則として前会計年度の法人全体の

次期繰越活動増減差額の 50%を超えてはならないこと。ただし、当該会計年度における特別な事情により超えてしまったものであり、恒常的に 50%を超えるものでないと所轄庁が認める場合には、この限りでない。

#### (5) 海外事業等の具体的な内容

海外で行うことができる事業等としては、例えば、以下のようなものが考えられる。ただし、これに限られるものではない。

##### <社会福祉事業の一環としての活動>

- ・ 国内の社会福祉施設で勤務する介護職員の採用活動及び研修活動

##### <公益事業>

- ・ 送出国の送出機関や準備機関と連携し、研修事業の委託、講師の派遣等を通じて、介護職種 of 技能実習生候補者の送出し支援等を行う事業
- ・ 送出国の日本語学校等の教育機関等と連携し、介護福祉士を目指す外国人留学生候補者の受入れ支援等を行う事業
- ・ 海外で介護人材を募集・育成し、国内での就労へと誘導するための事業
- ・ (独)国際協力機構(JICA)等から助成を受けて行う国際貢献事業(人材養成や海外の老人ホームへのノウハウ供与等)

##### <収益事業>

- ・ 海外の介護事業者のための研修事業
- ・ 海外の介護事業者のためのコンサルティング事業
- ・ 海外での老人ホーム運営
- ・ 海外での介護人材養成のための学校運営

## 2 海外事業等の資金

法人の財産については、収益事業から生じた収益を社会福祉事業又は公益事業に充当しなければならず(法第26条第1項、第57条第1項第2号)、また、介護報酬や措置費等については収益事業に充当してはならない(「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)等)といった制約があり、法人外流出が禁止されている。

法人の海外事業等は、出張所(法人格なし)の形態で実施することが考えられるが、当該海外事業等が公益事業に位置付けられる場合、法人の社会福祉事業、公益事業又は収益事業から生じた収益を、第1の1の(4)ウの範囲内で充当することが可能であること。一方、当該海外事業等が収益事業に位置付けられる場合、法人財産を充当することはできず、新たな資金調達(寄附等)が必要であること。

また、一般的には、海外事業等を、現地法人の設立により実施する形態も考えられるが、上記の制約を踏まえ、法人から現地法人への出資は認められないこと。

なお、法人が、海外の法人と協働して事業を実施することにより、海外で法人格を取得せずに事業を実施する場合がありますが、この場合も、当該法人への単なる出資は認められないこと。

## 第2 海外事業等の実施に関する留意事項

### 1 社会福祉事業の一環としての活動

当初、社会福祉事業の一環としての活動と扱うことが適当であると判断し、その後の状況の変化により、定款上または計算書類上、個別の事業として認識すべき事由が認め

られる場合には、同様の取り扱いを継続することは適当でないこと（公益事業又は収益事業へ移行させること）。

## 2 定款変更の承認

定款の承認に当たっては、商慣習の違い、法務・労務・税務の違いなど、国内事業と比較してリスクが高いと考えられることから、当該法人が海外事業を行う合理的理由、事業計画を入手し、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがないことや第1の1の（4）の要件を満たすことを検討し、承認すること。

## 3 計算書類の作成

海外事業に係る法人の計算書類の作成については、国内事業と拠点区分を分け、当該事業に係る会計処理を行うことが必要であること。

なお、外貨建の資産及び負債については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱い」（平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の13に従い、決算時の為替レートで換算する必要があること。その他、期中の取引等については、企業会計で適用されている外貨建取引等会計処理基準（昭和54年6月26日企業会計審議会）及び同実務指針（平成8年9月3日日本公認会計士協会）などを参考に、適切な会計処理を行う必要があること。

## 4 指導監査上の着眼点、指摘基準、確認書類

### <着眼点>

○ 海外事業等について、所轄庁による実地調査は所轄庁の任意であること。ただし、通常の法人監査の中で、海外事業等の内容や実態を把握し、社会福祉事業の一環としての活動、公益事業又は収益事業の位置付けが適切か確認するとともに、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがないことや第1の1の（4）の要件を満たすことを確かめること。

### <指摘基準>

定款変更を行わずに海外事業を継続し、その原因が法人の内部管理体制の不備による場合は文書指摘によることとする。

### <確認書類>

定款、理事会議事録、会計帳簿、事業報告、計算書類等

## 別紙2 社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等について

### 第1 法人が運営する施設等における介護職種の技能実習生の受入れについて

#### 1 基準等の遵守等

技能実習制度の対象職種への介護職種の追加は、技能実習制度の趣旨に沿って人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的とするものである。法人が運営する施設等において介護職種の技能実習生の受入れを行う際には、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年厚生労働省告示第320号）及び「『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」（平成29年9月29日社援発0929第4号、老発0929第2号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）を遵守すること。

#### 2 費用等の支弁

介護職種の技能実習生の受け入れのための監理団体（以下「監理団体」という。）へ、社会福祉法人が支払う費用等の支弁の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 法人が、介護職種の技能実習生を受け入れるに当たり、実習実施者として監理団体の会員又は組合員となること等に伴い必要となる監理費を支出することは認められるものであること。また、監理団体が実習実施者から監理費以外を徴収することは、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）において禁止されており、実習実施者として支出することは認められないので留意すること。
- (2) 監理団体の許可を得る目的のために法人を設立する場合、登記等の手続のための初度経費（登記等の手続に要する実費に限る。）については、監理団体の会員等となる社会福祉法人から、設立中の法人に対して一時的な貸付けを行うことはできること。なお、当該貸付については、たとえ少額であったとしても社会福祉法人が貸付金債権を保有し続けることは適当ではないため、設立中の法人に償還計画を策定させる等、返済の見通しを明らかにしておくこと。
- (3) 監理団体を運営する法人に対する対価性を有しない支出のうち、介護職種の技能実習生を受け入れる前提として支払う必要がある支出（例えば、年会費等）は認められるものであること。

なお、社会福祉法人が他法人へ出資をすることは制限されているが、監理団体が中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2の事業協同組合の形態で運営される場合で、かつ法人が介護職種の技能実習生を受け入れる前提として組合員となる必要がある場合にあつては、同法第10条第1項の出資を行うことは、例外的に認められるものであること。また、監理団体の許可を得る目的のために新規に事業協同組合を設立する場合の同項の出資についても同様であること。

- (4) 監理団体を運営する法人に対する対価性を有しない支出のうち、(3)以外の支出（例えば、いわゆる出資や、財産の拠出や寄附、初度経費以外の貸付など）は認められないこと。



### 3 送出国における介護技能実習生候補者に対する支援等

法人が、介護職種の技能実習生の受入れを円滑に進めるため、送出国の送出機関や準備機関（以下「送出機関等」という。）と連携し、研修事業の委託や、講師の派遣等を通じて、介護職種の技能実習生候補者の送り出しへの支援等を行うことも考えられる。こうした支援等は、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「認可通知」という。）第1の2（2）ケに規定する「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）」（以下「人材育成事業」という。）として、法人が行う公益事業の一つとして考えられる。

このため、定款において人材育成事業を事業として規定していない法人が、こうした支援等を行うには、新たに同事業を加える定款変更の手続きが必要となるので留意すること。

また、事業の実施に当たっては、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであることや、当該法人の行う社会福祉事業に対して従たる地位にあることが必要である等、認可通知等に規定する公益事業の条件を遵守する必要があること。

加えて、送出機関等への出資等については、法人が行う事業から生じた収益を法人外へ抛出することができないとされていることから想定されないものであること。

### 4 その他

法人が、監理団体を通じることなく、企業単独型技能実習として介護職種の技能実習生を受け入れることは、企業単独型技能実習が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員又は密接な関係を有する外国の公私の機関（引き続き1年以上若しくは過去1年間に10億円以上の取引実績を有する取引先又は国際的な業務の連携を行っていることその他の密接な関係を有する機関として法務大臣及び厚生労働大臣が認めるもの）の職員を受け入れるものであることから、基本的に想定されないものであること。

## 第2 法人が運営する施設等における在留資格を持つ外国人介護福祉士の受入れについて

### 1 制度的位置付け

改正入管法においては、専門的・技術的分野の外国人の積極的受入れと留学生の活躍支援という観点から、介護の分野においても、我が国の介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする「介護」という在留資格を設けるものである。このため、法人が運営する施設等において在留資格を持つ外国人介護福祉士を受け入れることについては、国内における介護福祉士の採用と位置付けが異なるものではないこと。

また、法人が、現に人材育成事業として介護福祉士養成施設の運営等を行っており、外国人留学生を受け入れる場合については、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日文科高第918号、社援発第0328002号文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長通知）の別添2のIの6の（9）に留意すること。

加えて、事業の実施に当たっては、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであることや、当該法人の行う社会福祉事業に対して従たる地位にあることが必要である等の認可通知等に規定する公益事業の条件を遵守する必要があること。

## 2 送出国における留学生候補者に対する支援等

法人が、外国人留学生候補者の受入れや、実習に対する支援を行う場合において、送出国の日本語学校等の教育機関等（以下「教育機関等」という。）と連携し、留学生候補者に対する支援等を行うことも人材育成事業の一つとして考えられる。この場合、1と同様、事業の実施に当たっては、認可通知等に規定する公益事業の条件を遵守する必要があること。加えて、教育機関等への出資等については、法人が行う事業から生じた収益を法人外へ拠出することができないとされていることから想定されないものであること。

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 4 日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人による海外事業の実施等に係る Q&A について

社会福祉法人が海外で行うことのできる事業等について、「社会福祉法人による海外事業の実施等について」（平成 30 年 7 月 2 日付社援基発第 0702 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）にて通知したところですが、加えて社会福祉法人による海外事業の実施等に係る Q&A について、別添のとおりまとめましたので、お示しいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

## ○社会福祉法人による海外事業の実施等に係るQ&A

(本Q&Aは、現時点で想定される問をまとめたものであり、今後、運用の状況に応じて加除がありうるものである)

番号	通知該当箇所			(問)	(答)
1	別紙1	第1	1(4)ア	事業運営が適切に行われていると認められない事由には、指導監査における文書指摘は含まれるか。	通常、指導監査における文書指摘は含まれないと考えられるが、当該文書指摘が改善勧告等につながる可能性が高いと判断する場合は含まれると考えられる。
2	別紙1	第1	1(5)	外国で日本人を対象とした保育所等の運営をする場合について公益事業として判断することはできるか。	社会福祉法人は、本来、国内における様々な福祉ニーズを有する者への支援を行うために設立されたものであり、その法人の実施する公益事業は、国内の社会福祉に関する公益性の高い事業とされることから、外国における福祉ニーズに対応する事業は公益事業として認められない。
3	別紙1	第2	1	定款上または計算書類上、個別の事業として認識すべき事由を判断する際の着眼点、具体例を示して頂きたい。	法人の事業活動のなかで、定款に記載してから事業が開始される場合だけでなく、途中で環境が変化して事業性が強くなる場合も想定される。指導監査では相当程度の対価の受領、規模、反復性及び継続性に留意して判断する。 たとえば、当初、社会福祉事業の一環として法人職員向けに実施していた研修について、法人外部の不特定の者にも対価を得て継続的に研修を提供するようになった場合、不特定の者の規模によっては個別の事業として扱うべきと判断される可能性がある。
4	別紙1	第2	3	海外拠点についても社会福祉法人会計基準に従った会計処理を行う必要があると理解しているが、外国の法令等による要請で別の基準による会計帳簿または海外拠点の決算書の作成が必要な場合はどのように対応すべきか。	法人として社会福祉法人会計基準に従った会計処理を行った会計帳簿を作成する必要があるのはお見込みの通りである。外国の法令等による要請については、別に対応する必要がある。
5	別紙1	第2	3	指導監査について、会計帳簿の確認とされているが、海外事業の会計帳簿、証憑等については、本部での保管を義務付けるのか。	証憑等については、国内の拠点と同様に、法人の方針により、本部で保管しても、拠点で保管しても差し支えない。 会計帳簿については、会計システム等により、本部で閲覧できる体制を整えることが必要である。
6	別紙1	第2	3	海外事業の拠点区分において、サービス活動増減差額がプラスであっても、為替の変動により当期活動増減差額がマイナスになった場合は、所轄庁として対応が必要か。	国内で実施する公益事業及び収益事業と同様に、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」がある場合については、適宜指導を行う必要がある。 海外事業の拠点区分の事業活動計算書における当期活動増減差額のマイナスは、法人単位計算書類の次期繰越活動増減差額を減少を通じて、次年度の海外事業の規模を調整するため、単年度損益がマイナスになったことをもって所轄庁として対応が必要となるわけではない。

### <その他>

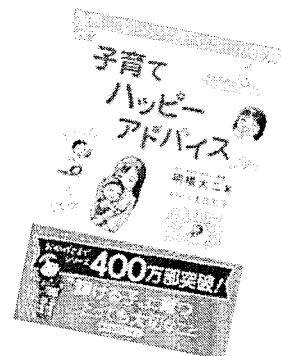
7	別紙1	第1	1(4)	(独)国際協力機構(JICA)の海外事業の助成スキームを示してほしい。	JICAの助成事業のうち、社会福祉法人が利用できる事業は「草の根技術協力事業」である。当該事業は、民間企業等の団体が提案する国際協力活動を、JICAが提案団体に業務委託して、JICAと団体の協力関係のもとに実施する共同事業である。 なお、事業の実施に際しては、事前に先方政府等からの了承の取付を行う必要があり、取付方法等はJICAの国内機関(JICA東京又はJICA関西など)に問い合わせさせていただく必要がある。
---	-----	----	------	-------------------------------------	--

# 認定子育てハッピーアドバイザー 養成講座

「子育てハッピーアドバイス」の基本的な考え方、自己肯定感の大切さや甘えの重要性などを深く学び、地域で広めてくださる方を養成する講座です。

講座を受講された方には、申請により「認定子育てハッピーアドバイザー」資格が付与されます。

現在子育て支援に関わっておられる方、今後子育て支援に関わりたいと考えておられる方、どなたでも、ぜひご参加ください。



講師

明橋 大二



【プロフィール】

現職：真生会富山病院心療内科部長（精神科医）

NPO 法人子どもの権利支援センターばれっと 理事長

富山県虐待防止アドバイザー、高岡児童相談所嘱託医、

\*フジテレビ「笑っていいとも!」、読売テレビ「情報ライブミヤネ屋」NHK 教育テレビ「となりの子育て」などにも出演。

\*著書：「なぜ生きる」「輝ける子」など。

「子育てハッピーアドバイス」は、シリーズで490万部を超えるベストセラーとなり、韓国、中国、台湾、タイでも翻訳出版されている。

★ 12期と13期の受講者を同時に募集します。

第12期

【関西会場】

日時：平成30年9月7日（金）～8日（土）

7日（金）：13:30～19:30

8日（土）：9:00～16:30

場所：宝塚市男女共同参画センター・エル

住所：兵庫県宝塚市栄町二丁目1番2号「ソリオ2」4階



第13期

【関東会場】

日時：平成30年12月14日（金）～15日（土）

14日（金）：13:30～19:30

15日（土）：9:00～16:30

場所：大宮ソニックシティ

住所：埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5

受講費

50,000円

（資料代、資格申請料5000円含）

お問い合わせ先

〒939-0341 富山県射水市三ヶ 3652-2

TEL 080-4256-1423

MAIL happy@hat-a.com

URL http://www.hat-a.com

定員

事前申し込み 先着24名

（申し込み方法は裏面）

主催



一般社団法人

**HAT**

共催



特定非営利活動法人子どもの権利支援センターばれっと

## 皆さまへ

子育てハッピーアドバイスは、発刊より10年を経過し、シリーズで累計490万部と、多くの子育て中の親御さんや支援者の方々に受け入れられてきました。

自己肯定感の大切さや、抱き癖は心配ない、甘えの重要性など、この本のメッセージは、多くの人の共感を受け、子育ての現場に生かされてきたと感じます。しかしその一方で、学力重視、しつけ重視の考え方は、未だに親や教育者の中に根深く、結果として日本の子どもたちの自己肯定感を決して改善していないと感じます。

私は現在、年間100回くらいの講演をしておりますが、それでもその倍以上の依頼をお断りせざるを得ない状況です。ハッピーアドバイスのメッセージに賛同して下さる方は全国にたくさんおられるし、そういった方々と力を合わせて、「自己肯定感の大切さ」「甘えの重要性」を伝えていけば、もっともっと日本の子育ての状況は変わっていくのではないかと思います。

そこでこの度、ハッピーアドバイスのベースにある基本的な考えをよく理解し、地域で広めて下さる人材を養成するため、『自己肯定感を育むスペシャリスト養成プログラム（略称：HAT）』事業を立ち上げました。

今回は一般・子育て支援者向けベーシック資格としての「認定子育てハッピーアドバイザー養成講座」を開催します。すでに子育て支援に関わっておられる方、あるいは、現在は子育て中だが今後は支援にも関わってみたいと考えておられる方に、ぜひ参加して頂きたいと思います。

一緒に力を合わせて、子どもも親も幸せな社会を作っていきませんか？

明橋大二

### — 資格について —

「認定子育てハッピーアドバイザー」資格取得者は、『子育てハッピーセミナー』を開催することができ講師やアドバイザー同士の交流や支援情報の交換などの機会にも参加できます。

さらに深く学びたい、子育て支援のスペシャリストとしてステップアップしたい指導者向けの講座「子育てHATマイスター養成講座」の受講資格も同時に付与されます。

## 内容

1 日 目	開講式	講座目的・グラドルール
	テーマⅠ	セッション1～3 自己肯定感について
	テーマⅡ	セッション1～3 甘えについて
	テーマⅢ	子育てハッピーセミナー 紹介・解説
2 日 目	テーマⅣ	セッション1～3 子どもへの支援・事例の理解と対応
	テーマⅤ	セッション1～3 親の支援・事例の理解と対応
	テーマⅥ	子育てハッピーセミナー デモンストレーション・評価
	閉講式	認定子育てハッピーアドバイザー修了証授与

## お申し込み方法

◎下記事項を明記の上、メールにてお申し込みください。（FAX可）

なお、HP (<http://www.hat-a.com>) からでもお申し込みができます。

後日こちらから、先着による受講の可否・振り込み先等のご案内をいたします。

（受講受付完了後にキャンセルの場合、3日前まで全額返金；但し送金手数料は受講者負担）

**先着順：定員になり次第締切ります♪**



MAIL: [seminar@hat-a.com](mailto:seminar@hat-a.com) FAX: 0766-55-2799

(ローマ字ふりがな) 氏 名	生年月日	S・H	年	月	日	歳
	性 別	男 ・ 女				
受講希望	12期（神戸会場） ・ 13期（大宮会場） ← いずれかに○を付けてください					
住 所	〒					
電話・FAX	(TEL)			(FAX)		
メ ー ル	seminar@hat-a.com からのメールが受信出来るよう、設定をお願いします。					
所属・職業						

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 大阪府北部を震源とする地震および平成30年7月豪雨（西日本豪雨）にかかる保育三団体被災地支援募金への協力について【お願い】……………1

## ◆大阪府北部を震源とする地震および平成30年7月豪雨（西日本豪雨）にかかる保育三団体被災地支援募金への協力について【お願い】

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）による被害を受けた地域の皆さまにおかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

全国保育協議会では、被災地情報の把握に努めるとともに、被災地の保育所等および保育活動等を支援するための募金を、平成30年7月12日に保育三団体協議会（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）で共同実施することの確認がなされました。

つきましては、次頁のとおり、募金口座を開設いたしましたので、募金への協力について特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

送金については、組織単位でまとめていただいても、会員、個人で送金いただいても結構です。保育三団体協議会では都道府県・指定都市別の送金件数、送金金額等の集計を行う予定はございませんので、あらかじめご了解ください。

また、全国保育士会では、「全国保育士会被災地支援スカンポ募金（通称：スカンポ募金）」を引き続き活用予定であることを申し添えます。

## 保育三団体被災地支援募金

金融機関：三井住友銀行 東京公務部（店番号：096）

口座番号：普通預金 0177642

口座名義：社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金  
会長 万田 康（マング ヤスシ）

窓口では「**保育三団体被災地支援募金**」で振込手続きが可能です

募金期間：平成30年7月13日（金）～平成30年8月31日（金）

※ 領収書の発行については、平成30年度保育三団体協議会事務局（全国保育協議会）宛に別添「領収書発行依頼書」により、FAXまたはE-mail等でお問い合わせください。

※ 平成30年度保育三団体協議会事務局にて入金を確認後、領収書を発送いたします。

※ 誠に恐れ入りますが、お振込手数料はご負担いただきますようお願い申し上げます。

### 【保育三団体被災地支援募金に関するお問い合わせ先】

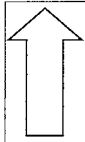
全国保育協議会 事務局

（社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部 内）

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

E-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp





平成 30 年度保育三団体協議会 事務局（全国保育協議会 事務局） 行

FAX 03-3581-6509

メール zenhokyo@shakyo.or.jp

大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）  
保育三団体被災地支援募金  
領収書発行依頼書

振 込 日	平成	年	月	日 ( )
振込金額	円	【保育三団体被災地支援募金】 金融機関 三井住友銀行 東京公務部（店番号：096） 口座番号 普通預金 0177642 口座名 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金 会長 万田 康		
住 所 (領収書送付先)	〒			
お 名 前 (領収書宛名、 振込人名義)	(ふりがな)			
ご連絡先 電話番号				

照会先 平成 30 年度保育三団体協議会 事務局（全国保育協議会 事務局）

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509 / E-Mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

※ 平成 30 年度保育三団体協議会事務局にて入金を確認後、領収書を発送いたします。

平成30年7月吉日

神奈川県・市町村関係職員 各位

神奈川県保育推進協議会  
会長 萩原 敬三  
( 公印省略 )

## 勉強会「かながわのほいく」の開催について

拝啓 盛夏の候、皆さまにおかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会の運営にご理解やご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、本会も発足して無事に一年を迎えることが出来ました。その中の活動から神奈川県のみらいある子ども達のために、関係する者が一堂に会して、これからの「かながわのほいく」について学んでいくことの必要性を実感し、この度標記の勉強会を行うことと致しました。

つきましては、標記勉強会に大勢の方にご参画頂き、子育てするなら神奈川を皆さまと共により実効性のあるものにして参りたいと考えております。ご多忙中恐縮では御座いますが、皆さまにご参加を賜れば幸甚に存じます。

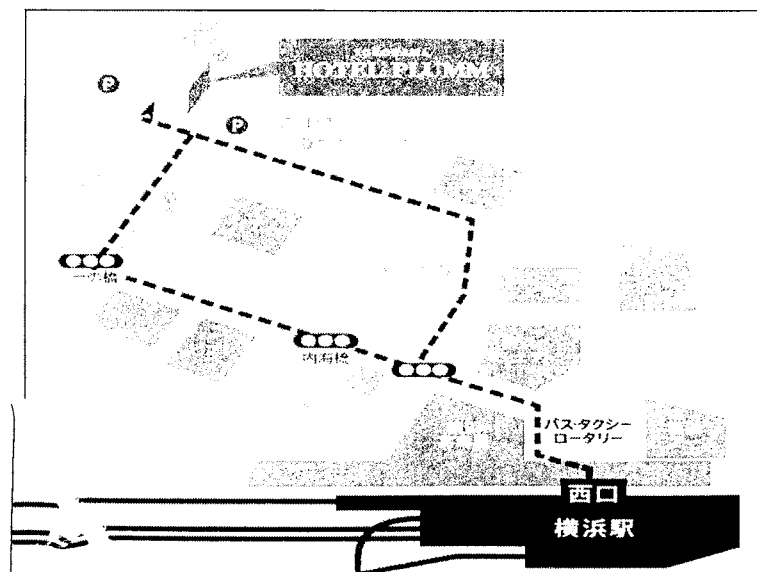
敬具

### 記

日 時 平成30年8月4日(土) 14時20分から19時30分(受付は14時より)

場 所 ホテルプラム横浜 2階:パレ・ロワイヤル

〒220-0004  
横浜市西区北幸2-9-1  
電話 045-314-5546



横浜駅、西口(中央改札)より徒歩5分

参加者 自由民主党神奈川県連議員、神奈川県・市町村関係職員、本会会員など50名

内 容 第1部 勉強会  
14:00～ 受付  
14:20～14:30 開会  
14:30～16:00 講演1「神奈川県の保育施策と展望について」  
講師：吉田 正幸 氏  
(保育システム研究所 代表)  
16:00～16:20 休憩  
16:20～17:00 講演2「こども・保育政治連盟活動報告」  
講師：森田 信司 氏  
( (福) 信光園 理事長 (大阪府) )  
17:00～17:10 閉会  
第2部 懇談会  
17:20～19:30 開会 (乾杯)、懇談、中締め

参加費 5千円：当日、受付にて徴収します。なお、当日ご都合が合わなくなった場合は、大変恐縮ですが代理の方の出席をお願いします。  
(会員については、法人や施設会計からの参加費の捻出は出来ません。)

申込み 別紙、申込書を平成30年7月20日(金)までに下記記載の事務局宛にファクスにてお申し込み下さい。送信票は不要です。

事務局 神奈川県保育推進協議会 事務局

〒259-1316

秦野市沼代新町3-42 やまゆり保育園内  
事務局長 山本 昇

電話：0463-88-7810

FAX：0463-88-3117

## 勉強会「かながわのほいく」参加申込書

所 属 (○を付けて下さい)	1, 自民党神奈川県連議員 2, 神奈川県・市町村関係職員 3, 神奈川県保育推進協議会 4, その他 ( )
お 名 前	
役 職 (所属先の役職)	※ 特に無い場合は、記載不要です。
連 絡 先 (電話番号)	
連絡事項	※ 何かありましたらご記入下さい。

申込先

神奈川県保育推進協議会 事務局

やまゆり保育園内 事務局長 山本 昇

F A X : 0 4 6 3 - 8 8 - 3 1 1 7

## 講師紹介

吉田 正幸 氏

大阪大学人間科学部卒業。  
(有)遊育 代表取締役兼発行人  
(株)保育システム研究所代表取締役  
大妻女子大学大学院非常勤講師

### 審議会など

文部・厚生両省の総合施設に関する合同検討会議委員  
文部・厚生両省の総合施設モデル事業評価委員会委員  
東京都港区・公立保育園の在り方に関する検討会座長  
東京都新宿区・幼児教育の在り方検討会副座長  
東京都千代田区・認証保育所審査会会長  
文部科学省・新幼児教育振興プログラム策定フォーラム協力者  
文部科学省・「新しい幼児教育の在り方に関する調査研究」企画評価会議委員  
厚生労働省：家庭的保育の在り方に関する検討会委員  
内閣府：認定こども園制度の在り方に関する検討会委員  
厚生労働省：社会保障審議会少子化対策特別部会委員  
厚生労働省：社会保障審議会児童部会委員  
神奈川県認定こども園認定等検討委員会委員  
京都市子ども・子育て会議委員  
浦安市子ども・子育て会議委員  
品川区子ども・子育て会議副会長  
千代田区子ども・子育て会議副会長  
板橋区子ども・子育て会議副会長  
あきる野市子ども・子育て会議委員長  
神奈川県子ども・子育て会議委員  
神奈川県幼保連携型認定こども園認可専門部会長職務代理  
厚生労働省：子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員  
厚生労働省保育士等確保対策検討会副座長                      などを歴任

森田 信司 氏

社会福祉法人 信光園 理事長

社会福祉法人信光園は、大阪府東大阪市などで保育所を4ヶ所、特養を1ヶ所、老人介護事業所を4ヶ所運営する法人です。自身も保育所の園長を兼任しています。

### 要職

こども・保育政治連盟 理事  
全国社会福祉協議会・全国保育協議会協議員（研修部会長）  
大阪府社会福祉協議会 保育部会長  
東大阪市私立保育会会長  
など現職並びに歴任

平成30年7月17日

自由民主党神奈川県支部連合会  
幹事長 土井 隆典 様  
政務調査会長 嶋村 公 様  
自由民主党神奈川県議会議員団  
団 長 小島 健一 様  
政務調査会長 国松 誠 様

神奈川県保育推進協議会  
会 長 萩原 敬三

平成31年度 国・県への予算要望書

神奈川県保育推進協議会

平成31年度

【国】への予算要望書

神奈川県保育推進協議会

平成31年度【国】への予算要望書

団体名	神奈川県保育推進協議会
-----	-------------

省庁(部局等)	厚生労働省 社会援護局
---------	-------------

件名	1. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成について
----	-------------------------------

○印を付けて下さい	新規 ・ 継続
-----------	---------

<p>要望内容</p> <p>社会福祉施設職員等退職手当共済制度への公費助成について、待機児童対策の面から「子育て安心プラン」に連動して当面継続し、平成32年までに改めて結論を出すとの通知がありました。</p> <p>退職制度への公費助成がなければ現在の退職金支給水準を保つことが出来ず、保育士の就労意欲の低下に繋がります。保育については、職員が安心して就労できるよう、就労条件や環境の整備としても社会福祉施設職員等退職手当共済制度への公費助成が平成32年以降も存続される事を要望します。</p>
--



平成31年度【国】への予算要望書

団体名	神奈川県保育推進協議会
-----	-------------

省庁(部局等)	厚生労働省 社会援護局
---------	-------------

件名	2. 公定価格の処遇改善 I について
----	---------------------

○印を付けて下さい	<input checked="" type="radio"/> 新規 ・ <input type="radio"/> 継続
-----------	--

要望内容

前年度の要望において処遇改善 I については今後とも2%（月額6千円）の処遇改善が継続して実施していきたいとの回答を頂きまして有難うございました。

また12%以上の加算につきましても今後の検討事項として頂きましたが、公定価格のチーム加算は平均雇用年数15年となっていることから、保育園の保育士雇用年数がその水準に至ることは想定されていると思います。是非15%の加算の予算措置について速やかに対応して頂くことを要望致します。

平成31年度【国】への予算要望書

団体名	神奈川県保育推進協議会
-----	-------------

省庁(部局等)	厚生労働省 社会援護局
---------	-------------

件名	3. 公定価格の処遇改善Ⅱについて
----	-------------------

○印を付けて下さい	<input checked="" type="radio"/> 新規 ・ <input type="radio"/> 継続
-----------	--

要望内容

前年度の要望において、処遇改善Ⅱにつきまして、現場の状況に精通されている関係者のご意見も傾聴しながら、円滑な実施に努めてまいりますとの回答を頂きまして有難うございました。

また運用につきまして、もより柔軟な対応が取れるようになりまして大変有難く思います。

しかしながら対象職員の平均勤続年数は、処遇改善Ⅱの試算人数よりも上回っているのが現状です。4万円の算定支給方法を改め、全職員が対象となるよう原資の確保と各法人の裁量で配分できるよう要望致します。

平成31年度【国】への予算要望書

団 体 名	神奈川県保育推進協議会
-------	-------------

省庁(部局等)	厚生労働省 社会援護局
---------	-------------

件 名	4. 地域区分単価の見直しについて
-----	-------------------

○印を付けて下さい	<input checked="" type="radio"/> 新規 ・ <input type="radio"/> 継続
-----------	--

<p>要望内容</p> <p>神奈川県では川崎市、横浜市、相模原市と政令指定都市が3市あり、保育士雇用に向けて独自の助成を行っております。その結果、上記以外では賃金格差から保育士の雇用が大変厳しい事態となっております。</p> <p>重ねて神奈川県の最低賃金は元々高く、今後も上昇することが予想されます。</p> <p>上記の理由から保育分野の地域区分単価を政令市並に上げて頂くことを要望致します。</p>
---

平成31年度【国】への予算要望書

団体名	神奈川県保育推進協議会
-----	-------------

省庁(部局等)	厚生労働省 社会援護局
---------	-------------

件名	5. 事務職員の専任設置について
----	------------------

○印を付けて下さい	<input checked="" type="radio"/> 新規 ・ <input type="radio"/> 継続
-----------	--

要望内容

公定価格上、事務職員については幼稚園や認定こども園では「1人及び非常勤事務職員を加配」となっており、「非常勤事務職員」となっている保育園とは大きく異なっています。現在事務職員雇い上げ加算は例えば10/100地域の90名定員の保育園では年間約70万円程度です。事務量は新たな制度に移行した事により増大し、重ねて保護者に対し提出書類の問い合わせや相談など日常的に直接関わる業務が種々あります。会計事務に留まらない保護者と常態的に関わるだけに事務職員の常勤化の予算措置を要望します。

平成31年度【国】への予算要望書

団 体 名	神奈川県保育推進協議会
-------	-------------

省庁(部局等)	厚生労働省 社会援護局
---------	-------------

件 名	6. 研修代替職員配置について
-----	-----------------

○印を付けて下さい	<input checked="" type="radio"/> 新規 ・ <input type="radio"/> 継続
-----------	--

<p>要望内容</p> <p>前年度の要望におきまして、研修代替職員の配置につきまして、引き続き必要な安定財源の確保とあわせて、充実を図っていききたいとの回答を頂きました。</p> <p>研修により保育の質の向上は期待できます。現状は3日分の試算ですが、これを5日分として研修を受けられる体制を推し進めて頂く事を要望致します。</p>
---

平成31年度

【県】への予算要望書

神奈川県保育推進協議会

平成31年度【県】への予算要望書

団体名	神奈川県保育推進協議会
-----	-------------

省庁(部局等)	福祉子どもみらい局 子どもみらい部
---------	-------------------

件名	1. 地域区分格差解消の予算化について
----	---------------------

○印を付けて下さい	<input checked="" type="radio"/> 新規 ・ <input type="radio"/> 継続
-----------	--

要望内容

現在保育士確保について各園で困難を極めている事  
 はご承知の通りです。特に非常勤人材は時給の上昇が  
 大きく、地域によっては1300円程度まで来ています。  
 神奈川県の特性として政令3市、中核1市を持つ神奈  
 川では、政令3市の市単独助成も相まって、県内地域  
 での人件費格差がより顕著になっています。福祉先進  
 県としての県の立場として、低い地域区分の園に対し  
 て、保育士確保という視点から上乗せ分の予算措置を  
 要望致します。

平成31年度【県】への予算要望書

団体名	神奈川県保育推進協議会
-----	-------------

省庁(部局等)	福祉子どもみらい局 子どもみらい部
---------	-------------------

件名	2. 住宅手当の補助について
----	----------------

○印を付けて下さい	<input checked="" type="radio"/> 新規 ・ <input type="radio"/> 継続
-----------	--

要望内容

現在県下の各市町村で国の施策を活用した保育士住宅借り上げ補助が行われております。しかし市町村によっては独自財源の捻出に苦勞している話を聞きます。

この補助は県外または市外から転入してくる保育士にとって就労する上で大変魅力的な提案であります。県の待機児童対策、保育士確保対策の一環として是非市町村に対する補助金の予算措置を要望致します。



平成31年度【県】への予算要望書

団体名	神奈川県保育推進協議会
-----	-------------

省庁(部局等)	福祉子どもみらい局 子どもみらい部
---------	-------------------

件名	3. 研修体制の充実について
----	----------------

○印を付けて下さい	<input checked="" type="radio"/> 新規 ・ <input type="radio"/> 継続
-----------	--

要望内容

キャリアアップ研修等保育士の処遇を改善するための研修や従来の研修等保育士の資質向上に関する研修に対し日頃よりご支援頂きありがとうございます。

現在キャリアアップ研修の実施は、8領域の委託研修と単領域の指定研修となっていますが、指定研修を実施する団体には予算措置がされず、自己予算での開催となっております。対象者の受講年限が2022年までとなった事から、より多くの職員の効率よい受講が求められます。その為には、多くの実施団体が各地区で開催出来る事が必要です。

「かながわ子どもみらいプラン」の「幼稚園教諭、保育士及び子育て支援事業に従事する者等の確保・質の向上」の計画推進の為にも予算措置について要望致します。

平成31年度【県】への予算要望書

団体名	神奈川県保育推進協議会
-----	-------------

省庁(部局等)	福祉子どもみらい局 子どもみらい部
---------	-------------------

件名	4. 保育士確保対策について
----	----------------

○印を付けて下さい	<input checked="" type="radio"/> 新規 ・ <input type="radio"/> 継続
-----------	--

要望内容

「かながわ子どもみらいプラン中間年の見直し」の中で幼稚園教諭、保育士、保育教諭等幼児教育・保育に従事する人材の必要見込み人数の計画が大幅に改定されました。保育士では28年度実績値の26129人から31年度の計画値では32439人とされています。これだけの数の保育士を確保するためには保育士を養成するだけでなく、資格取得者を就労に結びつける必要があります。

現在県内には「かながわ保育士・保育所支援センター」が横浜にありますが、県内全域特に県西部までには十分機能が発揮されておられません。試験合格者や潜在保育士を就労へ結びつけ、県の計画を推進していくためにも、資格取得者の情報と現在の就労状況及び県下保育園への紹介する機能を持つ組織を県西部にも新たに設置して頂くよう要望致します。